

★ 1970～71年度用カレンダー★

| 7月 | | | | | | | 10月 | | | | | | | 1月 | | | | | | | 4月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S |
| | | | | 1 | 2 | 3 | | | | | 1 | 2 | 3 | | | | | 1 | 2 | 3 | | | | | 1 | 2 | 3 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |

| 8月 | | | | | | | 11月 | | | | | | | 2月 | | | | | | | 5月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S |
| | | | | 1 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | | | | | | 29 | 30 | | | | | | 28 | | | | | | | 30 | 31 | | | | | |

| 9月 | | | | | | | 12月 | | | | | | | 3月 | | | | | | | 6月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S |
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

★ 1971～72年度用カレンダー★

| 7月 | | | | | | | 10月 | | | | | | | 1月 | | | | | | | 4月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S |
| | | | | 1 | 2 | 3 | | | | | 1 | 2 | 3 | | | | | 1 | 2 | 3 | | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |

| 8月 | | | | | | | 11月 | | | | | | | 2月 | | | | | | | 5月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S |
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 29 | 30 | 31 | | | | | 28 | 29 | 30 | | | | | 27 | 28 | 29 | | | | | 28 | 29 | 30 | 31 | | | |

| 9月 | | | | | | | 12月 | | | | | | | 3月 | | | | | | | 6月 | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|----|
| S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | | |
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | | |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

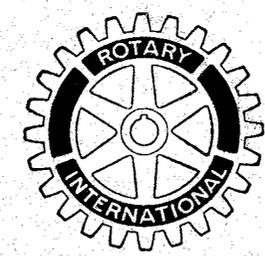
★ 1972～73年度用カレンダー★

| 7月 | | | | | | | 10月 | | | | | | | 1月 | | | | | | | 4月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S |
| | | | | | 1 | 2 | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 30 | 31 | | | | | | 29 | 30 | 31 | | | | | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | 29 | 30 | | | | | |

| 8月 | | | | | | | 11月 | | | | | | | 2月 | | | | | | | 5月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S |
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | 25 | 26 | 27 | 28 | | | | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

| 9月 | | | | | | | 12月 | | | | | | | 3月 | | | | | | | 6月 | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|
| S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | S | M | T | W | T | F | S | | | |
| | | | 1 | 2 | | | | | | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | | | |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | | | |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

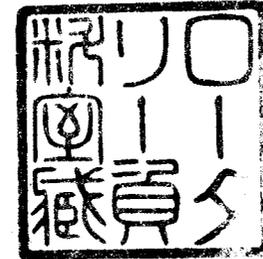
手 続
要 覧



手続要覧

付 録 付

- 国際ロータリー定款及び細則
- ロータリー・クラブ定款及び推奨細則
- 語彙（ロータリー慣用語）



国際ロータリー
EVANSTON, ILL., U.S.A.
ZURICH, SWITZERLAND

序

国際ロータリー定款及び細則並にロータリー・クラブの標準定款に規定せられた、ロータリーの基本法則を解説又は補足する方針や手続は、国際ロータリー加盟クラブにより、国際ロータリー大会に参集したその代議員を通じ、又国際ロータリー理事会によって時々制定せられている。

此の要覧は、ロータリーの管理、習慣、その他に関する一般の資料で補足されたそれらの方針及び手続等を収集したものである。その資料は、国際ロータリー大会の報告、国際ロータリー理事会の議事録、国際ロータリー定款及び細則、その他から収録したものである。

本要覧は又、国際ロータリーの定款及び細則、並に国際ロータリー大会によって採択された標準クラブ定款、国際ロータリー理事会で推奨せられたクラブ細則、及びロータリーにおいて用いられている言葉及び語句の語彙をも含む。

目 次

第一部

| | |
|----------------|---------|
| 国際ロータリーの管理 | 7- 14 |
| 地域管理 | 15- 17 |
| クラブ例会への出席 | 18- 21 |
| 国際ロータリー理事会 | 22- 26 |
| 職業分類 | 27- 31 |
| クラブの管理 | 32- 36 |
| 国際ロータリーの委員会 | 37- 38 |
| 社会奉仕 | 39- 44 |
| 定款に関する事項 | 45- 48 |
| 国際大会 | 49- 58 |
| 地区の管理 | 59- 78 |
| ロータリーの拡大 | 79- 88 |
| 財政問題 | 89- 98 |
| 国際奉仕 | 99-112 |
| 国際大会における立法 | 113-118 |
| ロータリー・クラブの会員身分 | 119-131 |
| 名称及び徽章 | 132-143 |
| 国家への奉仕 | 144-145 |
| ロータリーの計画 | 146-150 |
| 国際ロータリーの出版物 | 151-157 |
| 広報 | 158-159 |
| 地域大会 | 160-164 |
| 救済事業 | 165-166 |
| 会議運営手続規則 | 167-173 |
| 青少年への奉仕 | 174-185 |
| 区域限界 | 186-188 |
| ロータリー財団 | 189-206 |
| 職業奉仕 | 207-211 |

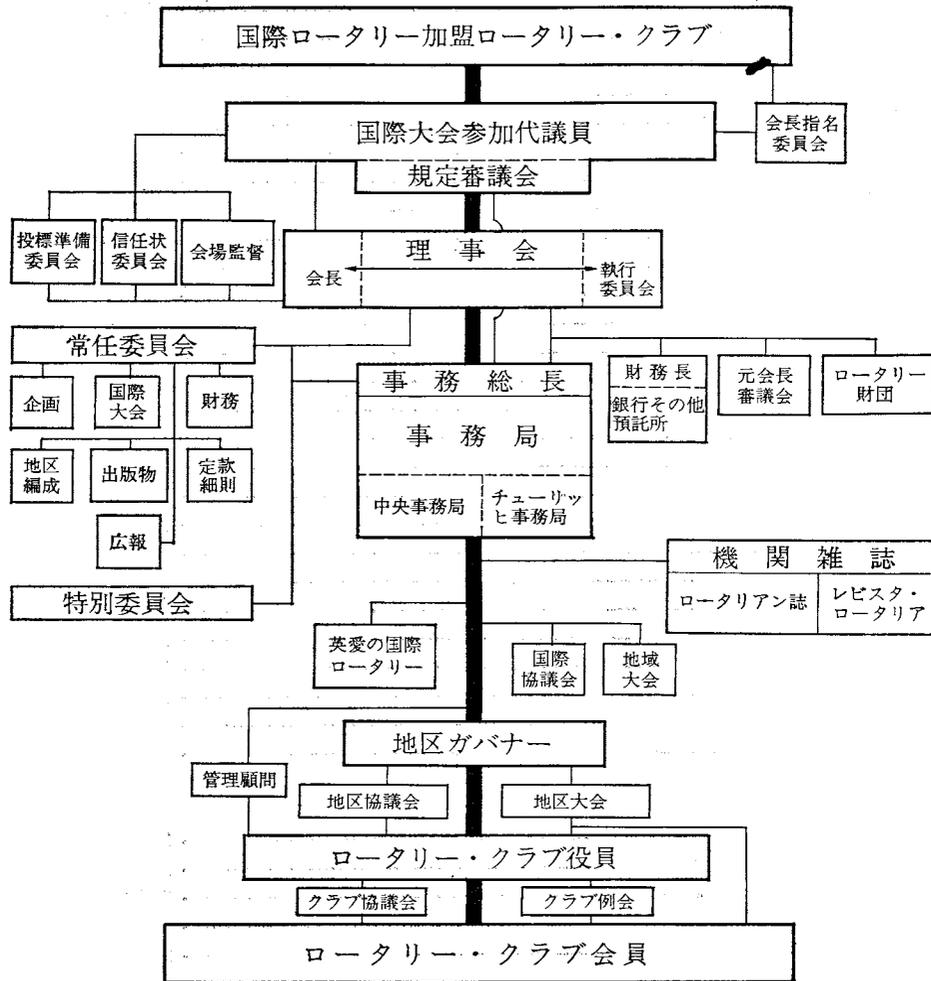
第二部

| | |
|--------------|---------|
| 国際ロータリーの定款 | 215-219 |
| 国際ロータリーの細則 | 223-271 |
| ロータリー・クラブの定款 | 275-285 |
| ロータリー・クラブの細則 | 289-297 |
| ロータリー慣用語 | 299-306 |
| 索引 | 307-331 |

備考：

本書は 1968 年 10 月版の改訂版である。従って本書中には新規又は改訂字句を挿入した個所が多々あるので、読者が容易にこれらの個所を見出し得るように下線が付してある。又付録中の定款及び細則にも同様に新規又は改訂条項及び字句に下線を付し、且つ 1970 年アトランタ国際大会において改正された旨脚注をも付してある。

国際ロータリー組織



国際ロータリーの管理

(Administration of Rotary International)

国際ロータリーの会員組織

(Membership of R.I.)

国際ロータリーは会員たるロータリー・クラブを以て構成される。クラブの数は14,364で、所属ロータリー会員は、およそ680,000名である(1970年7月)。これら個々のロータリアンはそれぞれのロータリー・クラブの会員であり、ロータリー・クラブは国際ロータリーの会員である。国際ロータリーは世界中のロータリー・クラブの連合体である。

国際ロータリーの基本方針

(Basic Policy of Rotary International)

国際ロータリー理事会(1962—63年)は国際ロータリーの基本方針に関する声明を次の如く採択した。

1. 第一に重要なことは、個人ロータリアンによるロータリーの綱領の推進である。
2. 国際ロータリーの管理は、加盟クラブ及び個人ロータリアンによる奉仕の理想の適用によりロータリーの綱領を推進することが最も重要である。
3. 国際ロータリーの管理を基礎づける根本原則は、加盟ロータリー・クラブの実質的な自治性にある。
4. 管理に関する定款及び手続上の制限は、ロータリーの根本的且つ類のない特徴を保持するために最少限度にとどめられている。其の制限規定内においては、特に地方的

実状に於て国際ロータリーの方針を解釈し実行するにあたり最大の融通性を認めるものである。

5. ロータリーを通じて国際理解、親善及び平和の理想の進展は、国家及び地域のクラブ集団に依存することなく、国際ロータリーを主体とする加盟クラブ間の直接関係と共通責任感に基くものとして全世界の加盟クラブの国際的友好を保持し且つ促進することが極めて重要なことを一般に認識せしむるを要す。

国際大会 (Convention)

国際ロータリーの国際大会は、毎年5月或は6月に、理事会の決定する日時及び場所に於て開催される。但し緊急の場合には理事会が変更することがある。

国際ロータリー加盟クラブの代議員であるロータリアンは大会に参集して国際ロータリーの役員を選挙し、且つ大会に正式に提出される立法案を審議する。

各クラブには会員50名及びその過半数毎に1名の代議員(Delegate)を出す権利が与えられている。各クラブは少なくとも1名の代議員を出す権利を有する。クラブは委任状による代理者(Proxy)によって代表されてもよい。国際ロータリーの各役員及び現在も尚ロータリー・クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を有する国際ロータリーの元会長(Past President)は特別代議員(Delegate-at-large)である。

規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は国際ロータリーの立法機関をなすもので、毎偶数年の国際大会の一部として、理事会の決定する、大会開催に先立つ時期及び大会開催地又はその付近の場所において開催される。

審議会は正規の手続きによって提出されたすべての制定案並に決議案の審議及び決定に当る。その決定は、国際ロータリー細則の規定によるクラブの投票に従う場合を除き、すべて国際大会の決定としての効力を有する。

審議会はロータリーのある各地方よりの代表者約 340 名を以て構成される。その構成員は、議決権を有するものとして、各地区のクラブにより選挙された代表者各 1 名、地区に属さないクラブよりの代表者、特別代議員、元会長 5 名、及び審議会議長、並に議決権を有しないその他の者若干名からなる。

国際ロータリー理事会

(Board of Directors of R.I.)

国際ロータリーの管理主体は次の 14 名¹⁾より成る理事会である。

- 会長 (理事会の議長となる)。
- 会長エレクト。
- アメリカ合衆国、バーミユダ及びプエルトリコよりの理事 5 名。
- カナダよりの理事 1 名。
- 英国及びアイルランドよりの理事 1 名。
- 欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域よりの理事 2 名。
- アジアよりの理事 1 名。

1) 1970 年国際大会において、1972 年 7 月 1 日までに実施の予定で、国際ロータリー定款第 5 条第 1 節を、理事会の員数を 17 名——会長、会長エレクト及び 15 名の理事——とすることに改正。

- イベロアメリカよりの理事 1 名。
- 上記に含まれない加盟クラブよりの理事 1 名。

各理事は、それぞれの地帯、地理的集団又は地域のクラブによって指名されるのであるが、大会に於てすべてのクラブにより選挙されるものである、斯くしてロータリーの管理に全クラブを代表しているという責任が、各理事にかかってくるわけである。

理事会は国際ロータリーの管理主体であり、定款及び細則の規定に従い、国際ロータリーの業務と資金の支配及び管理にあたる。理事会は、国際ロータリーのすべての役員及び委員会を全般的に統御管理する。理事会はロータリーの目的の推進及びロータリーの綱領の達成に対し、必要と思われるあらゆる方策を講じる任務をもっている。理事会の決定は、国際ロータリー大会へ提訴できることを条件として、最終的なものとする。

執行委員会: 理事会は、3 名乃至 5 名の限度内で理事を執行委員に任命し、その執行委員に対し理事会の会合のない間、理事会に代って既に国際ロータリーの方針が確立されている、執行又は管理に関する事項を決定する権限を委任する事が出来る。

管理上の単位 (Administrative Units)

国際ロータリー定款 (第 7 条) は、クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式のいずれかの形式を併せ用いるものとする規定している。

- (i) 理事会によるクラブの直接管理。
これは現在地区に属さない 111 クラブのために規定された管理の形式である。
- (ii) 所定地区のガバナーによるクラブの直接管理。

現在地区の数は、314 ある。

(i) 地区ガバナーの管理に加えて、理事会が適切と考え且つ国際大会によって承認された方法を以てする、地理的に隣接する二つ又はそれ以上の地区から成る地域内のクラブの管理。

(ii) 管理上の単位地域たる、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島所在のロータリー・クラブの直接管理。グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの権限、目的及び職務は、国際ロータリー大会によって承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの定款の条項及び国際ロータリーの定款及び細則に定められている所に従うものとする。

理事会は国際ロータリーの管理機構について次のような説明を行なっている。

(i) 地区及び地域組織を最小限度にとどめ、管理目的のための国際ロータリー代表としての地区ガバナーの任務を強化することが最もロータリーのためになるものである。

(ii) 今日の国際ロータリーが一つの進化の産物であることを思えば、現在の機構は、国際的にその機能を発揮する上に良く立案されたものであり、又、問題が起る場合には国際ロータリー定款及び細則によって権限を与えられている人々がその問題をロータリーのため最も有利に解決できることなどが考えられる。(理 46—47)

クラブの地域的又は地方的集団 (Regional or Sectional Groupings of Clubs)

国際理解、親善及び平和の理想の増進は国際ロータリーに対する加盟クラブの直接関係と共通責任に基盤がおかれている。理事会は

統一された世界的組織としての国際ロータリーの縮小に向かう流れ又は傾向の如何なる出現をも心配して見守っている。

理事会は、その目的の如何にかかわらず、クラブの地域的又は地方的非公式集団の発展は、組織統一の縮小の可能性を持つ最初の基盤となるものと考え、それ故に理事会により注意すべき事柄及びとらるべき可能な行為は、斯様な集団におけるクラブ及び地区ガバナーの機能及び活動が地域又は地方に関する問題或は斯様な集団の強化を計画した活動を過度に強調し且つこれに集中することによって限界が定められるようなことのないように気を付けることである。理事会の意見によれば、かような限界を定めた機能及び活動は広く世界にわたるクラブの交際を通じての理解と親善を増進する多くの機会に、クラブ及び地区ガバナーの参加の意義がうすらぐ結果となるようである。(理 61—62)

理事会は 1 国内の 2 以上の地区又は全地区を包括する一つの機関乃至そのような組織又は管理部門の設置には好意を寄せない。(理 69—70)

管理事務 (Administrative Service)

理事会はロータリーの管理上の事務に関して次の如き一般方針を採用している：

1. 国際ロータリーの管理上の事務は、世界中のすべてのガバナー及びクラブに対し出来る限り公平に処理されることになっている。
2. この事務は中央事務局における各人から成る局員によって取扱われることになっている。広く世界にわたって出来る丈最善の事務をとるために中央事務局に変更すべき事柄があれば、之れを随時理事会に報告することは、事務総長の任務とされている。
3. 航空機による世界的な通信機関の絶え

ざる進歩は、クラブと中央事務局間の連絡を益々急速なものにしている。従って事務総長は通信及び物品の送付に航空便を使用する権限が与えられている。このため事務総長は航空便の費用に関し定期的に調査を行ない、財務委員会が理事会に推奨する予算の作成中に同委員会に対し、この種の費用について考慮せしめるようにしなければならない。

4 交通通信の便が常に改善されて行くので、極めて特別な国情、そしてそれが出来るだけ広い範囲の国際事務に供える目的のためである場合を除いては、別に事務局の支局を置く必要はないと考えられている。

5 中央事務局から極めて遠距離の地域、特に戦災地域に於ては、一時的に特別の事務を必要とする場合があるかもしれない。従って、事務総長は、理事会がこれらの必要に応じ最善の方法を決定することができるよう、随時理事会にその特殊な必要事項について報告するよう要請されている。

6 国家の財政状態が保証される処には、事務総長は、銀行勘定を託する財務代行者の制度を設ける権限が与えられている。この場合は財務委員会及び理事会に対しその旨報告しなければならない。

7 通信及び文献は出来得るかぎりこれを受取る者が容易に理解出来る言語で書かれていなければならない。従って事務総長は、ロータリーの伝統であるこの種事務の増加に関する情報について財務委員会及び理事会の考慮を促さなければならない。(理47—48, 55—56, 61—62)

国際ロータリーの役員

(Officers of R.I.)

国際ロータリーの役員は、会長、第1副会長、第2副会長、第3副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、グレート・

ブリテン及びアイルランド(R.I.B.I.)内・国際ロータリー会長、直前会長、副会長及び名誉会計である。

会長:会長は此の組織の最高執行者であり、国際ロータリーの仕事及び活動を監督する。会長は理事会の一員であると共に議長であり、理事会を主宰する。常任委員及び特別委員はすべて会長によって任命される。会長は、会長指名委員会を除くすべての委員会の職権による委員である。

会長は又、国際ロータリー大会及び地域大会の議長となる。

大会に先だつ数カ月前、会長候補者1名が会長指名委員会によって指名される。会長指名委員会によってなされた指名の他に、いずれのクラブも会長被指名者1名を推薦することができる。会長は大会に於て全クラブの選挙人によって選挙される。

1966年(デンバー)大会は、国際ロータリー会長は、如何なる国からも、連続2年を超えて選出せらるべきではないことを規定した決議66—34を採択した。

理事会は、得られる最も有能な人物を指名することが委員会の責任であることを認めるが、毎年国際ロータリー会長指名委員会に、会長を選ぶに当り、ロータリーの国際性にかんがみ、同一の国から2年連続して会長を選出しないことが望ましいという意見を慎重に考慮するよう求めた。(理67—68)

副会長:大会終了直後に開かれる暫定会合において次期会計年度の理事会の会員は彼等の会員中より第1、第2及び第3の各副会長を互選する。

副会長の欠員は残余の副会長の順序に従って充当される。即ち、第1副会長の欠員は第

2副会長をもって、第2副会長の欠員は第3副会長をもって充当される。第3副会長の欠員は理事会が理事の中より選んで充当することになる。

理事:理事は、大会に於て選挙され、その任期は2ヵ年とする。その任務と責任とは、理事会の会員たることに起因する一切を含むものとする。

理事に選挙された時期と任期の第1年目を終る時との間に理事に欠員が生じた場合は、その理事を指名したゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの決定によってその欠員を補充する。理事の欠員がその理事の就任第1年度終了の時とその任期満了の時との間に生じた場合は、残余の理事が残存任期中空席を埋める理事を選挙するものとする。(国際ロータリー細則第4条第8節)

事務総長:事務総長は、会長の監督と理事会の統率の下に実務を執行する、国際ロータリーの常務役員である。事務総長は直接理事会に報告を行ない、その年次報告は理事会の承認を経て大会に提出される。次期理事会は、事務総長の任期が終了する暦年中の暫定会合に於て、任期を5年以内として事務総長を選挙する。事務総長の任期は翌年1月1日に始まる。

約250名の人員が事務総長と共に国際ロータリー事務局を形成し、アメリカ合衆国イリノイ州エバンストン、及びスイス国チューリッヒに事務所を置いている。

財務長:財務長は理事会の指示する方法に従って国際ロータリー資金の支払を行ない且つ理事会によって代行を委任されることあるべき、財務長の職に附随するその他の任務を行なう。財務長は、理事会の要求することあるべき報告を理事会に行ない、又大会に対して年次報告を提出する。財務長は、毎年理事

会に於て選挙する。任期は1年とし、次年度の7月1日に始まる。

地区ガバナー:地区ガバナーの数は314名(1970年7月)である。各ガバナーは理事会の総括的管理の下に、自己の地区内クラブを直接管理する。その上国際ロータリーの綱領を推進し、クラブの結成を監督し、地区内の各クラブ間、及びこれらのクラブと国際ロータリーとの間の友好関係を推進するのがガバナーの任務である。ガバナーは地区協議会及び地区大会を主宰する。

ガバナーは地区大会に於て地区のクラブによって指名されるが、例外的な場合には、郵便による投票を行なうこともある。ガバナーは国際大会に出席し且つ投票する選挙人によって選挙される。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける19地区の地区ガバナーの任務は、その地域の伝統的慣行に従い、R.I.B.I.理事会の指示の下にR.I.B.I.の定款並に細則に基いて遂行される。グレート・ブリテン及びアイルランドにおける各地区ガバナーは、国際ロータリー細則並にR.I.B.I.定款の規定により自己の地区の管理につき国際ロータリー理事会及びR.I.B.I.理事会に対して責任を有するものとする。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける地区ガバナーは、その地区のクラブによって被指名者として選ばれ、R.I.B.I.年次大会において指名され、国際ロータリー国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。

R.I.B.I.の選挙権を有する役員:R.I.B.I.の選挙権を有する役員は、会長、直前会長、副会長及び名誉会計である。会長、副会長及び名誉会計はR.I.B.I.大会によって指名され、

国際大会に出席し且つ投票する選挙人によって選挙される。

役員の任期：国際ロータリーの各役員¹⁾の任期は、会長及び事務総長¹⁾を除き、その選挙された国際大会終了直後の7月1日に始まる。会長の職務上の任期はその選挙された翌年7月1日に始まる。但し、彼はその選挙された直後の7月1日に会長エレクトとして理事の職につくものとする。

異例の事情のもとにおいては、理事会はガバナーの任期を7月1日以後に始まることを承認する権限が与えられておるが、10月1日以後とすることはできない。

役員は、大会に於て選出される理事を除きすべて任期1ヵ年である。理事の任期は2ヵ年間となっている。会長も理事としての任期は2ヵ年—1年は会長エレクトとして、次の1年は会長としてである。

国際協議会 (International Assembly)

国際協議会は毎年普通国際大会の開かれる直前に開催される。

協議会は、会長、副会長、及びその他の理事、もしあれば会長被指名者、及び理事被指名者、事務総長、財務長、国際ロータリー地区ガバナー被指名者、R.I.B.I. 被指名役員、国際ロータリー各委員長及びその他理事会が指定する者から成る。

この協議会の目的とする処は、これらの役員及び委員長が会合し国際ロータリー及び各クラブの次年度の事業活動を協力して計画し、且つロータリーに関する教育と管理上の任務に関する教育を行ない、出席者間の親睦をはかる機会を与えることである。

国際協議会に参加する者に配布される文献

1) 事務総長は理事会において選挙され任期は5年以内とし当選後の1月1日に就任する。

または他の資料は、国際ロータリーに依り出版され或は配付されたもの及び他の者による配布が許可されていない文献及び資料に限られている。

国際ロータリーの委員会

(Committees of R.I.)

細則(第14条)は七つの常任委員会を規定している。即ち、

定款・細則

国際大会

地区編成

財務

企画

広報

出版物

常任委員は会長によって任命されるが、会長は又自己或は理事会の判断に於て必要と認められる特別委員を任命することができる。会長は自己の任命した委員会の委員長を定め、委員に欠員を生じた時はこれを補充する権限を有する。

理事会は地域諮問委員会(国際ロータリー細則第14条第4節)を認可することができる。同委員会は理事会によって承認された手続に従って諮問機関としての機能を果たす。

会長指名委員会を除き、すべての委員会の決定は理事会の承認を受けなければならない。

元会長審議会

(Council of Past Presidents)

国際ロータリー細則(第18条)は職権上の議員としての会長と共に、元会長でその所属クラブにおいて正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の籍を有するも

のを以て元会長審議会を常置することを規定している。

審議会は通信にて、会長又は理事会により付記された事項を考察し、そして理事会に対し進言且つ勧告することができる。

然し、国際大会に出席するそれらの会議員の非公式会合がその国際大会に於て開催される場合、会長又は理事会は会議を招集することができる。

地区協議会 (District Assembly)

ロータリーの教育及び知識を提供し、且つ地区活動の調整をなす目的を以て、各地区内全クラブの次年度会長及び幹事、次年度地区ガバナー並に理事会が選定するその他の者の協議会を毎年4月、5月又は6月に開く。次年度の各クラブ会長及び幹事はこれに出席するものとする。

地区大会 (District Conference)

地区大会は、各地区において毎年、地区協議会、国際協議会、又は国際大会と同時にない条件の下に、地区ガバナー及び地区内過半数のクラブ会長の一致した意見の下に決定した時期と場所において開催される。

地区ガバナー・ノミニーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長にこれが証明されたならば、そのガバナー・ノミニーがガバナーを務める年度のその地区の大会はあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

地区大会の目的は、親睦、感動的挨拶及び地区の仕事並に国際ロータリーに関する問題を全般的に討論することによってロータリー

の綱領を推進するにある。地区大会は国際ロータリー理事会から大会に提案される特殊な事項或は地区内に発生した問題を審議する。地区大会は規定審議機関ではない。地区大会は、国際大会の審議を求めため、時として大会の討議から自然に発生した制定案を採択することもある。大会は又、次年度ガバナーを指名する。場合により地区大会は同一ガバナーを2年連続して指名することもできる。(理 56—57)

地域大会 (Regional Conferences)

地域大会は理事会の決定する日時及び場所に於て理事会によって招集される。

地域大会の目的は、地域内クラブの会員を集めて相互間の面識と理解を推進すること；又意見の交換及びロータリーの綱領に含まれる議題を討議するための公開討論の場を提供するにある。大会は理事会の採択した運営手続に従って運営される。大会は規定審議機関ではないが、理事会に対する勧告として決議を採択することができる。(160—164頁参照)

ロータリー・クラブの構成

(Structure of Rotary Club)

1922年ロスアンゼルス大会に於て、1922年大会以後に国際ロータリーに加盟するクラブは標準クラブ定款を採用すべしというように国際ロータリー細則が改正された。命令的ではなかったが、1922年6月以前に加盟した多くのクラブも、その定款を改正して標準クラブ定款に合うように変えている。従って、ロータリー・クラブの組織は標準クラブ定款に基づいていると考えてよいであろう。

無地区クラブの管理

(Administration of Non-Districted Clubs)

理事会は、地区を構成するには数の足りない無地区クラブの集団が理事会の直接管理の下に存在する場合において、その年度中名誉職である管理顧問として集団内の各クラブに奉仕するため、集団内（特殊の事情がある場合は集団外）のクラブの会員 1名を随時指名する権限を会長に付与することにより無地区クラブ管理手続を設定することに原則的に同意した。

管理顧問の資格で奉仕するロータリアンの機能と任務は次の通りとする：

(i) 集団内各クラブの管理と進展の状況並

に当該地域におけるロータリーの拡大に関し中央事務局を通じて理事会に報告する。

(ii) 集団内の各クラブに対し管理その他の問題につき助言を与える。

(iii) 毎年 1 回各クラブを訪問し、会長、理事会および各委員長と会談し又彼等の相談に応じ、個別的にもクラブ役員たちと相談し、例会においてロータリーのプログラムを主題として会員に話をする。

管理顧問が職務の遂行に関して支払った妥当かつ必要な事務費並に旅費は国際ロータリーにより補償されるものとする。

上記事項を遂行する前提として理事会は、会長自身の決定に従って管理顧問を指名するための基盤としての無地区クラブの集団を設定したのである。(理 67—68)

地域管理

(Area Administration)

オステンドにおける1927年国際大会において採択され、その後シカゴにおいて1930年、デトロイトにおいて1934年に改正せられた規定は、地理的に隣接する二つ以上の地区から成る地域内のクラブの管理形態を設けるよう立案されたものである。(定款第7条第2節(i)項、及び細則第11条第2節)。地域管理に関するこれらの規定の下では何等の管理単位も設置されなかった。

1948—49年に、国際ロータリーの理事会は地域管理は拡張すべからずという意見を発表した。

グレート・ブリテン及びアイルランド

(Great Britain and Ireland)

1913—14年に、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの加盟クラブは英国ロータリー・クラブ連合会を組織した。此の連合会は1914年の国際ロータリー大会において承認された。1922年国際ロータリーがその定款及び細則を改正した際、国又は地域別単位に国際ロータリーの加盟クラブの管理に関する規定を設けた。此の規定の下に、グレート・ブリテン及びアイルランドにおけるクラブは、国際ロータリー1922年大会によってその定款及び細則の定めるところによって承認された地方連合会を組織した。

1927年オステンド国際大会は地域管理の規定を採択した際に、グレート・ブリテン及びアイルランドの連合会存続を承認する非常規定を設けて、国又は地域単位による管理を廃止した。

1966年(デンバー)の国際大会は、決議66—53「地域単位、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーに関する件」を採択した。これは国際ロータリーとその加盟クラブとの間の或る種の関係を確認し、そしてグレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの定款は、常に国際ロータリーの定款及び細則に合致すべきものであり、又、地域単位の内部的管理に関する特別規定を含むべきことを規定したものである。この決議は又、国際ロータリーの理事会及びR.I.B.I.の理事会が遅滞なく、この決議の趣旨を効果的ならしめるに必要な行動を、国際ロータリーやR.I.B.I.の定款を適宜改正することを含めて、始めるよう指示している。

この指示に従う基礎として、地域単位R.I.B.I.に関する委員会が国際ロータリー理事会によって設置され、決議66—53によって確認され確立された原則を明確且つ効果的ならしめるに必要な行動、並に、それらの原則を遂行するに必要な、又は好ましい、手続その他の行動について、理事会に勧告することになった。

地域単位R.I.B.I.に関する委員会は、理事会に勧告を行なうという目的をもって仕事を引受けた。この勧告は、もし採用されれば、地域単位の地位、権限、及び義務を、より明らかに定義し且つ保有するよう、国際ロータリー及びR.I.B.I.の定款の規定を明白にし、且つ調和させることによって、決議66—53の趣旨を成就するものである。理事会に対するこの委員会の報告に従って、国際ロータリー対R.I.B.I.関係に関する規定についての委員会が設けられた。この委員会は国際ロータ

リー理事2名とR.I.B.I.理事会員2名により構成された。この第二委員会の目的は、地域単位R.I.B.I.に関する前の委員会の報告を検討し、その報告に基づいて、R.I.B.I.年次大会及び国際ロータリー国際大会に提出する必要がある立法案について、国際ロータリー理事会及びR.I.B.I.理事会に、勧告するにあった。この委員会は全会一致で国際ロータリー理事会及びR.I.B.I.理事会に、国際ロータリーの定款及び細則並にR.I.B.I.の定款及び細則の改正に関する勧告を提出した。

1968年国際大会（メキシコ）では、国際ロータリー理事会が提出した規則制定68—39及びR.I.B.I.の年次大会が提出した決議68—71が採択された。規則制定68—39の採択は、国際ロータリーの定款を次のように改正した。

イ) グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島におけるロータリー・クラブをして「グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリー」として知らるべき国際ロータリーの管理上の地域単位を作らせるための特別規定、並に、管理上の地域単位による、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島におけるロータリー・クラブの直接管理のための特別規定を含む。これらロータリー・クラブの権限、目的及び機能は、R.I.B.I.の定款及び国際ロータリーの定款及び細則の定める通りとする。

ロ) 地域単位の定款を常に国際ロータリーの定款及び細則の精神及び規定に合致させておく。

ハ) R.I.B.I.の定款及び細則は、国際ロータリー国際大会で承認された通りの地域単位の内部管理に関する特別規定を含む

ものとし、この地域単位の内部管理は、かかる特別規定に従い且つその範囲内で、行なわれることを規定する。

ニ) その権限、目的及び機能を実行するについての地域単位の内部管理を述べているR.I.B.I.の定款の規定は、国際ロータリーの国際大会の承認を得て、R.I.B.I.の年次大会の決議によってのみ、改正しうるものとすることを規定する。

ホ) 国際ロータリー国際大会が国際ロータリーの定款及び細則を改正するときは、R.I.B.I.は、その内部管理に関すること以外のすべての事項において、R.I.B.I.の定款を国際ロータリーの定款及び細則に合致させるのに必要な改正をその定款に加えることを規定する。

ヘ) その定款又は国際ロータリーの定款及び細則と矛盾しない地域単位の細則の改正は、地域単位によって、その定款の規定に従って、行なわれうるものとする特別の規定を含む。

決議68—71の採択はR.I.B.I.の定款を下の通り改正した。

イ) R.I.B.I.を国際ロータリーの管理上の地域単位として記述する。

ロ) 各クラブが、国際ロータリーの細則に明記してある通りの人頭分担金を、国際ロータリーの口座に払込むよう規定する。

ハ) 国際ロータリー加盟認証状を授与されたグレート・ブリテン及びアイルランドのクラブは、同認証状を受けたことによって、すべての点において、R.I.B.I.並

に国際ロータリーの定款及び細則によって、拘束されることを、特に規定する。

ニ) 現在R.I.B.I.定款に含められているようなクラブ会員に関する規定を削除し、クラブ会員資格は国際ロータリーの定款及び細則の規定に一致すべきものとすることを規定する。

ホ) R.I.B.I.の定款及び細則の全般を通じ「国際ロータリー代表者」又は「国際ロータリー代表者達」の字句を廃し、代って「地区ガバナー」又は「地区ガバナー達」の字句を用いる。

ヘ) R.I.B.I.が採択した通りのグレート・ブリテン及びアイルランド内のロータリー・クラブのための標準クラブ定款及び細則は、国際ロータリーの定款及び細則に違反しないことを規定する。

ト) その内部管理に影響を及ぼすR.I.B.I.の定款及び細則の改正は、同連合会の年次大会においてのみなすべきこと、及

び、かかる定款の改正は、国際ロータリーの国際大会によって承認された時のみ、その効力を生ずべきことを規定する。

チ) R.I.B.I.の定款に対する改正は、すべて、国際ロータリーの定款及び細則の精神と規定に合致すべきこと、及び、国際ロータリー国際大会が国際ロータリーの定款及び細則を改正するときは、その内部管理に関すること以外のすべての点において、R.I.B.I.の定款を、国際ロータリーの定款及び細則に合致せしめおおくに必要な改正を、事実上、R.I.B.I.の定款及び細則に加えることを規定する。

リ) R.I.B.I.の理事会は、同連合会(R.I.B.I.)のすべての委員会、地区協議会、役員達に対する統御と管理を行なうべきこと、而して同理事会の各々々のメンバーは、(グレート・ブリテン及びアイルランド選出の国際ロータリー理事を除き)、同地域内のロータリーの管理に関するすべての事項について、適宜の処置を取りうべきことを規定する。

ク ラ ブ 例 会 へ の 出 席

(Attendance at Club Meetings)

国際ロータリー細則(第18条第1節)によれば、加盟クラブは毎月最終例会の直後にクラブ例会の出席報告をガバナーに、ガバナーのない場合は国際ロータリー事務総長に提出するものとする。

出席競争 (Attendance Contest)

出席競争規定(1922年大会に於て初めて採択されその後改正せられた)は次の通りである:(グラス大会決議29—12, 第1条, 第9節)

出席競争規定

(Attendance Contest Rules)

国際ロータリー理事会により随時決定さるべき国乃至地理的地域にあるクラブは出席競争に参加しているものとみなされるものとする。

(イ) 地区及びクラブの出席率を公表するに当っては、国際ロータリー事務総長は、期日までに受理した地区ガバナーの出席率報告を使用する。

(ロ) 出席競争は7月1日に始まり翌年6月30日に終る1箇年を単位として行なうものとする。

国際ロータリーに属するすべてのクラブは、次の区分に従って、自己のクラブとほぼ同じ位の大きさのクラブとのみ出席競争を行なう資格を有するものとする。

A区分——400名又はそれ以上の会員を有するクラブ

B区分——300乃至399名の会員を有する

ク ラ ブ

C区分——200乃至299名の会員を有する

ク ラ ブ

D区分——100乃至199名の会員を有する

ク ラ ブ

E区分——50乃至99名の会員を有する

ク ラ ブ

F区分——25乃至49名の会員を有する

ク ラ ブ

G区分——25名以下の会員を有する

ク ラ ブ

クラブの守るべき規定

1. クラブのすべての会員(名誉会員、及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員にして標準クラブ定款第8条第5節(イ)項及び(ロ)項の規定によって理事会の承認を得たる者を除く)は例会に於て必ず「出席」又は「欠席」と記録せられなければならない。出席とは以下の規定に従って、会員の所属クラブ又は他のロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に、その所定時間の少くとも60%列席した事実をいう。

(注: 賜暇中又は理事会により例会に欠席の承認を与えられているすべての会員〔名誉会員及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員にして標準クラブ定款第8条第5節(イ)項及び(ロ)項の規定によって理事会の承認を得たる者を除く〕は次に規定される通り、他クラブの例会に出席して補填しない限り、欠席と記録される。かかる欠席の承認乃至賜暇は単にその会員個人

を、定款の「欠席による身分終結」の条項に該当せしめないというに過ぎない。この規定中「例会」というのはクラブが公式に毎週定期的に開く会合を指し、クラブの理事会、ラウンドテーブル会合その他の非公式会合の如きものはクラブの例会とは認められない。)

2. すべて欠席した会員(名誉会員、及びパスト・サービス会員又はシニア・アクティブ会員にして標準クラブ定款第8条第5節(イ)項及び(ロ)項の規定によって理事会の承認を得たる者を除く)は誰でも欠席した日の直前6日間のうちのどの日か、欠席した当日又はその直後6日間のうちのどの日か、他のどこかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、所属クラブにおける出席として完全に認められることができる。かかる出席については、その出席したクラブの幹事より報告される必要がある。若しその報告がなされない時には、本人が電信又は書面によりこれをなす。

会員が、出席の目的を以て、他クラブの例会場に定刻におもむいたところ、その週間の例会が休会、延期又は時刻変更により目的を達しえなかった場合には、その例会が開催されたものとして、訪問された筈のクラブの幹事よりその旨の通知を受けるか、それなき場合は会員自身の通知により、欠席補填の効力が与えられる。

3. クラブの会員(名誉会員を除く)で、国際ロータリーの役員、又は国際ロータリーの委員会委員、或は地区ガバナーの特別代表、或は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため所属クラブの例会を欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力を与えられる。かかる欠席

は、本人より書面を以て所属クラブ幹事に報告することを要する。

4. 如何なる正、シニア・アクティブ、又はパスト・サービス会員も、国際大会、国際協議会、国際ロータリー元及び現役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催される地区会合、或は正式に公表されたロータリー・クラブ都市連合会出席のため適切な直行日程を以てする往復の途次、その所属クラブの例会に欠席した場合、本人よりその旨通知すれば、当該例会に出席したと同様の資格を認められるものとする。

如何なる正、シニア・アクティブ、又はパスト・サービス会員も、国際大会、国際協議会、国際ロータリー元及び現役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催される地区会合、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会へ、その所属クラブの例会に欠席した日の直前6日間、その当日、又は欠席した日の直後6日間のうちのどの日か、本人よりその旨その所属クラブに通知があれば、所属クラブの当該例会に出席したと同様の資格を認められるものとする。

5. 翌月10日夜半までに出席報告がガバナーの手許に到達したクラブのみが出席競争に算入される。ガバナーの集計報告はその月の17日夜半までに国際ロータリー中央事務局に到達することを要する。

6. 例会日が法定休日に当たる場合、もしくはクラブ会長の死去又は全地域社会に亘る流行病又は災害の故を以て例会が取消された場

合は、クラブ出席記録の計算より除外される。

7. 出席競争の進行中、その区分中の上 10 位又は下 5 位に何度入ったかを示す小型数字がクラブ名の前に付けられる。上 10 位又は下 5 位より外れたクラブが、次の月又はその位置に戻った場合は、最後の数字より 1 点多い数字が冠せられる。

8. 出席競争進行中、その地区が上 10 位に入った度数を示す小型数字が、地区番号の前に付けられる。地区は毎月その出席率によって順位が決められる。

(注：国際ロータリーに新たに加盟を承認されたクラブはその承認がその月の 1 日より後の場合は翌月まで出席競争に加えないものとする。)

出席競争規定の解釈は地区ガバナーの判断に任されている。(出席競争規定了)

地区出席競争

(District Attendance Contests)

理事会は各地区ガバナーに対し、その地区内のクラブ間に出席競争を行なわしめるよう、而して、その地区内クラブが地区ガバナーに提出する月例出席報告に基づき、その月信において、かかる競争の結果を公表するよう、要請している。(理 67—68)

出席報告の締切

(Time Limit for Reports)

ガバナー宛の出席報告はその月の 10 日の夜半第 1 回目の配達のものまでが前月の出席統計に含まれるものとする。(理 29—30)

陪審員の職務その他による欠席

(Absence for Jury Service, Etc.)

陪審員としての職務：陪審員としての任務を果すために例会に欠席した場合といえども欠席は欠席であるから、出席競争の罰点は免れることは出来ない。理事会は陪審員としての義務履行のためクラブ例会への欠席を出席と認める規定を作ることを適当と認めない。(理 23—24; 65—66)

州議会：州議会において出席を強制せられたため例会に欠席した場合と雖も、その欠席を出席競争に課せらるべき罰点から除外することはできない。(理 52—53)

非公式の会合：船上、避暑地、同業者大会等で開かれる非公式なロータリアンの会合に関しては、定款、細則、出席競争規定のいずれにもこれを出席と認める条項はない。理事会は、船上におけるロータリアンの非公式会合を出席の単位にするような規定を作ってはならないということを決定した。(理 56—57; 69—70)

他の奉仕クラブの会合：ロータリーの求める目的は如何なるクラブの会合にでも出席すればよいというのではなく、ロータリー・クラブに出席することから得られる利益にあるが故に他の奉仕クラブの例会に出席してもロータリーの会合に出席したと同じ効果があるとは考えられない。(理 26—27)

Rosanoff 出席トロフィー

(Rosanoff Attendance Trophy)

Rosanoff 出席トロフィーというのは欧州

大陸、北アフリカ及び東地中海地域のクラブの出席競争の賞品として与えられるトロフィーである。これは上述の地域に於てその年の最高出席率を得たクラブに贈られるものであり、毎年優勝クラブ名がトロフィーに彫込まれそのクラブがそれを 1 年間保管し、翌年の優勝クラブへ譲渡する。斯くしてトロフィーはクラブからクラブへと渡され、決して一クラブの永久所有物とならない。

この Rosanoff トロフィーを目指して競争するクラブは、その出席率を 1 年 52 回の例会を開くものとして計算しなければならない。但し法定休日等は例外とする。

賜 暇 (Leave of Absence)

会員が例会に欠席する時は前以て賜暇を求めなくてはならないという規定を設けることは実際的ではない。(理 25—26)

来訪ロータリアン (Visiting Rotarians)

クラブ例会に他のクラブからの来訪ロータリアンが出席した場合、クラブの幹事はそのビジターの所属するクラブの幹事に早速その旨を通知しなければならない。もし本人から要求があれば電話又は電報によって通知しなければならない。勿論この場合の費用は来訪ロータリアン自身の負担である。

ガバナーは、地区内のロータリアン同士の、(イ)他国及び(ロ)その他の地域のクラブへの出席競争を手配することが出来る。この競争で好成績を得たものに対しては地区大会で適当に表彰することが望ましい。(理 36—37)

クラブを訪問するロータリアンは、そのクラブで個人的に知られていない場合にはロータリー会員カードを提示することによって自己紹介をすべきである。

クラブ或は会員に招待された場合を除き、来訪ロータリアンはロータリーの定まった習慣に従い食券を自分で買わなければならない。(グラス大会決議, 29—12)

詐欺師 (Impostors)

他の町から来たロータリアンだと称する男がクラブや会員個人を訪れることがよくある。彼等は必ず尤もらしい不幸な出来事の話をして金を要求するのである。された方では仲間のロータリアンを助けるのだと思って金品を与えたり何か世話したりするのであるが、大抵後で「にせ者」だったということがわかる。未知のロータリアンと称する来訪者から援助を求められた場合には、彼が所属すると称するクラブに電話か電報で問い合わせるのが一番良い。本当のロータリアンであったらこのような照会に異存はない筈である。

国際ロータリー理事会

(Board of Directors of R.I.)

国際ロータリーの管理主体は14名¹⁾の理事から成る理事会である。理事会の構成及び任務は定款第5条及び細則第4条及び第10条に掲げてある。

執行委員会 (Executive Committee)

理事会は、細則第4条第6節の規定により、3名乃至5名の理事より成る執行委員会を任命し、これに理事会の会合なき間、理事会に代って執行又は管理に関する事項を決定する権限を委任する。但しこの権限の行使は国際ロータリーの方針が確立されているものに限る。1968—69年度理事会は、執行委員会を任命し且つ次に示す職務規定を表示した。執行委員会は：

1 理事会の方針が確立されているもの、或は緊急の事態が発生した場合に、その執行又は管理に関する事項を決定する。

2 理事会によって割当が行なわれている費用の支出に関し必要な決定を行ない、且つ、理事会の決定を実行するに必要な費用の緊急割当を行なう。

3 非常用予備金から、緊急に必要ありと認められる金額の追加割当を行なう。

4 理事会の処理を必要とする事項を調査

1) 1970年国際大会において、1972年7月1日までに実施の予定で、国際ロータリー定款第5条第1節を、理事会の員数を17名——会長、会長エレクト及び15名の理事——とすることに改正。

し、これに関し理事会に勧告をする。

5 事務局職員の任免並に慣行に関するすべての事項について理事会並に事務総長に勧告と助言を行なう、理事会の人事委員会として行動する。

6 委員会の報告を検討し、必要に応じ、本規定(1)に従い、報告中に含まれる事項に關し措置する。

7 国際協議会のプログラムを準備し、地区大会、地区協議会、及び部分的地区協議会に対してプログラムを提案する。

執行委員の内1人でも、執行委員会が考慮した問題に対し文書を以て反対の意を表するときは、同問題は理事会の決定に委ねるものとする。

執行委員会に於て決議された事項はすべて次回の理事会に報告すべきものとする。(理70—71)

郵便による投票 (Ballots-by-Mail)

理事会の郵便による投票は、次の会合まで延ばすことのできない緊急な案件で、新しい方針の設定を含まないものに限定すべきである。(理32—33)

郵便投票により執行委員会の行なう決定は執行委員会全員一致の投票でなければならぬ。執行委員会に付託された事項に関し郵便

投票の結果、全員一致の結果が得られなかった場合には、その問題は理事会に付議しこれを決定するものとする。(理47—48)

立法議案に関する理事会の方針

(Policy of Board re Proposed Legislation)

立法議案に対する理事会の見解に関して、国際ロータリー理事会は次の各項を承諾し且つ再確認した。

イ) 国際ロータリーの立法議案の審議に際し、これを効果的に指導するのは国際ロータリー理事会の責任であり、理事会はかかる責任を果すべきである。しかし、理事会が規定審議会の審議に参加する場合は、上述の指導的立場に即して、国際ロータリーの管理主体たる理事会本来の職務に調和するよう最小限に止めるものとする；

ロ) 理事会は、理事会提出の立法議案を除き、その他の未決議案に対して理事会として賛成乃至反対の見解を明らかにしたり、或は理事会員をして理事会を代表して審議会に対し意見を表明させたりしないものとする；

ハ) 原則として、理事会員の審議会の審議への参加は、理事会代表としてではなく、個人の資格で行なうものとする；

ニ) 理事会は、国際ロータリーの極めて重要な利益にかかわる重大事と考える問題に関しては、理事会の見解が審議会に対し効力を持つよう、理事会としての決定を記録に取るか或はその見解を表明した決議を採択し、その写しを規定審議会議長及び特別代議員に配布するものとする；

ホ) 理事会提出の立法議案については、理事会は審議会における当該議案の審議促進を計るものとする；

ヘ) 理事会が国際大会の指示に基づいて提出する議案に関しては、理事会はその提出理由を明らかにするよう努めるものとする。(理70—71)

会長及び理事の旅行

(Travel of President and Members of the Board)

理事会は次のことに同意した：

イ) 理事がクラブ又は地区を繰り返し訪問すること、又は他の理事とかち合った訪問をすることを回避すべきこと；

ロ) 理事が個々のクラブの講演依頼を受理することは、実行できる場合は、出来るだけ多くのクラブやロータリアンを招待するため都市連合集会を準備しているクラブに限らるべきこと；

ハ) クラブ集会以外の講演依頼に関する理事の旅費及び雑費は、かかる依頼をした者の負担とすべきこと。(理67—68, 68—69)

国際ロータリー会長の指名

(Nomination for President of R.I.)

国際ロータリー会長の指名は、会長指名委員会、クラブ若しくはその両者によって行なわれる。

会長指名委員会は11名の委員より成り、毎年7月31日までに設置される。委員会はその会合に於て委員の1名を委員長に選挙する。委員会は各クラブに対し、会長指名に関し

委員会の考慮を求める提案を出すよう招請状を出す。各クラブからの提案は12月31日までに中央事務局に到達しなければならない。

指名委員或は国際ロータリー理事は、指名委員会によって会長に指名される資格を有しない。

指名委員会の会合は毎年1月31日までに開かれる。この会合に於て委員会は会長ノミニーを選ぶ。

全クラブ宛の委員会の報告は、委員会会議後10日以内に委員長から事務総長に証明される。事務総長は、本報告受領後10日以内に、その写しを、各クラブに送付すべきものとする。

委員会による指名に加えて、各クラブは、クラブの指名決議書を3月15日までに事務総長に提出することによって、国際大会における会長選挙のため提出されるべき会長ノミニーを選ぶことができる。

3月15日迄にクラブによる指名が提出されていない時は、会長は指名委員会の指名する者を会長ノミニーと宣言する。会長ノミニーが唯一名である場合は、大会に於ける選挙人は口頭投票によって、そのノミニーに全会一致の投票を行なうよう事務総長に指示することが出来る。

しかしながら、3月15日迄にクラブからのノミニーが提出されており、且つその指名が3月25日迄有効である場合は、会長ノミニーは全部大会に於て投票に付されるものとする。

指名委員会の構成及び会長指名の手續は、国際ロータリー細則第10条第1節及び第2節に詳細に掲げられている。

細則第10条第2節の「補欠委員が委員会委員を代行した場合は、その補欠委員は委員会の残存任期中その役をつとめるものとする」という規定は、本来の委員に代って代理者が指名委員となった場合は、本来の委員はその年度は委員でなくなるという意味である。

(理 41—42)

理事会は、国際ロータリー会長ノミニーの選択は、もっぱら会長指名委員会の責任に於てであることを認め、此の件に関する委員会の決定に直接又は間接に影響を及ぼす如何なる外部からの努力にも好意を寄せないのである。(理 62—63)

会長ノミニーが大会に於て投票に付される場合は、順次投票用紙による。各ノミニーについては次の事項を投票に先だって大会日報に掲載しなければならない。即ち、

ノミニーの氏名及び所属クラブ名

ノミニーを推薦したクラブ名

或は

指名機関の名称

ノミニーの職業分類 (若し職業分類によらない会員の場合には会員の種類)

所属商社名

商社に於ける地位

ロータリアンとしての年数

ロータリーに於ける現在の地位

ロータリーに於ける過去の地位(理 52—53, 54—55)

理事ノミニーの選択方法 (Methods for Selection of Directors Nominee)

国際ロータリーの細則は、1962年(ロスアンゼルス)国際大会で、指定されたゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーを選択する四つの方法、即ち、1) 国際大会においてクラブの選挙人による投票、2) クラブによる郵便投票、3) 指名委員会手續、4) 国際ロータリー理事会による指名の方法を規定することによって改正された。

改正された細則は、各ゾーン、地理的集団又は地域におけるクラブのために、そのゾーン、地理的な集団又は地域における理事ノミニー選択にこれら四つの方法の内何れによる

べきかを郵便投票によって決定すべきことを規定している。

理事ノミニーの選択方法は各ゾーン、地理的集団又は地域におけるクラブによって決定されるものである。斯様な方法は細則第10条第3節の規定に従い改正されざる限り効力をもつ。

大会に於ける選挙人会合の招集者

(Conveners for Meetings of Electors at Convention)

国際大会においてクラブよりの選挙人による投票によって理事ノミニーの選択をなすことに関し、細則は、斯様な理事ノミニー選択方法が適用されるゾーン、地理的集団又は地域に所在するクラブよりの選挙人は、国際大会期間中に理事候補推薦の目的のために集合すべきことを規定している。

国際ロータリー会長は、理事ノミニーの選択手續が国際大会における投票によって行なわれるゾーン、地理的集団又は地域からの選挙人の会合の招集者として、そのゾーン、地理的集団乃至地域に居住する国際ロータリー理事を指名する。もし斯様な理事がその任を遂行し得ない場合には、会長はそのゾーン、地理的集団乃至地域に居住する現在又は元国際ロータリー役員を招集者に指名する。(理 64—65)

理事選挙の票決の方法

(Balloting for Directors)

国際ロータリー細則は、その理事への候補者の数が2名よりも多い場合には単一移譲投票の方法によるべきことを規定している。(53頁の解釈文参照)

理事会は、一つの役職に対して2名又はそれ以上の候補者がある場合には、順に投票に

付すべきことを決定した。(理 54—55)

カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブの投票 (Voting of Club with Members in Canada and United States)

その区域がカナダ及びアメリカ合衆国の国境に跨り、カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブは、両国のクラブ会員に關係する事柄に対し投票する資格を有する。従って国際ロータリー理事の指名投票に於てもこのようなクラブはカナダからの理事の指名に投票すると共に、又クラブの所在するアメリカ合衆国のゾーンからの理事の指名にも投票することができる。各クラブの行使し得る投票の数は細則に定められてあるが、これはかようなクラブがすべての投票において行使する数を考慮したものである。(理 41—42)

国際ロータリーの役職候補者に関する宣伝 (Publicity Re Candidates for Office in Rotary International)

理事会は、国際ロータリー理事候補者の如何なる宣伝活動にも不賛成である。かかる活動は、その役職の権威を損じ、不当な出費をもたらしがちである。(理 41—42, 57—58)

あるゾーン、地理的集団又は地域の理事を指名する委員会委員の選択は、ロータリーの原則に基調して厳正且つ責任ある方法を以て行なわれるべきである。理事指名委員会委員候補者を支持する行動は、委員会の重要な役目と合致すべきものであり、且つその関係ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーと見做される個人に關連して、暗示又は他の行動を以て候補者を拘束すべきではない。関係クラブへ送付のため事務総長より提供される、正規に届出のあった理事指名委員候補者全員を列記した投票用紙以外に、候補者に

関する如何なる印刷物も発行又は配布すべきではない。(理64—65, 65—66)

国際ロータリーの細則に従って、事務総長は、理事指名委員会委員候補として正規に届出られた者の氏名を列記した投票用紙を用意し、且つ関係クラブに郵送するものとする。細則は、投票用紙には候補者各人の写真及び経歴書を添付すべきこと、並に、かかる経歴書は、記載事項を統一し、提唱クラブの提出した情報に基いて作成され、個人的なパンフレットに代えて発表さるべきことを、規定している。(R.I.細則第10条第3節参照)。

国際ロータリー理事の選択はロータリーの原則に基調して厳正且つ責任ある方法を以て行なわれるべきである。ゾーン、地理的集団乃至地域の理事候補者として理事指名委員会へ推薦されたロータリアンを支持する行動は、推薦するクラブが被推薦者の写真並に経歴書を添付して公式推薦書を提出することのみ限定されるべきである。

理事指名委員会の指針として、理事会は次の如き意見を述べている：理事指名委員会の判断で、もし推薦された候補者の支援活動が厳正且つ責任ある候補者推薦の規程を逸脱すると考える場合、斯様な推薦候補者の申出を

無視することは委員会の特権事項に属することとする。(理 65—66)

理事会は、国際ロータリー細則に定められている理事ノミニー選択のための指名委員会手続は、関係ゾーン、地理的集団乃至地域のロータリー・クラブ並にロータリアンが理事会の設定せる指針に添って、斯様な手続を適正に守ると信ずるが故に、効果的且つ公正に遂行されうると考えている。(理 68—69)

理事会は、国際ロータリー理事ノミニーの選択はもっぱら理事指名委員会の責任であることを認め、この件に関する委員会の決定に直接又は間接に影響を及ぼす外部からの如何なる努力にも好意を示さないのである。(理 69—70)

他の団体における役職名の利用

(Use of Title in Other Organizations)

国際ロータリーの如何なる役員と雖も、国際ロータリー理事会の同意なしには他の団体における彼の役職又は会員資格に関連してロータリーの役職名を公表することは許されない。(グラス国際大会決議 29—12)

職業分類

(Classifications)

ロータリー・クラブは標準クラブ定款第5条に規定された原則に違反しない限り、出来るだけ所在地域社会に認められたすべての職業又は団体からそれぞれ1名の会員を持つようにならなければならない。

ロータリーではこれ等の認められた事業活動を簡単明瞭に示すため或る種の用語を使用し、これを職業分類(Classifications)と称している。

標準クラブ定款(第5条第3節)には次の通り規定してある。

(i) 本クラブの各正会員はその職業に従って分類されるものとする。

(ii) 各正会員の職業分類は彼の所属する商社、会社又は団体の主要、且つ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。又、もし彼が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は彼の主たる且つ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

会社又は商社の社会に対する主要なる活動又は奉仕は、その会社又は商社が現に行っている事業であり、従ってロータリーの職業分類の目的にかなうものである。

科学的に準備された職業分類表——充たされたものもあり、空席のものもある——はクラブ発展の理論的基礎である。この表はクラブ所在地の徹底的な職業分類調査を行なうことによつてのみ出来るものである。その理由はこの表は又クラブの区域限界内の職業活動の正確なる指標でなければならないからである。

国際ロータリー職業分類指針

(Rotary International Guide to Classifications)

理事会は、ロータリーの会員身分に関する方式の適用に関する次の原則を発表し、クラブが職業分類の指針を使用することを承認した：

職業分類の指針

(Guide to Classifications)

ロータリー・クラブにおける職業分類に対する本指針は各ロータリー・クラブが職業分類表を作成する上に役立つ用具として、且つクラブ定款に定められたロータリー・クラブにおける会員組織の目的と精神にそうように職業分類を決定するための推奨基準として準備されたものである。

用語の説明 (Tips on Terminology)

職業分類とは、商社、会社、公共団体又は、独立の実業乃至専門職業の主要且つ一般世間がそのように認めている活動を表現した言葉又は慣用語である。クラブは、この定義の範囲内で、区域内の実業及び専門職業活動を表わす適切な職業分類を設定すべきである。

活動又は奉仕で地位ではない

(Activity or Service—Not Position)

職業分類は、特定個人の保有する地位によって定められるのではなく、むしろその活動即ち社会に対する奉仕によって定められるのであるということをはっきり理解せねばならない。換言すれば、銀行の頭取の場合、彼の職業分類は、「銀行頭取」(Bank President)ではなく「銀行業」(Banking)である。

実業又は専門職業の事業場に所属している有資格者に対して設定され、かつ貸与されるべき職業分類を決定するものは、斯様な事業場の主要かつ一般世間がそのように認めている活動である。例えば、鉄道会社、鉱業会社、製造会社、病院、診療所等の常任電気技師、保険清算人、業務支配人等は、その人が直接担当している特定の仕事の代表者としてではなく、その人が、専門的な業務に専念している商社、会社又は団体の代表者としての会員身分が考慮されるものである。個人経営の専門職業の場合は、その職業活動が一般公衆を相手にしている場合においてのみ、それに対する職業分類が考慮されるのみである。

産業の区分：大抵の産業は、お互いに他の業務とは明らかに異なった四つの部門に分けることができる。即ち

生産 (又は製造) Producing
(or Manufacturing)

配布 Distributing

小売 Retailing

サービス Servicing

これら四つのグループの総てをロータリー・クラブにおくことは可能である。

配布：用語を簡単にし、かつ統一するために、本指針に於ては、次に掲げる市場活動の総てを示す言葉として「配布」(Distributing)という語を使用している。即ち、卸売、仲

買、委託販売、ブローカー、輸出、輸入を含むのである。如何なる場合に、上記の言葉の一つを職業分類用語の「配布」という言葉に入れ替えるかは、各ロータリー・クラブの職業分類委員会の賢明な判断によって決定せらるべきものである。

職業分類の調査 (Classification Survey)

各ロータリー・クラブはその職業分類委員会を通じ、職業別電話帳、その他の事業別名簿を用いて、毎年おそくも8月31日までに、その地域社会の職業分類調査を行ない、それによって充填及び未充填職業分類表を作成するよう勧告されている。分類表には又、たとえクラブの区域内である職業分類の業務が行なわれていない場合でも、それを貸与されている会員がクラブの区域境界内に居住している場合にはその職業分類をも記載すべきである。

企業内の独立部門 (Separate and Distinct Divisions of One Concern)

国際ロータリー定款及び細則、標準クラブ定款に於て使用されている「実業」(Business)「専門職業」(Profession)「業務」(Occupation)「商社」(Concern)或は「会社」(Establishment)等の用語を明確にするため、国際ロータリー理事会は次のように解釈している：即ち

ロータリー・クラブでは、職業分類表を設定するに当って、

- (イ) 商業的活動
- (ロ) 工業的活動
- (ハ) 専門職業活動
- (ニ) 団体活動

の何れをも、常に業務がそれ自身各個に、社

会に対して完全な奉仕を行なうものならば、たとえ二つまたはそれ以上の斯様な業務の財政的管理及び財政方針の最終的決定権が、一つの法人または個人所有に属しておいても、一般的な方針の決定並に責任遂行上完全に独立している場合、それぞれ「実業」「専門職業」「業務」「商社」「会社」等として認めることが出来る。

例えば大規模の大学内に、明らかに互いに独立した三学部が存在して、各学部毎に学部長と教授団があり、各学部が独自の全般的方針の決定及び、責任遂行上完全に独立している場合は、クラブは、充填、未充填職業分類表に各独立学部の各々の主要かつ一般世間がそのように認めている活動を包含する次の如き職業分類を設定すべきである。

教育——医学部

教育——工学部

教育——法学部

大規模の大学内の明らかに独立している各学部の職業分類を設定する際に守られる原則は、また、大規模な法人における別個の、明らかに独立している部門の職業分類の設定に關しても適用される。

職業分類の貸与

(Loaning Classifications)

各ロータリー・クラブは、ある一定の職業分類の下において会員となる資格を有する者は、その商業、工業、専門職業又は団体活動の少くとも60%を、彼の職業分類が示す活動(実業、専門職業、業務、商社又は会社)に捧げており、且つその地域において、彼が主として当該実業又は専門職業活動に従事していることが一般に認められていなければならないという規定を採用するよう推奨されている。

均衡のとれた会員組織の維持

(Toward Balanced Membership)

ロータリー・クラブは何れの実業又は専門職業にも偏らない、よく均衡のとれた会員組織を維持することが肝要である。

その職業分類が相關連するか又は同類の事業である場合、或は同一の法人組織又は他の事業主の所有又は管理に属する事業である場合には、アディショナル正会員を含めた正会員数は当該クラブの正会員及びアディショナル正会員の総数の10%を超えないことが望ましい。

クラブが所在する区域境界内の特別な事情により10%以上が正当と認められる場合もあるが、よく均衡のとれた会員組織の原則は維持されるべきである。

充填されている現存職業分類が不均衡な古いクラブの場合は、よく均衡のとれたクラブ会員組織の原則を実行するため、他の職業分類の正会員及びアディショナル正会員の数を増加するよう努力されるべきである。

新クラブ結成 (New Clubs)

ロータリー・クラブを結成するに当っては、種々異なった分野からの会員を網羅することが重要である。従って、関連する職業分類の各グループから、別個な職業分類一つだけを充填することが望ましい。しかし事情によっては、これらの別個な職業分類の中、二つ又はそれ以上を充填しなければならないこともあり得るかもしれないが、クラブ会員の職業分類の均衡維持に注意することが肝要である。

新クラブ結成に最少限必要な職業分類数 (Minimum Number of Classifications for New Club)

将来新たにクラブを結成しようという地方では、ロータリーの職業分類の原則の上に常時少くとも 20 名の会員を維持出来るよう、最少限 40 の職業分類を有していなければならない。(理 48—49, 57—58, 61—62)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた後も、相当発展の余地を残しておくために、その地方の職業分類を創立会員 (Charter Members) で全部埋めないようにした方がよい。(理 42—43)

職業分類の原則固守

(Adherence to Classification Principle)

理事会は、職業分類の原則に反しないことが、最も重要であるとする意見に一致している。故に、職業分類設定の手続きは、それぞれ異なった、明確な、独立した、完全な、公共に対する奉仕活動を基礎とすること、又ロータリー・クラブがその会員を分類する手続きは、商社又は団体内における会員個人の仕事とか、地位によって分類するのではなく、会員が関係している商社、会社、団体等の主要且つ一般世間がそのように認めている活動に基づくものであることを理事会は再確認している。

ある地方で、一人一業の職業分類の原則の下では、ロータリー・クラブの結成又は維持が困難又は不可能と見えるような事実を、この原則の厳守から逸脱の理由にしてはならない。

その地域社会に奉仕する、はっきりした別

別の奉仕活動即ち仕事があっても、主要な事業を独占している一つ或は極く限られた数の会社が、それらの仕事を統制しているようなところでは、国際ロータリー定款、細則及び標準クラブ定款に使われている「実業」、「専門職業」、「業務」、「商社」、「会社」等に関して、理事会が国際ロータリー職業分類指針の内「企業内の独立部門」と題する章に記述している如き解釈及び説明に基づいて、職業分類を新設することができる。(本書 28 頁のその項参照) (理 52—53, 62—63)

会社合併 (Merged Companies)

会社の合併に関連して起る職業分類の問題を処理するための指針として、理事会は次の事項を採択している：

職業分類：(イ) 許容され得る場合：職業分類は会員が属している商社、会社或は団体等の主要且つ一般世間がそのように認めている活動によるのであるが、これらの事業所が一つ又はそれ以上の合併された会社から成り、資本は一つであってもそれぞれ独立した製造工場と販売所を営んでいる場合は、(正会員及びアディショナル正会員を選ぶために) 既にクラブの職業分類表に載っている職業分類とは明らかに異なる奉仕を社会に提供している、合併された会社の各合併部門に適合した職業分類を、クラブの職業分類表に新たに加えることができる。

(ロ) 許容され得ぬ場合：——合併された会社が、一つの経営管理の下で一個の製造工場及び販売所に統合された場合は、職業分類は只一つだけしか設けることはできない。而して、この職業分類は合併された一つ一つの会社の業務でなく、合併されて出来た会社全体の業務を表わすものでなければならない。

(ハ) この指針は新旧会員に適用できる：——上述の指針は新しく会員になる者に対してのみ有効ではなく、合併されたそれぞれの会社の主要な業務を表わす職業分類の下で既に以前から会員である人々にも適用されるものである。

(ニ) 職業分類は重複してはならない：——

この原則は上述の如く許容された職業分類がクラブ内に存在する他の職業分類と事実上重複しない場合にのみ適用されるのである。

(ホ) これ等の勧告によって既に会員である者が無理にその会員身分を剥奪されることはない。(理 37—38)

クラブの管理

(Club Administration)

クラブ会長の資格と任務 (Duties and Qualifications of the Club President)

国際ロータリー理事会は、次に掲げるクラブ会長の資格と任務に関する説明を承認し、クラブ役員選挙に先だて、この説明をクラブ会長及びガバナーに送付する。ロータリー事務総長に要請している。

手続要覧の修正

手続要覧32頁にクラブ会長の資格と任務に関する説明の一部修正をなし「資格」の項の第三項を次の様に修正されました。

「地区協議会へ出席するものとし、クラブ事務を執るに必要な時間と労力を献げ得るもの」

同じく32頁(クラブ会長の資格)左下より七行目……又は一つ以上の主要な委員会の第257頁(R、I、細則第13条第4節、(ロ)項選挙人)左上の2行目……地区大会の開催される月の前の月の最終日現在第201頁(ロータリー財団—特別補助金)

左上の第2と第3パラグラフに間に下記文言追加:「新計画に対する提案或は推薦案には、予算の明細書並にその明瞭な説明書及びロータリアンの活動参加範囲等を含む詳細な資料を添付しなければならない。

1回以上地区大会に出席したことがある者。

自己のクラブの定款及び細則、或は国際ロータリーの綱領について実際の知識を有する者。

(なお出来得れば、就任前に少くとも1回は国際大会に出席した経験を有する者であることが望ましい)。

任 務 (Duties)

クラブ会長は:

- クラブの諸会合に於て議長となること。
- 各会合が注意深く計画され、且つ開会及び閉会が時間通り行なわれるよう注意すること。(少くとも月1回開催される)定例理事会の議長となること。
- 割当てた仕事を遂行する能力のある各種委員及び委員長を任命すること。
- 各委員会がそれぞれ明確な目標を持ち且つ常にその機能を発揮していることを確かめること。
- 各委員の任命後、出来るだけ早い機会に第回のクラブ協議会(Club Assembly)を開催し、以後定例的にこれを開催すること。
- 地区大会(District Conference)に出席すること。
- 次期会長として地区協議会(District Assembly)に出席すること。
- クラブ内及び地区内のロータリーの諸問題に関し地区ガバナーと協力し、且つ諸通信を速かに処理すること。
- 例年の会計検査は勿論、クラブ予算の編成及び会計事務の完全な履行を監督すること。
- 地区ガバナーの公式訪問に際し、各委員長

より文書による報告が提出されるよう注意すること。

国際ロータリー事務局から得られる情報及び有益な示唆を利用すること。

「国際ロータリー・ニュース」(“R.I. News”)「地区ガバナー月信」(Governor’s Monthly Letter)その他国際ロータリー事務局、地区ガバナーからの通信、刊行物等から得られる重要な情報が確実に各会員に伝達されるよう注意すること。

地区大会及び国際ロータリー大会に、クラブから適正な代表者が出ているよう注意すること。

1月にはロータリー年度第2半期の各委員会の活動とその目標の検討会を指導すること。

6月にはクラブの財政状態及び当該年度のクラブの目標達成状況について、総括的な報告をクラブに提出すること。

退任前に次期会長と会談すること。

クラブの新しい管理を上手に発足させるため、又同時にクラブ管理の継続性を保つため、新旧理事の合同会合を開催すること。

(理 46—47, 50—51, 62—63)

クラブ役員を選び方

(Selection of Club Officers)

役員が無期限に留任しないように、会長及び幹事の職はもとより、理事、委員長も会員が代るがわる就任するという原則を、かなりの程度まで守ることが出来れば、クラブのためにもこの上なく役立つであろう。(理 35—36, 50—51)

クラブ役員は、全般的な方針として、2年間続いて同一の職に就くことは奨励すべきことでないし期待すべきでもない。しかし、クラブの事情によっては、役員を留任させたり、又暫定的に前役員を再選する方がクラブ

に有利な場合もあるであろう。(理 42—43, 62—63)

クラブは会員の潜在的指導能力を慎重に調査し、かつ会員たちを委員に任命するのみでなく、時には例会の司会をさせたりして、大いに会員の能力を発揮させることに努めるよう示唆されている。(理 39—40)

理事会はクラブに対し、会長の責務を果すための準備が十二分になされるように、次期会長の選出はおそらく就任の満1ヶ月前に行なうこととする会長選挙手続の採用を考慮するよう勧めている。(理 66—67)

クラブ・プログラム (Club Programs)

単なる興味本位、娯楽本位のプログラムをつくるよりは、ロータリーの問題についてのプログラムを準備することを奨励するよう、はっきりした努力をしなければならない。かくすることによって、ロータリー・クラブが単なる昼食クラブとなる傾向を是正することが出来るからである。(理 32—33)

各ロータリー・クラブは、その細則中に友好並に講演その他の特別プログラムに対する特別規定を付記した、一定のクラブ例会議事順序を規定することが重要である。(理 62—63)

記念日の儀式 各ロータリー・クラブはその最も近い例会日に、2月23日のロータリー創立記念日の適当な儀式を取り行なうように勧奨されている。(グラス大会決議 29—12)

講演者への謝礼

(Paying Expenses of Speakers)

国際ロータリーでは国際ロータリーの元役

員及び現役員を各クラブに派遣しその費用を国際ロータリーが負担しているが、もし、これ以外に各クラブが国際ロータリーの現又は元役員或は他のロータリアンを招く場合は、そのクラブが費用を負担しなければならない。招かれた講演者の方から、費用の支払を請求しなければならないような羽目に陥れて彼を当惑させてはならない。このような費用の支弁に疑問の点があれば中央事務局は喜んで相談に乗るであろう。

クラブ例会における祈禱

(Invocation at Club Meetings)

世界中のロータリー・クラブには、色々な宗教的信仰或は理想を持った会員がいる。又、ロータリアンは自己の宗教的信条に忠実であると共に、他人の信仰に対しても誠実で寛容な、変らない尊敬をはっきり示すよう期待されている。各ロータリー・クラブは自治的なものであるから、自己の良き判断に基づいて、会員全部の宗教的信念を尊重するが如き方法で例会を行なうべきである。(理 40—41)

例会場 (Meeting Places)

例会場の決定は各クラブの自治に任すべきであることを国際ロータリー理事会は認める。しかし、各クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、或はパスト・サービス会員は、いずれも他のロータリー・クラブの例会に出席する権利があるから、各クラブは、世界中のどのクラブのどの会員でも出席出来るような場所で例会を開くことが期待されている。(理 46—47)

例会の取消し

(Cancellation of Weekly Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブは標準クラブ定款に定められている場合を除き季節的又は祭日の理由により例会を取消すべきでないことを決定したのである。(理 55—56, 62—63)

クラブが他の団体に加入すること (Club Membership in Other Organizations)

国際ロータリーの地方単位として、クラブは他の如何なる団体にも加入すべきでなく、又、他団体の会員としての義務を負うべきものでもない。クラブの役員及び委員が他の団体の役員や委員と会議を開くことはよいし、又、そうせねばならぬ場合もあるが、しかし、クラブを束縛する権限はない。(ダラス大会決議29—12, 第2条第1節)

他のサービス・クラブとの連合会

(Joint Meetings of Service Clubs)

ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことは、ロータリーのプログラム及び活動を最もよく発展させる所以ではない。従って、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して毎週の例会を開くことには国際ロータリー理事会は反対である。しかし、ある特別な場合に、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことには必ずしも反対するものではない。(理 42—43)

例会に於ける酒類飲用の可否

(Alcoholic Drinks at Meetings)

ロータリーの会合に於て酒類を供することが正しいことであるかどうかは、各クラブに於て決定すべき問題である。

何年か以前のことであるが、ロータリーの会合に於て酒類を供することをどう考えるか確めるため、各クラブに質問書を廻したことがある。この解答を表にして見ると、大多数のクラブに於てはクラブ昼食会或は夕食会には酒を出さない習慣であり、又、会員個人もその会の間は酒を注文しない習慣であることがわかった。国際大会におけるクラブ会長の会合で、この問題が討議されたことがあるが、出席者の大部分は、昼食会或は夕食会に酒類を供するのは望ましくないという意見であった。

その後間もなく国際ロータリー理事会は、アメリカ合衆国のクラブではロータリーの昼食会や夕食会に於て酒類を供することに反対の考えが一般的であるという意見を表明した。

この問題に関してロータリーは何等公式の方針を持っていないと言われるかも知れないが、長い間の経験と多くのロータリアンが表明した意見によって、少なくとも、酒類を食事の一部として供する習慣のない国に於ては、ロータリーの会合では酒類を供しない方がロータリー運動のために良いであろうと言うことが出来る。

富くじ類による資金募集 (Raising Money by Lotteries or Raffles)

ロータリー・クラブの活動は、会長及び会員でない者の双方にロータリーに対する十分な尊敬の念を持たせる如きものでなければなら

ないとされている。従って、如何なるクラブも、富くじ等によって資金を集めることは、そのような行為に全面的な好意が示されていない国に於ては、避けるべきである。(理 48—49)

クラブの定例理事会

(Regular Meetings of Club Board)

クラブ理事会は少なくとも毎月1回定期的に開催すべきである。(理 41—42)

ロータリー情報 (Rotary Information)

各例会の始めの3分乃至5分間、会員にロータリーに関し真剣に考察をさせ、彼等のロータリーに対する知識と理解を拡げることが、如何にクラブの為になるかという点についてクラブの注意を喚起すべきである。クラブのロータリー情報委員会は、すべての会員、特に新会員のロータリーに対する正しい理解と、ロータリー会員としての特典と責任を納得させるようにするため、同委員会の活動を増強すべきである。年間を通じ少なくとも毎月1回、奉仕の四つの部門のそれぞれについて、ロータリアン個人の知識を増すようなプログラムを提供しなければならない。(理 35—36, 52—53)

新しく入会した会員は、種々の委員会は勿論、屢々、クラブ協議会、クラブ理事会、炉辺会合 (Fireside Meetings)、都市連合会 (Intercity Meetings)、及び地区大会 (District Conference) にも極力出席するよう奨励されなければならない。(理 35—36)

国際ロータリー事務総長は、地区ガバナーが更に多くのロータリー教育の必要性を強調し、そしてこれに関する有益な示唆を常に中央事務局から入手することが可能であることに各クラブの注意を喚起するよう、絶えず提

示し続けるよう要請されている。(理44—45)

何処にあるクラブでも、会員の中に、その地元の新聞社が十分代表されていることが奨励されている。(理 35—36)

クラブのロータリー情報委員会は、広範且つ重要な、調整の責任と全クラブ会員にロータリー情報を提供すべき継続的責任とを持つ極めて重要な地位に置かれるべきであり又求め得る最適者をクラブのロータリー情報委員に任命することを強調するよう推奨されている。又クラブは、一年を通じて定期的にクラブの業務及び活動並にクラブの問題を討論するだけの例会を開催することも推奨されている。(理 62—63)

クラブの会員増強委員会は、ロータリーに精通し且つ積極的に参加協力する会員の育成が必ず実現されるように、他の委員会と協力して全会員に十分なロータリー情報を提供するよう奨励されている。(理 69—70)

クラブ資金の取扱い

(Handling Club Funds)

ロータリー・クラブは主として実業家から成り立っているのであるから、クラブ財政の取扱いも事務的に行なうべきである。クラブ資金を事務的に取扱うとなると、小切手の支払には副署を要することとしなければならないし、又、毎年会計検査を行なわなくてはならない。(理 41—42)

クラブのバナー (Club Banners)

世界を通じてロータリー・クラブ及びロータリアンによるロータリー・クラブのバナー、フラグ及びペナント等々の盛り上がる人気及びその使用の普及から生ずる問題を考慮する時、理事会はクラブ間の斯様な記念品の

交換により果される良いそして有益な目的を認識しているが、然しその慣例の誤用及び濫用に對し憂慮の念を深めている。

又、理事会は或る場合には斯様な記念品交換の慣例の誤用及び濫用は、不必要な財政的負担をロータリー・クラブにかけるものであり、そして他の場合にはクラブの基本的活動を妨げるばかりかしばしば阻害し、斯様な交換の真の目的が消滅される傾向があるという意見を持っている。

理事会は、斯様な記念品の交換に参加する総てのロータリー・クラブ及びロータリアンが斯様な交換を準備するに当っては、思慮、中庸そして慎重なる判断を用ゆることを勧告している。

理事会はまた、斯様な交換をなすロータリー・クラブは、バナー、フラグ、ペナント等を、その所属する地域社会、国又は地域を明瞭に、適切に、強く表現するものとするように、そのデザインを入念に研究することによって、この交換プログラムの効果を高めることに貢献しうる機会を持っていると考える。(理 58—59)

ロータリアンに対する事業上の援助と

助言 (Business Advice and Assistance to Rotarians)

ロータリーの親睦に確実な効果を与え、会員に有益な援助を与える機会を提供する手段としてクラブは次のことを行なうべきである。

(イ) 事業上の助言や援助を必要とするロータリアンに内密に而も親身な援助を与えるため、色々異なった職業分類 (Classification) を代表する会員数名を以て委員会をつくる。

(ロ) 広く会員の利益のために、主として経済的な問題について討議するため、“Clinics” (企業診断) 或は “Forums” (討論会) を開いて会員の利益をはかる。(理 42—43)

国際ロータリーの委員会

(Committees of R.I.)

委員会 (Committee Meetings)

細則或は理事会の特別な決定——例えば委員会の付託条件或は管理手続——に別の規定がある場合を除き、国際ロータリーの各委員会は、予定の会合に割当てられた予算を正しく考慮して、会長が承認し且つ指定した日時及び場所に於て開くものとする。しかしながら、特別な事情がない限り、委員会はその過半数が出席するという保証が得られなければ会長は委員会の会合を開くことを認めてはならない。(理 46—47)

例外的な事情の下に於て会長が他の場所で委員会を開くことを認めることもあるが、通例、国際ロータリーの委員会はエバンストンの中央事務局に於て開くものとする。(理 45—46)

通信による投票

(Voting by Communication)

細則、或は大会又は理事会による特別の決議に基き規定された場合を除き委員会は郵便、電信、無線電信、電話によって事務を処理することができる。(第14条第17節) その場合如何なる提案に対する投票も、委員の過半数の投票が返送された場合には30日目を以て締切のものとする。但し、委員過半数が賛成又は反対の投票を終えた場合には30日以前でも締切ってよい。(理 52—53)

委員会の規模と機能

(Size and Functioning of Committees)

理事会は、国際ロータリーの委員会を経済的且つ能率的に管理するため、次の各項がのぞましいとする財政委員会の勧告に對し原則的に同意している。即ち、

- (イ) 委員会の数は最小限にとどめる;
- (ロ) 各委員会の規模は委員会に課せられた責任を果しうる限りに於て出来るだけ小さくする;
- (ハ) 各委員会の会合は最小限に止め、成るべく1回がのぞましい;
- (ニ) 委員会の会合は、時間を短かくして2度3度と招集する必要を生ぜしめるよりは、寧ろ1回の時間を長くして十分客観的に考え又研究する時間を与え、以て委員会を能率的に運営するようにする;
- (ホ) 委員会の任務が管理的な性質のものであり、仕事の準備が中央事務局でなし得るような場合は、委員の任命は経費節約をも考慮し、成るべく中央事務局に近い人という点からなすべきである。(理 49—50, 65—66)

委員会報告 (Committee Reports)

理事会はその執行委員会に、理事会の会合のない間理事会に代って諸委員会の報告を閲覧し、もし必要があれば理事会の定める執行委員会の任務規定の範囲内に於て、報告書の事項に関し決定を行なう権限を委譲してい

る。

緊急を要する委員会の勧告に対する措置 (Action on Urgent Recommendations of Committees)

理事会は、現在の制度が、国際ロータリー委員会の行なう緊急を要する勧告に関し、効果的な措置を取るのを妨げているとは考えない。しかし、現在の方針の許す範囲内に於て会長及び事務総長は委員会の行なう緊急を要する勧告に対して、理事会に代って何等かの措置を行なう権限を有することを承認する。但し、これは委員会が開かれた後、かなりの間理事会或はその執行委員会が開られない場合に限られる。(理 45—46)

委員の代理

(Substitute Members of Committees)

正式に任命された委員がその委員会の会合に出席できないときは、会長はこれが代理をおくことができる。但し代理として任命された委員はその会合の間だけ委員であるものとする。この代理として任命された委員は自分が代理する委員の見解を代表するように努力するものとする。然しすべての点に於て委員会の開かれている間は自分の代理する委員と同じ権利と責任をもつ委員である。(理 37—38)

委員会に関する検討

(Review of Committees)

細則の規定は、アド・ホック委員会を除く

すべての特別委員会の任期はその任命せられたロータリー年度の終りに終了するものと定めている。アド・ホック委員会の任期は、その委員が任命された特定の目的が達成された時、又は理事会がこれを解任した時に終るものとする。

理事会は、慣例上毎年ロータリー年度後半の会合に於て現存の特別及びアド・ホック委員会全部について検討し、これらに関し理事会として次期の会長及び理事に如何なる勧告を行なうべきかを決定する。

会長及び理事会によって任命される特別及びアド・ホック委員会は、特別の目的を果すために設置されるものであるから、如何なる特別委員会も、その目的を果すに必要な期間以上に存続することを避けるため、各委員会の目的は、毎年之れを検討するよう絶えず注意を払うべきである。

会長及び事務総長は各常任委員会に対し、その設置された本来の目的に関係のある事項を付託するよう常に注意を払うべきである。特別委員会は単に特殊の事情ある場合に限り設置すべきものである。

事務総長は毎年、退任せんとする会長及び就任せんとする会長に対し、1943年7月の理事会において記録された次の示唆事項に対し、特別の考慮を払うよう注意を喚起しなければならない。即ち、「退任せんとする会長に対する次期会長の次期委員候補者リストの要請」は、「次期会長はそのリストを、退任する会長が在職中の経験と交際に基づいて作成した参考案として受理するのであって、次期委員の人選の際これに束縛されるものではない。」との了解のもとに行なうのである。

(理 46—47)

社 会 奉 仕

(Community Service)

ロータリーは、個人個人を啓発することに務め、この啓発を通じてその人が社会に於ける自己の立場を見出し、その立場に於て奉仕を行なうことができるように；又、その人が、世界、国家及び社会との関係に於て自己の市民たる身分を考え；且つ自己の職業を奉仕への途と考えさせるように努力している。

社会奉仕活動に対する方針 (Policy Toward Community Service Activities)

社会奉仕に対するロータリーの方針は、1923年国際大会に於て採択され、その後の国際大会に於て改訂された決議 23—34 に述べられている。

決議 23—34 の本文

(Text of Resolution 23—34)

ロータリーに於て社会奉仕とは、ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活、及び社会生活に奉仕の理想を適用することを鼓吹且つ育成するにある。

この奉仕の理想の適用を遂行するに當って、会員に奉仕の機会を与えるため、種々の社会奉仕活動を展開しているクラブが沢山ある。ロータリアン及びロータリー・クラブの指針とするために、又、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を設定するために、次の諸原則が合理的であり、又管理に便利であると認められ且つ受け入れられている。

1. 根本問題として、ロータリーは、自己

のために利益を得ようとする欲望と、他人に奉仕しようとする義務感と、それに伴う衝動との間に常に起る争いを和解させようとする人生の哲学である。この哲学は奉仕即ち「超我の奉仕」の哲学であり、「最も良く務めるものは最も多く報いらる」という実践倫理の原理に基づいている。

2. 元来、ロータリー・クラブは、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つの事項を実行することを目ざしている代表的な実業人及び専門職業人の集りである。即ち、第一は、職業及び人生に於ける成功と幸福の真の基礎として奉仕の理論を全体的に研究すること、第二は、その理論をロータリアン自身及びロータリアンの属する社会に対して一団として実証すること、第三は、その理論を、個人として各自の職業及び日常生活に於て実践に移すこと、第四は、個人的に又一団として、現実的な教訓と事例によって、ロータリー会員は勿論、ロータリー会員でない人をも、理論的にも実際的にもこれを受け入れるよう鼓舞することである。

3. 国際ロータリーは、(1)奉仕の理想を擁護し、推進し、世界中に普及するために、(2)ロータリー・クラブを設立し、奨励し、援助し、且つ運営上の監督を行うために、(3)各クラブの問題の研究のため、又、強制ではなく有益な示唆を与えてクラブの運営を標準に合せ、且つ社会奉仕活動の内、既に多くのクラブによって良いということが証明され、そして国際ロータリーの定款に定められたロータリーの綱領から逸脱せず且つこれを不明瞭にすることのないような社会奉仕の活動を標準化するための、一種の情報交換所として存在

する団体である。

4. 奉仕するものは活動しなければならぬのであるから、ロータリーは単なる心の持ち方のみでなく、又、ロータリーの哲学も単に主観的なものではなくて、実際的な行動に移さなければならない。従って、個々のロータリー会員もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践しなければならないのである。

それ故に、ロータリー・クラブの団体的活動は次の条件の下に推奨されている。各ロータリー・クラブはなるべく毎年異なったそしてその会計年度内に完了出来るような主要な社会奉仕活動を各会計年度に提唱することが望ましい。此の活動は地域社会が事実必要とすることに基くものとしクラブ全会員の集团的協力を要請すべきである。これは、そのクラブ会員が地域社会における個人的社会奉仕活動を行なうよう奨励するクラブの継続したプログラムに加えられるべきである。

5. 個々のロータリー・クラブは、クラブにとって魅力のある又その所属地域社会にも適した社会奉仕活動を選ぶに当って、絶対的な自主権を有している。しかし、如何なるクラブも、ロータリーの綱領を不明瞭にしたり、ロータリー・クラブが組織されている本来の目的を危くするような社会奉仕活動を行なってはならない。また、国際ロータリーは、全般的活動を研究し、標準化し、推進し、且つそれらについて有益な示唆を与えることはできるが、特定のクラブに対し、特定の社会奉仕活動を命令したり禁止したりすることは絶対にすべきではない。

6. 個々のロータリー・クラブが、その社会奉仕活動を選定することについては、別に規定はないが、指針として次の規則が示唆されている：

(イ) ロータリーの会員数は限られているのであるから、他に都市全体のために代弁し、行動する適当な市民団体などが存在しない都市に於てのみ、ロータリー・クラブは、全市

民の支持がなければ成功しないような全般的な社会奉仕活動を行なうべきである。又、商業会議所が存在する場合には、ロータリー・クラブはその役割に立ち入ったり、横取りしたりしてはならない。しかしロータリアンは、奉仕の原理の実行を誓約し且つ訓練されている個人として商業会議所の会員としても活発に活動すべきであり、又、市民として他の善良なる市民と共にあらゆる一般的な社会奉仕活動に関心を持つべきであると共に各自の能力の許す限り、金銭上及び実際行動においてその分を尽くすべきである。

(ロ) 一般論として、ロータリー・クラブは、どんなに立派な計画であっても、クラブがその成功の責任の全部又は一部を執る用意と気持があるものでなければ、これを是認すべきではない。

(ハ) ロータリー・クラブがその活動を選ぶに当って広報を第一目標としてはならないがロータリーの影響を拡大する手段として、価値あるクラブ計画が完全に実行されたものについては適当に広報がなされるべきである。

(ニ) ロータリー・クラブは、その努力の重複を避けるべきであり原則として他の機関によって既に立派に行なわれている事業に従事すべきでない。

(ホ) ロータリー・クラブはその活動に於て、むしろ現存の機関と協力すべきであるが、現存の機関の設備では不十分であってその目的が遂げられない場合には、必要に応じ新しい機関を設けてもよい。

ロータリー・クラブにとっては、新たに重複する機関をつくるよりも現存の機関を改善する方がよいであろう。

(ヘ) ロータリー・クラブはその全活動の中で、宣伝者として最もよく行動し、最も成功している。ロータリー・クラブは、その活動を必要とする事態を発見はするが、その責任が全都市の責任である場合には、単独でそれを救済することを求めず、他の人々をして

その救済の必要に目ざめさせるように努力しその責任をロータリーだけにおかず、本来その責任を負うべき都市全体におくよう、都市全体がその責任を自覚するようにすべきである。ロータリーは、或る事業を始めそれを指導してもよいが、関心を持たなければならない他の団体全部の協力を確保するよう努力すべきであり、ロータリー・クラブ自体の当然の功績をば最小限度に減じて、その協力者に全功績が与えられるようにすべきである。

(ト) 全ロータリー会員の個人的努力を求め活動は概してクラブの集団行動だけを必要とする活動よりも、ロータリーの精神に一層多く合致するものである。なぜならばロータリー・クラブの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員を、奉仕という点で訓練しようとする実験としてのみ考慮せらるべきであるからである。(セント・ルイス大会決議 23—34、デンバー大会決議 26—6によって改訂；アトランティックシティ大会決議36—15、及びアトランティックシティ大会制定51—9、トロント大会決議 64—43、デンバー大会決議 66—49)

「奉仕活動」への参加奨励 (Participation in "Service Activities" Encouraged)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、更に活発に社会奉仕活動に従事すべきであり、又、地域社会におけるロータリアンが社会奉仕として何をやっているかに関し、新聞その他を通じて、公衆に知らせることを嫌ってはならない。(理 41—42)

或る地域社会の必要に応じ政府及び民間機関が活動するにも拘らず、地域社会に於て効果的に又重複せざる奉仕をなし得る多様な取組むべき機会がロータリー・クラブ及びロータリアンに残されている。

効果的な社会奉仕活動をなすための基本と

してクラブは次の諸事項を実行するよう勧奨されている。

(イ) 社会奉仕委員会によりその関係する地方の特殊事情の徹底的調査と分析によって地域社会の必要とすることを確認すること。

(ロ) 地域社会が必要とすることを見出すために、個人的並びに職業的見地からクラブ地域を研究することにより斯る調査と分析を補足し又強化するよう各クラブ会員を奨励すること。

(ハ) 会合が可能であり、必要とされ且つ設定した方針と調和して実行できる場合には意見の検討と交換の目的を以て他の社会奉仕団体と集会をもつこと。

(ニ) 有望な会員候補者として考慮する場合の要件として地域社会の必要なことに積極的な関心をもち、又、精通している事実を実証できることを含めること。(理 63—64)

ロータリアンはすべて、不満と無秩序をもたらす多種多様な要因を自ら認識し、かような要因を軽減する方法について各自が夫々に評価すべきである。そして援助を必要としている貧しい地域社会において行なわれる、無知と不安の状態を緩和し且つ教育、保健、栄養等の基本的事項の推進に助力することを目標としている地方的活動を、指導し激励することに絶えず努力すべきである。(理69—70)

社会奉仕会議の運営手続規則 (Rules of Procedure for a Community Service Council)

都市内の色々な奉仕クラブ或は他の団体の役員が、それぞれの団体の社会奉仕に関し、討議を行ない、且つ意見を交換するため、時々会合する必要を認める場合には、ロータリー・クラブの代表者は、次の運営手続に従ってこれに出席することができる。

会議は、それぞれの団体によって実行されているか或は考慮されている社会奉仕に関す

る問題について、討論を行なってもよいが、それぞれの団体が独立の団体としての行動の自由を失うことを意味する決定は行なわないものとする。

問題の如何を問わず会議がとるべき措置は、出席者の意見の表明と会議の意見を各所属団体に報告することを出席者が承諾することだけにとどむべきである。

会議は、その代表者が会議に参加している団体を、如何なる点に於ても拘束するような意見を表明する資格も権限も与えられていない。但し、各団体自体が前以てそれぞれその問題を考慮し、且つその問題に対する態度を決め、その代表者に対し会議においてこの立場を示し他の代表者と同調することを指示し、且つ委任した場合はこの限りでない。

都市内の団体全部の共同行動を必要とすると考えられる問題がある場合には、各団体のとるべき措置に関する決定は先ず各団体自体に於てなされるべきである。その決定ができた後に、その問題を特別に考慮するため会議を特に招集すべきである。そしてこの会合には、各団体は、自己の団体のために代弁し、且つ加入に意見が一致した共同行動の責任を負う権限を正式に与えられた代表者を派遣すべきである。

ロータリー・クラブが自己の態度をはっきりさせる前に、会議に対する意見を新聞その他に発表することは、もしそれが、会議に代表を送っている種々の団体がその意見によって束縛されることを意味するのであれば、なすべきでない。

これらの運営手続の目的とする処は、このような会議に於て各自の考えを自由に交換し、意見の展開を育成することであり、又、同時に、会議に代表を送っている諸団体の地位、特に団体相互間、或はそれぞれの団体からなる大団体或は都市全体に関連しての地位を、決して害することがないことを確実にすることである。(理 32—33)

地元市民行事に国際ロータリーの参加 (Participation of R.I. in Local Civic Events)

国際ロータリーは、都合上及び慣例上、行列その他の地元市民行事に対しては、それが如何に立派なものであっても、これに参加するために経費を支出することはできない。(理 41—42)

国際ロータリーの資金は、全くそれ自身の目的のためにその加盟クラブによって提供せられたものである。従って、他の組織の事業に寄付することはできない。同時に、国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、各個人ロータリアンがその地域社会における立派な奉仕事業を支持し且つ個人的に参加することを奨励している。(ロータリーと他の団体に関する方針の声明、146 頁参照)

国際ロータリーは特別の決議によりその承認事項を積極的に推進することが出来るものでなければ如何なる企画や運動も承認しないであろう。(グラス国際大会決議 29—12)

ロータリーと商業会議所 (Rotary and the Chamber of Commerce)

商工会議所が存在する所においては、ロータリー・クラブは、その役割に立入ったり、横取りしたりしてはならない。しかし個人として奉仕の原理を実行し、且つ訓練されているロータリー会員は、商業会議所の会員としても活発に活動すべきであり、又良き市民として、あらゆる一般的な社会奉仕活動に関心を持ち、能力の許すかぎりこれに貢献すべきである。

身体障害児童の救済事業

(Crippled Children Work)

国際ロータリーは、世界各国の身体障害児童問題が重要であることを認め、各ロータリー・クラブの各会員が何らかの形で身体障害児童救済の事業に関係することを喜ぶであらう。しかし、国際ロータリーは、気のりのしないロータリアンにこの種の事業に関係することを強制することは望ましくないと信じている。国際ロータリーは又、ロータリー・クラブやロータリー会員が、身体障害児童救済事業のような立派な仕事でも、これに全く夢中になったために、ロータリー・クラブの真の役割が忘却され、ロータリーの基本的で特色ある目的が見失われ又は忘れられるならば、それは望ましいことではないし、又ロータリー福祉の為にもならないものと考えている。(理 22—23)

国際ロータリーは加盟クラブに対し、それぞれの都市に於て人道的奉仕を行なう機会を与えるものとして、身体障害児童にして治療を必要とするものに対して整形、外科治療及び教育を施す事業を行なうよう薦めている。(グラス大会決議 29—12, 第2条第5節)

交通安全 (Traffic Safety)

各クラブは、社会奉仕委員会の小委員会として交通安全委員会を任命し、交通安全の問題を研究すると共に都市の交通安全委員会と、できる限り協力するよう考慮すべきである。(理 46—47)

成人無学者 (Adult Illiteracy)

成人無学者の問題は依然として世界各国に

於て主要な問題とされている。成人の読み書き出来る能力の育成に当たっている政府並びに他の機関と競争することは賢明なことではないが各ロータリークラブによりなし得ることは多いのである。このためには、ロータリアンは現実に存在する必要事項に応ずるため、何が完成されつつあるかを十分に認識すべきである。斯くしてこそ、全会員が此の分野の奉仕面で可能な活動又は計画を展開するための基礎として成人無学者問題の本質と範囲に就いて理解することができるのである。

農村都市関係振興

(Rural-Urban Relations Promotion)

全世界の都市及び農村の住民の間に一層良い友好関係を促進することは、クラブにとっては国際ロータリーの目的を達成する一助にもなる立派な運動である。この問題に対してはクラブの側に十分な関心があれば、中央事務局はこれをクラブの確立した活動と認め、且つその問題に関する情報交換所としての、役割を果たすことに十分な関心を持っている。(理 25—26, 55—56)

募金運動への参加 (Participation in Fund Raising Activities)

募金計画或は他の運動に参加又は提携する場合、クラブは、クラブの威信や強化向上に貢献しないような品位のないやり方に陥らないよう常に注意を払うべきである。(理 46—47)

ロータリー・クラブの活動は、ロータリアン及びロータリアンでない人の双方に、ロータリーに対して最高の敬意を起させるような活動でなければならないと考えられる。従って、富くじ等が全く好意を以て見られていな

い国に於ては、いかなるロータリー・クラブもこの種の方法によって金を集めない方が良くいとされている。(理 48—49)

道路標識 (Road Signs)

事務総長は、クラブ所在都市に既にロータ

リーの道路標識を設置、或は設置しつつあるクラブ全部に対し、それらの道路標識を完全な状態に整備しておくことの必要について、注意を与えるよう指示されている。貧弱な道路標識はクラブのみならずその都市自体の不名誉になると信ずるからである。(理 35—36)

定款に関する事項

(Constitutional Matters)

国際ロータリー組織上の規定である国際ロータリー定款及び細則は 1910 年の大会で採択され、その後随時改正乃至修正されて来たものである。定款及び細則の本文は 215—271 頁に掲載してある。

国際ロータリー定款及び細則によれば、規定審議会に付議すべき改正案は、規定審議会の開催されるロータリー年度の 8 月 1 日までに国際ロータリー事務総長へ送付され、且つその写しが同審議会が議案を審議し、決定するロータリー年度の 11 月 1 日までに事務総長によって各クラブ幹事宛に郵送されなければならない。

正式に提出された改正案の本文は、斯様な提案を審議し、決定すべき規定審議会の開催されるロータリー年度の 8 月 1 日又はそれ以前に国際ロータリー中央事務局事務総長の手許になければならない。

1922 年改正定款第 4 条第 4 節は「国際ロータリー加盟認証を与えられ、これを受理したロータリー・クラブは、すべて、それによって国際ロータリーの定款及び細則並にその改正規定を受諾し、承認し、そして、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする」と規定している。

クラブ定款 (Club Constitution)

国際ロータリー細則 (第 1 条第 2 節) は次の事を規定する：

- (イ) 標準クラブ定款；
- (ロ) 1922 年 6 月 6 日より後に加盟を承認さ

れたクラブは、すべて標準クラブ定款を採択すること；

(ハ) 1922 年 6 月 6 日より前に加盟を承認されたクラブは、標準クラブ定款及びその改訂に順応させるため以外にはその条文を変更しないこと；

(ニ) 標準クラブ定款を改正するには規定審議会又は国際ロータリー大会の決議によること；

(ホ) かくの如き改訂はすべて自動的に、標準クラブ定款を採択したクラブの定款の一部となること。

国際ロータリー細則に於ける以上の規定は、基本的な規定を各クラブ間に於て同一にすることを目的としたものである。

標準クラブ定款の本文は 275—297 頁に掲載してある。

又、国際ロータリー細則第 1 条第 2 節 (イ) には異常の状況下において、或は国、州、又は省の法律及び慣習に従うために必要な場合、理事会は随時その会合において出席理事の 3 分の 2 の多数を以て、標準クラブ定款及びその改訂と合致しないクラブ定款の規定を、国際ロータリー定款及び細則に背反しない限り承認することができる」と規定してある。

国の法律が、ロータリー・クラブの定款に資金募集及び不動産の所持の権限を規定することを要求する場合、斯様な権限を欲するクラブは国際ロータリー細則第 1 条第 2 節 (イ) の規定の下に、地方的要求に適合するよう定款を改訂するため理事会の承認を求めなければならない。(理 57—58)

第 1 条 (名称) 及び第 2 条 (区域の限界) は、それぞれのクラブによって異なるもので

あるから標準クラブ定款では空欄として残されている。この2箇条はクラブが国際ロータリーに加盟を許された後、国際ロータリー理事会の承認を得てクラブが記入するものである。同様に、この2箇条を以後改訂せんとする場合にも国際ロータリー理事会の承認を受けねばならない。

国際ロータリー国際大会で承認された、R.I.B.I.の定款は、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島におけるロータリー・クラブのための標準定款を、同連合会が採択し規定するよう規定している。この標準クラブ定款は、国際ロータリーの定款及び細則に背反せず、又、R.I.B.I.定款の改正に関する規定に従って改正されるものとする。

クラブ細則 (Club By-Laws)

クラブの細則は、クラブの決議によって採択し、且つ改正することができる。国際ロータリー理事会は細則を推奨している。この本文は、289—297頁に掲載してある。この細則は、採択前に於ても採択後に於ても、クラブ定款及び国際ロータリー定款並に細則に矛盾しない限り各クラブによってそのクラブの事情に適合するよう変更することができる。但し、もし変更疑義がある場合には、これを国際ロータリー事務総長に提出して国際ロータリー理事会の審議を受けるようにすべきである。グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、R.I.B.I.審議会が、当地域別単位内のクラブが用うべき標準クラブ細則を規定している。

単一標準クラブ定款 (Only One Standard Club Constitution)

1. 現行の国際ロータリー細則(第1条第2節)は、後に加盟を許されるクラブはすべて標準クラブ定款を採択すべきこと、及び現行国際ロータリー細則採択当時存在せるクラブ定款は新しい標準クラブ定款と一致させる場合を除き変更してはならないことを規定している。

2. 以前には如何なる“標準”クラブ定款があったにせよ、現在に於ては標準クラブ定款は只一つであり、ロスアンゼルスで採択されたものがそれである。1921年、1920年、1919年、或いはそれ以前にせよ、当時“標準”とされていたクラブ定款の下に活動しているクラブは、同定款の下に活動しているもので、標準クラブ定款の下に活動しているものと考えてはならない。言葉をかえて言えば、このようなクラブは、現行の標準クラブ定款に関連しては、以前に採択された定款の下で活動している他のクラブと全く同一の位置にいるわけである。

3. 標準クラブ定款の下に活動するクラブは、その改正の規定によらざる限り定款を変更することはできない。他の定款の下に活動するクラブは国際ロータリー理事会の承認の下にその定款を変更することができる。但し、その変更が、理事会によって、そのクラブ定款を標準クラブ定款に一致させることになると考えられた場合に限る。そして理事会は、この種の変更が全面的なものでなくとも、クラブ定款を一步でも標準クラブ定款に近づけることになる改正には好意を示すであろう。(理 22—23)

ロータリー・クラブの法人化

(Incorporation of Rotary Clubs)

1. 理事会は、ロータリー・クラブを法人化することは、地方事情に照してクラブの決定すべき問題であるという意見を持っている。理事会は、クラブが法人の条文の中に現行及び今後改正されることのあるべき国際ロータリーの定款及び細則に忠誠と服従を誓う文句を挿入する限り、ロータリー・クラブを法人化することに反対はしない。

2. 理事会は、法人としての条項に対し次の如き一般的な規定を承認している。

本法人の名称は、

法人____(州)____(市)ロータリー・クラブとする。

本法人は利益の追求を目的としない法人とする。その目的とする処は慈善と仁愛にあり、且つ、国際ロータリーの綱領を、鼓吹推進し拡大すると共に、国際ロータリーの加盟クラブとしての関係を保持するにある。

本法人が組織された処の____州の法律の規定の許す限りに於て、本法人は国際ロータリーの管轄に属するものとする。

本法人は、前項に列挙せる目的と矛盾せず又、本法人がその規定の下に組織されている____州の法律とも矛盾しないような細則を採用する権限を有するものとする。

3. 新しく組織された法人を国際ロータリーと調和のとれたものとするために、その細則として、国際ロータリーが加盟クラブのために設けた標準クラブ定款及び推奨クラブ細則のあらゆる関係規定を採用すべきである。

4. 法人設立に関する条項には勿論、その規定の下に本法人が組織された州の法律の要求するその他の申立陳述等を含まねばならない。

5. ここに示唆された規定は、法人化されたクラブがあらゆる点において国際ロータリーの加盟クラブであるべきものとするの明示された目的に矛盾せざる限り変更してもよいものである。

6. 既存クラブがこれらの条件に従って法人化された場合、同クラブは、国際ロータリーとの関係に於ては何等変化なく、以前のクラブの継続にすぎないものと認められるものとする。

7. 事務総長は、理事会に代って、すべての法人化申込に対し裁決を下し、更に方針を明らかにする必要がある特殊な状況の場合には、これを執行委員会に付議するよう要請されている。(理 40—41; 57—58)

クラブ活動の法人化

(Incorporation of Club Activity)

理事会は、ロータリー・クラブがクラブに法律上の負担のかかるような特殊な活動をなす場合には、クラブそのものを法人化するよりも、寧ろその活動を法人化した方が良いという意見をもっている。(理 57—58)

国際ロータリーの印章

(Corporate Seal of R.I.)

事務総長は国際ロータリーの印章を保管するものとする。事務総長は理事会によって正式に承認された国際ロータリーの加盟認証状全部に対し、又、その他国際ロータリーの正規役員のある書類に捺印を必要とするすべてのものに対し印章を押す権限を有する。事務総長は、国際ロータリー会長の承認を得て、本決議中に規定されている権限の一部又は全部を文書によって随時事務次長に、或は文書を以て彼の指名した事務次長代理或は事

務補佐に委任する権限が明白に与えられている。(理 32—33, 39—40, 59—60)

クラブ定款の権限の限界 (Limits of Constitutional Authority of Clubs)

事務総長は、国際ロータリー定款及び細則或は国際大会の決定によって明確に禁ぜられていないという理由で、ロータリー・クラブはその会員の他団体への加入を認めさせたり或は加入することを義務づける特権を持つと信じている或るクラブの事態を提起した。そして

事務総長は、「クラブがこのような行為をなさざるために一々禁止条項を設けなければならないか、」という質問を理事会に発した。依って、

・ロータリー・クラブはその行動の範囲について、クラブ定款及び細則の規定により、

又、国際ロータリー定款及び細則の規定により、更に、クラブ及び国際ロータリーの定款及び細則に調和する国際大会及び国際ロータリー理事会の決定並に判定によって制限を受けるといふことに意見が一致した。換言すれば、ロータリー・クラブは之等の文書から、ロータリー・クラブとしての行動をなす権限を得るのであり、これらの文書によって、直接、間接にクラブに与えられる権限のみを有している。従ってクラブは、これらの文書或はその解釈の中に見出されない行動をなす権限はないのである。更に、ロータリー・クラブの定款及び細則が会員の義務に関する規定を有する以上、それ以外の義務を会員に課することは、このような付加義務の負担を許すことができるように、前以てその定款及び細則の改訂を行なわない限り、たとえ過半数の投票によっても、できないのである。(理 24—25)

国際大会

(Convention)

国際ロータリーの大会は毎年5月又は6月に、理事会の決定する時と場所において開催すべきものとする。但し十分な理由があれば理事会はこれを変更することができる。

(国際ロータリー定款第8条, 細則第7条)

国際大会は次の如き決議を採択している：

1929年5月テキサス州ダラスに於て開催された第20回国際ロータリー大会は、1931年又は1932年の国際大会をアメリカ合衆国外に於て開催し、爾後は少くとも4年目に1回は国際大会をアメリカ合衆国外で開催することを決議したことに基き、

この決議事項は、1939—1945年にわたる戦争及びその結果によって実行されなかった1943—1947年間を除きその後実行されておることに基き、

国際ロータリー会員が125ヵ国に11,500以上のクラブ数を以て構成され成長した事実の認識に基き、

アメリカ合衆国外の国際ロータリーの成長が今やアメリカ合衆国内の発展を凌いでいる事実を同じく認識することに基き、又

国際ロータリーは、1965年の国際大会開催地をアメリカ合衆国、ニュージャージー州、アトランティックシティ；1966年はアメリカ合衆国コロラド州、デンバー、1967年はフランス、ニース、1968年はメキシコ、メキシコシティ及び1969年はアメリカ合衆国、ハワイ州、ホノルルに決定したことに基き、

国際ロータリー第55回年次国際大会に於て1929年テキサス州ダラスに於ける、上記の決議を茲に改正し下記の如く新たな規定を採択することを決議した：

国際ロータリー第55回年次国際大会は、

1970年に開催される年次国際大会後は同一国に於て3年連続して国際大会を開催することは出来ないものと決議する。(トロント大会決議 64—42)

大会の招致

(Invitations to Hold Convention)

その所在都市に於て国際ロータリー大会を開催することを希望するクラブは、先ず事務総長より大会招致申込書を手に入れなければならない。

理事会は国際大会を招致せんとするクラブからの委員とか代表を受入れることはしないが、事務総長に郵送された文書による国際大会招致申込書を受取った後に、もし必要と考える場合には招致希望のあった都市を調査するために誰かを派遣する。(理 24—25)

準備手続 (Procedure for Preliminary Arrangements)

理事会が国際大会の開催される都市を決定後、出来るだけ早く、国際大会事務局長はその都市に赴き、開催地クラブの協力を得つつ、国際ロータリーに代って、集会場に関して市当局或は私的団体と契約を進め、同時に、推定出席者全部を収容しうる適当なホテルと交渉するものとする。

もし理事会が、国際大会開催都市を決定したときに大会の日時を明示しなかった場合には、執行委員会が日時を決定する権限を有す

る。

国際大会事務局長は開催地クラブ理事会と
会合し、共に国際大会組織計画を全部検討
し、そしてこの国際大会に関してはその前年
に行なわれる国際大会の終了までは宣伝を避
けることの重要性を強調するものとする。

大会事務局長は、開催地クラブから、当ク
ラブは開催地クラブとして積極的に奉仕する
こと、国際ロータリーに協力して来訪ロータ
リアン及び来賓を歓迎すること、且つ国際大
会の成功を確保するために開催地クラブと国
際ロータリー大会委員会との間で、相互的に
同意をえた色々な方法で援助することがうた
われている、正式にクラブによって採択され
署名された決議文の写しを取得するものとす
る。

この手続は、最後まで有効とするも、執行委
員会により、又、緊急の場合は状況に応じ、会
長により変更されるものとする。(理46—47)

会場 (Meeting Places)

国際ロータリーは、開催地の都市が国際ロ
ータリーに費用をかけることなしに、国際大
会の総会に相当且つ便利な講堂及び他の色々
な会合に必要な集会場を提供することを期待
している。

それは国際ロータリーが使用する国際大会
会場の賃貸料はその都市のクラブが支払わね
ばならないというのではなく、その都市が一
地方団体としてそのような設備を提供する
か、或は、市役所、商業会議所、観光協会ま
たは類似の実業家とかホテル業者等の団体
が、必要ならば、会場用の資金を出すべきで
あるというのである。

この決定は国際ロータリーが大会会場の賃
貸料を支払ったり、或は臨時に必要な費用の
負担を承諾することを妨げるものではない。
(理 32—33, 47—48)

国際大会運営事務

(Convention Operational Functions)

理事会は次の如き方針を表明している。
「国際ロータリー理事会は国際大会に関する
全般的な方針を決定し、国際大会委員会はその
担当する特定の国際大会の公式のプログラム
を作成し、且つ明確な方針を決定する。事務
総長は、理事会及び国際大会委員会の決定
に対しその細目にわたる推進の責任と大会事
務の組織運営に対する責任を負うものとする。

国際ロータリー細則第14条第8節——国
際大会委員会——は国際大会準備事務の或る
種の事項について特に次の如く述べている：
国際大会委員会は、任命を受けた国際大会の
実施についての準備を行なう責任を有するも
のとする。ここに言う準備とは、本細則又は
理事会によって役員又は他の委員会に特定し
て委任されていない、当該国際大会に関連す
るあらゆる事項を含むものとする。

公式のプログラム及び議事日程の起草を除
き、以上の事務は、委員会及び理事会に対して
責任を有する事務総長によって行なわれる。
これらの事務の細目に関して注釈すると次の
如くである。

公式プログラム及び議事日程 国際大会委
員会は全般的なプログラムの作成、国際大会
の主題(もしあれば)の決定、討論会、余興、
交歓の家、次第書、合唱指揮者の選択、招待
すべき地元の来賓の選定に関して開催地クラ
ブとの協力、観光旅行、等々の準備に対して
第一の責任を持っている。

事務総長は、上述の各項に関し国際大会委
員会と協力し、同委員会の決定を遂行するに
当っては細目的にこれを推進する。

宣 伝 事務総長は、国際大会委員会及
び開催地クラブとの協力を続けつつ、国際大

会の宣伝に関し委員会及び理事会に対し第一
の責任を有する。

運営及び接待費 事務総長は、過去の経験
及びこの大会の特殊事情をもとにして国際大
会の運営及び接待に要する費用の算出及びそ
の後の財政的監督に関して、委員会及び理事
会に対し第一の責任を有する。接待費の算出
は、大会委員会の勧告にもとづいて理事会の
承認する予定登録数及び登録料によって左右
されるであろう。

国際大会会場の選択と設備 プログラム上
の必要条件、国際大会委員会の勧告、及び国際
ロータリー大会正規の必要条件に合致せしめ
る大会会場及びその他必要な集会場の選択、
設備及び契約に関し、事務総長は委員会及び
理事会に対して第一の責任を有する。大会会
場には下記のものを含む。

大会総会場

交歓の家

若い人々の交歓の家

特別集会場

規定審議会場

代議員会会場

特別協議会場

討議会場

事務所及び仮設場

会長室、会長エレクト室、事務総長室、
本部、理事会室、大会委員会室、大会
マネージャー室、規定審議会事務局、ロ
ータリアン誌室、レピスタ・ロータリ
ア誌室、新聞記者室

出席の勧誘 事務総長は、大会委員会より
示唆や勧告を受けつつ、出席奨励の予定表を
作成且つ実行することに関して、委員会及び
理事会に対し第一の責任を有する。

登 録 事務総長は、登録委員会に対し、
必要とする援助を与えることによって、その
仕事を容易ならしめることに関し、委員会及
び理事会に対し第一の責任を有するものとす
る。

その他の事項 事務総長は、大会の準備に
関連するその他すべての運営事務に関し、委
員会及び理事会に対し第一の責任を有する。
即ち開催地クラブの国際大会体制の開設に関
して同クラブに協力、開催地クラブの任命す
る諸種委員会を監督、大会日報及び大会説明
書等の準備、信任状の監督、通訳及び翻訳者
等の確保等々である。

結 論 以上の事務分担によると、結局
国際大会委員会はその任命された特定国際大
会の準備に関係ある面のみを行ない、毎年
の国際大会に共通な細かい事柄は事務総長に任
ず。斯くして、中央事務局の専任職員の経験
の集積と責任の委譲は、運営上の無駄を省き
且つ委員に対する要求事項を最小限に止める
結果となる。(理 47—48, 48—49)

国際大会の輸送手配 (Convention Transportation Arrangements)

1. 理事会が、国際大会開催地の地域以外
のロータリアンの輸送手配を国際ロータリー
が引き受ける必要のあるような処に国際大会
開催地を考慮する場合には(例えば北アメリ
カ以外で開催される国際大会に北アメリカの
ロータリアンをそこに運ぶごとき)、理事会
はその関係する輸送機関の調査を事務総長に
請求しなければならない。この調査報告は国
際大会開催市を選定する時までには理事会に提
出されねばならない。

2. 理事会がその開催地を選ぶ場合には、
単に必要な会合場所、ホテルその他が、その
市内において必要な手配を完了したというこ
と許りでなく、理事会が決定するような特別
輸送手配が国際ロータリーによってとられ完
了するという条件の下においてのみその決定
を行なわなければならない。

3. 斯様な手配を援助するために、理事会
は会長に輸送委員会(例えば19年—国際大

会の北アメリカ輸送委員会の如き)を任命する権限を与えなければならない。斯様な委員会はなるべくなら団体旅行の手配に知識と経験を有する委員長1名と、2名の委員を以て構成し、国際大会後、最終報告書を提出し、理事会によって解嘱せられるまでその任務に当るものとする。

4. 輸送委員会は、汽船会社、航空会社、旅行代理店、その他輸送及び観光旅行の計画をたてるに必要な機関と交渉に入り、理事会に対して、その輸送及び観光の取扱い方及びその目的達成のために取りきめるべき協定について勧告をしなければならない。事務総長は、理事会によって委任せられた斯様な契約及び協定を実行しなければならない。

5. 事務総長は、理事会及び輸送委員会の決定事項を推進する責任を有し、且つ輸送事務について輸送委員会及び理事会に対し主要責任を持つものとする。(理 57-58)

国際大会に於けるクラブの代表

(Club Representation at Convention)

国際大会に於けるクラブの代表に関する規定は、国際ロータリー定款第8条及び細則第7条にある。

各クラブは国際大会毎にその代議員を出席せしめて投票に参加するか、或は資格のあるものに委任状を与えて代行せしめる義務がある。

各クラブは国際大会に代議員を送るよう勧告されているが、それが不可能な場合には、四つか五つの小クラブが財政的に協力して1名の代議員を送り、その代議員は所属クラブ以外のクラブのオブザーバーとして、国際大会の模様を後でそれらのクラブに伝えるようにしても良い。(理 35-36)

各代議員(及び補欠者及び委任状による代理人)の資格は信任状によって証明されな

なければならない。クラブが国際大会に出席することを公式に認めさせるために、その代議員は信任状を大会開催地の信任状委員会に提出し、その投票カードに査証して貰わなければならない。如何なる代議員も、その登録料が支払われているか或は支払われる迄、そしてその信任状が信任状委員会によって承認される迄は投票することを許されない。

信任状の用紙は、代議員の出発前に記入署名を終えて本人に渡すことができるよう、十分の余裕を見て各クラブの幹事宛郵送せられる。

特別代議員の信任状は、国際ロータリー事務総長によって信任状委員会に提出せられる。

投票準備委員会

(Balloting Arrangements Committee)

各国際大会に於て会長は、選挙人の中から、会長の決定した5名より少からざる選挙人から成る、投票準備委員会を任命する。この委員会はすべての投票の準備、投票用紙の印刷と配布及び投票の集計の任にあたる。この任務は他の必要な投票はいうまでもなく、国際大会で投票が必要になった場合にも適用される。

国際大会に於ける投票

(Voting at Convention)

正当な信任状を持つ代議員、委任状保持者、及び特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとしこれを選挙人と称する。投票は国際ロータリーの細則の定むる処に従って行なわれるものとする。(R.I.定款第8条第5節)

投票手続

国際大会における投票は、役員の名指又は選挙について本細則に別段の定めある場合及び次に示す場合を除き、口頭によるものとする:

- (1) 選挙人が要求するか、もしくは議長が指図した場合は、投票は起立投票によるものとし、起立する各選挙人を1票に数えるものとする。
- (2) 国際ロータリーの方針を左右するような制定案又は決議案、もしくはそのような制定案又は決議案に対する修正案については、次に示す各項の状態の中いづれかが存在する時は、投票は投票用紙記入によって行なうものとする:

(イイ) 理事会の多数意見が、その意見の重要性を認めてこの投票方式による必要を宣言した場合又は出席選挙人の過半数がそのように宣言した場合;

(ロロ) 会長又は司会する議長が口頭投票又は起立投票を観察した結果、その裁量によって、投票用紙による投票が望ましいと宣言した場合;

(ハハ) 選挙人が、その名前と所属クラブを明らかにした上で、投票用紙による投票を要求し、且つ、上述の条件のいずれによっても投票用紙による投票を必要とする状態にはないことを告げられ、その要求が当然なものであるか否かについての議長の意見を聞かされて後もおその要求を主張し、更にその主張が、20以上の異なったクラブに属する少くとも20人の他の選挙人——その人達は、名前と所属クラブを名の機会を与えられてその身分を明らかにして、その要求の共同主張者になる——によって支持された場合。

会長又は議長は、実際に数を数えることを要しないで起立投票の結果を宣言する権限を持つものとする。そして実数を数える要求が

遅滞なく行なわれ、申出での機会を与えられて20名に達する選挙人が、その要求に同調しない限り、その宣言は最終決定とする。

制定案又は決議案又はそれに対する修正案についての投票用紙による投票の命令には、当該制定案又は決議案及びそれに関する未決定の修正案全部が含まれるものとする。投票用紙は、制定案又は決議案及びそれに対する未決定の修正案を最終的に処理できるように、必要な場合には複数案件を含めて、構成され述べられていなければならない。

投票用紙による投票及び役員の名指並に選挙については、選挙人はその保持する代議員証明書及び委任代理権の数だけの票を投ずるものとする。但し特別代議員は、特別代議員としての資格においては、唯国際大会全体に対して提出された案件についてのみ投票することができる。(国際ロータリー細則第8条第1節(イ)及び(ロ))

すべての役員選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合は単一移譲式投票の方法によるものとする。但し、一つの役に対してノミニーが唯1名の場合は、選挙人は口頭によって、事務総長をしてそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行なわしめることができる。(国際ロータリー細則第10条第8節(ロ)項)

単一移譲式投票

(Single Transferable Ballot)

大会に於て選挙せられるべき理事或はその他の役員に、2名以上の候補者がある場合には、これらの候補者に対する投票には、単一移譲式投票が用いられる。斯様な候補者名は投票用紙に記載されなければならない。(理 54-55)

単一移譲式投票の実施方法

2名以上の候補者がある場合、各選挙人は1

票の投票権を有する。その投票は次のように「ふりかえ」られる仕組みになっている。

(イ) 選挙人は、投票用紙に記載された候補者の氏名に隣接する空欄に1という数字を記入する。この欄に1という数字が書かれた票が「第1選択投票」である。

(ロ) 同選挙人は、前項に認められた1という数字の外に、彼が二番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に2という数字を記入し、第三番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に3と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選した場合、選びたいと思う順序に従い候補者に番号を付して行くのである。従って選挙人は候補者の数と同数だけ自分の選択希望を表明することができるわけである。

いずれの候補者も過半数の票を得られない場合には、第2選択投票以下の選択票を加算して過半数得票の候補者を、当選として発表する。

投票の数え方の一例を挙げれば次の如くである。

A, B, C, D と4名の候補者がおり、その内1名が選挙されることになっている。第一選択投票をA, B, C, Dの四つに分けて数える。この第1回の計算に於ては誰も総投票数の過半数に達しない。Cの得票が一番少ないのでCを除外する。Cの得票で、数字2が付されている候補者のそれぞれの得票に、その票を加えて行く。

しかし、このように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、第2回目の計算で最下位になったBを除外する。従ってBの得票を投票者の示す選択数字に従ってAとDの得票にそれぞれくり入れる。C候補は既に除外されているからこの場合は無視し、次にAとDとどちらを選択しているかを見る。この移譲即ち第3回の計算の結果Dが明らかに多数を得た。

全部の選択を示していない投票は、記され

た選択の分だけ数えることにし、それ以外のものは移譲できないから無視することにする。

“X”は第1選択の表示と看做される。一つの投票用紙に“1”又は“X”を二つ以上の氏名に付してあるものは無効とする。

得票が同数になった場合。何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択票の数とその相対的価値によって結果を求めることになる。即ち、第2回目の計算に於ては第1選択の数が一番少い候補者、第3回目の計算に於ては第1及び第2選択の数が一番少い候補者という順序で除外して行けばよい。

登録料 (Registration Fee)

国際ロータリー細則の規定によれば、大会に出席する16歳以上の者は必ず登録の上、登録料を支払うことになっている。登録料は国際ロータリー理事会によってその都度定められる。選挙人は、登録料を支払わざる限り投票することができない。

理事会は、毎年開催する国際大会の計画に関連して国際大会登録者が国際大会に係る地元の交通乃至その他の特別活動に関して支払うべき追徴金を国際大会登録料に加算すべきものか、または除外すべきものかを、決定すべきである。

ホテルの割当 (Hotel Assignments)

事務総長、事務次長又は事務次長代理は、国際ロータリーに代り、又は、国際ロータリーの名に於て、会長或は副会長が行なうのと同じ効力を以て、国際大会に関連して理事会から委任された、ホテルの予約その他ホテルに関する事項につき契約、書類作成、或はその他の取決めを行なう権限を有する。(理 36

—37)

元役員 の 座席

(Reserved Seats for Past Officers)

毎年次国際大会に於て、国際ロータリーの元役員、元理事及び元地区ガバナー、及び国際ロータリーの国又は領土単位の元会長及び元地区委員長(但し現在でも加盟クラブの会員)には、各自の前職を示すバッジを与え、それによって、会場内の代議員専用の席に着席できるようにし、且つ議場内の特権を行使できるようにしなければならない。以上は第18回年次大会に於ける国際ロータリーの決議である。(オステンド大会決議 27—16)

懇親宴会 (Fellowship Dinners)

理事会は、事情が許し正当な理由があれば年次国際大会において懇親的宴会の開催に対する準備をなすことに同意した。すべて斯様な国際大会における懇親宴会は、その規模において国際的でなければならない。理事会は事務総長に対し、大会委員会及び国際懇親宴会の準備責任者と協力し、且つ国際ロータリーへの出費を最小限度に留めるよう必要な手段を講ずることを指示した。(理 61—62)

元国際ロータリー役員 の 会合

(Meetings of Past R.I. Officers)

国際大会委員会は、毎年次国際大会の都度、パスト・ガバナー或はその他の国際ロータリーの元役員全員を招いてレセプション、グループ会合、昼食会その他の社交的な催しを計画するよう示唆されている。但し、これに要する費用は参加者個人が負担すべきもので、

国際ロータリーが支払うものでないということを知っておくべきである。このような会合を開く目的は、かつて国際ロータリーのために働いた人々が、公式の資格で旧交を暖め、再会の機会を作ることである。もし十分の人数が出席している場合には、年度別に会合を開くのもよい。さもなければ数年度分ずつまとめ、或は全部いっしょに会合してもよい。(理 41—42)

特別協議会 (Special Assemblies)

理事会は、理事会で許可した場合、国際大会において特別協議会が国際ロータリー細則第8条第2節の規定に従い開催せらるべきことに同意した。(理 60—61)

国際大会議事録

(Convention Proceedings)

第31回国際ロータリー年次大会は、国際ロータリー理事会の監督の下に国際ロータリーの各国際大会の議事録を作成すること、又、この記録は国際大会議事の逐語的記録である必要はないが、すべての改正された条文、役員選挙、その他国際大会の事務的決定事項に関しては事実で正確な記録でなければならないことを決議した。

更に、この記録は理事会監督の下に正しく編集、印刷製本されるべきこと、又、その場合理事は自己の判断に基づいてこの記録の中に(1)国際大会プログラム、講演、討論、報告等加盟クラブが興味を感じるとされる事項を組入れ、そして(2)国際ロータリーの方針及び行動にふさわしくないと思われれば判断した講演、議論、討論又はその一部を記録より除外すること、更に、

この印刷製本された国際大会議事録の一部

宛無料で各加盟クラブ及び理事会の決定する国際ロータリーの役員及びその他の人々に送付すること、但し、この無料配布する議事録とは別に、理事会の定める価格を以て理事会の指定する人々に販売するために余分の冊数を用意することが出来ることを決議した。(ハバナ大会決議 40—11)

編集：理事会は事務総長に対して、国際大会議事録の中に次の各項を掲載するよう明示している：即ち、国際大会の簡単な説明、すべての制定案と決議案の原文及びそれらに関する決定、国際大会に於ける事務的事項、及び国際ロータリー事務総長及び会計の年次報告、並にロータリー財団管理委員会報告。以

上各項の内容は決議40—41に合致していなければならない。(理 53—54, 54—55, 59—60, 63—64, 66—67)

著作権：国際大会議事録は、営利会社が複製することがないように著作権所有とし国際ロータリーを保護しなければならない。(理27—28)

印刷及び配布：国際大会の議事録は各加盟クラブへ無料送付、及び事務総長が必要とする人々に贈呈するに足る部数を印刷しなければならない。売却すべきものは、議事録印刷に要した実費をつぐなうに足るよう、事務総長によって決定された価格で配布すべきである。(理 50—51)

国際ロータリーの国際大会

(Conventions of R.I.)

| 年度 | 場所 | 月日 | 出席者数 |
|------|------------------------------|-----------|--------|
| 1910 | シカゴ (イリノイ州) | 8月15日～17日 | 60 |
| 1911 | ポートランド (オレゴン州) | 8月21日～23日 | 149 |
| 1912 | デュールス (ミネソタ州) | 8月6日～9日 | 598 |
| 1913 | バッファロー (ニューヨーク州) | 8月18日～21日 | 930 |
| 1914 | ヒューストン (テキサス州) | 6月22日～26日 | 1,288 |
| 1915 | サンフランシスコ (カリフォルニア州) | 7月18日～23日 | 1,988 |
| 1916 | シンシナティ (オハイオ州) | 7月16日～20日 | 3,591 |
| 1917 | アトランタ (ジョージア州) | 6月17日～21日 | 2,583 |
| 1918 | カンサスシティ (ミズーリ州) | 6月24日～28日 | 4,145 |
| 1919 | ソールトレーク シデュー (ユター州) | 6月16日～20日 | 3,038 |
| 1920 | アトランティック シデュー (ニュージャージー州) | 6月21日～25日 | 7,213 |
| 1921 | エディンバラ (スコットランド) | 6月13日～16日 | 2,523 |
| 1922 | ロスアンゼルス (カリフォルニア州) | 6月5日～9日 | 6,096 |
| 1923 | セントルイス (ミズーリ州) | 6月18日～22日 | 6,779 |
| 1924 | トロント (カナダオンタリオ州) | 6月16日～20日 | 9,173 |
| 1925 | クリーブランド (オハイオ州) | 6月15日～19日 | 10,216 |
| 1926 | デンバー (コロラド州) | 6月14日～18日 | 8,888 |
| 1927 | オステンド (ベルギー) | 6月5日～10日 | 6,412 |

| | | | |
|------|------------------------------|------------------------|--------|
| 1928 | ミネアポリス (ミネソタ州) | 6月18日～22日 | 9,428 |
| 1929 | ダラス (テキサス州) | 5月27日～31日 | 9,508 |
| 1930 | シカゴ (イリノイ州) | 6月23日～27日 | 11,008 |
| 1931 | ウィーン (オーストリア) | 6月22日～26日 | 4,296 |
| 1932 | シアトル (ワシントン州) | 6月20日～24日 | 5,182 |
| 1933 | ボストン (マサチューセッツ州) | 6月26日～30日 | 8,430 |
| 1934 | デトロイト (ミシガン州) | 6月25日～29日 | 7,377 |
| 1935 | メキシコシティ (メキシコ) | 6月17日～21日 | 5,330 |
| 1936 | アトランティック シデュー (ニュージャージー州) | 6月22日～26日 | 9,907 |
| 1937 | ニース (フランス) | 6月6日～11日 | 5,790 |
| 1938 | サンフランシスコ (カリフォルニア州) | 6月19日～24日 | 10,432 |
| 1939 | クリーブランド (オハイオ州) | 6月19日～23日 | 9,241 |
| 1940 | ハバナ (キューバ) | 6月9日～14日 | 3,713 |
| 1941 | デンバー (コロラド州) | 6月15日～20日 | 8,942 |
| 1942 | トロント (カナダオンタリオ州) | 6月21日～25日 | 6,599 |
| 1943 | セントルイス (ミズーリ州) | 5月17日～20日 | 3,851 |
| 1944 | シカゴ (イリノイ州) | 5月18日～22日 | 403 |
| 1945 | シカゴ (イリノイ州) | 5月31日、6月 5日—12日—19日 | 141 |
| 1946 | アトランティック シデュー (ニュージャージー州) | 6月2～6日 | 10,958 |
| 1947 | サンフランシスコ (カリフォルニア州) | 6月8日～12日 | 14,678 |
| 1948 | リオデジャネイロ (ブラジル) | 5月16日～20日 | 7,511 |

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1949 ニューヨーク (ニューヨーク州) | 1961 東京 (日本) |
| 6月12日～16日 15,961 | 5月28日～6月1日 23,366 |
| 1950 デトロイト (ミシガン州) | 1962 ロサンゼルス (カリフォルニア州) |
| 6月18日～22日 6,949 | 6月3日～7日 22,302 |
| 1951 アトランティック (ニュージャージー州) | 1963 セントルイス (ミズーリ州) |
| シテイー | 6月9日～13日 10,779 |
| 5月27日～31日 8,453 | 1964 トロント (カナダ) |
| 1952 メキシコシテイー (メキシコ) | 6月7日～11日 14,661 |
| 5月25日～29日 6,804 | 1965 アトランティック (ニュージャージー州) |
| 1953 パリ (フランス) | シテイー |
| 5月24日～28日 10,107 | 5月30日～6月30日 9,368 |
| 1954 シアトル (ワシントン州) | 1966 デンバー (コロラド州) |
| 6月6日～10日 8,015 | 6月12日～16日 12,929 |
| 1955 シカゴ (イリノイ州) | 1967 ニース (フランス) |
| 5月29日～6月2日 14,312 | 5月21日～25日 19,362 |
| 1956 フィラデルフィア (ペンシルバニア州) | 1968 メキシコシテイー (メキシコ) |
| 6月3日～7日 10,003 | 5月12日～16日 11,840 |
| 1957 ルザーン (スイス) | 1969 ホノルル (ハワイ州) |
| 5月19日～23日 9,702 | 5月25日～29日 14,684 |
| 1958 ダラス (テキサス州) | 1970 アトランタ (ジョージア州) |
| 6月1日～5日 14,035 | 5月31日～6月4日 10,803 |
| 1959 ニューヨーク (ニューヨーク州) | 1971 シドニー (オーストラリア) |
| 6月7日～11日 15,475 | 5月16日～20日 開催の予定 |
| 1960 マイアミ (フロリダ州) | 1972 ヒューストン (テキサス州) |
| マイアミビーチ | 6月11日～15日 開催の予定 |
| 5月29日～6月2日 11,345 | |

地区の管理

(District Administration)

地区編成に関する方針

(Policy Governing Creation of District)

理事会は管理の効果を一層上げるために加盟クラブを集めて地区(District)を設ける権限を有する。地区の編成に関する方針は次の通りである。

次に示すことは、国際ロータリー理事会の判断と決定である；

1. 管理の効果を一層上げるために、加盟クラブは究極的には全部地区に所属せらるべきである。

2. 国際ロータリーの管理は理事会の責任であり、地区は管理の一部面であるから、地区編成の発議権は理事会が執るべきである。

3. 地区は、その編成が国際ロータリー及びその地区内に入るロータリー・クラブの最大の利益となりうると思われる場合においてのみ、編成せらるべきものとする。

4. 地区の構成は一定数のクラブ又は一定の広さの地域によるものではないが、新しい地区は次に示す事情を考慮して、慎重な調査の上においてのみ創設しなければならない。

- (イ) 地域の広さ (平方マイル)；
- (ロ) 現存クラブ数及びその地域内に将来出来る可能性あるクラブ数；
- (ハ) その地域内の交通及び通信機関の利便と施設、旅行の場合その見地から地域管理の可能性；
- (ニ) 地域の住民を特徴づける、人種及び国家的要素；
- (ホ) 地域の政治及び経済的狀態；

- (ヘ) 住民の言語；
- (ロ) 地域の結集力；
- (フ) 若しありとすれば——州連合、県連合、又は国際地区編成の機会；
- (ウ) その地区の分割又はその地区のクラブ群の再編成による他地区の編入の可能性；
- (エ) その地域にあるクラブと現存する地区のクラブとの関係；
- (ケ) 機能を果しているロータリー管理単位としての現存クラブの記録；
- (コ) 財政的考慮。(理 27—28； 34—35； 51—52； 57—58)

地区の編成 (Districting)

理事会は新しく地区を編成し、又現存地区の境界を変更する権限を有する。(国際ロータリー細則第13条第1節)但し、地区境界の変更はそれによって影響を受ける地区の過半数のクラブの反対を冒して行なわれてはならない。

国際ロータリー細則の規定(第14条第9節)によると、常任地区編成委員会(Standing Districting Committee)は細則第13条第1節に規定する地区の境界とその編成並に発表について理事会及び会長を助けることになっている。

地区編成委員会は理事会の採択した地区編成の方針に従って次の如く行動する。

1. 国際ロータリーの地区編成委員会は、国際ロータリー会長が必要と認めたらば、1月に行なわれる理事会の会合に先立ち、成

るべく10月又は11月中旬に開催するものとする。

2. 地区編成委員会はその会合において、予測しうる将来に地区編成を要すると思われる世界中の地区の事情を検討しなければならない。斯様な検討は、当該地区に関連して確保した事実の情報の上に行なうものとする。この検討を基礎として委員会は、特別の研究を要すると思われる地区を選び、次の国際協議会会期中、それらの地区のガバナー・ノミニーに対し地区編成委員会と協議するよう勧誘しなければならない。斯様なガバナー・ノミニーには、それぞれの地区内における地区編成に関する事柄について、予め準備するよう要請しておくべきである。

3. 地区編成委員会は国際協議会会期中に会合し、地区ガバナー・ノミニーとそれぞれの地区内における地区編成問題に関連して協議できるようにしておかなければならない。選ばれた地区のガバナー・ノミニーとの協議のため特別な準備をなし、出来れば、その人達に予めその会合の時と場所を通知するものとする。

4. 次期地区ガバナーは、国際協議会からその地区に帰った時に、地区内クラブの組み替えに関する計画遂行に関連して、地区内のクラブ会長その他適当なロータリアンと協議すべきである。必要と認められた場合には、彼は地区内に地区編成委員会を設けて、クラブの組み替えに関する明確な計画をたてる責任を持たせても良い。

5. 地区ガバナーは、クラブ公式訪問の際とかその地区内のクラブ又はロータリアンとの接触の際に、簡単に地区編成の問題を話し合うべきである。地域編成に関する斯様な接触の目的は、その地区に関連する地区編成問題について、クラブとかロータリアンに良く知って貰い、その結果これらクラブで受入れることのできるクラブ組み替えの計画を、国際ロータリー地区委員会に提出することを容

易且つ速やかにするためである。

6. 或る範囲のクラブ組み替えが2又はそれ以上の地区に影響する場合には、関係地区ガバナーは会合して、その範囲に入るクラブの組み替え計画をたてるため必要ならば、それらの地区からの代表で連合委員会を設置すべきである。

7. 地区ガバナーは、現在の地区を運営して行く上の諸問題を述べ、次に挙げる諸点を明確に示して、国際ロータリー地区編成委員会に、地区としての計画を提出すべきである。

- (イ) 関係範囲と提案地区の境界を示す地図;
- (ロ) 現在のクラブ数、各クラブの会員数、及び各提案地区における拡大の可能性;
- (ハ) 各提案地区における地区大会開催都市に関する情報;
- (ニ) 各提案地区内の交通機関;
- (ホ) 政治及び経済事情;

8. 国際ロータリー地区編成委員会は、地区ガバナーよりの提出計画を成るべく10月又は11月開催の委員会において、或は通信によって研究し、審議してもらうための勧告案を理事会に報告しなければならない。

9. 若し国際ロータリー理事会が、審議中の一地区又は数地区内のクラブの組み替えを決定したならば、国際ロータリー細則第13条第1節の規定により、国際ロータリー会長は、その関係地区のクラブにその決定された事柄について通知するものとする。

10. 影響を受ける当該地区内クラブの過半数が、国際ロータリー理事会の示す期間内に異議を申立てない場合には、国際ロータリー事務総長は、その地区ガバナー及びクラブに、理事会の決定は確定したことを通知するものとする。(理 54—55)

理事会は、ロータリー・クラブの運営能率を一層向上させる目的を以て、地区編成委員

会が理事会に与えた勧告を基にして、理事会が唱導した処の地区編成に関する一般原則を、国際ロータリーの全役員及び地区大会における国際ロータリー会長の全代理が、支持することを期待している。(理 48—49)

地区編成に関して統一ある実施方法を確立するため、地区間の境界の修正が効力を発生する日は、1月1日及び7月1日の内、臨機都合の良い方を選ぶものとする。(理 42—43, 62—63)

理事会は新たに編成された地区の境界が決定発表されてから1ヵ年間は、同地区の境界の修正を考慮しないものとする。(理 48—49)

或る新しいクラブが、現存の地区外の土地で、国際ロータリーへの加盟を許されたときは、それを地区に編入すべきか、それとも、地区無所属クラブ群の中に入れるべきかについて、決定が行なわれるものとする。効果的な運営を行なうために、全ロータリー・クラブは、究極において、地区に所属せらるべきものとするという既定方針に従って、地区無所属クラブ群は、できる限りすみやかに、地区に編入さるべきものとする。(理 67—68)

地区内のクラブ数

(Number of Clubs in a District)

地区を構成するクラブ数の最大限及び地区の地理的な面積に関しては厳格な規定はあり得ない。地区は国際ロータリーに対して財政的に不当な負担をかけるような大きさであってはならないし、又、地区が大きすぎてガバナーがその任務を正しく遂行するのに過労となってもいけないというのが原則である。これらの両極端の中間に於て、地方地方の事情がそれぞれ決定要素となるであろう。(理 31—32)

国家間に跨る地区

(International Districts)

言語、風習及び距離が許す場合に、国家間に跨る地区を新たに編成することは原則として望ましいことである。しかし現存の地区の境界を改編して2以上の地区或は地区の一部を結合し国際的な地区を編成することは、関係クラブにとっても、又、国際ロータリーの全般的運営にとっても望ましいことではない。かくの如き国家間に跨る地区の編成は慎重な考慮を以て行なわれねばならない。(理 46—47)

地区ガバナー (District Governor)

編成された地区における地区ガバナーの直接監督下でのクラブの管理は、健全な手続であり且つ継続さるべきものである。地区ガバナーの職務の管理に関する国際ロータリーの現在の方針及び手続は満足すべきものである。

その地区における国際ロータリーの役員として地区ガバナーの職に選ばれたロータリアンは、その任務及び責任について精通しており、注意深く選ばれ、健康上その他でその任務及び責任を喜んで果しうるということが、地区ガバナー制度の効果的運営に必須である。地区ガバナー・ノミニーの選択に当っては、地区ガバナー職の資格及び必要条件が明らかに理解され且つ十分に考慮されることが必要である。(理 61—62)

地区は、地区ガバナー・ノミニーの選出を、就任する前々年中に行なうよう奨励されている。(理 66—67)

理事会は次のことを勧告する。

地区ガバナー・ノミニーが、その就任2年

前に選出された地区においては、彼はその就任の前年中に、

1. 地区ガバナーから、その地区の各種委員会又は地区組織に関し、特別の責任を与えられること、

2. 参加者として別に指示されていないすべての地区集會に、オブザーバーとして出席するよう、地区ガバナーから招待されること。

3. 地区大会のプログラムに参加すべき責務を地区ガバナーによって考慮されること。(理 66—67)

理事会は地区ガバナーに対し、次期地区ガバナーの適応指導、教育、及び職務に対する意欲を刺激することに、より多くの時間をあてるよう、そしてそのために元地区ガバナー及び地域的ロータリー研究会等の集會を利用するよう奨励している。(理 69—70)

理事会は、国際ロータリー定款の職業分類及び会員資格の規定に従って、彼を会員に選挙したそのロータリー・クラブでの会員資格に、完全に該当しない人を、地区が、地区ガバナー・ノミニエーとして選ぶ行為に、重大な関心を持っている。(理 61—62)

地区内の全クラブが行なう地区ガバナー・ノミニエーの選択は、ロータリーの原則に調和した厳肅な、信頼のできる方法で実施すべきものである。地区ガバナー候補者の支援活動は、地区ガバナーの重要さ及びその重大な任務内容と一致すべきものである。地区ガバナー候補者支持の文書の内容は、写真及び彼のロータリー活動、市民としての、そして実業又は専門職業活動の説明に限定されるべきである。そして彼の立候補を助成推進する如何なる処置も講ぜらるべきではない。(理 64—65)

理事会は地区に対し、幾多のクラブ群乃至地理的地域の間で伝統的に行なわれている地区ガバナーの輪番指名制度の影響を受けない手続によって、地区ガバナーとして最適格の候補者を探し出し、指名するよう勧奨する。

(理 69—70)

地区ガバナーは指名を受ける時点において一つ又は幾つかのロータリー・クラブで通算5年以上会員であった者でなければならないという国際ロータリー細則第13条第5節(e)項にある資格条件に関して、理事会は、「指名を受ける時点において」という語句は当該ロータリアンが所属地区より地区ガバナー・ノミニエーとして選出された或は公表された時を指すものであることに同意する。(理 69—70)

理事会は次の事項に同意した。

(i) 地区ガバナーの制度は望ましく又実際的であることが経験によって証明されている。何か改良することが必要であるならば、この制度の運用方法の範囲内に於て改善を行なうべきである。

(ii) 地区ガバナーの職につくべき最良の候補者を確保するため、地区ガバナーは毎年、所管地区内のクラブに対し入手できる資料の調査を要請し、且つ適当なガバナー候補者を推薦せしめるよう、勧告されている。

(iii) 地区ガバナーは、地区大会(District Conference)に先だつて所管地区内の各クラブに対し、ガバナー候補者としての被推薦者の履歴及び資格について伝達しなければならない。

(iv) 毎年、地区ガバナーの身分、資格及び任務についての説明書を用意し、これを各クラブに配布して、地区ガバナー被指名者として推薦された者或は推薦しようとするものがガバナーの任務について知ることができるようにすべきである。(理 29—30, 39—40)

上述のことに關し次の如き説明書が準備されている。

身分 (Status)

地区ガバナーは国際ロータリーの役員である；地区内のクラブによって指名され、国際ロータリー大会によって選挙される。

7月1日に就任し、1ヵ年間或は後任者が選挙せられ、資格が確定するまでその任にあるものとする。

資格 (Qualifications)

地区ガバナーは指名を受ける地区内のクラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する；

會員規定の厳格な適用に照して、完全に會員資格を有するものでなければならない。そして彼の職業分類の正当性は疑問の余地のないものでなければならない；

彼が地区ガバナー・ノミニエーの候補者として推薦される年の前の會計年度の最終日において、国際ロータリーに対して負債残高を持たない、瑕疵なき、義務機能を果しているロータリー・クラブの有資格会員でなければならない；

指名を受ける時点において1又はそれ以上のロータリー・クラブで通算5年以上会員であった者でなければならない；

クラブの会長又は幹事を務めたことのある者でなければならない；

ここに規定する地区ガバナーの任務と責任を果す意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果すことができる者でなければならない；

ガバナーに選挙される直前の国際協議會に全期間を通し出席し、国際協議會直後の7月1日までに自分の地区に戻らなければならない。

国際大会への出席は大いに望ましい；所属クラブの尊敬と信頼を得ていなければならない；

その人自身の実業又は職業の經營において發揮した実行力を持つ職業上命名ある男子でなければならない；

ロータリーの仕事を遂行するのに必要な時間が得られるように自己の実業又は職業の業務をうまく編成しなければならない；

本人並にその近親者の品行が申し分のないものでなければならない；

ロータリーとその目的、綱領及び規則をよく心得ており、国際ロータリーに対して忠実であることを認められたロータリー会員でなければならない；

信服させ得る方法で、ロータリーの如何なる面についても論ずることが出来、自己の所信を私的にも、公的にも簡單、直截、且つ真剣な言葉で表現出来なければならない。必ずしも雄弁家である必要はない。

任務 (Duties)

地区ガバナーは理事会の全般的統御と監督の下に機能を行なう、その地区における国際ロータリーの役員である。担当地区のクラブに対する直接監督の責任を果すについて地区ガバナーは国際ロータリーの綱領を推進する特別の任務を課せられており、身を以て次の諸項を行なわなければならない：

担当地区内の新クラブ結成を指導監督すること；

担当地区内既存のクラブの強化助成；

担当地区内クラブ相互間の友好関係及びクラブと国際ロータリー間の友好関係の増進；

担当地区の地区大会と地区協議會を計画し、軌道に乗せ、これらの會合を主宰すること；

できるだけ年度の始めに担当地区内全クラブを公式訪問すること；(この訪問は急いではない。ガバナーが有意義な協議會を開いて協議し又ロータリーに関する包括的な講演が行なえるよう十分な時間をかけるべきである)；

担当地区内各クラブの会長及び幹事に対してマンスリー・レターを発行すること；

会長又は理事会の要請があれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出すること；

後任ガバナーに対して、地区内クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること；

代々相伝の地区記録を後継者に引継ぐこと；地区における国際ロータリー役員として、当然彼の責任に帰属する他の任務を遂行すること。

しかしながら、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は最高審議会の指図の下に、そしてグレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの定款及び細則と一致する、この地域の伝統的慣行に従って執行さるべきものとする。彼もまた会長又は理事会の要請があれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出しなければならない。そして地区における国際ロータリー役員として、当然彼の責任に帰属する他の任務を遂行しなければならない。

ガバナーの実行が期待されているその他の事項には以下の如きものがある；

常にクラブ間相互の健全な状態を推進することに努力しながらクラブの問題についてはこれを援助する；

ロータリアン誌（或はレピスタ・ロータリア）、国際ロータリー・ニュース（R.I. News）、事務総長書翰、その他国際ロータリー中央事務局からのすべての公報、文献類、及び地区内クラブの出版物等に目を通す；

各クラブに対し、少くとも毎年一回は都市連合会（Inter-city meeting）に参加するよう奨励する；

地区内に更にロータリー・クラブを結成するよう斡旋し且つこれを監督する；

地区内のロータリー会員の大会開催の準備をする；

国際ロータリー大会への出席を勧奨する；必要があればクラブ会長及び（又は）幹事の特別会合を開催する；

毎月地区内のクラブの出席報告の摘要を作成し、この地区報告を国際ロータリー事務総長に送付する。

.....

理事会は、国際ロータリーの細則に定めら

れている地区ガバナーの任務中、特に、地区における国際ロータリーの役員としての責任上生ずべき義務は自ら遂行するものとするとの規定は、会長や理事会によって定められているプログラムや活動を実行する責任をも含むことに同意した。（理 67—68）

指名に必要な資格の取得 (Qualifying for Nomination)

地区ガバナーのノミニーとして資格条件を認められるためには、その職に指名された候補者は、細則に定められている地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を詳らかにした上で、事務総長の手を通して国際ロータリーに対して、細則に列記された地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を明確に理解していること及び彼が地区ガバナーとして資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引受け、これを忠実に果たす意思があり、それができる状態にある旨の声明書を、署名して提出しなければならない。

国際ロータリー細則は、同細則に規定された資格並に必要条件に欠ける地区ガバナー・ノミニーの指名は拒否さるべきものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとする規定している。

もしも、前述の規定の通り地区ガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受領したに拘らず、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないであろうと、理事会が信ずる理由があれば、理事会はその指名を一時停止することができる。このような一時停止が行なわれたならば、地区ガバナーとそのノミニーとはその旨通知されるものとする。そしてそのノミニーは、地区ガバナー及び事務総長を経由して、地区ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申立

てを理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申立てを含め、すべての関連事情を審議した上で、理事会は3分の2の投票を以て、そのノミニーの指名を拒否するか或は一時停止を撤回するものとする。

もし上述の規定のいずれかに基いて地区ガバナー・ノミニーの指名が拒否された場合は、事務総長は関係地区の地区ガバナーにその拒否とその理由を通告しなければならない。そして地区ガバナーはこれを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで、時間が許すならば、その地区は細則の規定に従って、地区ガバナー指導のもとに地区大会或は郵便投票の何れかにより、地区ガバナーのノミニーをもう1名選ばなければならない。地区が、受け容れ得る、資格条件の備わった地区ガバナー・ノミニーを選出することができなかった場合は、ノミニーは国際ロータリー細則第13条第5節(イ)項の規定に従って選出さるべきものとする。

国際協議会へ地区ガバナー・ノミニーの出席 (Attendance of District Governor Nominee at International Assembly)

長い経験に基づき、且つ既定の方針と手続とに基調して、理事会は、地区ガバナー・ノミニーが国際協議会に出席することは、地区水準における国際ロータリーの効果的管理上最も重要であると考えている。

更に、理事会は、各地区ガバナーが、その地区における国際ロータリーの代表者として効果的に行動し、且つ国際ロータリーの役員としての地区ガバナーに期待されている所管地区内クラブの指導、指揮及び助言をなさんとするには、国際協議会に参加することから得られる基本的経験と訓練を受けなければならないものであることを不動の信念として堅持している。

理事会は、各地区ガバナーが地区ガバナー

候補者全部及び地区内の全クラブに対し、ガバナー・ノミニーが地区ガバナーとしての必要な用意をなすため国際協議会に出席することの必要と、候補者が国際協議会にその全期間出席でき且つ実際出席するのなければ指名が受諾されないということを強調するよう要請している。

如何なる理由の下においても、地区ガバナー・ノミニーが国際協議会に出席することが出来ないとすれば、その人自身及びその地区のクラブに対し公平に考えて、且つ世界を通じての国際ロータリーの最善の利益のために、その人は他に、国際協議会に全期間出席出来且つ事実出席する被指名者の選択が出来るように、直ちにその指名を辞退することが期待されている。

経費

(Expenses of District Governor)

国際ロータリーは各ガバナー・ノミニーに対し国際協議会に出席するための必要且つ適正な費用を弁償することになっている。地区ガバナーで再び指名された場合には2回目の国際協議会に出席することができるが、その人の2回以上の出席に対する費用は国際ロータリーにおいて弁済しない。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける19名の地区ガバナーを除き、国際ロータリーは、又、各ガバナーに対し地区内の各クラブに対し1回ずつ公式訪問を行なうに要する旅費、通信費、各クラブ役員へ送付するマンスリー・レターの発行費、地区大会及び地区協議会への旅費等の費用を一括計上した金額を割当てている。国際ロータリーはこのような出費に対し、単にこの割当の範囲内で各ガバナーに弁済する。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーがその任務遂行上生じ

た費用は、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリー加盟クラブが国際ロータリーに納入した人頭分担保金から R.I.B.I. に割当てられ且つ R.I.B.I. が保有する資金により地域単位 R.I.B.I. によって、支払われる。

地区ガバナーの職務管理に関する方針
(Policy on Administration of Office of Governor)

理事会は、地区ガバナーの職務管理についての次の方針を採択している。

理事会は、地区ガバナーの職務管理に関するこの方針の一部として、国際ロータリーの定款並に細則が次の通り規定することを承認する：

イ) 理事会は、管理を一層効果的にする目的のために、クラブが所在する地域を地区に分割する権限を持っている。

ロ) クラブの管理は、理事会の総合的管理の下に、所定地区においては地区ガバナーの直接管理の下に行なわれる。

ハ) 地区ガバナーは、理事会の全般的統御と監督の下に機能を行なう、その地区における国際ロータリー役員である。地区内のクラブを直接監督する責任を遂行するに当たり、地区ガバナーは、国際ロータリーの綱領を推進する特別任務を負わされており、身を以て次の諸項を行なわなければならない：

- 1) 地区内の新クラブ結成を監督する；
- 2) 地区内の既存クラブの強化を援助する；
- 3) 地区内のクラブ相互間並にそれらクラブと国際ロータリー間に友好的な関係を増進する；
- 4) 担当地区の地区大会並に地区協議会を立案、実施、かつ主宰する；
- 5) 出来るだけ年度の始めに地区内全クラブを公式訪問する；

- 6) 地区内の各クラブ会長並に幹事にマンスリー・レターを送付する；
- 7) 会長または理事会の要求事項は速やかに国際ロータリーに報告する；
- 8) 後任ガバナーに地区内のクラブの状況に関する完全なる情報と一緒に、クラブ強化のための勧告案を提供する；
- 9) 後任のガバナーに代々相伝の地区記録を引き継ぐ；
- 10) 地区に於ける国際ロータリーの役員としての責任に伴っている他の任務を遂行する。

しかしながら、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの職務は、理事会の指図の下に、そしてグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則と一致する、この地域の伝統的慣行に従って執行されるべきものとする。彼も又、会長又は理事会の要請があれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出しなければならない。そして地区における国際ロータリー役員として、当然彼の責任に帰属する他の任務を遂行しなければならない。

理事会は、地区制管理方式が満足すべきもので、かつ効果的なものであることが証明されたこと、従って存続されるべきものであることを再確認する。

地区ガバナーの職務管理関係者に対する情報と指針として、理事会は、この方針の一部として次の声明を記録に留める。

(イ) 地区ガバナーは、地区内の各クラブの会長並に幹事に、小型印刷または謄写印刷回覧用マンスリー・レターを毎月15日又はその前後に発送するよう期待されている。このマンスリー・レターの内容は、地区内クラブが特に関心をもつ記事、例えば、新クラブの結成、地区協議会、地区大会、国際大会、地区内クラブの異例の成果について、及び多くのクラブの注意を喚起するような諸問題を載せるべきである。

(ロ) 地区ガバナーは、地区内に於て認められている国際ロータリーの唯一の管理役員ではあるが、地区内のクラブ数及び、地区の地理的範囲に応じて地区内の隣接している数クラブずつを2乃至それ以上の地域に区分して、各地域にガバナー代理として適格なロータリアン（直前クラブ会長を優先的に）を任命すべきである。斯様な代理は、日常の管理事務についてガバナーを補佐し、その地区内のクラブ及び地区ガバナーに対し非公式の助言者として行動するものである。地区ガバナーは、又、その監督の下に、地区内のロータリー計画を推進する地区諮問委員を1名乃至数名任命することが出来る。

(ハ) 次に示す解説は、分区代理又は地区諮問委員会を設けんとするガバナーの参考に供するものである：

1) ガバナーの分区代理：

何か：地区内に於て予め決定した分区にあるクラブの運営を援助するための非公式なガバナー代理。

これらの代理は、その分区内のクラブ会長とガバナー間の連絡員で、何等の権限も有しない。

ガバナーは、これらの分区代理に彼の職務の何も委任しない。

誰か：元会長；所属クラブに於て、その管理者として、特に成功した人々。

何時：大抵のガバナーは、公式訪問を終って地区内の諸問題に精通するまで待機するが、あるガバナーは就任早々に任命するものもある。

如何に：地区は、その地理的状態及びその広さにより、最少3クラブ、最高7クラブの基準で区分される。

代理の一般的任務：分区内のクラブに、年2回か3回非公式の訪問をする。これらのクラブ内の進展状況をガバナーに知らせる。分区内の都市連合会を計画準備する。分区内又は他の分区との出席競争を準備す

る。非常事態の発生した場合は、特別訪問を行なう。講演者の斡旋その他有用な援助をクラブ役員に与える。地区ガバナーの要請事項や勧告事項の実行を推進するようクラブを奨励する。クラブの充填未充填職業分類表作成に助力する。クラブが会員数を徐々に確実に増加するためには上手に立案されたプログラムを作成することがクラブにとって大切なことを役員並に、必要ある場合は、会員にも理解させるのに協力する。地区大会のプログラム委員会の一員として活躍する。

経費：クラブ間の距離が接近しているため、経費は普通あまりかからないので、通常各代理は自己負担とする。

長所：未来のガバナーを養成できる。ガバナーの資格で出席することが好ましくないような場合に、非公式に援助できる。分区代理のいない場合よりも多く都市連合会を開催できる。出席率を高める。分区内のクラブの一般的管理が改善される。地域社会に於ける有益な一般に認められた実業並に専門職業活動の真の横断面をクラブ内に実現するために上手に立案され、かつ管理される計画の利点を分析検討するようクラブを奨励できる。ガバナーに援助と、同情と、感激を与え、かつ地区内に健全な道徳を樹立するのを助ける。

2) 地区諮問委員会：

此の委員会は、ガバナーの直接監督と指導の下に行動し、委員のうち、1名は地区に於けるクラブ奉仕、1名は職業奉仕、1名は社会奉仕、そして1名は国際奉仕とそれぞれ奉仕促進の任務に当る。可能な場合には、青少年奉仕促進の任に当る委員を1名追加する。もし希望があれば、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年への奉仕に関する諮問委員会またはその他の諮問委員会が同一の目的のために任命されても差支えない。

3) 一般

ガバナーは、単に1年間だけ地区を管理する役員であるから、こうして任命された分区代理または地区諮問委員も、その人達を任命するガバナーの任期中のみその任務につくものとする。ガバナーは、その地区内クラブに関する何等の権限及び責任をも軽減されることはない。彼は、分区代理または地区諮問委員会が存在しない場合の如く、各クラブを訪問し、クラブの報告を受ける等々をしなければならぬ。国際ロータリーは、分区代理または地区諮問委員会の仕事に付随する経費の請求には応じない。理事会は、地区ガバナー自身によるクラブの直接監督と言う一般に認められた方針を乱すような副ガバナー、代理ガバナー、地区幹事、或は他の如何なる組織の設定をも承認しない。

事情が許せば、ガバナーは、地区内の弱体クラブを強化するため慎重に選考された補佐(元国際ロータリー役員その他)の奉仕を活用すべきである。分区代理または地区諮問委員会が既に任命されている場合は、弱体クラブの強化に当ってガバナーを援助する補佐を上記の分区代理または地区諮問委員会委員中より任命されても差支えない。

国際ロータリー理事会により随時特に勧告され、そしてその示された方法により構成された委員会を除き、次期ガバナーの権限または責任を如何なる方法でも弱める結果となるような、継続的役員、組織、または委員会の如きものを地区内に作ってはならない。

(=) 国際ロータリーの年間予算には地区ガバナーが、地区内に於てその責任と任務を遂行する際負担する妥当かつ必要経費を報償するための支出金が計上されている。その支出金の総額は、次の経費承認諸項目を賄う割当相当額とする。

1) 必要な場合の事務並に速記のパ

ト・タイマー;

- 2) 小型印刷または謄写印刷したマンスリー・レターの発行および地区内各クラブ会長並に幹事宛郵送費;
- 3) 必要な一般通信費;
- 4) ガバナーに、国際ロータリーよりの支給品以外の文具や事務用必需品;
- 5) 必要な場合の電話並に電報料;
- 6) 地区内の各クラブへの公式訪問一回、地区大会の準備と、その指導、次期地区ガバナーとして並に地区ガバナーとして地区協議会への出席準備と、開催準備のための旅行についての既定方針に基づく旅費及び日当。

地区ガバナーは、その地区内の弱体クラブを2回以上訪問するよう勧奨されている。もしかかる追加訪問が必要でしかも地区ガバナーの予算内で実施できない場合、又は、最初の予算に計上されていないインターアクトやその他のロータリーのプログラムのため、追加予算が必要な場合には、かかる追加経費は支弁されるものとする。但し、かかる追加予算の請求は、地区ガバナーによって、事務総長を経て理事会へ提出され、且つ、かかる経費の支出以前に、承認された場合に限るものとする。

新クラブ結成と認証状伝達に関連して、ガバナーが必要とする旅費の報償は、ガバナー予算の前期割当額には含まれていないので別に、国際ロータリーより支給される。新クラブ結成並に認証状伝達に関連して、加盟金の半額を越える経費を必要とする場合、ガバナーは、その経費が得られるか否かを確めるために、事務総長と協議すべきである。(理 65—66)

国際ロータリーの資金は、地区委員会に関係する如何なる経費にも使用してはならない。(理 46—47)

地区組織 (District Organization)

如何なる地区においても、恒久的地区組織を設け恒久的地区幹事をおくことは賢明なことではない。適切な広さの地区は、1人のガバナーにて管理できるものである。援助を要するときには、ガバナーは何時たりとも、非公式に元ガバナーや他のロータリアンの助力を乞う特典を持っている。(理 25—26; 37—38)

地区内において運営される公式の地区機関とか組織は、ロータリー世界を通じて何処でも推奨すべきものでなく又効果的なものでもない。(理 57—58)

理事会は、種々の地区委員会の委員長の人選に際し地区ガバナーは、経験豊かなロータリアンを任命すべきこと、又地区委員会組織は、地区ガバナーが地区におけるロータリー・プログラムの効果的推進に必要と考える場合のみ拡大するべきであるということを決めた。(理 66—67)

地区ガバナーは次の各項について直接責任を負うべきである:

- 1) 地区協議会の立案及び指導;
- 2) クラブの公式訪問;
- 3) マンスリー・レター発行;
- 4) 地区大会の立案及び指導;
- 5) 国際ロータリー会長、国際ロータリー理事会及び中央事務局との関係;
- 6) 新ロータリー・クラブの結成地の調査の承認。

以上6項を除く職務については、地区組織を通じて委任することが認められ且つ奨励されている。(理 69—70)

理事会は次の各項を決定した:

- イ) 地区ガバナーは地区組織に継続性の規定を設けるよう勧奨されるべきこと;
- ロ) 地区ガバナーは、分区代理の任命並に

その利用を絶えず奨励されるべきこと;

ハ) 地区ガバナーに対し、地区組織図試案は地区の必要事項、プログラム及び地形に応じて修正しうるように立案されている、弾力的プランである点を強調すること;

ニ) 地区ガバナーに対し、彼と諸種の地区委員会との連絡係として次期地区ガバナーを任命し活用するよう示唆すること;

ホ) 地区ガバナーに対し、その就任前に、ロータリーに通曉し且つ地区集会の経験も豊富なロータリアンで、地区集会の準備、適切な書簡処理、諸種の記録保存等の日常の管理事務の面でガバナーを助けてガバナーをそのような仕事から解放できる者を地区幹事に任命或は再任による

ホ) を元の通り改正

元ガバナーの利用

(Utilizing Services of Past Governors)

元ガバナーの奉仕は可能なときには如何なる場合でも利用すべきである。例えば、地区協議会、地区大会及び拡大の仕事において元ガバナーを利用すべきである。(理 26—27)

ガバナーはその地区に於ける国際ロータリーの公式の代表である。ガバナーの任務或は管理上の権限を幾分なりとも元ガバナー又はその他に譲ることは賢明でない。(理 39—40)

クラブに元ガバナー或は他の国際ロータリ

一元役員が居るような時には、彼等のロータリーの仕事に対する経験と能力との故に、クラブの難問題、或はクラブ会長がクラブの機能発揮に困難を生じたような場合には、彼等を利用する可能性のあることについて各クラブ会長の注意が喚起されている。(理 41—42)

地区の元ガバナーは、利用できる才能と経験の一大貯蔵所であるという事実、ガバナーの注意が喚起されている。ガバナーは、成しとげにくい仕事に遭遇した場合、これらの元ガバナーを利用して自己の努力を補うのがよい。地区ガバナーは、弱体クラブの強化を計る際に、補佐(元国際ロータリー役員及びその他)の任務を注意深く選定し、かつ賢明に活用するよう奨められている。その補佐には、地区内の弱体クラブを訪問して、プログラムの材料を提供したり、財政について彼等に助言を与えたり、委員会の設置及びクラブの正規の機能を果す上に、援助して貰ったりすることを依頼してもよい。又、ガバナーは、クラブに対して元ガバナーに訪問して貰うことを要請するよう示唆してもよく、或は、クラブに対し、元ガバナーの訪問を歓迎するかどうかを問いつけてもよい。(理 41—42; 62—63)

理事会は、地区ガバナーが、地区の元国際ロータリー役員を、諮問委員会やロータリーの特殊部面関係のその他の委員会に関連して、大いに利用することに賛意を表し、且つ、「ガバナー諮問機関」「ガバナー諮問委員会」「顧問審議会」其他類似の元地区ガバナー達のグループが、ロータリー・プログラム及び地区ガバナーの援助に大きな貢献をなすうることを認めている。但し、かかる元国際ロータリー役員は、公的な組織は、地区ガバナーの指揮監督の下にあるべく、且つ、如何なる面においても、地区ガバナーの権限又は責任を軽減しないものとする。(理 67—68)

ガバナーの記録及び書類

(Records and Files of Governor)

退任するガバナーはその後任者に対し、その地区に於て最もロータリーの為になるように、その任務を遂行するのに参考になると思われる情報は、すべてこれを引継ぐよう要請されている。

ガバナーは、地区内の各クラブに関する詳細な情報、及び資料を記した記録を保持する義務はないが、地区内におけるクラブの状況に関し、成るべく完全な情報を、最も便宜な形式で編集して持っていなければならない。(理 46—47)

地区ガバナーは代々相伝の地区記録を全部後継者に引継ぐべきものとする。(国際ロータリー細則)

理事会は地区ガバナーに対し、地区の記録乃至要覧の作成に当っては、ガバナーが就任のための準備と、地区の問題の処理やその他の責務の遂行に際し役立つ情報を簡潔に付記することを奨励している。尚かかる書類はガバナーが常に最新の状態で整備し、後任地区ガバナーに引継ぐべきものである。(理 68—69)

地区ガバナーの半期報告 (Semiannual Reports of District Governor)

地区ガバナーは年2回報告書を提出する。第1回報告は、7月1日より12月31日の期間にわたるもので、ガバナーはその中で、地区内のロータリー管理に関する批判、観察及び示唆を提示して、国際ロータリー会長に提出する。此の報告は3通作成し、1通は国際ロータリー会長事務所に、1通はガバナーに関係深い事務局に送り、そして1通は地区ガ

バナーの綴込みに入れるものである。

第2回、即ち6月1日付の最後の報告は、国際ロータリーに提出されるもので、地区の一般状況、及び地区内の特殊な活動及び事態について記載し、且つ一般的な批判、観察及び示唆を提供する。此の報告の1通は国際ロータリー事務総長に送り、1通は次期ガバナーに送り、1通は地区ガバナーの綴込みに入れて保管するのである。

ガバナーのマンスリー・レター

(Governor's Monthly Letter)

ガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリー会員に送るためには国際ロータリーの資金は十分でない。地区の費用でガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリー会員に送ることにするかどうかは、各地区に於て決定すべきことである。(理 33—34)

ガバナーのマンスリー・レターは、各クラブの会長、幹事だけでなく全会員がこの書翰に書かれている地区の活動とその他の重要な情報を得られるよう、毎月クラブ理事会でこれを読むこと又、或る部分をクラブ例会でも読むようにすることを全クラブに対し提案する。(理 34—35)

理事会は、地区ガバナーがそのマンスリー・レターで、クラブ会員数の増減を報告するときは、前月の報告との比較増減の代りに、或はそれに加えて、当該ロータリー年度7月1日以降の会員の増減を示す数字を入れるよう勧奨する。(理 67—68)

理事会は地区ガバナーに対し、それが適切と思われるならば、彼のマンスリー・レター第1号に所管地区のロータリアンが一般に使っている言語版で入手可能なロータリー文献に関する記事を載せるよう要請している。(理 68—69)

ガバナーのクラブ訪問

(Governor's Visit to Club)

ガバナーは自己の地区内全クラブを公式訪問するよう期待されている。この訪問は急いで行なうべきではない。効果的なクラブ協議会を催し、そしてクラブに対し広範囲にわたる、ロータリーに関する講演を行なったり、或は又、クラブ内にロータリーに関する知識を普及強化する目的でクラブ・フォーラムを開くことによって、クラブと協議する機会が持てるように、十分な時間をかけるべきである。(理 46—47, 49—50)

直前ガバナーが、その任期の最後の3ヵ月に加盟した新クラブを訪問することには異議はない。但し、之れは先ず以てガバナーの承認を受けた場合のことである。(理 44—45)

ガバナーが所管地区内の外国に法律上入国できない地区に於ては、国際ロータリー会長は、ガバナーと相談の上、理事或は他の適当なロータリー会員をしてガバナーに代ってこれらの国のクラブを訪問させる権限を持っている。(理 49—50)

地区出席競争

(District Attendance Contests)

理事会は、各地区ガバナーがその地区内のクラブ間に出席競争を行なわしめること、及び、クラブよりガバナーに提出される月例の出席報告に基づき、そのマンスリー・レターにおいて、かかる競争の結果を発表することを要求する。(理 67—68)

活動の同格部門三点 (Three Point Co-Equal Avenues of Activity)

ロータリーが最も広い影響を与えることができるようにするために、ガバナーは自己の地区に於て次に示す活動の同格部門である三点を実行すべき責任に重点をおくべきである。

(イ) 何処であろうとクラブが成功裡に維持され得る見込のある、あらゆる都市にロータリー・クラブを結成。

(ロ) 各クラブが職業分類をできるだけ多く充填。その場合最良の候補者を確保することに重点をおく。一つの職業分類に於て総ての条件が同一である場合には、若い方の候補者を選ぶ、斯くしてクラブの平均年齢を下げる。

(ハ) 国際ロータリーの計画及びロータリーの綱領に関してロータリアン各自を啓発することを強調。(理 45—46)

地区協議会 (District Assembly)

ロータリー教育及び情報の提供と地区活動の調整の目的を以て、地区内の全次期クラブ会長及び幹事、次期地区ガバナー及び理事会が指名するその他のロータリアンから成る協議会が、毎年4月、5月又は6月中旬にガバナーの決定する時と場所において開催されなければならない。特別の事情の下に、理事会は、(イ)茲に定められた日付以外に開催することを認め、或は(ロ)斯様な協議会をやめさせることができる。

ロータリーは考案することも実践することも年と共に急速に進歩する。国際協議会はこの考案と実践を最新のものとするために計画されたものである。従って国際協議会に出席

したガバナーが地区協議会を統制すべきである。地区協議会に於て発表する時ガバナーを補佐する人々を選考するに当って、地区ガバナーは地区内の最も適格なロータリアンを選ぶものと期待されている。そして彼等が割り当てられた各主題に関し最新の情報を得ているかどうかを確かめるため、地区協議会に先き立って各個人と会談するものとする。(理 54—55)

地区ガバナーは、地区協議会のプログラムから娯楽及びレクリエーションをすべて除外するよう勧告されている。(理 52—53)

次年度会長及び幹事に決定した会員が所属する各クラブは、彼等に対し就任前に地区協議会に必ず出席する旨を誓約するよう要求すべきである。その費用はクラブ又は地区が支払うよう勧告されている。(理 63—64)

ガバナーは、次年度のクラブ会長及び幹事が地区協議会に出席することの重要性を、特に強調しなければならない。又、クラブ役員にロータリーの計画に関する知識を与えて、感激と決意をもってクラブに帰るようにさせ、そして、個々のロータリー会員に関する限り、クラブ協議会を通じて、ロータリーの計画が一層効果的なものとなるようにさせることに特に努力を払わなければならない。(理 48—49)

次期会長並に幹事の地区協議会出席を奨励すること並に彼等が必ず出席するようクラブの役員選挙を早目に行なうことをクラブに勧告するのは地区ガバナーの責任である。(理 57—58)

地区大会 (District Conference)

各地区のロータリー会員の大会は毎年、地区協議会、国際協議会又は国際大会に選ばれた日以外で、ガバナー及び地区内過半数のクラブ会長が賛成した時と場所に於て開催され

ることになっている。

地区は、次の地区大会を開催する期日の少くとも1年前、地区大会が非常に早期に行なわれるよう計画されていない限り、成るべく、前地区大会において次の大会日と場所を選ぶよう奨励されている。

地区ガバナー・ノミニニーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長にこれが証明されたならば、そのガバナー・ノミニニーがガバナーを務める年度のその地区の大会はあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

ある種の地区大会委員会は、出来るだけ早期にガバナー・ノミニニーによって設置されるよう示唆されている。然しながら、諸計画の最終的決定は国際協議会の終了後まで保留すべきである。(理 56—57)

理事会は地区に対し、地区ガバナーが、地区大会の成功を確実にするという彼の基本的責任の遂行に必要な時間を十分に取るができるよう、できうれば、地区大会開催期日を、ロータリー年度内のガバナーのクラブ公式訪問完了後(大抵は年度後半)に予定することを勧奨する。(理 69—70)

連合地区大会の開催：国際ロータリー細則は国際ロータリー理事会が二つ又はそれ以上の地区の連合地区大会の開催を認めることが出来ると規定している。

可能な場合二つ又はそれ以上の地区の連合大会の開催が奨励されている。(理 63—64)

2箇年間続けて地区大会を連合で開くことは望ましくない。(理 43—44, 56—57, 61—62)

大会プログラム：大会の期間は2日より少くなくようにすべきである。大会のプログラムを準備するに当ってガバナーは、ロータリーの話者が主となるようにし、ロータリアンでない講演者がプログラムに出る場合には、彼等の話の主題をロータリーの目的に直接関

連させるよう努力しなければならない。(理 42—43, 58—59)

地区ガバナーは地区大会を計画するに当り、地区内のロータリアン並に来賓が経済的理由から大会出席を思い止まることのないよう経費を最小限にとどめることが得策であることを考慮に入れるよう奨励されている。(理 63—64)

只1日限りの大会プログラムをガバナーに提供してはならない。もしガバナーから1日だけのプログラムが要求された場合には、事務総長はそのようなプログラムを作成することについてガバナーを援助するであろう。しかし、事務総長はガバナーに対し、1日だけの大会では、ロータリーのプログラムを満足に遂行することはできない、というのが理事会の意見であるということを伝えるよう命ぜられている。(理 47—48, 48—49)

理事会は、地区大会の会期を最少限2日とすべきこと、そして最大限度は、理事会の提案する3日間とするよう強く推奨し、且つ地区ガバナーに対し、地区大会プログラムの立案に当って昼食、宴会及び娯楽を除いて総計9時間を本会議並にグループ討論会に充当するよう勧奨する。(理 46—47; 68—69; 69—70)

大会のプログラムの立案と実行は、ガバナーの責任であり、又、ガバナーだけがプログラムの完全な統制を掌握すべきである。(理 48—49)

大会の出席率を良くし、最大の効果をあげるため、ガバナーは次の如く行動すべきである。

- (1) 新たに結成されたクラブ全部の全会員が大会に出席するよう特に努力する。
- (2) 地区のほぼ中心に位置する都市で大会を開催するよう努力する。
- (3) クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の各協議会を開くよう準備する。
- (4) 大会プログラムの立案に当っては、不

必要な娯楽的接待及び競技類をやめ、主題を厳格にロータリーの議事日程に限るようにする。

(5) 婦人及びその他すべての大会参加者が、本会議の全部に出席するよう強調し、婦人達に対する接待も本会議出席をさまたげないような時間に於てのみ行なうよう準備する。(理 42—43, 47—48, 48—49)

理事会は地区ガバナーに対し、地区大会の会場に展示場を準備して、地区内全クラブに少くとも一つのクラブ企画を展示するよう要請し、そのうちの秀れた企画を表彰することを勧奨する。尚、併せて地区レベルの企画も展示するよう奨める。(理 68—69)

会長代理の地区に対する挨拶は、最も重要なものである。従ってこの挨拶はプログラム中最も重要な地位を与えられるべきである。しかしながら、会長代理の挨拶を大会プログラムに組み入れる前に、ガバナーはプログラムへの参加に関し会長代理の意向を質すべきである。(理 48—49)

ガバナーは、大会番組の一つとして少くとも1回ロータリーに関する討論会或はタウンミーティングを開催すべきである。(理 49—50)

可能な場合地区内に居住する国際ロータリーの元役員であるロータリアン及びその夫人達のために、何等かの社交的な集い、宴会、昼食会、或はレセプションの如きものを開くのがよいと思われる。このような集いは親睦と社交の為のみに限るべきであって、ガバナー或は他の国際ロータリー元役員が地区大会の仕事や方策を組織化したり支配したりしてはならない。(理 41—42)

国際大会の立法：ガバナーは、国際ロータリーの立法案を地区大会に於て正しく発表するよう準備しなければならない。立法案に関して地区の考えを纏め又これが審議会に公正に代表されるようにするため、ガバナーは、もし可能ならば地区大会において、規定審議

会 (Council on Legislation) への地区代表者と、地区内クラブの代表者との接触をはかるべきである。(理 38—39)

理事会は各地区ガバナーに対し、1) 国際ロータリー年次大会で審議されるべき立法案を理論的に理解させ、2) 規定審議会への地区内クラブの代表に立法案の各条項に対するクラブの見解に関する地区の総意をまとめるために、立法年度には地区内各クラブの代表を招集して地区集会を開催することを奨励する。

理事会は、規定審議会への地区代表及び国際大会へのクラブ代議員(該当者がいる場合)が審議会や国際大会に参加し、且つ立法案に対する地区即ち地区内クラブの総意のみならず審議会及び国際大会における討議をも考慮の上で、各自の最善の判断に従って投票できるということは国際ロータリーにとって最大の利益になるものと信ずる。故に理事会は、規定審議会の地区代表並に国際大会のクラブ代議員(該当者がいる場合)が、拘束力ある指示によって、立法案に対する賛成乃至反対投票の行使権を束縛されるべきではないということに意見の一致を見た。(理 69—70)

会長の代理 (President's Representative)

その地区に於ける、国際ロータリーの代表者であるガバナーは常にそれとして認められ、強調されねばならない。従って、各地区大会に於ける国際ロータリーの代表者は地区ガバナーその人であるべきである。そして、現在「国際ロータリー代表者」として知られているものは「会長の代理」と呼ばれなければならない。

会長の代理は、地区大会への会長の個人的代理として、会長によって選ばれるべきものであり、その資格に於て彼は、有用な示唆や事実を載せたハンドブックと共に会長から与えられるべき細かい指示や要綱を基としてつ

くった挨拶を述べることによって会長を代理すべきである。

会長の代理は、彼のロータリーに関する知識並に彼が効果的に会長を代理し、ロータリー、その計画、その活動、その機会、その世界的な責任及びロータリー会員各自のそれに関しての重要性を強調する演説によって、大会出席者に感銘を与える才能によってのみ選ばれるべきである。地区大会に於ける会長代理の効果は、彼がロータリーの計画を発表すると共に、会長を代理してロータリーの方針を説明且つ解釈し、聴衆の心に自分はロータリー会員であるという誇りと責任の観念を起させる力にある。従って、ある人が単に之れまで会長の代理を数回つとめたというだけの理由で彼が今後何年もこの役をつとめることを決して妨げてはならない。その上、現在又は過去の国際ロータリー役員であるという事実が必ずしも会長代理の資格を与えるものであると考えてはならない。(理 46—47)

理事会は、如何なる事情があっても地区大会に於て会長代理に対し金銭を贈ってはならないという見解をとっている。(理 46—47)

地区大会が会長代理にとって外国で開かれる場合には、可能な限り、大会の直前又は直後に同地区内の数クラブを訪問できるよう計画すべきである。但し、会長代理がその地区のロータリアンの使用する言語を知っていることが必要であり、又、訪問するクラブはガバナーが選択すべきである。(理 48—49)

理事会は、地区大会へ派遣する会長代理の任命は会長の決定事項であることを認めると共に、会長代理を他国の地区大会へ派遣し代理の資格で特別講演を行なわせたいとの要望があっても経済上の理由又はそのことの適否を考慮して斯様な任命や講演の取決めが実現出来ぬこともあることを認めている。(理 60—61)

理事会は、国際ロータリー細則に従って地区大会がその地区における重要な事柄につい

ての勧告を採択することを承認する。但し斯様な勧告は国際ロータリー定款及び細則と一致し、且つロータリーの精神と本質に同調するものでなければならない。従って地区大会で採択された決議は国際ロータリーの規則と国際ロータリー理事会の決定を反映する国際ロータリーの既定方針に調和しなければならないのである。(理 58—59)

地区集会の日程

(Scheduling of District Meetings)

地区大会及び地区協議会は、各々特定の目的のためにあるのであるから、夫々の集会は夫々別個に、関連なしに、開かれるものとする。

然しながら止むを得ぬ事情によりもし地区大会がロータリー年度の最後の3ヶ月中に開かれるならば、地区協議会と地区大会とを継続した集会として開くよう考慮されてよいであろう。但し、このように集会を継続して開くときは、地区大会を第二番目の集会として開くこと、又、各集会は別個の集会として各集会に必要な時間を削減することなしに、又、各集会の本質的特色を十分に重んじて、開くよう考慮されるべきである。(理 68—69)

地区の面積が非常に広大で旅行の都合上単一の協議会にクラブの代表が全部出席できない場合には、ガバナーは、必要とする数のグループ、或は部分的協議会を開くよう奨められている。(理 42—43)

数地区合同会議

(Multi-district Meetings)

ロータリーのプログラムを推進するために、2乃至それ以上の地区の合同提唱による数地区合同会議にはなんら反対するものでは

ない。但し、斯様な会合は地区大会或は地区協議会とは別個のものに限る。(理 65—66)

地区におけるロータリーの後援する諸活動 (District Rotary-Sponsored Activities)

理事会は、地区ガバナー並にクラブの指導のために、地区におけるロータリーの後援する諸活動という課題について、次の声明を採択している：

1 又はそれ以上の地区内の全クラブが参加するロータリーの後援する諸活動及び計画は、下記条件の下に、奨励されるものとする

イ) かかる活動又は計画の性質及び規模は、地区内のクラブ及びロータリアンが、クラブ・レベルでロータリーのプログラムを発展せしめようとするクラブ活動の規模及び有効性を妨げ、又は毀損することなしに、これを成功裡に遂行する能力の範囲内にあるべきこと；

ロ) その活動又は計画は、地区内クラブの過半数によって承認された時のみ実施されるべく、又1年をこえて、財政上其他の義務又は誓約を一切負わないものとすること；

ハ) この活動又は計画は、財政的援助よりも(又はそれに加えて)、ロータリアン並にクラブに、個別的参加の機会を提供するものであること；

ニ) ロータリー・クラブ並に(又は)各個々のロータリアンが、かかる活動や計画に参加することは、自発的に行なわれるべく、又、その参加の費用は最少限度に止めらるべきこと；

ホ) その活動又は計画に対するクラブ又はロータリアン個人の財政的援助は、自発的に行なわれるべく、暗黙裡にせよ直接的にせよ、人頭分担税又は割当其他クラブ又はロータリアンに強制力をもつ形の義

務とならないものとする。

ヘ) 活動又は計画に対する寄付の要請は、この寄付が自発的なものであり、如何なる意味においても公認の徴税又は割当でないことを明瞭に示すような形式で行なわれるべきこと；

ト) 1 又はそれ以上の地区のクラブの参加する活動又は計画の監督、並にかかる活動又は計画のため寄付せられ又は募集されたすべての資金の保管は、たとえ関係地区内のロータリアンの中より委員会が設置され、かかる活動、計画並に関係資金の管理を行なうとしても、地区ガバナー、又は関係地区ガバナー達の責任とすること；

チ) 4をこゆる地区のクラブが参加する活動又は計画は、関係地区ガバナー達が前もって、この声明の規定に従って、その活動又は計画を実施すべしという、理事会の特別の認可を得たのでなければ、共同の活動又は計画としては実施されないものとする。

共同の活動又は計画において2以上の地区内のクラブの参加が望ましく且つ必要と思われるときは、その活動又は計画並にクラブの参加は、関係地区ガバナーの直接の監督下におくという規定を含めて、その活動又は計画を適当な限度内に止めおくように、留意するべきである。かかる活動又は計画は、扱いきれないほどに大きく、又は関係地区並にクラブがロータリー・プログラムを推進しようとする通常の活動並に努力を直接又は間接に妨げるほどに大きくあってはならない。かかる活動や計画に関しては、事前に、関係地区ガバナーの承認を得るのなければ、クラブは回章を廻らすことを一切行なわないものとする。(理 66—67)

地区資金 (District Funds)

地区内に於て集め、管理さるべき資金に関しては、定款、細則の何れにも規定されていない。地区によっては、会員の人頭割寄付によって地区資金を集めるというやり方をしていゝる処もある。

地区資金をつくるという問題は、専ら地区各個の問題であり、地区資金の分担は、自発的なものでなければならず、人頭分担税の形において会員個人或はクラブに強制してはならないこと、及びロータリーにおける会員の費用は最低限度に保たなければならないということになっている。以上の理由で、理事会は、ロータリーの適切な管理と発展に、地区資金が必要と思われる地区に於ては、次のような方法をとるのが望ましい、と勧告している。

地区管理に必要な経費を調査研究する、3名から成る委員会を設置することを地区が決定したならば、ガバナーは1名を任期1年、1名を任期2年、1名を任期3年の委員に指名する。その後は、毎年任期中のガバナーが1名を任期3年の委員に指名して空席を埋めるようにする。この委員会はガバナーに協力して地区経費の予算を作成し、これを地区協議会の際、次期会長の会合に提出する。地区資金の如何なる分担要求も出席の次期会長4分の3以上の承認があって後、初めて行なうべきである。(理 29—30, 41—42)

理事会は更に、地区資金への如何なる分担要求も、絶対に公認の会費ではないということが明確に了解される形式によって行なうべきであると勧告する。ガバナーはその任期中、地区資金の管理者となり、会計検査済みの計算書を後任者に引継ぎ、同時にその写しを国際ロータリー事務総長に送付すべきものとする。(理 29—30, 41—42)

理事会は、地区資金を有する地区の各ガバナーに対し地区資金は地区の財産であり、特定のロータリー会員の個人的財産でないことを明記した銀行預金として保管し、その会員が死去した場合などに地区を保護することができるように、考慮を払うよう示唆する。(理 44—45)

一部の地区では地区資金を通じて支払われる人頭割寄付によって地区連合青少年委員会資金を準備する方法を取っている。

かかる資金をつくるということはもっぱら関係地区の問題であり、かかる資金の分担は自発的に行なわれるべきもので人頭分担税の形において個人ロータリアン或はクラブに強制できないものであり、且つロータリーにおける会員の費用は最少限度に止めるべきことになっている。以上の理由から、理事会は、ロータリーの適切な管理と発展に地区連合青少年委員会資金が必要と思われる場合に望ましい手続として次のことを推奨している：

地区連合青少年委員会の委員長及び/又は選任された有資格ロータリアンは当該委員会又は有資格ロータリアンの担当業務に必要な経費を調査研究し、予算を作成し、それを所属地区のガバナー並に資金委員会又は関係地区ガバナーのグループに提出する。地区連合青少年委員会資金或は選任の有資格ロータリアンのための資金に対する分担の要請は、関係地区ガバナー全員の承諾を得た場合に限り行なわれるべきである。

理事会は地区連合青少年委員会資金を分担している地区の地区ガバナー達に対し、本資金は地区連合青少年委員会の財産であつて特定のロータリアンの個人的財産ではない旨を明記した銀行預金として保管することによって、当該ロータリアンの死去の際などに委員会を保護することを考慮するよう示唆している。(理 68—69)

名誉ガバナー及び後援者

(Honorary Governors and Patrons)

名誉ガバナーの称号を授与したり、その国に於けるロータリー運動の後援者を指名する希望を有する地区に於ては、このような称号の授与は、政府の行政長官及び王室の人々のために留保しておくものとする。(理 37—38)

地区の出版物 (District Publications)

1. 地区の出版物は、アメリカ合衆国及びカナダ以外の地区に於てのみ必要、或は望ましいものである。

2. 全地区を通じて、ロータリーの名称を

付した如何なる出版物も必ず、国際ロータリーの支配下にあるのであり、且つその地区に於ける国際ロータリー代表であるガバナーの直接の監督を受けなければならない。

3. ガバナーが地区出版物を出版する立場におらず、しかも地区内のクラブが地区出版物を欲している場合には、ガバナーの直接監督の下に刊行することのできるロータリアン個人に、国際ロータリーから出版許可を与えるものとする。

4. 既に公認されているもの以外に、かくの如き出版物を出す場合には、それに対して許可が与えられる以前に、地区内の全クラブで投票を行ない、地区出版物を持つことを過半数の会員が欲しているかどうか、如何なる種類の雑誌が望まれているか、そして財政をどうするか等を調査すべきである。(理 22—23)

ロータリーの拡大

(Extension of Rotary)

国際ロータリー理事会は世界各地に於けるロータリーの拡大に必要な事項をすべて遂行する義務を負っている。

各地区ガバナーは、国際ロータリー理事会の全般的監督の下に自己の地区内に於ける新クラブの結成を監督する特別な任務を託されている。

地区ガバナーは、拡大に関連する諸事項についての補佐役として地区内に住む元地区ガバナーまたはその他適格なロータリアンを任命するよう要請されている。

地区拡大委員会

(District Extension Committees)

もし地区ガバナーが有益と考えた場合には、自己のロータリー拡大の仕事を手伝わせるために、地区拡大委員会を任命してもよい。地区ガバナーは、地区拡大委員会の継続性を何かの形で規定することが得策であることに注意を払うよう要請せられている。(理 50—51)

理事会は

イ) 地区ガバナーに対し、地区拡大委員長として、なるべく地区に精通している最近の元地区ガバナーを任命するよう勧奨している;

ロ) 地区ガバナー並に地区拡大委員長に対し、世界中にロータリーを拡大するために、国際ロータリー拡大委員会と協力して活動するよう要請している。(理 68—69)

新クラブ結成の方針声明書

(Statement of Policy for Organizing a Club)

1927—28年度国際ロータリー理事会はロータリー・クラブの結成に当っての方針声明書採択した。1935—36年に於て理事会は事務総長に対し、この声明書を改訂すること並に理事会の既定の諸方針乃至は今後設定されることあるべき方針に反せざる限り将来に於てもこれに変更を加える権限を与えた。理事会及び事務総長の改訂した方針は次の如きものである。

一般方針 (General Policy)

ロータリー・クラブは、ロータリーの計画を推進し且つその綱領を達成するための仲介者である。従ってロータリーが最も大きな感化力を発揮し得るようにするためには、ロータリー・クラブが結成されれば必ず成功すると思われる処に、世界中何処にでも又何時でも、新しいロータリー・クラブを漸次に結成して行くべきである。

如何なる処でも、ロータリーの基本的原則が自由に守られる処であればロータリー・クラブを結成することができる。それには次のことが理解されていなければならない。(イ) ロータリー・クラブのない国家又は地理的地域へのロータリー拡大は、理事会の判断とした承認の下に行なわれること;(ロ) ロータリー・クラブは単に、その会員組織が主としてその土地土着の職業人又は、当該地域社会において永久的に居住しているか或は基礎の出来ている職業活動を代表する人々からなっ

おること；及び (ハ) 新クラブは、クラブ及びその会員がその組織に容易に同化出来るような位置と会員組織でなければならないこと。

クラブの区域 (Territory of a Club)

クラブは或る一定の“Locality”「地方」⁽¹⁾に結成され存在しなくてはならない。国際ロータリーは、社会への奉仕に活発に従事しており、且つその事業場又は住居がお互に接近して、ロータリー・クラブとしての機能を発揮できるような、十分な数の実業人及び専門職業人が存在する適当な広さの地域をこのような地方と認めるであろう。このような地方にクラブを結成するに当っては、国際ロータリーに於てクラブの区域の限界を定めこれを定款に記載し、その後は、国際ロータリーとクラブ双方の同意がなければ変更出来ないようにするのである。クラブは、国際ロータリーの同意を得て、新たに別のクラブを結成するためにその地域を割譲することが出来る。

ロータリー・クラブの区域内には十分な数の実業及び専門職業の事業場があることが期待されている。かくて、新クラブの会員構成を、少なくともその50パーセントはクラブの区域内に事業場を有する会員とすることが出来る。

ロータリー・クラブの区域限界は、行政上又は自然の境界と同様、かかる境界が設定され、現存通りの街路又は道路によって決定される。仮クラブが、現存クラブから譲渡される区域に結成されようとするときは、事務局

は、要求に応じて、その関係資料を提供し、スポンサー・クラブの区域譲渡計画の立案に助力し、手引してくれるであろう。(理67—68)

(理事会は、クラブの区域限界が、その地方の行政上の限界と一致すると記されるとき、かかる地方の行政上の限界が拡大される場合には、クラブの区域は、これに応じて自動的に拡大せず、ロータリー・クラブの区域限界の修正に関する国際ロータリー定款の規定に従って、クラブ手続を取る時まで、変更されることなく存続することに、同意している。) (理 67—68)

将来クラブを結成するのに有望な地方 (Prospective Localities for Clubs)

未だクラブが結成されておらないところで、有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者、法人役員又は支配人であつて善良な男子が多数居り、ロータリーの職業分類の原則の下に少くとも20人の会員を以て立派なロータリー・クラブを永く持続し得る可能性を確保するために、最少限40の職業分類を有する場所は、(住民数の如何に拘らず)すべてクラブの結成に有望な地方であると考えてよいであろう。

ある地方が、クラブをうまく持続して行くことが出来そうだと考えられる場合、早くクラブを結成すればする程、クラブのためにも又その地方のためにもよいのである。その地方がロータリーを欲しているという気持を外に示すまで待つという考えは正しくない。ある地方にロータリーを欲する気持をつくり出すのがロータリアンの義務である。ロータリアンは、与える為にロータリーを拡大するのであって、それによって自分が得ると言うのではない。ロータリーをつくらないように控えるよりは、つくってみてうまくゆくかどうか試みる方がよいのである。

しかしながら、或る孤立した地方にクラブを結成せんとする時には、その地方の人々か

らはっきりとクラブの欲求が示されるまで試みないようにすべきである。

二つ又はそれ以上の極めて近接した地域社会を抱く地方に仮クラブ(Provisional Club)が結成され、国際ロータリーの加盟を申込んだ場合には、国際ロータリーの規定に合致している限り加盟は承認されるが、かくの如き申請は個々の場合によって考慮されることになっている。

調査 (Surveys)

地区ガバナーは、出来るだけ早く、なるべく前半の6ヵ月間にその地方にクラブを結成すべからうと行くかどうか、又その土地のためになるかどうかを決定するために、人口千人以上であつて、未だクラブを有しない都市の調査を行ない、且つその結果を記録しておくべきである。もしクラブがその年度中に結成されない場合は、その調査記録は、後継地区ガバナーに引きつぎ一任すべきものとする。(国によっては小都市の経済的性格を考慮して、この人口数を更に多くしてもよい。)

合衆国、カナダ及びパーミュダ(USCB)に於けるロータリーの存在しない都市に対しては、人口数に拘らず、結成の仕事に着手する前に、この種の調査がガバナーによって行なわれ且つ承認されていなければならない。

新クラブの結成に際してはその以前にガバナーがその土地を訪問して、果してクラブを維持出来るかどうかを確かめることが望ましい。その都市の人口が5千人以下の時は特にそうである。このような訪問に余り費用と時間がかかりすぎる場合には、その地方の事情をよく心得ている、1, 2の信頼の出来るロータリアンから勧告や調査、報告等を徴してそれによってクラブ結成の斡旋に当たつてもよい。

特別代表 (Special Representatives)

あらゆる機会を利用して新しく立派なクラ

ブを結成しようとするのはガバナー全部の義務であり、又この仕事を援助するのはあらゆるクラブ及び総てのロータリアンの義務でもある。

地区ガバナーが自ら新クラブ結成の仕事に指導出来ない場合には、近隣のクラブからか、なるべく提唱クラブから十分事情を心得ている会員1名がガバナーの「特別代表」に任命して新クラブ結成の任に当らせる。

このガバナーの代表は勿論ロータリーの理想に精通していなくてはならないし、この理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を他人に伝える力がなくてはならない。又ロータリー・クラブの組織と機能について、実際に役立つ十分な知識を持つことも必要であるし、この仕事をなすのに必要な時間を献げることもできる人でなくてはならない。

特別代表は、クラブの結成に到るまでの細目に就いてガバナーを代表して事を行なう権限を有している。時には、(常にとは限らないが)最後の創立総会に代つて出席するようガバナーから要請されることもある。できる限り、加盟認証状(Charter)はガバナーが自ら伝達すべきである。

ガバナーは退任に際しては、次期ガバナーに対し彼が任命した特別代表のリストを引渡すべきである。これらの代表は新ガバナーが就任後30日以内にその任命を更新しない限り自動的にその任を終るものになっている。

ロータリーの用語に於て、特別代表“Special Representative”とは、スポンサー・クラブの会員であつて仮クラブの結成に当つてガバナーの代表者になるものを意味する。

地区ガバナーの拡大補助者 (Governor's Extension Aide)

地区ガバナーの拡大補助者という用語は、クラブ結成の仕事に経験があり、特別代表が

(1) この“Locality”「地方」という言葉には、市、区、町、村等の種々の名称で呼ばれているものがすべて含まれている。又、大都市の各部分、或は二つ以上の小さい町村の隣接したものも含まれている。米国に於ては“Community”(社会、都市町村)という言葉がクラブの区域を示す場合に使用されるがその場合は Locality と同意義である。しかし、Locality という言葉が、地理的な領域と位置とを示す意味を含むのに対して、Community は共通の利害を有する人々のグループを意味する。これらの用語は、他の似寄りの用語の場合と同じく、屢々相互に置換えて用いられている。

援助なくしては任された地域のクラブの結成を完成することが出来ないように思われる場合、及びガバナーが必要な援助を与えることができない場合に、近くの特別代表に援助を与えるよう、ガバナーから任命された者を意味する。特殊な場合には、この「補助者」だけでクラブを結成した方がよいと思われることもあり得る。

しかし、クラブが結成されつつある都市の各々に対して異なった「補助者」を任命せよというのではないし、又補助者が任命されたからといって、ガバナーが自己の地区の全部又は一部に於て、その拡大に関する責任を移譲してしまうというわけのものでもない。

拡大補助者の必要且つ適度の実費はガバナーの申請によって国際ロータリーによって支払われる。¹⁾

スポンサー・クラブ (Sponsor Clubs)

特別代表の属するクラブが、新しいクラブのスポンサー・クラブとなって次の如き責任をとるのが普通である。

(1) 特別代表を助けて新しいクラブの結成を成功に導くよう計画を立てる。(2) 新クラブの初期のプログラムを計画する。(3) ロータリー運動の一単位として新クラブが発展して行くようこれを指導する。

提唱クラブを選定するに当っては、可能な限り、新ロータリー・クラブ結成のための提唱クラブとして指定しうる適正資格を有し、効果的なロータリー・クラブの機能を發揮し、少なくとも、新クラブ結成のために必要な会員数を有し、国際ロータリーに対して何等未決済の負債がなく、ロータリー奉仕の完全なプログラムを実行しているロータリー・クラブか否かを確かめることに注意が払われなければならない。

1) ガバナーが、新しいクラブの結成及び認証状の伝達等に関して合衆国通貨 50 ドル以上の経費をつかい又はつかうよう許す前に、ガバナーは資金があるかどうかを確かめるために R.I. 事務局と相談すること。(理 40—41)

仮クラブ (Provisional Club)

国際ロータリーの加盟員としての正式な申込書が、国際ロータリー中央事務局によって受理され且つ確認された、少くとも 20 人の会員より成る結成集団は、それが国際ロータリーの加盟クラブに認められるまでは「仮ロータリー・クラブ」と呼ばれている。

根本的特色

(Fundamental Characteristics)

仮クラブはその結成の時に於て、必ずロータリーの根本的特色を有していなければならない。(「ロータリーの根本的特色」146 頁参照。)

標準クラブ定款

(Standard Club Constitution)

仮クラブは標準クラブ定款及びそれに調和する細則を採用しなければならない。

クラブの名称 (Name of Club)

仮クラブは、それぞれ、名称にその所在地を表わす名を付け、これを定款の中に入れなければならないが、この名称は予め国際ロータリーの承認を得なければならない。一旦承認を得た上は、国際ロータリー及びクラブ双方の同意がなければこれを変更することはできない。

毎週の会合 (Weekly Meetings)

仮クラブは標準クラブ定款の規定に従い毎週定期的に会合を開くようにしなければならない。標準クラブ定款にクラブの例会を毎週開くように定めた主な理由の一つは、ロータリーの親睦と友情が、もし 2 週間に 1 度の例会で十分に進められるものであるなら、毎週例会を開けば更に高度の結果が得られる筈だという点にある。1 年間に 26 回仲間のロータリアンと接触する機会を得るだけでは、年

に 52 回彼等に接する程には彼等を知り、ロータリーを体得し、国際ロータリーの目的を推進すると共に、各クラブが関心を有する社会奉仕を進めて行くことはできないであろう。しかも、年に 52 回例会を開いたとしても、会員の時間を不当に費すというものでないものである。このことは実際の経験によって既に証明されている。

前述の点が真実であることを認めて、1922 年度大会は、爾後各クラブが採用すべきものときめた標準クラブ定款の中に、各クラブは毎週 1 回例会を開くよう規定した条項を入れることにした。

クラブ結成の仕事或はその監督を委任されている国際ロータリーの全代表は、もしクラブが毎週 1 回例会を開くことに同意しない場合は、国際ロータリーに加盟することはできないのであるということを知っておくべきである。

創立会員 (Charter Membership)

35 名を最大限とし、少くとも 20 名の創立会員から成る、満足すべき名簿を提出しなければならない。但し、人口 10 万以上の都市に於ては最大限 50 名迄許される。¹⁾

国際ロータリーに加盟して後も、なお発展の余地を残しておくように、職業分類の全部を創立会員で充ててしまうことは望ましくない。

仮クラブの創立会員の内に「アドレシヨナル正会員」または「シニア・アクティブ会員」が含まれていても、「正会員」の数が少くとも 20 名あれば差支えない。

創立会員は、職業上の関心という観点から見て、多種多様であることが大切である。故に新クラブ結成のときは、できる限り、関連のある一群の職業分類中の或の一つの、はっ

きりした業種だけを充填することが望ましい。特別の場合には、これらの、はっきりした 2—3 の分類を充填することも必要になるかもしれない。

創立会員名簿にはクラブ区域境界内居住に基づく会員名も載っていることであろう。しかしながら、創立会員の少くとも 50 パーセントはクラブの区域内に事業場を有する者とするのが奨励されている。

或る職業分類に 2 人の入会候補者がある場合は、他の条件がすべて対等であれば、クラブの平均年齢を引下げたため、若い方を選ぶべきである。

年長者又は隠退した人が多い地域に関して、事情の正当であることを認めた場合、理事会はその裁量で 25 名の最小限の創立会員中、シニア・アクティブ会員が 12 名以下のクラブの国際ロータリー加盟を承認することが出来る。国際ロータリー加盟が承認された時、そのクラブの創立会員であるシニア・アクティブ会員は、同時に他の如何なるクラブの正会員、シニア・アクティブ又はパスト・サービス会員資格も保持することは出来ない。

新クラブの国際ロータリーへの加盟を承認するに当り国際ロータリー理事会は、現存のクラブに見られる違反脱行為や又は誤解の為に止むを得ず認めている特別な妥協の前例を顧慮することなく、クラブ内の会員資格に関する規定を厳守しなければならないし、又厳守するであろう。もし地区ガバナーやその特別代表がそのように努力しない場合には、創立会員の何名かが会員資格の規定に従わないで選ばれているという理由で、クラブの加盟が拒否されたり、延引されたりするような困った事態が生ずるであろう。

クラブの加盟申込書の一部として国際ロータリー理事会に提出された会員一覧表は、クラブの完全な創立会員名簿とみなされる。加盟に関して国際ロータリー理事会の決定が下されない間は、この名簿に載っている以外に

1) 特別の場合には、加盟承認委員会はその自由裁量に於て創立会員が 20 名以下のクラブの加盟を承認することができる。(理 48—49)

新しく会員を入会させることはできない。

入会金及び会費 (Fees and Dues)

合衆国及びカナダに在るクラブで、少くとも \$20 の入会金、\$25 の年会費を徴集しないクラブは理事会としてその加盟を認めない。他の国々に於ては、地区ガバナーが、合衆国及びカナダの新クラブに対して理事会が決定した金額とそれぞれ同等の購買力のある金額を新クラブの入会金及び年会費とすべきである。

加盟金 (Charter Fee)

仮クラブから国際ロータリーへの加盟申込書には \$100 (米国通貨) の加盟金を添えねばならない。

加盟認証状 (Club Charter)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた時には、国際ロータリー会長、事務総長及び地区ガバナーの署名のある加盟認証状 (Charter) が中央事務局から各クラブへ発行される。この加盟認証状は大切に保存しなければならない。なるべく額に入れてクラブの本部か例会場或は幹事の事務所の目につき易い処に掲げておくのがよい。

理事会によって国際ロータリーに加盟を許された日からクラブは国際ロータリー内の公式の構成単位クラブとなるのであって、これは認証状が伝達された日とは関係がない。

スポンサークラブ (Sponsor Clubs)

国際ロータリー加盟後の初めの数ヶ月間は新クラブに援助を与えることが非常に重要だとされているのでスポンサー・クラブは少なくとも一年間は、新クラブを援助するよう勧告されている。

新クラブのプログラム

(Programs for New Clubs)

地区ガバナー、或は他のクラブ結成の任にあたる者は、新クラブの最初の 8 週間乃至 10 週間の例会のプログラムを隣接のクラブを通して或はその他の方法によって、出来るだけ用意してやる責任がある。といっても、それでスポンサー・クラブとして絶えず新クラブの世話をしなければならない責任を免ぜられたわけではない。このことは特に、ロータリーが設立途上の国々のクラブに適用されるものである。(新クラブ結成方針声明書了)

大都市にアディショナル・クラブ

(Additional Clubs in Large Cities)

既にロータリー・クラブのある大都市に更にクラブを結成することに関して国際ロータリー理事会は次のような決議を採択した。即ち：

国際ロータリー細則に、もし市、区、又は他の自治体地域がその行政区内に 1 又はいくつかの、明確に限界を定め得る区域を有し、その各々に少なくとも新クラブを組織するために必要とされる最小限の職業分類数がある場合には、それらの区域の各々から一つずつのアディショナル・クラブを加盟会員にすることができる。但し、かかるアディショナル・クラブを組織しようとする区域をそのクラブ区域の一部としているクラブが、目論まれているアディショナル・クラブの結成を承認し、新クラブに与えられようとする区域を譲渡することが前提であるとの規定があり、更に、

国際ロータリー細則には、その区域限界内にアディショナル・クラブを一つ又はいくつか結成することを承認するクラブは、その事業、その経営任務又は専門職業としての活動

が全市、全区或はその他の自治体全区域に亘っている会員を、それらのアディショナル・クラブの区域限界内から入会させる権利を保留することができる。この規定はこれらのアディショナル・クラブを拘束するものとする、という規定があり、更に、

国際ロータリー理事会は、既存の大きなクラブの区域内に含まれている地方にクラブを結成することは、ロータリーの利益の為に極めて良いことであるとの意見を持っているが故に、

国際ロータリー理事会は、必要以上に広汎であるか或いは不明確な区域を有するクラブは、すべからずその区域の一部を譲渡して、ロータリーの会員となる特典をその地域社会の更に多くの人に享有させるようにすべきであることを決議する。更に、

国際ロータリー事務総長はこの決議に対し関係各クラブの注意を喚起すべきであることを茲に決議する。(理 48—49, 58—59)

理事会は、ロータリー界の変動する人口分布が必ず大都市中心部に集中する結果なることを認識し、既存クラブから譲渡された区域内の地域にクラブを結成するのが賢明であることは、新たに結成されたクラブの成功、活動力により明らかにされ又それに応じて、既存クラブの活気ある発展、ひいてはロータリー全体の増強をもたらす事により立証されたと考えている。

そこで理事会は、既存クラブの区域にある地方にクラブを結成するのがロータリーにとって最も有利であるということに決定し、地区ガバナーに対し、実行可能な場合には既存クラブによる区域の譲渡のうえス様な区域にアディショナル・クラブの結成を奨励するよう要請している。(理 63—64)

理事会は地区ガバナーに対し、大都市のロータリー・クラブから譲渡された区域でのクラブ結成を奨励するよう、又この既存クラブ、市町計画家、技師又は同種の職員と、地

区ガバナー又はその代表者との間に、新クラブ結成のために 2 又はそれ以上の地域に市を分割することができるか否かを決定するための予備的な計画検討会議を準備するよう、かかるクラブに提案すること及び、かかる会議に関連して、且つ又討議を促進するために、地区ガバナー又はその代表者は

イ. 他の都市のクラブが作った区域譲渡計画を、この会議に提供すること；

ロ. 引続いて、何年かの間に、更に区域を譲渡する計画をもっている他の都市の最初のクラブの発展状況を示す数字を引用すること

を、すすめている。

地区ガバナー又はその代表とクラブとの間において、上記の事を実行するについての交渉が妥結に至らないときは、理事会は、理事会又は理事会のために行動している会長が、経験ある元理事又はその他の元役員を任命して両当事者と交渉せしめることに同意している。(理 67—68)

理事会は又、ロータリー・クラブがただ一つしかない大都市のロータリー・クラブには、区域譲渡計画があるべきであると信じており、且つそのために理事会は、かかるクラブが国際ロータリーの役員に、その区域内の地域の譲渡方式を作る目的で、相談すること、そして次に漸進的且つ継続的に、アディショナル・クラブ結成用の区域を譲渡すること、及びかかるクラブの注意が、理事会の漸進的區域譲渡方式に関する政策に向けられるよう、勧奨している。(理 67—68)

(都市境界変更がロータリー・クラブ区域に及ぼす影響については 186 頁参照)

理事会は既存クラブが不必要に地域限界を拡大することを好ましくないと思っている。(理 62—63)

区域の譲渡及びその場所へのクラブ結成は、クラブ結成に関する国際ロータリーの規則の条項と理事会の方針声明書の規定とに注

意深く且つ良心的に従って行なわれなければならない。(理 59—60)

その市の主要な商業又は取引の中心から離れて市の行政区域内に2又はそれ以上の「商業上の中心」があり、その何れの中心も強力且つ活動的なロータリー・クラブに必要な多種多様の会員を持ち得ない時は、かかる中心2ヵ所又はそれ以上を含む譲渡地域に、1クラブを結成することができる。これらの中心は合併されれば、国際ロータリー細則第1条第1節(ロ)項に規定されている地域を形成するものである。

国際ロータリー細則第1条第1節の規定の下に所在市の行政圏外の区域を割譲するクラブは、その事業のその経営任務又は専門職業活動の範囲が全市、区、又はその他の自治体全域にわたる会員をその割譲した区域から入会させる権利を保留することが出来る。(理 59—60, 64—65; 66—67)

理事会は、現存のクラブが区域を放棄することによって、大都市にアディショナル・ロータリー・クラブを結成することの利点を強調し続けることに決定し、かつこのために、一つ以上の区域に明確に区分することができ、又その各区域が、新クラブ結成に必要な最小限度の職業分類を持っている場合は、左様な区域を含んでいると思われ又は含んでいるかも知れない市、区、又は他の自治体地域にあるクラブに対し理事会は、「かかるクラブは積極的な措置をもってかかる区域の範囲を決定し、適当な場合には、ロータリー・クラブ結成の手続を始めるよう奨励すべきこと」という理事会の希望に留意するよう要求している。(理 65—66)

仮ロータリー・クラブの結成

(Organizing Provisional Rotary Clubs)

もともと他のクラブから譲渡された区域内

に所在するクラブによって更に譲渡された区域に仮クラブを結成するに当っては、スポンサー・クラブ又は地区ガバナーは元のクラブから新クラブ結成承認書を受取ること、そして斯様な承認書は新クラブの申込書類に添付することが望ましい。

他のサービス・クラブのある地域社会

(Communities with Other Service Clubs)

或る地域社会にロータリー・クラブを結成せんとする試みがうまく行かない場合の主要な原因として、既にその地にサービス・クラブがあるという事実が挙げられる例が少なくない。然し地域社会に既にサービス・クラブが存在するという事は、その地域社会がロータリー・クラブを保持出来ないということを決する要素とはならない。(理 45—46)

クラブ加盟承認委員会

(Admission of Clubs Committee)

国際ロータリー理事会はその理事の内2名を、理事会に代ってクラブの国際ロータリーへの加盟承認の任に当たる、加盟承認委員に任命する。欧州内に居住する理事1名は、欧州、北アフリカ及び東地中海地域のクラブ加盟承認を理事会に代って担当し、他の1名の理事は英本国及びアイルランドを除く残余の地域を担当する。しかし、英本国及びアイルランドのクラブの加盟に関してはグレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーが国際ロータリーに代って行なうことになっている。

ロータリー・クラブの存在しない国又は地理的地域へのロータリーの拡大に明白な承認を与えること、及び戦争のためにさきにその加盟を取り消されたクラブを国際ロータリー

に再加盟させることに関しては、国際ロータリー理事会は特に国際ロータリー会長にその任務を委嘱している。

クラブ加盟承認委員会の権限と任務

(Terms of Reference for Admission of Clubs Committee)

本委員会の委員は仮クラブから提出された国際ロータリー加盟申込を一定の方針及び手続に従って審査し、承認を与えるか否かのいずれかを決定する。

クラブの加盟申込に対し委員が2名共賛成の場合は、事務総長はこの決定を理事会の決定として公表し、理事会は次回の会合に於てこれを批准する。クラブ加盟承認委員会が、申込不承認を決定する場合は、クラブ加盟承認委員会の権限と任務に従って事務総長はこの旨の報告を受け、本件を国際ロータリー会長に移し、その指示を求めるものとする。

委員の内1名がクラブの加盟申込に関し決定を与えることができない場合は、事務総長は問題を会長の手に移し、その指示を仰ぐ。

仮クラブの定款が標準クラブ定款に合致しない場合は、国際ロータリーへの加盟は本委員会に於て決定せず、国際ロータリー細則第1条第2節(ロ)項の規定により、理事会の決定に委ねられる。但し、逸脱事項が或る地域に対する理事会の既定方針と一致する場合は、本委員会にかかる申込を承認する権限が与えられている。(理 70—71)

クラブ結成について高い基準を維持し、よりよきロータリアンをつくるという方針を厳格に守るよう強調すべきである。このために、理事会は本委員会に対し、加盟申込を審査する際には創立会員の職業分類を十分批判的に調査するよう警告している。(理 47—48, 48—49, 65—66)

国際ロータリーへの加盟

(Admission to Membership in R.I.)

加盟申込の書類が正しく出来ているかどうかを調べるのは地区ガバナー(地区ガバナーが結成式に出席しない時は特別代表)の責任である。

国際ロータリー理事会は国際大会即ち全ロータリー・クラブに対して、加盟を許された各クラブが基本的な加盟条件を全部充しているかどうかを注意する責任がある。従って理事会は何処までもこれらの条件の厳守を主張しなければならない。

クラブが加盟を承認されると直ちに事務総長から地区ガバナーに対し通知が送られ、更に地区ガバナーからクラブに対し国際ロータリーに加盟を認められた旨を通告することになっている。

加盟申込書が事務総長の手を経て理事会に提出されるのと同様、加盟認証状(Charter)も事務総長の手を経て地区ガバナーに送付されるのである。地区ガバナーがこの加盟認証状に署名した後、地区ガバナー若しくはその特別代表から加盟祝賀の特別会合に於てクラブに伝達されるのである。

英本国及びアイルランドのクラブに対する加盟認証状は、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーに送付され、その会長及び事務長が署名した上各クラブに伝達されることになっている。

クラブに対して発行される加盟認証状は、理事会が国際ロータリーの公式用語として認めている英語を以て書かれることになっている。(理 53—54)

国際ロータリーに加盟を認められた時にクラブに加盟認証番号(Charter Number)を与える方式は1951年7月1日を以て中止せられた。(理 50—51)

新クラブが地区ガバナーの居住地から遠距離の処にある場合には、加盟認証状伝達式を彼の公式訪問と同じ時に行なうとか、或は特別代表若しくはスポンサー・クラブの他の会員が地区ガバナーの代理をつとめることによって、国際ロータリーの資金を節約するよう留意しなければならない。(理 35—36)

国際協議会と拡大

(Extension at International Assembly)

新クラブ結成の問題を、それについて十分知識があり又熱意を有する者が国際協議会(International Assembly)のプログラムに上程することは重要なことである。上程に際して、地区内の新クラブ結成を促進するためにガバナーの利用し得る様々な手段、例えば、

地区拡大委員会、特別代表、地区ガバナー拡大補助者などの任命を特に強調すべきである。なおこの外に、国際協議会に於て中央事務局と地区ガバナーとが個々に接触して各地区に於けるロータリー拡大の可能性を論ずるようにすべきである。(理 45—46, 50—51)

新クラブへの激励

(Encouragement to New Clubs)

新クラブが国際ロータリーに加入した際には近隣のクラブ及び地区内にいる国際ロータリーの元役員に対しこの旨通知し、もしかかる元役員及び近隣クラブ会員が訪問するならば、新クラブへの激励になることを示唆すべきである。(理 35—36)

財政問題

(Financial Matters)

国際ロータリー定款及び細則は、理事会が国際ロータリーの事務及び財政を管理し、且つ毎会計年度の予算を決定しなければならないことを規定している。

財務委員会 (Finance Committee)

細則は又、会長によって任命さるべき財務委員会について規定している。この委員会は理事会に対し年間予算を提出し、国際ロータリー財政に関する総てを管理し、且つ理事会に対し之れが処理について進言する。

財務委員会への委任事項は、国際ロータリー細則に定められてある。(第14条第10節)

国際ロータリーの財政問題に関する如何なる決定も、正規機関を通してのみなすべきものであり、そして非公式の財務取り極めは、財務委員会による再検討に付し且つ後に必要に応じて理事会に助言しなければならない。(理 46—47)

財政に関することで理事会に提出すべき総ての事柄は、理事会によって最後の決定が行なわれる前に、その審議と、そして理事会に対し勧告させるためこれを財務委員会に付託しなければならない。(理 46—47)

国際ロータリー資金の投資

(Investment of Funds of R.I.)

理事会は、国際ロータリー資金の投資及び再投資に関する方針及び手続を次のようになすべきことを決定した。

投資の方針 (Investment Policy)

(1) 理事会は随時、当座の目的に不要な金で、一般資金投資のために別にしておくべき金額を明示するものとする。斯く明示された金は、一般資金投資のために以前に購入されていた証券の売却による収益で、理事会によって一般資金投資用として別にしておかれない金額は含まぬことと了解されている。原則として、国際ロータリー資金の投資及び再投資は、国際ロータリーが法人化され且つその登録された事務所の所在国において行なわれるものとする。

(2) 目的:

一般資金においては、最大の安全性のもとで最大の収益をあげること。年々の収入額並に基本財産評価額を相当に重視する。

国際ロータリー本部建築物再建引当金においては、修復引当金の性質に合致した、長期にわたる均衡のとれた投資明細表を作成維持すること。

(3) 会長が任命する、3名の財務委員より成る小委員会は、国際ロータリーを代表して、有価証券の売買及び／又は有価証券売却による収益の再投資を行なう権限を有する。投資顧問(管理委員)は上記第2項に述べた目的を遂行する責任を負う。投資顧問は、国際ロータリーを代表して投資物件を売買することに關し、投資小委員会の休会中に、機敏な取引を行なうことが国際ロータリーにとって最も有利と判断した場合は何時でも、彼は投資小委員会の事前承認なしに斯様な取引を行なうことができる。但し、この場合投資顧問は、斯様な処置が取られた理由を含む詳細

な報告を、国際ロータリーを通じて投資小委員会に回付されるよう、直ちに国際ロータリーへ提出しなければならない。国際ロータリーの投資物件に関する総ての取引は直ちに財務委員会及び会長に報告され、委員会によって次の理事会に報告されなければならない。(理 56—57, 57—58, 59—60, 61—62, 62—63; 65—66; 69—70)

国際ロータリーの会計年度

(Fiscal Year of R.I.)

国際ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終る。人頭分担金及び購読料金の集金は、7月1日より12月31日迄と1月1日より6月30日の半期に分かれていく。

国際ロータリーの歳入

(Revenue of R.I.)

国際ロータリーの歳入の重要財源は、加盟クラブよりの人頭分担金、国際大会登録料、新クラブよりの加盟料金、機関雑誌の購読料及び広告料、並に投資に対する利益金等である。

人頭分担金 (Per Capita Dues)

各クラブは国際ロータリーに、そのクラブの各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員1人当り年額8ドルの分担金を、毎年7月1日及び1月1日に、当日の会員数に基づいて分納する。

細則は理事会が正当と認める人頭分担金の一部を何れのクラブに対しても返しうることを規定している。

細則は又、如何なる国の通貨でも、その国のロータリー・クラブが国際ロータリーに対するその負担を果たすに、自国通貨を過剰に支払わなければならない程度に下落した場合には、理事会は、その国のクラブよりの支払額を調節することができることを規定している。

新加盟クラブ：支払期直前の5月15日又はそれ以前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付で人頭分担金を支払うよう要求されている。同様、支払期直前の11月15日又はそれ以前に加盟した新クラブに限り1月1日における会員数を証明し、その日付で人頭分担金の支払を要求されている。

払戻又は比例割当：半期に入ってから後に退会した会員に対する人頭分担金については、クラブは国際ロータリーから払戻を受けることはできない。一方クラブは、半期間に入会した新会員に対しては、比例割当人頭分担金を支払う必要はない。クラブ及び国際ロータリーの会計年度は同様、即ち7月1日より6月30日であるため、時としてクラブは(クラブがその会費を徴収しない前に)7月1日及び1月1日に支払うべき人頭分担金及びロータリアン誌購読料を早期に立て替え払いし、後に至りその期間の会費を支払わないで死亡、退会或は会員資格を喪失した会員の国際ロータリーに対する人頭分担金及び購読料を支払っていたということを見ることがある。斯様な場合、理事会は国際ロータリー事務総長にその事情に応じて必要な調節をなし払戻をなす権限を与えている。

ロータリアン誌の購読

(Subscriptions to The Rotarian)

THE ROTARIANの購読料は、合衆国、カナダ、キューバ、及びその他最低郵便料金

を採用している国においては、合衆国貨幣で年2ドル50セントその他の総ての国においては合衆国貨幣で3ドルである。

合衆国及びカナダにおける各クラブではその各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員はTHE ROTARIANの有料購読者となるべきことを、会員籍取得の条件にすることが要求されている。(国際ロータリー細則第19条、第2節)

レビスタ・ロータリアの購読

(Subscriptions to Revista Rotaria)

雑誌のスペイン語版、レビスタ・ロータリアの購読は自由である。レビスタ・ロータリアの購読料は合衆国通貨で年額3ドル75セントである。

国際ロータリーの経費

(Expenses of R.I.)

理事会：理事は、国際大会、国際協議会、指定せられた地区大会、定例及び臨時理事会及びその執行委員会、事務局への公式訪問、及び理事会が承認した特別の旅行、並に国際ロータリーに請求すべき事務所費及び事務員の費用等の諸経費は報償せられる。

理事会は次の決定をした。即ち、

(イ) 毎年「国際ロータリー会長ノミニ」が1名の場合には、次年度の理事として、最後の理事会、国際協議会及び国際大会に出席するに要する彼の経費は国際ロータリーによって支払われる；

(ロ) 2人以上の会長ノミニがある年には、次年度の理事として、暫定理事会及び国際大会に出席するに要した経費は毎年国際ロータリーによって支払われる；

(ハ) 国際ロータリーは、総ての理事ノミニ

一及び無競争理事候補者が最終理事会、国際協議会並に国際大会に出席するのに必要な経費を支払う。すべての理事ノミニ並に無競争理事候補者は最終理事会へ出席するよう奨励されている；

(ニ) 国際大会前に、地帯、地理的集団乃至地域からの理事ノミニが判明しない場合、斯様な地帯、地理的集団、乃至地域より選出された理事が次年度理事の暫定理事会及び国際大会へ出席するのに要した経費は、国際ロータリーによって支払われる。(理 60—61; 63—64)

委員会：国際ロータリーの各委員長は委員会の業務遂行上必要な事務諸経費、及び、事前に理事会の承認を得た場合、国際大会並に国際協議会への出席に要する個人的経費を報償される；又、理事会が承認した特別旅行或は年度中の委員会の業務遂行に関して理事会から出された指示中に含まれた特別旅行の費用、及び委員会の会合準備並びに出席に要する費用で理事会の承認を得た場合は報償される。

委員会の委員は、理事会の承認を得れば、委員会の会合へ出席するのに要する経費及び委員会の業務遂行上必要とする事務費を報償せられる。

国際ロータリー理事会又は会長が特にその出席を要求し且つその費用を承認しない限り、たとえ招待せられたとしても、国際ロータリーの委員が他の組織の会合に出席するための費用を支払うことは、国際ロータリーの方針に反する。(理 44—45)

地区ガバナー：各ガバナーにはその任期の初めに、任務を遂行する経費を賄うために、理事会で承認された予算が交付される。例えば、クラブ訪問、地区協議会及び地区大会出席等に要する旅費、月信発送、事務費、文房具、郵税、電信電話等の費用である。事務費は地区内クラブ数に基づいて見積られる。

旅費の見積は、地区内クラブ数、旅行距離

及び経費に基づいて行なわれる。国際ロータリーは単にその地区内の旅行に要するガバナーの個人的経費のみを支払う。ガバナー・ノミニーとして国際協議会に出席する経費を除いては、国際ロータリーはガバナーの所管地区以外の旅行費は一切支払わない。

地区ガバナーが第2期に指名せられた場合国際協議会に2度目の出席は差し支えないが、2度目の協議会への出席費用は国際ロータリーによって支払われない。(理 55—56, 57—58)

理事会は次の方針を採択した。

(イ) ガバナーに対する予算割当は、全クラブに公平且つ十分の貢献の出来るような割合の予定表に基づいて行なわれなければならない。従って、理事会は予算を採択し、割当を行なうに当っては、各種活動の相対関係に基づいて経費を分配する。理事会は、斯様な分配の基礎は各地区内において年々大なる変化をなすべきではないとの意見を堅持している。というのは、激烈なる変化はこれ等の活動の均衡を破るものであるからである。

(ロ) 国際ロータリーによって支払われるガバナーの経費は、ガバナーの予算割当の総額を超えてはならないということが必須条件とされている。若し不慮の事情の為、追加費用を要する場合には、斯様な経費を必要とする以前に、理事会の承認を得るため追加割当請求を提出しなければならない。(理 41—42)

国際協議会：国際ロータリーの経費で協議会に出席するよう国際ロータリー理事会によって承認された人は旅費及びホテルの費用を報償される。

国際協議会は、国際ロータリー運営上最も重要な国際的会合である。そして1948年に初めて提案されたように2ヵ所以上の地域別協議会に分けるよりも寧ろ常に単一協議会として開催し十分に力を入れる必要がある。猶協議会は国際大会都市近接地というよりも、寧ろガバナー・ノミニーの数及びその居住地

の見地から便利で経済的な場所に開かれなければならない。

理事会は次のことを決定した：

情状酌量の存在する場合に（不可避の旅行の遅延、病気その他）会長が一般規定に対して除外例を承認した場合以外、参加者その他国際協議会に列席するものの経費支出は全期間出席する基礎の下においてのみ承認されている。(理 53—54)

同一役に2度目に指名された被指名役員は、その役名において2度目の国際協議会に出席することが出来るが、その人の出席費用は国際ロータリーによっては1回分より以外には支出されない。(理 55—56, 57—58)

理事会は、原則として、又、実行可能な限り、地区ガバナー・ノミニーが、国際ロータリー資金が預託されている国から、国際協議会に出席する場合の費用は、すべて、かかる資金から、国際ロータリーによって、支給されることに同意する。(理 67—68)

他の経費は、協議会において職務を命ぜられた事務局職員、翻訳係、接待、印刷及びその他の雑費を含む。

国際大会：この費用は、国際ロータリーの費用で国際大会に出席するよう国際ロータリー理事会によって承認された人達の旅行費及びホテル費等と共に、国際大会に必要な総ての運営及び歓待費等を含む。

同一役に2度目に指名された如何なる被指名役員も、その被指名役員としての出席費用は1回の国際大会の分よりも多く国際ロータリーによって支払を受けることはできない。

新クラブ結成：この経費は、新クラブ結成に関係してのガバナー又は拡大補助者の旅行費を含む。

新クラブ結成における特別代表の費用は除外例的な場合、即ちガバナーが予め国際ロータリーの事務総長又は会長から斯様な支払の許可を得た場合においてのみ支払われるものである。(理 37—38)

理事会は次の件を決定した：

ガバナーが新クラブ結成及びチャーター伝達に関して合衆国貨幣50ドル以上の経費をかけ又は経費をかけんとする以前に、ガバナーは、その経費がえられるかどうかを事務総長に相談する。斯様な場合、国際ロータリー事務総長が“新クラブ結成のため地区ガバナーその他の旅費”に対する割当の中からの資金の利用度を決定する責任を有することが定められている。斯様な決定をするに当り、事務総長は、その使用期間にその割当から流用しなければならない総てのありうる要求を考慮に入れなければならない。(理 40—41)

前記事項は、新クラブ結成に関連して50ドルの経費が許されているということを規定しない。若し50ドル又はその一部が、新クラブ創立に用いられなかったとしても、その金額は、ガバナーがその他の経費に充当することは出来ない。

ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域における特別代表の経費支弁承認することについては、理事会は、事務総長をして彼に代りその名においてその任に当る者にその地域の事務次長を指名する権限を与えている。(理 37—38)

会長：会長事務費及び旅行費は、若し自分の市に事務所があればその事務所の借料、文房具、消耗品、郵税、電信電話料、必要な秘書及び事務員費、並に別段の規定のない会長の旅費を賄うものである。

国際ロータリー会長として順序良く且つ満身に退職するに必要且つ適当な経費は報償せられる。(理 60—61)

被選会長：会長としての職務につく準備に要する必要で適当な経費は毎年会長ノミニーに報償される。(理 60—61)

地区又は地域大会に於ける国際ロータリー会長代理：実行可能な限り、理事会の一員又は他の国際ロータリー会長代理が、各地区及び地域大会に出席するよう指名され、その旅

費は国際ロータリーによって支払われる。若しその人が夫人を同伴する場合には、夫人の費用も国際ロータリーによって支払われる。

地区大会出席中の会長代理並に同夫人の宿泊費及び大会出席諸経費は、地区大会の負担とすることが望ましく又、期待されている。

現及び元役員の見問：この費用は、国際ロータリーの要求によって、クラブを訪問し、話をする現及び元役員（及び特別の場合他の有資格ロータリアン）の旅費を含む。これはガバナー以外の国際ロータリーの役員又は代表の訪問をめったに受けることのない多数のクラブに対して有用な奉仕である。

事務局：アメリカ合衆国イリノイ州エバンストン及びスイス国チューリッヒにある事務局費用は、職員の給料、エバンストンにおける国際ロータリー中央事務局の建築物管理、及びチューリッヒにおける事務所借室料、文房具、用品、郵税、速達料、電信電話、謄写料、印刷料、無料配布小冊子類、家具類及び設備品の償却及び修繕、保険及び税金、監査、雑費その他を含む。

ロータリアン誌及びレビスター・ロータリア：ロータリアン誌及びレビスター・ロータリアの費用は、職員の給料、文房具、用品その他、原稿、在庫用紙、印刷、郵税及びその他雑誌発行に普通必要な経費を含む。

監査報告の配布

(Distribution of Auditor's Report)

理事会により承認された前会計年度の経理状況について、監査人の報告を要約したものはこれを印刷に付し、年々各クラブ幹事宛、現及び元国際ロータリー役員及び委員等、国際ロータリー・ニュース発行名簿にある人々に配布すべきものとする。(理 49—50)

国際ロータリー資金の支出

(Expenditures of R.I. Funds)

一般手続：以下は、国際ロータリーの資金支出に関する一般手続の簡単な要綱である：

理事会は、支出責任者であるガバナー及びその他の人によって支出せらるべき予算配布(又は債券)を可決する責任を持つ。斯様な予算割当は国際ロータリーによる年間予算編成を通じて作られる。この予算には、来たべき年度の総ての見積経費が盛り込まれる。理事会が予算を承認したときには、それぞれの予算割当が決定されるのである。予算の各費目は「その必要と思われる部分」を基礎とし、それに対して配布せられるものであると了解せられている。換言すれば、各項目は最大限度として配布したもので、若し誰かがその最大限度以下の支出で仕事を遂行するならば、それだけ国際ロータリーの資金が節約されることになる。

一方(これこそ明確に諒解されなければならないことであるが)如何なる目的であっても、配布された予算割当以上の支出は予め理事会の承認なしでは行なってはならない。

支払役員である事務総長及び財務長にとって又会長及び理事会にとっても、斯様な支出に対して何等の予算割当も現存していない場合に、支払要求をされると当惑するものである。

若し支払行為者が常に支出を既定予算割当内に留めるようにし、追加支出は、もしそれが認められている場合、予め追加予算を提出して理事会の承認を得る迄は支出をしないようにすれば、支出当事者も理事会も当惑することはない。

或予算が特定目的のために作られている場合には、例えばガバナー・ノミニの国際協議会出席の経費の如きは、予め理事会の承認

なしでは他の第三者に譲渡してはならない。

支出報告 (Expense Statements)

理事、ガバナーその他は、彼等の支出を書きつけておいて、月末にその簡単な報告書を事務総長に提出することによって国際ロータリーの資金の中から支払を受ける。

国際ロータリーの用務に従事する時の国際ロータリー役員及委員の経費支払は、その費用が国際ロータリーで定められた範囲を相当超過している場合には、国際ロータリー会長及び事務総長の承認をえなければならない。この際「相当の変更」の判断は事務総長の決定による。(理 51—52)

国際ロータリー旅費

(R.I. Travel Expenditures)

国際ロータリー理事会が、国際ロータリーにおける旅行費の説明として 1965—1966 年に採択し、その後改正した方針は次の如くである。

一般方針
(General Policy)

国際ロータリーの用務で旅行する時の、国際ロータリーの役員、委員会委員等々の旅費を支弁することは、国際ロータリーの方針である。国際ロータリーの費用で旅行する人は、適度に心地よい旅行をし、かつ個人的用事の時間にも不自由せずに、あらゆる方法で国際ロータリー資金節約に助力するものと期待されている。

単に、個人輸送の実費のみが報償されることになっている。従って、下記の表に規定さ

れた料金より少ない費用で旅行する場合には、規定最高額ではなく、その旅行に要した少ない料金しか報償されないものである。

弁償経費

(Reimbursable Expenses)

輸送
(Transportation)

イ. 飛行機。次の条件付きで、利用した等級の運賃が支給される。

1 等以外の航空サービスが行なわれていない所での二地点間の旅行、又は、如何なる部分を取って見ても二時間以上の継続運行となる旅行に対しては、1 等運賃が認められる。もし途中での宿泊寄港がなければ、航空機の寄港又は乗換えがあっても、運行は継続しているとみなされる。

二時間未満の運行については、1 等だけしかない場合を除き、1 等より安い等級の運賃が承認される。

ロ. 船。最短コースの 1 等航空料金を最大限度として、輸送実費並びに雑費が弁償される。交通費、ホテル代、食費、及び途中雑費に対する弁償額合計は 1 等航空料金を超えないものとする。斯様なホテル代、食費並びに途中雑費は飛行機旅行の場合の如く運賃の中に含まれるものである。但し経費総額が上記最高額を超過しない場合、船中経費は 1 日当り米貨 4 ドル、乃至 1 航海に対して米貨 30 ドルの何れか多い方が弁償される。

ハ. 鉄道。鉄道旅行は最短距離の 1 等料金、或は寝台車の個室の如き普通寝台車の基準で弁償される。

ニ. バス。バス旅行の場合は支払われた運賃実費が弁償される。

ホ. 自動車。合衆国内の場合には、ガレージ使用料を含め、自動車旅行に伴うすべての経費

を賄うものとして、1 哩当り 10 セントの基準で弁償される。最短距離の旅行の適当なホテル代、食費、雑費が弁償される。

他の経費
(Other Expenses)

合理的な値段の一流ホテル室代実費。

適当額の食費並びに雑費。

旅券料金実費、払戻しのきかない入国税等。

もし、国際ロータリーが国際協議会或は国際大会のために、特別輸送を準備する場合、理事会特別決議によって、斯様な特別輸送機関利用者に対し輸送実費の基準で弁償するものとする。

途中及び会議出席中の日数
(Time En Route and
Attendance at Meetings)

すべての旅行は、途中並びに目的地において要する適当で最少の日数で然も公務を満足に遂行することを基準として見積られ且つ弁償されるべきものとする。但し、本人が招かれた一つ又はそれ以上の会議の全会合に参加した場合に限る。

弁償
(Reimbursement)

普通、上記の弁償経費予定額を指針として用い、国際ロータリーは本人の署名した経費計算書を受理次第、その個人に支弁する。

個人が国際協議会及び国際大会出席以外のロータリー用務で旅行するために前渡旅費を請求する場合、事務総長は上記予定額を指針として計算した経費の概算を前渡しする権限を与えられている。斯様な前渡金は、旅行完了直後本人から提出される経費計算書により証明されるべきものである。

個人が国際協議会及び / 或は国際大会への前渡旅費を請求する場合、事務総長は前渡支払の権限を与えられている。但し、

- (イ) 予め個人から、選んだ旅行方法と等級の書いてある予想旅費の証明書を受取ること；
- (ロ) 事務総長は予想旅費が上記予定額に規定された最高額を超えざることを確認し、且つその費用が一般料金と符合していることを確かめること；

事務総長は、この予想費に、それぞれ必要で適当な額を概算の上、ホテル代、食費、及び要求があれば雑費を加えなければならない。

これらの事情のもとに前渡金が渡された場合には、経費計算報告の提出は要求されないものとする。

この基本声明に規定された金額を超える如何なる経費も各個人の責任とする。

理事会は副会長及び理事がロータリー用務で旅行する費用について、国際ロータリーによる支払の方針を次の如く定めた。

- 1. 年間予算には次の場合に生ずる適当で必要な理事の経費が割当てられる。
 - (イ) 在任期間に開催せられる国際大会及び国際協議会への出席。
 - (ロ) 定例及び臨時理事会及び理事会の委員会への出席。
 - (ハ) 必要な国際ロータリー本部公式訪問。

(注：国際協議会及び又は国際大会のみへの旅行のため、夫人同伴の個人が、そのために、前述の予定額より低い輸送料金で旅行したこと、そしてその規定の最高予定額との差額或はそれに最も近い相当額を夫人の旅費に充当するため規定の最高予定額の弁償を希望する旨明示すればその規定額が弁償される。但しその弁償旅費はその個人と夫人との合計分として実際に支払われた金額を超えてはならない。又前渡支弁の場合、斯様な個人は予めこの規定適用の意向を事務総長に証明しなければならない。何れの場合でも、地区ガバナー・ノミニエーは、この手配に基づく彼の旅行計画が、就任直前に所属地区協議会並びに大会へ出席するのを妨げなかったか、或いは妨げないものであることを証明しなければならない。)

- (ニ) ロータリー用務の下に特別に認められた旅行。
- (ホ) 指定せられた地区大会又は地域大会出席に夫人を伴う旅行。
- (ヘ) 自己の見解で必要と認めるクラブ訪問及び他のロータリー職務上の訪問、但しその費用は年間理事1人につき400ドルを超えることは出来ない。

2. 上記(ニ)項にいう特別に認められた旅行は、理事会に代って会長又は事務総長によって、国際ロータリーの利益のためと、それに対する予算処置のとられた資金の範囲内において要求せられたものでなければならない。

3. 理事は、特別の規定が作られない限り上記に規定せられたもの以外、如何なる経費の負担も国際ロータリーにかけてはならない。

4. 以上は、理事の旅費の国際ロータリーによる支払に関し、これと異なるこれまでの如何なる理事会決定にも代り且つ以前の決定を無効にするものである。(理 40—41, 42—43)

上記の方針はその実行と効力において継続すべきものである。国際ロータリーの費用で旅行するものの旅費概算を作成し提出するに当っては、中央事務局は理事会において決定した旅行基本方針に従って計算しなければならない。(理 42—43)

旅行のための国際ロータリー資金

(R.I. Funds for Travel Purposes)

如何なる国にある国際ロータリー資金も公式に開かれた会合に、国際ロータリーの費用で旅行するロータリアンに対して報償するために、これを利用して差し支えない。如何なる国における国際ロータリー資金も、その人がロータリアンであろうとあるまいと、通貨両替その他の為にこれを提供することは、国際

ロータリーの方針ではない。但し、奉仕活動に関連して、諸外国のロータリー・クラブの協同活動に関し理事が明確に規定する場合は例外である。(理 47—48, 58—59, 65—66)

保 険 (Insurance)

理事会は、自動車旅行に関連する不慮の責任保険について次の如き決定をした。

理事会は、国際ロータリー各役員、理事、ガバナー、委員、職員等で自動車を運転するものは適当な金額の賠償責任保険及び財産損害保険ならびに、火災、盗難その他の損失に対する保険を良い保険会社と契約しているものと考え且つ予期している。

理事会は又、各役員が生命及び傷害保険、火災、盗難、衝突その他の原因による自動車の損失に対する保険を個人でかけていなければならないという意見を記録にとめている。国際ロータリーは斯様な損害には役員に対し報償しない。

理事会は、国際ロータリーの役員は、事務総長を除いては、国際ロータリーの雇人ではないということに一致している。彼等は国際ロータリーの目的のために旅行している間もその事故に対して国際ロータリーによって個人的な保険をかけられてはいないし、また、国際ロータリーは彼等が旅行保険に支払った保険料に対して報償もしない。国際ロータリーは如何なる間接的負担にも責任を持たない。然しながら、地区ガバナー及び他の国際ロータリー役員は、彼等自身の費用において、斯様な事故のために保険をかけることを欲するであろう。(理 39—40, 45—46, 59—60)

団体旅行用貸切飛行機 (Chartered Air Transport for Group Travel)

国際ロータリーを直接乃至間接に拘束するか又は関与させることになる契約を結ぶことは地区ガバナーの越権行為である。殊に、地区ガバナーは、貸切飛行機旅行の手配に関し、国際ロータリーからその契約に署名するか又は国際ロータリーを拘束したり、又は国際ロータリーの代理行為者となる権限を与えられていない。(理 65—66)

支出に対する承認

(Authority for Expenditures)

請求せられた支払が、国際ロータリー理事会によって正式に決められた予算割当を超えず、且つ斯様な割当を行なうに当って理事会決定の指示書乃至意向の範囲内にあることについて事務総長及び(又は)会計監査官が満足しない限りそれに支払をしないこと及び確かに支払われていないことを財務長に証明することは、国際ロータリー資金の支出役員たる国際ロータリー事務総長及び(又は)会計監査官の義務であり且つ責任である。又、事務局の事務総長及び(又は)会計監査官は斯様な支払が、その請求された支払をなすための予算を割当てるに当っての理事会指示書或は意向の範囲内にあると考える旨を証明でき且つ証明するものでなければ、事務総長並びに財務長は国際ロータリー資金を支出することは厳重に禁じられている。如何なる支払要求でも事務総長がこれを証明することができない場合には、その事情を理事会に報告して承認又は否認を求めなければならない。(理 31—32, 51—52)

理事会が斯様な目的のために必要な予算処

置を取るか或は取ったものでない限り、如何なる活動に対しても理事会が支払を承認してはならない。(理 31—32)

国際ロータリー活動以外への国際ロータリー資金の寄付(Contributions of R.I. Funds for Other Than R.I. Activities)

国際ロータリーの資金はその加盟クラブに

より、それ自体の目的のために提供せられたものである。故に他の団体の活動に対して寄付することはできない。同時に国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、各自ロータリアンが個人的にその地域社会における有用な奉仕活動に参加し支持することを奨励する。(国際ロータリーと他の団体に関する方針文書 146—147 頁参照 理 54—55)

国際間の友誼にみちた、正しく且つ平和的な関係を推進し維持するためには、少くとも次の二つの力が必要である。

(イ) 関係当事者の権利を定め、人間関係に常に起こる意見の相違を調整する法律的な制度。この力は勿論政府によって且つ政府の間に発達させなければならないものである。

(ロ) すべての国民に対する、国際的な理解と善意の重要性を正しく認識した広い見聞に基づいた世論。

この理解と友誼を、ロータリー会員相互の間及び一般の人々の間に推進することが、ロータリーに於ける国際奉仕の特に行なうべき仕事である。(理 51—52)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、常に国際ロータリーの既定方針に従い、いやしくも平和の獲得及び維持を妨げ、誤解を招き、又は悪意を生ずる原因となるような、如何なる行動、発言、通信又は出版物も嚴重に避けて、世界中の国民に対する理解と好意の増進を奨励且つ育成するため努力するよう勧告されている。

方針概要 (Outline of Policy)

理事会は下記方針を採択した：

「国際奉仕に於ける国際ロータリーの方針」
狙い：

ロータリーに於ける国際奉仕の狙いは、第4の綱領に明らかな通り、

「奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」

国際奉仕

(International Service)

ことを鼓吹し且つ育成するにある。

ロータリーの奉仕の理想が、最もよく表現されているのは、個人の自由、思想、言論、集会の自由、信仰の自由、迫害と侵略からの解放、及び、欠乏と恐怖からの解放が認められているところに於てである。

自由、正義、真理、誓言の神聖及び人権の尊重はロータリー主義に固有のものであり、又国際間の平和及び秩序の維持、更に人類の進歩にとって不可欠のものである。

個々の会員の責任：

各ロータリアンは、奉仕の第4部門に固有の理想の達成に個人的に寄与することが期待されている。

ロータリアンは、自己の国家に対し忠誠且つ献身的な国民たるべく、自らの日常生活、及びその職業活動を処置することが期待されている。

各ロータリアンは、個人として何処に働くにせよ広い見聞に基づいた世論を作り出すことに協力しなければならない。かくの如き世論は、国際間の理解と親善の促進に関する政府の政策に当然影響を及ぼすものとなる。

世界精神を抱くロータリー会員として：

(イ) 彼はせまい愛国主義を越え、国際間の理解と親善と平和の促進に対する責任を分担していることを自覚する。

(ロ) 彼は国家的乃至人種の優越感によって行動する傾向に反対する。

(ハ) 彼は他の国民と共に協調するための一致点を求め、且つ開拓する。

(ニ) 彼は個人の自由を保持するため、法と

秩序の規定を守り、以て、思想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、及び、欠乏と恐怖からの解放を楽しむことができるようにする。

(b) 彼は、何処かの貧困は全部の繁栄を阻害することを認識し、世界中の国民の生活水準を改善する運動を支持する。

(c) 彼は、人類に対する正義の原則は、根本であり、又世界中に行なわれなければならないことを認識して、その原則を支持する。

(d) 彼は国家間の平和を推進することに常に努力を傾け、この理想のためには、個人的犠牲を払う覚悟をする。

(e) 彼は、国際間の親善への一歩として、他人の信仰を理解するという精神を力説、実行し、それによって、より豊かな、より充実した生活が確保されるような、道徳的精神的な基本水準の存在することを認識する。

ロータリークラブの責任：

ロータリー・クラブは、政府や世界問題或は国際間の政策に影響を与えるような団体的な行動をとってはならない。むしろ、個々の会員に対して、これらの問題についての知識を与えるようにつとめ、それによって、会員が啓発された建設的な心構えを育成するようにすべきである。

ロータリー・クラブでは、討論会を開催して、公共の問題を論じ、それによって、第4部門に示された奉仕を育成することができる。もし論争点のある場合には、双方の主張が十分に発表されることが肝要である。

ロータリー・クラブに於て、国際的問題が論ぜられている場合、論者は他の国の国民を攻撃するようなことは、避けるように注意されなければならない。又会合に於て表明された個々の論者の意見に対しては、ロータリー・クラブは必ずしも責任をとるとは限らないことを明らかにしておかなければならない。

ロータリー・クラブは、国際問題に関係を

持つ特殊な計画に関する如何なる決議をも採択してはならない。或る国のクラブから他の国のクラブ、国民或は政府に対して、何かの行動を執ることを要望してはならないし、又、或る特定国際問題の解決に関する計画案や意見書を配布してはならない。

それぞれロータリー・クラブを有する国家間の関係が緊迫している場合には、関係国及び他の国々のクラブは、最大の注意を払わなければならない。然らざれば、如何なる行動もかえって悪意や誤解を増す恐れがある。

国際ロータリーの地位：

国際ロータリーは、多数の国に存在する幾多の見解をもつクラブから成り立っている。故に、政治問題に関しては、国際ロータリーは何等団体的行動をとったり意見を述べたりはしない。(理 51—52, 53—54)

世界事件 (World Affairs)

理事会(1961—62)は次の声明を採択した：

世界事件と国際ロータリー (Rotary International in World Affairs)

国際ロータリーは、世界に広がっているその加盟クラブを通して、国家間の平和の基礎として人類の間に国際理解と親善を奨励且つ育成する。ロータリーの奉仕の理想と国際理解を増進せんとする献身的な誓約は、破壊的な反対勢力が猖獗を極めている現代に於て、絶対に、必要かくべからざる力となるものである。

ロータリーの理想に固有なものは個人の品位と自由である。故に、その理想を永続強化することは個人個人のロータリアンに義務としてかかっている。ロータリーの効果は制度によるものでもなければ、団体として意志表

示することによるものでもない。それは、常に各ロータリー・クラブの各会員が、ロータリーの存在のため、そして自由社会、正義、真実、約束の神聖、及び人権尊重を守るため、必要な原則を進展させるよう、個人的な、強烈でそして建設的な行動をとるといふ、手段のみにより達成せられる。

加盟クラブの会員である職業指導者中に潜んでいる、効果的行動への偉大なる潜勢力を認識して、国際ロータリーは、各ロータリアンが、自国の忠実なる奉仕的国民として、彼の影響力を発揮し、全人類の安寧の基盤となる、自由と真実と正義の原則を保全し且つ強化する様、彼の力を行使し、そしてその組織を、国際理解の達成に一層有効な道具たらしめる方法として、奉仕の理想を、個人が実行する様、呼びかける。

国際ロータリーはその平和と正義の原則への執着を再確認し、全ロータリアンが、出来ることならば、武力によらず寧ろ平和的交渉によって国際上の難問題を解決する上に、彼等の影響力を行使するよう勧奨する。

原子力使用に関する提案 (Proposals Regarding Use of Nuclear Energy)

理事会は、平和目的のための原子力利用より生ずる人類への利益及びそのための原子力の絶えざる発達の重要性を認めるものである。然しながら、ロータリー・クラブが斯様なことにおいて政府を動かすため協同動作に加わるとか、特定の国際問題の解決のための行動又は計画に対する提訴を發起することなどは国際奉仕に関する国際ロータリーの既定方針と一致しないものである。(理 61—62)

国際連合 (United Nations)

国際ロータリーは、国際連合憲章の規定や国際連合の決議及び法規に対しては是認も否認もしないが、ロータリアンが世界平和の促進を目ざす国際連合の活動に精通することを奨励する。

事務総長は、世界平和の促進に資する国際連合の憲章及び活動の研究に関連するプログラム資料及びその他の援助について、クラブの注意を喚起するよう命ぜられている。

国際連合及びその専門機関の会合に出席する国際ロータリーのオブザーバーの報告は常にこれを公表するものとする。

ロータリー会員にして、国際連合或はその専門機関のいずれかに関して、申し出をなさんとする場合には、必ず自国政府の正規の手続によってつくられた機構を通じて行なうべきである。(理 51—52, 52—53, 53—54, 55—56)

国際連合に関する国際ロータリーの 出版物 (R.I. Publications re United Nations)

理事会は、国際連合の初期に於ては、国際連合及びその専門機関の事業及び業績に関して情報を伝播する必要が大いにあったこと、並に、この必要を充すために、理事会が、“From Here On”「此処から」“In the Minds of Men”「人々の心に」“The World at Work”「活動する世界」及び月刊“Report on U.N. by Rotary International”「国連に関する国際ロータリー報告」等の国際連合に関する出版物を国際ロータリーが出版し頒布することを承認したことを、確認する。

理事会は、上記の出版物は有用な目的に資

する処が多かったが、現在では国際連合自体がその施設を通じてこのような情報の伝播を行っており、又、国際連合に関する情報も広く入手できる状況にあると考えている。

従って、理事会は、数ヶ国語版による「国連に関する国際ロータリー報告」の出版は遅くも1952年6月30日には停止すること、及び、国連に関する国際ロータリーの他の出版物（「此処から」、「人々の心に」、「活動する世界」等々）の現在の在庫品が尽きた場合には、これ以上版を重ねないことに決定した。（理 51—52）

国連旗の掲揚

(Display of United Nations Flag)

ロータリー・クラブのある国が必ずしも全部国際連合の加盟国であるとは限らない事を考え、ロータリー・クラブがロータリー旗及び国旗を掲げる場合、或は必要によって外国の旗を掲げる場合と同じく、国際連合旗の掲揚は、ロータリー・クラブその他の自発的な措置に任すべきである。（理 50—51）

国の法律、習慣に対する批判

(Criticism of Laws and Customs of a Country)

理事会は次の如き方針の声明書を採択した。

ロータリー会員の間、理解と親善を促進するに当って、或る国に於て非合法とされていることが他の国に於ては合法である場合が多数あること、又、或る国に於て慣習となっていることが他の国に於てはそうでない場合もあることを、認めなければならない。従って世界各国のロータリー会員は、或る国のロータリー会員が、他の国の法律・慣習を批判することは気をつけてこれを避けるべきであ

り、且つ又、或る国のロータリー会員が、他の国の法律、慣習に干渉するが如き如何なる行為もこれを慎しむべきであるということを経験しなければならぬ。（理 32—33）

ロータリー会員とその国家との関係

(A Rotarian's Relation to His Country)

ロータリー会員とその国家に対する関係についてのロータリーの立場は、決議 43—14 144 頁に明らかにされている。

世界社会奉仕

(World Community Service)

世界社会奉仕は、ロータリー・クラブが世界社会の他の部分に在るロータリー・クラブやロータリー地区から、その社会奉仕計画についての援助を受けるプログラムである。

理事会は、各地区ガバナーが、委員の任期の継続性を規定しかつ職務上の委員として次期地区ガバナーを加えた、以下の委任事項を遂行する地区世界社会奉仕委員会を設置することを推奨している。

地区世界社会奉仕委員会の任務は次の通りとする：

- イ) 地区内のすべてのロータリー・クラブに、世界社会奉仕の目的のために海外のロータリー・クラブと提携するよう奨励すること；
- ロ) 地区内各クラブとの定期的接触及び地区集会並に都市連合会等を通じて、世界社会奉仕プログラム（小企業相談所を含む）に対する理解の増進をはかり参加を推進すること；
- ハ) 海外の地域社会からの世界社会奉仕の援助を受けるに値する地元の必要事項を決めるよう地区内のクラブを激励するこ

と；

ニ) 地区内のクラブから報告された世界社会奉仕計画を審査し、その結果を地区ガバナー及び事務局内の世界社会奉仕計画資料調整室に報告すること；

ホ) 世界社会奉仕活動のために提供可能な地区内の援助資源を捜し出すよう地区内クラブを督励すること；

ヘ) 世界社会奉仕の目標と業績とを地区内のすべての適当な伝達機関—ロータリーとの関係の有無を問わずに発表すること；

ト) 地区レベルの世界社会奉仕計画を実施すること；

チ) 地区内の世界社会奉仕活動の記録を取り、定期的に地区ガバナー及び事務局へ報告すること。（理 68—69）

理事会は、特定の世界社会奉仕活動に関連して地区又はクラブが行なう財政的その他の協力及び援助の要請は、かかる要請を1ヶ所又は特定数の地区又はクラブに止め、一様に配布するものとして無差別にクラブへ出さなければならぬ、大会決議 29—12 によって定められている財政援助の懇請の限界（139 頁参照）の範囲内に止まらないものとする事を承認している。（理 66—67）

理事会は以下の事項を承認している：

- 1) 各ロータリー・クラブに対し、出版物その他を通じて、世界社会奉仕の目的のために海外のロータリー・クラブと提携するよう強調すること；
- 2) クラブに対し、クラブ独自の力では負担し得ないような大規模の計画への参加を容易にするために、計画を分析し必要事項を細分するよう奨励すること；
- 3) 援助を受ける地区及びクラブは援助提供クラブ乃至地区に、その援助に関する報告書を送付すべきこと；
- 4) 地区世界社会奉仕委員会が果す役割の重要性を常に強調すること；

5) 委員会のメンバーの任期の継続性及びあらゆるレベルにおける世界社会奉仕活動の継続性が重要なことを絶えず強調すること。（理 68—69）

理事会は、組合わせ地区及びクラブ・プログラムによる接触から生まれたクラブ対クラブ間の友好関係がもたらす利益と永続的価値を、国際ロータリー出版物その他を通じてクラブに対し強調すべきことに同意している。（理 66—67）

小企業相談所 (Small Business Clinics)

開発途上国のロータリアンは、その国の小企業家の運営能率向上を助けるため、小企業相談所を設ける。他国からロータリアンの顧問が来て、数週間、相談所の事業開始を手伝う。

国際的基礎において国際ロータリーのできる職業奉仕活動として、国際ロータリーが小企業相談所を、新しい開発途上国の必要な地域に設けることに、理事会は賛意を表している。かかる地域に於て、小企業に従事し又は従事せんとする人々の利益のために、ロータリーの奉仕の原則に基調し、小企業の能率且つ成功的運営について教示指導を提供しようとする計画に協力する意思のあることを表明するロータリー・クラブが、その地域にあるか否かによって、決定されるものである。（理 61—62）

理事会は、小企業相談所計画は継続されるべきものであり、且つ、ロータリー・クラブ会員の持つ事業経験を、地元の小企業競争者に分け与えるために、ロータリー・クラブが、その地域社会内の部外者の援助なしに、小企業相談所を試験的に設立することが実際上できるように努力しなければならないという点について、同意している。

ロータリー海外奉仕篤志家プログラム
(Rotary Volunteers Abroad)

1966—1967年に、理事会は、社会、保健、教育、技術、実業並に専門職業の分野で致命的な必要があり、又とない奉仕の機会を提供している、自国以外の国で奉仕するために、時間と努力とを喜んで捧げんと欲し又捧げることのできる有能な資格のロータリアンの篤志的な奉仕を活用するプログラムを考えた。理事会は、世界の数多くの地域に、退職したと否とを問わず、その時間、努力、更に又いくらかの個人的な創意をも、自国以外の国、特に開発途上国での個人的な奉仕に進んで捧げよう欲し、又捧げることのできる、有資格のロータリアンがいることを信じていた。

更に本問題を研究して理事会は、1967—68年に、教育、保健、実業、農業、社会並に農村開発の分野における多種多様な計画のために、中年並に退職したロータリアンの中から得らるべき膨大な予備能力を活用する計画の実行案及び手続を、原則的に承認した。この計画はロータリー海外奉仕篤志家プログラムとして知られており、これによってロータリアンは、通常低開発国の人々に、その実業人又は専門職業人としての経歴から得た熟達や達成を、分け与えることができた。

1967—68及び1968—69両年度において、理事会が原則的に承認した計画並に手続に基づく試験的企画制度の下に、多くのロータリー海外奉仕篤志家プログラムの企画が認可、実施された。試験的企画の中には、本プログラムによるものと類似する活動に従事しているロータリー以外の団体の企画にロータリアンの熟達した技能が役立つと思われる場合、その団体との連携の企画も含むことが決定された。同時に、篤志家ロータリアンは他団体の同種の企画へ参加するよう奨励されるべきこと

とが決定された。

試験的なロータリー海外奉仕篤志家プログラム完了後、1968—69年度理事会はその運営並に成果を検討した結果、国際ロータリーによる本プログラムの企画の推進並に篤志家の選任を廃止することにより本プログラムを修正することを決定した。同時に又、ロータリアンは従来通り他団体提唱の下に実施される企画に自発的に参加するよう奨励されるべきこと、及び、他団体の利用に供するため、篤志家ロータリアンの承諾を条件として、彼の氏名を他団体へ通知することを決定した。

世界的な必要事項 (World Needs)

理事会は、

イ) 現在世界には、ロータリー・クラブ及び個人ロータリアンにとって援助しがいがあり、且つ、国際ロータリーから特に強調されるまでもなく、注意を払う価値のある、世界的飢餓を含む諸種の必要事項が存在することを認め;

ロ) ロータリー・クラブ及び個人ロータリアンに、世界的飢餓を含む各種の必要事項に関する情報の提供とこれらの必要事項をロータリー・クラブ・プログラムその他を通じて充たさんとする活動に参加するようとの勧告とを引き続き行なうことを決定した。(理 68—69)

同一職業分類を保持する人々との世界的交歓 (World Contacts with Men in Same Classification)

理事会は、ロータリアン全部に対して、理解と感化の社会を創り、国際的協力をすすめるために、世界中の国々の、同一の職業分類を保持する職業人の国際的交歓を促進するよう奨励する。(理 46—47)

世界理解週間

(World Understanding Week)

理事会は、毎年9月15日を含む週を「世界理解週間」として設定し、この特別の週にクラブは、世界平和に重要な理解と親善を特に強調したクラブのプログラムその他の活動を提供するよう勧告している。(理 57—58)

地区及びクラブ水準における国際学生交換 (International Student Exchange at District and Club Level)

理事会は、ロータリー財団大学院課程奨学金計画は、地区及びクラブ水準における国際学生交換計画によって補足されるべきものであるという、ロータリー・クラブ或は地区により財政を賄われている国際学生交換計画を調査する特別委員会の勧告に同意している。かかる補足的努力は、ロータリー財団に対する継続的財政援助の用意ができてから後においてのみ行なわれるべきものである。その上で、ロータリー会員は、地区及びクラブの計画を考案し、推進し、又それに参加すべきである。事務総長は、地区及びクラブ水準における国際学生交換に関する現在の計画についての情報を、全クラブ及び地区に伝達し、それによって、彼等自身の国際学生交換を推進するよう、クラブ及び地区に奨励することを要請されている。事務総長の伝達する情報においては、次のことに注意を払わなければならない。即ち、クラブ及び地区水準における国際学生交換計画を確実に成功させるためには、クラブ及び地区が、ガバナー事務所及び中央事務局より入手出来る情報及び経験を利用することが出来るように、前記諸計画は、地区ガバナーの指導、事務総長の助言の下にのみ着手すべきものである。(理 51—52)

多くのクラブが推進する国際学生交換計画は、大学院の学生を対象とするロータリー財団奨学金計画と区別するため、大学生を対象

とするように奨励されている。理事会は、地区及びクラブ水準における前記交換学生計画の推進を援助する目的で、地区ガバナーが、地区内より3名のロータリアンを任命して、地区委員会を構成し、内1名を委員長に任命することを提唱した。委員会に継続性を持たせるために、初年度の運営に当っては、それぞれ1年、2年、3年と任期別にした委員を任命しなければならない。以後引続き毎年、自動的に生ずる欠員を補充するため委員1名を任命し、かつ委員長は、ガバナーの指名するところとなる。(理 53—54; 56—57)

国際学生交換計画の大学水準における学生の選考に当っては、クラブ及び地区で、最終学年の大学生活を同級生と共にする機会を、学生に与えるため、最終学年の前学年に進学する学生に優先権を与えるよう示唆されている。(理 57—58)

青少年の国際的交換

(International Exchange of Youth)

理事会は、ロータリー学生交換プログラムを国際ロータリーの活動として設定すべきではないことを決定している。(理 68—69, 69—70)

理事会(1930—31年度以降)は、青少年の国際的交換に関し大要次の如く意見が一致した。

青少年の国際的交換——16歳乃至19歳の青少年が望ましい——は原則として承認されている。このような交換はもし正しい条件のもとで完全に行なわれるならば、ロータリーの世界を通じて、国際的な理解と親善を促進するのに役立つ立派な活動として推奨されるであろう。

職業に関係ある青少年の国際的交換を集団的に行なうことは、これを大規模に行なうことのできる他の機関があるから、国際ロータ

リーの扱範囲には入らない。

その目的の全部又は一部を青少年の国際的交換の促進に於ける現存団体がある場合には、ロータリーの最善の援助は個々のロータリアン、特に大学等に於て「教育」という職業分類を保持するロータリアンが斯様な団体に支持を与えることである。

このような事業を行なう団体がない場合には、交換に関するあらゆる取り決めは、地区ガバナーの監督の下にクラブによって行なわなければならない。

理事会は、国際理解を増進する機会として、青少年の交換を増進することを考慮して、地区ガバナーが可能な場合地区青少年交換係又は青少年交換委員会を任命し、年度の始めにこれら係又は委員長の名を事務総長に提出するよう奨励されている。事務総長は、青少年交換係又は地区交換委員長全員並に1つの国の2つ以上の地区又は全地区に奉仕している全青少年交換係並に青少年交換委員長の一覧表を年々出版する。そして地区ガバナー並に同一一覧表中に含まれている人々に送付される。(理 64—65)

報酬を受ける労働の問題が含まれる場合には、各国の労働雇傭規則の関係上、ロータリーが職業青少年の国際交換を行なうことは、個々のロータリアンが、青少年の国際的交換のこの部分を担当するのに相応しい機構をもった団体に援助を与えて行く以外は実行不可能である。

国際ロータリーは、学生或はロータリアンの子女に対して資格証明書或は紹介状の類を発行することはしない。このような資格証明書及び紹介状は、国際ロータリーの用務で旅行する人々のみ発行するのが国際ロータリーの方針である。

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域の全ガバナーは、次に述べる青少年交換計画に活発に参加するよう奨められている。

(1) ロータリアンが自己の子供或は他の青

少年をして交換計画に参加させたいと考える場合は、地区ガバナーの定める期日までに申込書を地区ガバナーに送付する。申込書には身体検査書を添付する。

(2) 地区ガバナー——或はガバナーの任命する委員会(望ましいが強制ではない)——は、他の関係地区のガバナー又は委員会に連絡する。

(3) 連絡を受けたガバナー(或は委員会)は、自地区の申込者リストを調べ、最初のガバナー(或は委員会)と共に交換すべき青少年の組合せをきめる。

(4) 各地区ガバナーは、国際ロータリー欧州事務総長に対し、青少年交換について連絡すべき自地区の委員会所在地を通告する。次に、欧州事務次長は、全委員会の所在地一覧表を CENAEM 地域の各ガバナー及び R.I. B.I. 事務局長に送付するものとする。

(5) 個々のクラブが、密接な関係にある他のクラブと直接交換を行なってもよい。しかしこの場合は各クラブは取り決めた交換に関し、その地区ガバナーに対し必ず通告しなければならない。(理 51—52, 52—53, 54—55)

欧州大陸、北アフリカ及び東地中海以外の地域における地区も同様の青少年交換計画を採用することが推奨せられている。

理事会は、青少年交換に活発に参加している地区の地区ガバナーに対し、地区青少年交換委員会及び地区のクラブに、青少年交換プログラムに参加する青少年は 16 歳以上とすること；及び青少年交換の協定に当っては以前に青少年交換プログラムに参加しなかった国に若人を送るのに努力することを示唆するよう強調する。(理 60—61)

ロータリー提唱の国際青少年交換プログラム (Rotary Sponsored International Youth Exchange Programs)

理事会は国際青少年交換プログラム関係者

全員への参考指針として次の声明書を採択した:

本声明書はロータリー後援の青少年交換を含む交換プログラム全部を対象とするものである。*印を付した項目は中等学校生徒を1学年度間派遣するプログラムにのみ適用されるものである。関係当事者相互の同意があれば、責任事項の分担は本書に明示されている通りでなくてもよい。

1. 交換青少年の慎重な人選が最も重要なことである。候補者は申請書を提出し且つクラブ・レベル及び、もし可能ならば、地区レベルの個人面接を含む選考手続に従わなければならない。

*2. 交換青少年は、海外に滞在する年の始めに年齢 15—18 歳までの中等学校生徒とし(参加ロータリー・クラブ及び地区間相互の同意があればこれと異なる年齢層でもよい)、学業成績は中以上、なるべくならクラスの上位3分の1の席次の者であることが望ましい。

*3. 交換期間は1学年度間とするが、その学年度直前又は直後の休暇の全期間又は一部分を追加延長してもよい。

4. 交換青少年の両親はその子女を、故国出発より帰国までの期間中、受入れロータリー・クラブ乃至地区が満足する金額の健康、傷害及び責任保険に加入させなければならない。責任保険は、ホスト・ロータリアン又はその家族各員、派遣並に受入れロータリー・クラブ及び/又は地区と国際ロータリー、その代行機関とその職員を、如何なる財政上の義務又は責任からも保護し且つそれを保証するものでなければならない。ホスト・ロータリー・クラブ又は地区の満足する、信頼できる1社又は数社の保険会社発行の上記事項

すべてに対する保険証券は、交換開始前にホスト・ロータリー・クラブ乃至地区に発送され受納されていなければならない。

5. 交換青少年は、両親並に参加ロータリー・クラブ乃至地区の同意を得ずして、受入れロータリー・クラブが所在する地域の周辺外を旅行してはならない。

6. 交換青少年は交換期間中自動車を所有乃至運転してはならない。

7. 派遣ロータリー・クラブ乃至地区は交換青少年の選考を慎重に行ない且つ本人並に両親の適応指導に当らなければならない。又交換青少年が受入れロータリー・クラブ乃至地区に受入れられるよう取り計らわねばならない。

*8. 受入れロータリー・クラブ乃至地区は交換青少年各1名毎にホスト家庭を1箇所乃至数箇所慎重に選定し、教育費全額を負担し、適切な学習プログラムを準備し、顧問ロータリアンを任命し、そして適応指導プログラムを実施し且つその後も接触を続けて交換青少年をホスト地域社会になじませるようにしなければならない。

*9. 受入れクラブ乃至地区(或は、相互協約により両親又は派遣クラブ乃至地区)は、関係当事者間で協議決定した適当額の毎月の小遣金を支給しなければならない。学校給食のない場合には、小遣金にその食費を加算すべきである。

10. ホスト家庭は部屋と食事を提供し、本人の両親に代ってその責任を負い且つ監督しなければならない。

11. 交換青少年の両親は出発地より受入れ地に至る途中及び受入れ地において有効な保険に子女を加入させ、適切な衣料を準備し、そして、相互協約によ

り何れかの参加ロータリー・クラブ乃至地区が提供しない限り、受入れ地域までの往復旅費を負担しなければならない。

12. 交換青少年は派遣及び受入れロータリー・クラブ乃至地区の定めたプログラム規定すべてに従う旨の承諾書を提出し；常時自分自身、自国及びロータリーの名譽となるよう行動し；交換期間中はホスト家庭並に受入れロータリー・クラブ乃至地区の監督と指導を受け；両親と受入れロータリー・クラブ乃至地区の同意した日時、ルートで帰国しなければならない。

13. 参加ロータリー・クラブ乃至地区は、上記規定と矛盾せず且つ青少年交換プログラム運営上必要或は便利と考えるその他の規定を採用することができる。(理 69—70)

ロータリーと関係のある青少年の海外旅行 (International Travel by Rotary Connected Youth)

何れのロータリー・クラブも、海外旅行のあらゆる面にわたって事前に慎重な計画がたてられていない限り、海外旅行プログラムに基づく青少年派遣を援助或はこれに協力すべきではない。特に、旅行する青少年のために身分証明書、紹介状、援助依頼状その他彼を他国のロータリー・クラブに紹介したりその身分を証明する書類等は、彼に対する援助乃至歓迎に関し事前に双方のロータリー・クラブ間で完全な協約がとりきめられていない限り、これらの書類を準備し携行させてはならない。

何れのロータリー・クラブも、たとえ旅行する青少年の故国のロータリー・クラブがその旅行を後援していることを証明又は主張した場合といえども、事前に当該青少年を援助

乃至歓迎することをはっきりと承諾していない限り、他国よりの青少年を援助或は接待する義務はない。援助を与える場合にしても、どのように援助するかを決定することは受入れロータリー・クラブの特権である。(理 69—70)

教育機関に於ける国際奉仕

(International Service in Educational Institutions)

理事会(1930—31 年度及び以降)は、教育機関に於ける国際奉仕について大要次の如く決定した。

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、学校及び大学に在学する学生が国際間の理解と親善を促進するため教育機関を利用するよう、彼等を援助することを奨励されている。

このことを実行するには、次のような方法がある。

—他国からの学生が在籍する大学の教務担当者に、世界各地における国民及び国情の理解改善に焦点をおいた、全教科課程、学生活動及び地域社会のプログラムをつくるよう奨励する。

—学生に自国はもとより他国の言語・歴史・政治学及び経済学を研究することを奨励する。

—他国からの著名な訪問者であって、地元の教育機関で教えている言語の一つを母国語とする者を講演、教室会議、或は学生との会談に利用すること。

—海外に留学すると思われるロータリアンの子女を援助すること。及び、

—地元の学校に在学している他国からの学生を、クラブの例会に招待し、例会のプログラムに参加せしめる。そして

—地元の教育機関で勉強している見習生及び研習生を含む学生、特に新開発国からの人達をロータリアンの家庭に招待する。

アメリカ合衆国の小学校の低学年にスペイン語を教えるという案が、それぞれの土地の事情によってよいと思われるかどうか考慮するよう、同国のロータリー・クラブに示唆が与えられている。

これらの活動に従事するロータリー・クラブ及びロータリアンは、地区ガバナーの指導のもとにこれを行なうべきである。

研究集団 (Study Groups)

緊迫を示している国々の国民間及びその他の国々の人々の間の事情及び関係を改善することについての問題を検討し且つその機会を求め、且つ更にお互いの知識を広める目的を以て、ロータリアンと他の人々との会合が研究集団として奨励されている。(理 57—58)

国家間の連合会

(Intercountry Meetings)

国家間連合会は、ロータリアン誌、国際ロータリー・ニュース及び地区及び地域の刊行物に成功した連合会の例を發表することによって、奨励されるべきである。このような会合を行なうにあたっては、十分の注意が必要であり、且つ、必ず関係地区ガバナーの承認を得て行なわなければならない。(理 32—33)

理事会は、国家間の理解と親善を進めようとする如何なる示唆にも共鳴するものであり、且つ、他国との間のクラブ及び地区連合会が益々多く開かれるようになって来たのを喜んで注目している。理事会は、熱慮の上の方針として、他国との間のクラブ及び地区の連合会が出来るだけ頻りに開かれることが望ましいと考えており、それが結局は、国際地区の設定にまで進むことを望んでいる。(理 45—45)

理事会は、知己と友情を深めるための、激動的性質の会合に出席するロータリアンは、

彼等のクラブ或は彼等の地区内のクラブを公式に代表しているものではなく、又、彼等の国のロータリアンを代表しているのでもない。従って、このような感激的の会合に出席した人々によって採択された決議は、国際ロータリー理事会によって、たまたま出席したロータリアンの所属国のクラブ、地区或はロータリアンの意志表示とは看做されないものであることを、指摘している。(理 48—49)

理事会は、欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーに対し、彼等の地区内で2ヵ国以上に亘るロータリーの会合を開く場合には、通貨の外国持出し禁止によって生ずる困難解消の一方法として、又、会合の開かれる地区のロータリアンと、他の国からの来会者との間に、永遠の友情をつくり上げるため、他国からの来会者を、会合開催都市のロータリアンの自宅に宿泊せしめるよう、考慮すべきことを示唆している。勿論、どの国の通貨に関する規則にも違反しないよう常に注意を払うべきことは当然である。(理 48—49)

地域社会、国家及び世界の一般福祉はロータリアンにとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、ロータリアンが自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正且つ理論的研究及び討議の対象として適切な課題といふべきである。

しかしながら、国家間連合会では、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して決議乃至見解を採択したり配布してはならない。又これに関して団体行動を起こしてはならない。国家間連合会は、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。又、書状、演説、提案を配布してはならない。国家間連合会は、公職に対する如何なる国際的集会においてもかかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。(理 69—70)

国家間の訪問 (Intercountry Visits)

1. ロータリアンの集団によって、国家間訪問の計画を立てたならば、関係各ガバナーに相談し、ガバナーは又相互に相談して、お互いに受入れることができるか或はその旅行が妥当かどうかを協議するものとする。

2. このような旅行がたとえガバナーの間で妥当である意見が一致した場合であっても、この旅行は国際ロータリー又はその役員が責任をとる如何なる意味の公式な旅行と看做されることはなく、又、訪問する方もされる方も、明確にそのように指示、或は了解されているのでなければ、その属する地区或は国家を代表することを意味しない。

3. 国家間訪問旅行の価値が認められていることを考慮して、ガバナーは卒先これを推奨してもよく、又、そのために、2 国家以上にわたる委員会或はその他のロータリアンの集団に援助を求めてもよい。(理 35—36)

外国訪問旅行は大いに望ましいことである。ロータリアンは、可能な時にはいつでも、旅行の機会を利用すべきであり、又、これに関連して、地区ガバナーを通じて或は国際ロータリー中央事務局の援助を得て、旅行のコースに当たるクラブと連絡を取り、訪問するよう努力すべきである。(理 41—42)

国際共同委員会

(Intercountry Committees)

国際共同委員会は、いくつかの国家のクラブとロータリアンとの間の接触を確立する助けになっている。別々の国のクラブの間で互いに訪問しあったり又講演者を交換したりすることを奨励する仕事は、この委員会の活動であるといつてよいであろう。(理 35—36)

理事会は、異なる国々の人々の間の理解と友情を促進するという点に於て、ロータリー世界の他の地域同様に欧州・北アフリカ・東地中海地域に於ける国際共同委員会の重要性を認め、且つその継続と発展を奨めている。

未だこの種の委員会をもたぬ隣接地区或は、道徳的文化的又は物質的関心を同じくする地区のガバナーに対し、早く設置するよう勧奨されている。但し、国際共同委員会は、国際ロータリーからの財政的援助なしに活動すべきものと了解されている。しかし、理事会はこれらの委員会の設置及び活動は、ロータリー・クラブ及びロータリー地区の独自の活動であると考え、従って、この委員会に関する財政上の責任は関係クラブ又は地区で負担するものとする。(理 37—38, 50—51, 52—53, 53—54, 57—58)

理事会は国際共同委員会が運営されている地区のガバナーに対し、斯様な委員会を組織するに当って、国際共同委員会の委員は連続3年を超えて留任せざるものという規定を設けるよう示唆している。(理 58—59)

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーは、その地区内のクラブの多くが他国のクラブとの接触を保持するために現に行なっている良き事業を更に継続し且つ促進し、各クラブに奨励するよう要請されている。理事会は、このような接触を結ぶに当って各クラブは、同じ位の大きさで同じ程度の産業文化をもつ町のクラブを相手に選ぶべきであり、又、重複を避けるために、選んだ相手に通告する前に、地区ガバナーに相談すべきであることを示唆している。このような接触から、できるだけ良い結果を生ずるようになるため、関係両クラブの全会員或は一部の会員が、実際に相会するよう精々努力を払うべきである。

理事会は、欧州大陸・北アフリカ及び東地中海地域所属のクラブで既にこのような他国のクラブとの交歓を行なっているクラブを推

賞し、そしてすべての国のクラブも同様な活動に考慮を払うことを奨めている。(理 48—49)

1960年の国際大会は次の決議を採択した：第 51 回年次国際大会に参集した国際ロータリーは、隣接国家間に理解と親善を進展せしめるため、特に国境に近接して両側にあるロータリー・クラブの連合会及び、他の活動及び接触に関連して、国際共同委員会の活動を増進すべきことを決議する。(国際大会決議 60—43)

理事会は地区ガバナーに次のことを示唆している。

イ) 国際共同委員会の存在する処或は設置すべく提案せられている処では、関係している国又は1 団の近接地区の地区ガバナーは、自国と近接国間の国際共同委員会の活動を監督し且つ推進する上に、且つまた自国のクラブと他の国のクラブ間の接触を準備する上の援助者として有資格ロータリアン1名の任命を考慮すること；及び斯様なロータリアンの任命に当っては、斯様な国際共同委員会の仕事に継続性を保証するため、3 年以上6 年以内の任期を与えることを考慮すること。

ロ) 実行できる場合には、非常に離れている国家間に国際共同委員会を設立し、クラブ間に連絡をつけるよう考慮を払うべきである。且つ斯様な国際共同委員会の委員は“パートナー” 国への訪問を考えているロータリアン中から指名されるべきであること。

ハ) 国際共同委員会の設立された国又は1 団の近接地区における各々の地区大会においては、年間の委員会活動に就いて委員長の報告がなされ、その報告は地区の経費を以て出版し地区の全クラブ及び中央事務局に送付すること。

ニ) 国際共同委員会は関係地区ガバナー(複数)の諮問機関の資格においてのみ行動するものとする。(理 60—61; 69—70)

一部の地区は地区資金を通じて支出される

人頭制寄付によって国際共同委員会資金を準備する方法を取っている。

かかる資金をつくることはもっぱら関係地区の問題であり、かかる資金の分担は自発的に行なわれるべきもので人頭分担保の形において個人ロータリアン或はクラブに強制できないものであり、且つロータリーにおける会員の費用は最小限度に止めるべきことになっている。以上の理由から、理事会は、ロータリーの適切な運営と発展に国際共同委員会資金が必要と思われる場合の望ましい手続として次のことを推奨している：

国際共同委員会委員長及び / 又は選任の有資格ロータリアンは当該委員会又は有資格ロータリアンの担当業務に必要な経費を調査研究し、予算を作成し、それを所属地区のガバナー及び資金委員会又は関係地区ガバナーのグループに提出する。国際共同委員会資金又は選任有資格ロータリアンのための資金に対する分担の要請は、関係地区ガバナー全員の承諾を得た場合に限り行なわれるべきである。

有資格ロータリアンはその任期中、資金管理者となり、監査済みの計算書並に活動報告を関係地区ガバナー及びその後任者に提出すべきである。

理事会は国際共同委員会資金に関連している地区ガバナーに対し、本資金は国際共同委員会の財産であって、特定ロータリアンの個人的財産ではない旨を明記した銀行預金として保管することによって、当該ロータリアンの死去の際などに委員会を保護することを考慮するよう示唆している。(理 68—69)

国境善隣会議

(International Borderline Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブ並びにその他のものが、国境線会議を開いて、平和協議会を催し、自国と隣接の国々の市民の間に理解ある態度と善隣関係を推進する活動を開始

するように奨励している。(理 64—65)

国際ロータリーの他団体への参加 (R.I. Participation in Other Organizations)

国際ロータリーは、そのクラブの活動が屢々他の組織の活動に似ていることを認める。然しながら、国際ロータリーの方針は、他の組織の有用な活動に関心を持ちこれを認めるものであるが、如何にその事が立派なものであってもその事にそのまま、国際ロータリーは一致して積極的に参与したり裏書することはしない。特に次のようなことは国際ロータリー又はその加盟クラブの範囲内でないということが決定されている。

- (1) 他の組織の会員になること。
- (2) 仮令オブザーバーの形であっても他の組織の活動に共同的に参与すること。
- (3) 他の組織にクラブ又はロータリアンの

一覧表を提供し文献を配布すること。

- (4) 他の組織の計画又は活動を裏書すること。(国際ロータリーと他の団体に関する方針の声明書 146—147 頁参照)

世界各国に対する文献

(Literature Re Various Countries)

世界の各国に関する歴史的或は技術的知識を載せた小冊子或はパンフレットの類を編集することは、国際ロータリーのなすべきことではない。というのは、このような知識は、既に他の権威ある筋から発行されているし、大抵の国に関する適切な説明は図書館でわかるからである。国際ロータリーは各国に於けるロータリー活動、或は、ロータリー活動の遂行に必要であってしかも他では入手できない情報の蒐集、編纂、配布に当ることに限定すべきである。(理 34—35, 59—60)

国際大会における立法

(Legislation at Convention)

規定審議会は、国際ロータリーの立法機関である。その会議は、各偶数年に、理事会の決定により、国際大会開催前の時期に国際大会開催地またはその付近で開かれる。

規定審議会の行なった決定は、国際ロータリー細則の規定によって行なわれるクラブの票決に従う場合を除いては、すべて国際大会の決定とされる。(国際ロータリー細則、第9条、第8節(ハ)および(ト)項参照)

規則制定 (Enactments)

国際ロータリー定款及び細則並に標準クラブ定款の規定改正は規則制定という形をとる。規則制定を提案し得るものは、クラブ、地区大会、理事会又はグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの大会、規定審議会及び国際ロータリー理事会である。

国際ロータリー定款もしくは細則、又は標準クラブ定款を改正しようとする如何なる提案も、規定審議会が開催されるロータリー年度の8月1日までに事務総長に送達されていなければならない。事務総長は、その写しを規定審議会が開かれるロータリー年度の11月1日までに各クラブの幹事に郵送し、そして正式に提案されたすべての改正案を審議会に直接回付すべきものとする。(国際ロータリー定款及び細則並に標準クラブ定款)

国際ロータリー定款及び細則並に標準クラブ定款の条項に照らし、規定審議会が開催されるロータリー年度の8月1日後に事務総長によって受理された(その改正案を事務総長に送付したことを8月1日前に郵便、電報、無

電又は電話で通知した場合でも)国際ロータリー定款及び細則並に標準クラブ定款の改正案については、理事会は、これを、国際ロータリー定款及び細則並に標準クラブ定款の規定に従って正当に提出されたものでなく、したがって事務総長は次の規定審議会への移際も、その審議会の審議に付するために行なう国際ロータリー加盟クラブへの移際もしてはならないものと認める。

正当に提出された改正案の文書は、その提案が審議される規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日またはその前に国際ロータリー中央事務局の事務総長の手許に届いていなければならない。(理 54—55)

種々の提案や書類の特定の日付に関し国際ロータリーの規則文書で用いられている「事務総長に提出」「事務総長に送達」その他の類似の文言は、発送者は、提案なり書類が明示された日付までに事務総長によって受理せられその手許にあることとなるように時期と方法を考えて発送しなければならないという意味に解することとなっている。(理 63—64)

決議 (Resolutions)

単に意見を表明し、或は国際ロータリー定款及び細則または標準クラブ定款を改正することなしに方針又は手続を設定又は廃止するためにする規定審議会又は国際大会の決定は、決議という形で行なわれる。

決議案を提案し得るものは、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの理事会又は大会、規定審

議会及び国際ロータリー理事会である。

決議案は、すべて、規定審議会が開かれるロータリー年度の4月1日までに、文書をもって、事務総長に送達されなければならない。ただし、規定審議会または国際ロータリー理事会提案の決議案については、審議会の会期が終わるまでは、これを受理し、審議会の決定に付することができる。

緊急立法 (Emergency Legislation)

国際ロータリー細則 (第6条, 第2節)は、理事会全員の投票の3分の2の多数をもって表明された理事会の意見により緊急事態が存在するとされた場合には、

(1) 国際ロータリーの定款を改正しない制定案又は決議案は国際ロータリー細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められた方法によることなく、奇数年の国際大会において票決することができる。但し時日の許す限り、前記規定に定められている手続に従うものとする。

(2) 国際ロータリーの定款を改正しない制定案で偶数年の国際大会当時又はそれ以前ではあるが規定の期日後に受理された議案は、国際ロータリー細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められた方法によることなく、偶数年の前記国際大会において票決することができる。ただし、このような非常事態制定案は、時日の許す限り、前記の国際大会における規定審議会に提出してその決定を求めなければならない。

(3) 偶数年の国際大会で受理された決議案は、国際ロータリー細則第9条に定められた方法によることなく、その国際大会において票決することができる。但し時日の許す限り、このような非常事態決議案は、前記の国際大会における規定審議会に提出してその決定を求めなければならない。

非常事態下において、規定審議会または国際大会が、この規定に基づき処理された制定案または決議案を採択する場合は、出席し投票する者の3分の2の賛成票によることを要する。

「立法案集」

(Booklet of Proposed Legislation)

理事会は、制定案及び決議案を載せた小冊子を一部ずつ、各加盟クラブの幹事、国際ロータリー全役員及び全委員、その他「R.I. ニュース」受領者の全部に対し、配布することを承認した。各クラブ及び地区大会も申込み入手できるし、また規定審議会においても使用できることになっている。(理 38—39)

事務総長は、提出立法案の小冊子を英語で出版し全クラブへ一部ずつ配布すること及び英語以外の国語を使用するクラブには、もし出来れば他の国語版の概要を一緒に配布することができる。(理 63—64)

理事会は、制定案または決議案に関して提案者その他から提出される付帯説明書について、立法案集に載せる背景事情に関する記事作成に役立つ資料としてこれを受け入れるが、必ずしもそのままを同冊子に掲載するとは限らないとすることに意見の一致をみた。(理 53—54, 56—57, 60—61)

加盟クラブおよび規定審議会代表者が提出された立法案について十分に知悉するようにするため、定款および細則委員会が提出された立法案文書中に不穏当とみとめられるものを発見した場合には、提案者に対し、規定審議会に提案しようとする改正の意図について事務総長に報告するように依頼し、よってその意図を審議会の開かれる前に予め加盟クラブに発表できるように措置する。この報告は、加盟クラブへの発表の関係上少くとも当該規定制定案を審議する規定審議会が開かれ

る前の1月1日までに、中央事務局において事務総長に受理されるようにしなければならない。

立法案を検討するための地区会合

(District Meetings to Study Proposed Legislation)

理事会は各地区ガバナーに対し、1) 国際ロータリー年次大会で審議されるべき立法案を理論的に理解させ、2) 規定審議会への地区内クラブの代表に立法案の各条項に対するクラブの見解に関する地区の総意をまとめるために、立法年度地区内各クラブの代表を招集して地区会合を開催することを奨励する。

理事会は、規定審議会への地区代表及び国際大会へのクラブ代議員(該当事がある場合)が審議会や国際大会に参加し、且つ立法案に対する地区即ち地区内クラブの総意のみならず審議会及び国際大会における討議をも考慮の上で、各自の最善の判断に従って投票できるということは国際ロータリーにとって最大の利益になるものと信ずる。故は理事会は、規定審議会の地区代表並に国際大会のクラブ代議員(該当事がある場合)が、拘束力ある指示によって、立法案に対する賛成乃至反対投票の行使権を束縛されるべきではないということに意見の一致を見た。(理 69—70)

規定審議会 (Council on Legislation)

国際ロータリー細則の第9条により、規定審議会は各偶数年に国際大会の一部として開催され、340名内外の議員をもって構成される。審議会は、提出される立法案のすべてを審議しこれに関する決定を行なう。

理事会は、地区が、その地区のクラブの代表として規定審議会の任務を行なわしめるために、有資格者のうちから、最も適格で経験

の豊かなロータリアンを選抜することが望ましいと考える。(理 67—68)

規定審議会の手続規則 (Rules of Procedure for Council on Legislation)

国際ロータリー細則第9条第8節(イ)項は、規定審議会はその都度、審議を進める上に必要と考える規則を採用するものとする。但し、かかる規則は本細則の他のすべての規定と調和するものでなければならない。

1970年の国際大会で、規定審議会は、審議を進める上の手続規則として、国際ロータリー理事会が、国際ロータリーの諸会合に関連して使用するよう推奨している規則を、審議会にも適用されうるものとして採用した。(167—173 頁 理事会により勧告された規定審議会の運営手続規則参照)

議事録 (Record of Proceedings)

審議会議事の逐語的記録は、中央事務局に参考用図書としてファイルに保存されていてロータリアンは誰でもそれを調べたり読んだりすることができる。ロータリアン又はロータリー・クラブが規定審議会の議事録の逐語的記録の一部又は全部の写しを必要とする場合には、事務総長は、事務局内での写真複写の1頁当りの作成費単価で計算した実費で写本を希望するロータリアン又はロータリー・クラブへ提供する。(理 56—57, 62—63)

立法案提出の方法

(Method of Proposing Legislation)

立法案はすべて国際ロータリー定款及び細則ならびに標準クラブ定款の規定に合致したものでなければならない。又、現存の定款の規定または以前に採択された決議による規定

で今なお効力を有するものと重複してはならない。

クラブが規定審議会に立法案を提出しようとする場合には次の手続に従うこと：案件は先ずクラブ例会で理事会からクラブに提出されなければならない。その制定案または決議案がクラブで採択されたら、その案が何月何日の例会において正式に採択されたものであるということを証明するクラブ会長及び幹事の署名した書翰を添えて国際ロータリー事務総長に送付する。この証明書に、立法案を提出するに至った事情についてその理由や事実をくわしく述べ、注意深く作成された説明書がついていれば大いに役立つであろう。

地区大会に於て規定審議会に制定案または決議案を提出することに意見が一致した場合には、ガバナー及び地区大会幹事が国際ロータリーに対して行なう地区大会公式報告の中にこれを合めて報告するようにしなければならない。

R.I.細則第9条は、すべての制定案が、事務総長によって審議会に回付さるべきこと、但し国際ロータリー理事会は、全提出制定案の本文を点検し、定款及び細則委員会の勧告に基づき、それらの提出制定案の本文の中に何等かの不適法の箇所があればこれを提案者に通告しなければならないことを規定している。

国際ロータリー細則(第9条)は又、国際ロータリー理事会は、全提出決議案の本文を点検して、理事会が国際ロータリーの基本計画の枠内にありと決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指令しなければならない。理事会が、定款及び細則委員会の勧告に基づいて、提出決議案が国際ロータリーの基本計画の枠内にないと決定した場合は、提案者は審議会の開会に先立ってその旨通告されなければならない。そしてその提出決議案は、審議会の審議に回付されないものとする。但しその案の提出者が、その決議案を審

議会において審議することについて、審議会メンバーの3分の2の同意を得ている場合はこの限りでない。

理事会は、会長及び国際ロータリー事務総長に、理事会に代り、国際ロータリー細則に規定せられた前掲の手続に従って、すべての立法案を点検する権限を与えている。(理 51—52)

制定案または決議案の提案者は、規定審議会の審議に付するため提出される議案の本文について適切な書式と内容を備えたものを整える義務がある。理事会は、細則の規定に基づき、国際ロータリーの定款・細則委員会からの勧告があったときは、提案者にその制定案本文の不適法な箇所について通告し、提案者が必要且つ望ましいと考えるような方法でその制定案本文の不適法な箇所を調整することについて助言をすることができる。然し、理事会、定款・細則委員会、及び事務総長は何れも、理事会以外から提案された立法案の本文又はその修正を提案者に代って起草する権限をもっていない。(理 65—66)

様式 (Form)

立法案は次のような様式で提出する習慣になっている。

制定案

(簡潔に提案の目的を書く) _____
提案者 _____
第 ____ 回年次国際大会において国際ロータリーは、 _____ (定款、細則等改正にかかわる規定名を掲げる)、第 ____ 条、第 ____ 節の規定、 _____、を第 ____ 条、第 ____ 節の _____ という字句を削除し次の字句を挿入することによって改正することを提案する。(新本文挿入)*

*注意：制定案及び決議案にはその提案の背景及び目的の説明書を添えるべきである。

決議案

(簡潔に提案の目的を書く) _____
提案者 _____
第 ____ 回年次国際大会において国際ロータリーは次の如く決議する。
(以下決議案文)*

理事会に対する建議案

(Memorial to Board)

クラブまたは(地区)大会は、制定案または決議案を提出する代りに、案件に関し書面を理事会に提出し、これについて適当と認められる措置を理事会に任せることとする方法によることができる。

1910年から1942年に至る国際大会決議の状態 (Status of Convention Resolutions, 1910—1942)

クリーブランド国際大会に於ける決議の成文化：1925年現在に於て、1910年から1924年に至る間に国際大会で採択された決議は数百に及んでいた。

1925年(クリーブランド)国際大会は決議25—17を採択したが、その中で前記の決議の内から約25を挙げて、それらを「国際ロータリー定款及び細則の基本的な規則を解釈し且つ補足するものとして完全に効力を有する」とすると同時に、その他の187の決議についてはすべてその目的を果たし、もはや国際ロータリーの役員またはクラブに対して拘束力を有しないものとする旨宣言した。

ダラス国際大会に於ける決議の成文化：1929年、ダラス国際大会は決議29—12を採択し、クリーブランド国際大会の決議25—17で有効なものとして列挙された約25の決議の原文を廃止し、これらの決議を規定として編

集したものをもってこれに代えた。

国際大会決議の審査

(Survey of Convention Resolutions)

1941年、デンバー国際大会は次の決議を採択して、理事会が随時、国際大会決議のうち特定のものにつきその効力を失ったものとする決定を行なうことができるようにした。即ち、

「第32回国際大会に参集の国際ロータリーは以下の通り決議する。国際ロータリー理事会に、国際大会で採択せられ現に有効な決議の中で、いずれが儀礼的もしくは一時的なものと考えられるか、いずれが後に制定されたものによっておきかえられて、もはやその効力をみとめる必要がなくなったと見られるか、またはその決議が採択せられた国際大会の議事録以外の手続要覧その他の国際ロータリーの出版物に発表する必要のないものであるかについての判定を随時行なう権限を認めること。この場合において、前記のような決議に関する理事会の決定は、会長または事務総長により、この決定の行なわれた年度の終末に於ける国際大会に関する報告書で、加盟クラブに了知させるものとする。」(デンバー国際大会決議、41—8)

1941—42年度理事会は、前記の決議41—8に基づいて国際大会で立法された規定の審査を行なった上、事務総長に対し、事務総長年次報告に次の条項を加えることによつて、1942年(トロント)国際大会に於て理事会の決定事項につきクラブに注意を促すよう要請した。

理事会(41—42)は、1941年デンバー国際大会の決議41—8に従い、現に効力を有する決議のうち、いずれが儀礼的または一時的なものとして考えられるか、いずれが後に制定されたものによっておきかえられ、もはやその効力をみとめる必要のないものであるか、またはその決議が採択せられた国際大会の議事録以

外の手続要覧その他の国際ロータリーの出版物に発表する必要のないものであるかを判定するために国際大会決議の審査を行なった。

この現に効力を有する決議についての審査を行なった結果、理事会は、これらの決議のうち約 25 は、まだその実施が完了していないもの、または国際ロータリー定款及び細則または標準クラブ定款に定められている国際ロータリーの基本的な規則を解釈補足する方法または手続に関する規定を設けたものであり、従って引続きその効力を有するものとすることを決定した。理事会は、事務総長に、これらの決議の本文を手続要覧（パンフレット 35 号）に掲載して、加盟クラブに知らせるように指示した。

審査した決議の中若干は国際ロータリーの定款の改正を是認、又は R.I.B.I. の定款の改正を承認しているので有効である。しかし理事会は、それらの決議はそれが採択された国際大会の議事録以外には発表する必要はないと決定した。

審査中の残余の決議は約 50 あるが、いずれも、儀礼的な或は一時的な決議であるか、若しくは採択後の立法によって十分に実行されているか或はおきかえられている決議であることが理事会で発見された。従って、理事会は、これらの決議が既に目的を達成してお

り、もはや有効であるとは考えられず、従って、それらの決議は採択された国際大会の議事録以外には発表する必要がないものと決定した。

国際大会決議審査の全文は、この審査で研究した決議全部の番号と共に、1942 年 6 月の国際ロータリー理事会の記録及び手続要覧（1942 年 10 月発行のもの）に載っている。

理事会（1945—46）は、「国際ロータリー役員及び中央事務局のロータリー・クラブに対する事務奉仕についての説明を採択した」決議 42—16 は一時的な性質のものであり、且つ既にその目的を達成したものであると決定し、従って決議 42—16 はもはや有効でない旨を宣言した。

理事会（1951—52）は、決議 40—15「世界紛争渦中のロータリー」及び決議 42—28「世界戦争中のロータリー」は国際ロータリーの如何なる出版物にも発表する必要がないということに意見が一致した。そして、一時的なものを除き、これらの決議の主旨を含み且つ肯定する国際奉仕における国際ロータリーの方針を採用した。決議 40—15 及び 42—28 はこれを決議した年の大会報告に全文が載っている。（理 55—56）（国際奉仕における国際ロータリーの方針 99 頁参照）

ロータリー・クラブの会員身分

(Membership in Rotary Clubs)

標準クラブ定款（第 5 条）には会員の種類は、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員及び名誉会員の 4 種類とする旨規定されている。

会員身分及びその持続、会員選考委員会及び会員増強委員会の任務、会員選考の方法等についてはクラブ定款及び細則にその規定が見られるであろう。

理事会は事務総長に対し、各クラブが国際ロータリー定款及び標準クラブ定款に示されている会員身分及び職業分類の必要条件を充していない人を入会させることについて、屢屢警告を発するよう要請している。

二重会員 (Dual Membership)

何人も、同時にいくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員の籍を持つことは許されない。（国際ロータリー細則第 3 条、第 5 節）

会員身分は個人のもので会社のもではない (Membership Individual—Not Firm)

ロータリーの会員身分はあくまで個人個人のものと考えられるべきであって、個々の会員が代表している共同企業体 (Partnership) 又は法人 (Corporation) のものではない。（ダラス大会決議、29—12、第 3 条第 1 節）

会員の事業場又は住居はクラブの区域内になければならない (Business or Residence Must Be Within Territorial Limits)

クラブの各正会員は、クラブ区域限界内に事業場をもつか、又は、居住して、そのクラブで分類される職業に、自ら親しく且つ現実にならずさわっているものとする。（ロータリー・クラブ定款第 5 条、第 2 節）

ロータリー・クラブが事業場乃至は住居を基準とする正会員に関する標準クラブ定款の規定を実施する場合の参考並に指針として、理事会は、クラブが正会員候補者を審査するに当って他の条件がすべて同等である場合には、クラブで分類される予定の職業にクラブ区域限界内で自ら親しく且つ現実にならずさわっており、且つ又その事業場をクラブの区域限界内に持つ候補者を優先させるべきこととするとの公式見解を記録する。（理 68—69）

ロータリー・クラブの正会員身分に関連して述べられる「事業場」とは、正会員又は推薦されている正会員候補者が通常彼の実業又は専門職業活動をなし、責務を果たす所を指すものと了解されている。（理 61—62）

理事会は、ロータリー・クラブの正会員の資格条件に関する定款細則中に用いられている「住居」という語及び所屬クラブの区域限界内或はその周辺地域内に居住するロータリアンという語句は、その個人の主たる居住地を指すものと了解されている。（理 69—70）

アドレシヨナル・クラブの会員

(Membership in "Additional" Rotary Clubs)

国際ロータリー細則第1条第1節の規定に従い、或るクラブがアドレシヨナル・クラブ結成を承認するためその所在する市行政区域の一部を放棄し、そしてその元のクラブがアドレシヨナル・クラブの区域内からその事業、経営任務又は専門職業としての活動が全市、全区又はその他の自治体全区域にわたる者を会員として入会せしめる権利を保留し且つ行使する事情の下においては、アドレシヨナル・クラブも、その事業、経営任務又は専門職業としての活動が全市、全区又はその他の自治体全区域にわたる者も含めて、アドレシヨナル・クラブの区域内に事業場又は住居を有する如何なる有資格者をも、適当な職業分類の下に、その会員に選ぶことができる。斯様な場合には両クラブとも国際ロータリー細則第3条第5節の規定に十分注意して、同一人が2クラブ以上の正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員にならないようにしなくてはならない。(理 59—60)

アドレシヨナル・クラブで5年以上正会員であった者は、そのクラブの区域限界内にその事業場又は住居を持たなくなった場合でも、彼の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内にあれば、その正会員の身分を保持することができる。

他の団体の会員

(Membership in Other Organizations)

ロータリー・クラブ会員は他のサービス・クラブに入会して、その関心と精力を分散することは遠慮すべきである。(グラス国際大会決議、29—12、第3条第4節)

ロータリー・クラブにおける会員の責任を果たすためには、ロータリアンは他の奉仕クラブ又は同種の団体の会員となつてはならない。(理 60—61)

ロータリアンが他の奉仕クラブ又は類似団体の会員となることに関するグラス国際大会決議及びそれ以前の国際大会決議、及びロータリー・クラブ理事会が十分な理由ありと認めた時は、理事会はその会員の身分を終結せしめることができるという標準クラブ定款の規定に考慮を払う時、ロータリー・クラブ理事会は、所属クラブ会員が他の奉仕クラブ又は類似団体においても引き続き会員であったために、所属ロータリー・クラブに対する義務を果たさなかつたと理事会が判断した場合それは、その会員の身分を終結せしめるに十分の理由と看做すことができる。(理 60—61)

外交官及び領事 (Diplomatic and Consular Representatives)

外国政府代表者の仕事が比較的重要な地方に於ては、外交官及び領事等を名誉会員として入会せしめることによってクラブ内にその業務を十分に代表させるのがよい。(理 42—43)

公職者の会員身分 (Membership of Public Office Holders)

特定期間、公職に選挙又は任命されたクラブの正会員は、その在任中、かかる選挙又は任命の直前に、彼がそのクラブで持っていた職業分類の下に引き続き正会員身分を保持することができる。(国際ロータリー細則第3条第8節)

名 工 (Skilled Craftsmen)

標準クラブ定款の枠内に於て、そこに規定された条件に合致する技術のすぐれた名工をロータリー・クラブに入会させる規定は出来ているのである。従つて、その技術以外の点に於て入会の資格を十分有する名工をクラブに入会させるために、この規定を修正する必要はない。(理 45—46)

「移籍会員」 (“Transferred Members”)

ロータリー・クラブの会員がその会員身分を或るロータリー・クラブから他のロータリー・クラブに移籍できるという規定は何処にもない。

一つの都市から他の都市に移転する会員が、ただ移転したという事実だけによって、移転先の都市のクラブの会員たり得るといふ所謂「移籍会員」といふ会員身分を確立することは、各クラブの会員選挙に関する自主性を冒すものであり、又職業分類による会員身分の原則に反して、職業分類による二重なる結果を来す場合が多い。理事会は職業分類の重複を生ずるようなロータリー・クラブにおける如何なる会員身分規定にも賛成しない。(理 38—39, 61—62)

国際ロータリー細則並に標準クラブ定款には、ロータリー・クラブはその職業分類を保持している会員の承諾を条件として、曾ていづれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたざざわっている事業の場所がそのクラブの区域限界内にあり且つ他の会員たるべき資格条件が備わっている者をアドレシヨナル正会員に選ぶことができる。但し斯く選ばれた如何なる会員も彼が元所属クラブにおいて分類されていた職業分類下で

そのクラブ区域限界内にて現実に職業活動に従事しなくなったという唯一の理由により退会したのでなければならぬと規定している。然しこれは「移籍会員身分」を規定するものではないのであつて、この規定によるアドレシヨナル正会員の選挙はあくまでも彼を選挙し得るクラブの意志によるものである。

クラブの区域限界外へ移転する正会員に対しては、移転先の地域社会にあるロータリー・クラブを訪問し、そのクラブの人々と知合いとなるために、クラブ理事会の承認により、1 年を超えない期間の特別賜暇が与えられる。但し同一の職業分類の下に現実に活動し、出席その他ロータリー会員としてのすべての義務を守り続けることが条件である。会員身分の終結は、許可された賜暇期間の終了後初めて発効するものとする。(ロータリー・クラブ定款第8条第2節(i))

地域社会に元ロータリアンが移転して来ており、かつ彼が標準クラブ定款第5条第5節(ii)項の規定又はその他により会員に選挙され得る有資格者であることを当該地域のクラブが知ることができるよう、各クラブの役員は、適当と思われる場合、判明している元会員の移転先の地域社会のクラブへ斯様な元会員に関する情報を提供するように奨励されている。(理 65—66)

国籍別のグループからの会員

(Membership for Men of Various Nationalities)

理事会は、国籍の違った人々のグループ(外国で生まれた者又はその子孫)が存在する都市のクラブが、その都市内のそれらの人々を同化する手段として、これらのグループからロータリアンたる資格を十分に備えている人々を入会させるよう考慮を払う方がよいとの示唆をしている。この目的とする処は、彼等をクラブに入会している国籍の異なる人々

とより親しくさせ、且つ彼等がその所属グループの他の人々に対しても有益な影響を与えてその交際範囲をグループ内に限定せず、その住んでいる国の不可欠な国民ということを目覚めさせるためである。

このことを行なうための手段はロータリー・クラブの会員資格に関する規定の中に既に含まれているから、特別な規定を設ける必要はない。只都市内に住む国籍を異にする人々から会員を求めることが望ましいという点にクラブの注意を向けたというのが理事会の考えである。(理 44—45)

名誉会員 (Honorary Membership)

各クラブは名誉会員の資格をロータリーの理想推進に著しい功績のあった人だけに限り、これを濫用しないようにすべきである。名誉会員の地位はロータリー・クラブが与え得る最高の榮譽であり、従って特別な場合にのみ与えられるべきものである。もし名誉会員を勝手にどんどんつくるようなことがあると、ロータリーの会員選考の規定を如何に完全に守ろうとしても意味のないものになる。(理 52—53)

ロータリー財団学友に対する会員身分 (Membership for Rotary Foundation Fellowship Alumni)

職業分類による会員身分の基本原則の範囲内において、元ロータリー財団奨学生が適当な時期に彼の職業上の基礎の下にロータリー・クラブの会員としての資格が生ずることは十分期待できることである。然しながら、ロータリー財団学友のために斯様な名の下に特種の会員制度とか職業分類を設定することはロータリーの職業分類の原則と一致しないが故に望ましくない。(理 58—59; 61—62;

66—67)

ロータリー財団奨学生を奨学生たるの故を以て名誉会員に推薦せんとすることは甚だ望ましくない。(理 52—53; 58—59)

同一のクラブで同時に正会員及び名誉会員になること (Active and Honorary Membership in Same Club)

同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねることは、他の正会員や名誉会員の権利、特典、責任を決定するに当ってクラブ内に常に混乱を引き起こす因になる。しかし、標準クラブ定款、又は国際ロータリー細則のいずれにも、同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねてはならないという規定はない。けれども、その細則の意図する処はこのような二重会員となつてはならないことを明らかに示しているように思われるのである。(理 38—39)

名誉会員の特典

(Privileges of Honorary Membership)

クラブ会員に有望な候補者を推薦する特典を名誉会員が持つことは、国際ロータリー定款の規定の精神に悖るものと考えられているので、その特典を名誉会員に与えることは許されない。そして各ロータリー・クラブは、有望な会員候補者の推薦はクラブで立派な資格を持つ正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員によつてのみなうるという規定を設けるように、その細則を改正するよう示唆されている。(理 60—61)

シニア・アクティブ会員

(Senior Active Membership)

理事会(1954—55)並に 1964 年国際大会の決定を説明している次の声明書は国際ロータリー細則及び標準クラブ定款のシニア・アクティブ会員身分に関する規定をクラブが適用するに際し参考となり且つ手引となるものである。

1. シニア・アクティブ会員身分に関する国際ロータリー細則及び標準クラブ定款の規定は標準クラブ定款を採用したクラブに対して強制的なものである。然しながら、標準クラブ定款の下に運営されていないクラブに対しては強制的ではないがそれらのクラブもこの規定を採用することが期待されている。
2. 若し正会員(職業分類をもつ)がシニア・アクティブ会員になった場合には、その人のアディショナル正会員は自動的に正会員となり得ないのみならずそのアディショナル正会員の身分も終結する。但しクラブがその人を直ちに入会せしめることを選ぶならば勿論その人は直ちに正会員となる。
3. 若しアディショナル正会員が正会員になった場合(その人の元の正会員がシニア・アクティブ会員になった後)にはその人のアディショナル正会員として同一企業体から他の人を推薦する権利を有する。
4. アディショナル正会員はシニア・アクティブ会員になれる。斯様な場合、元の正会員はそのまま正会員として職業分類を継続保持して行くものであり、クラブは他の資格ある者を同一職業分類のアディショナル正会員に選ぶことができる。
5. シニア・アクティブ会員身分の条件の中に

示された「15 以上」「10 以上」又は「5 以上」の年数は連続的であることを要しない。

6. シニア・アクティブ会員がその職業から引退したということはその人のシニア・アクティブ会員の身分に何等影響しない。
7. 正会員がシニア・アクティブ会員となり、その後他のクラブ正会員の保持している職業分類と同一職業に変わったとしても、その人は、規定上、シニア・アクティブ会員としてクラブにおける会員身分を持続できる。
8. シニア・アクティブ会員に選ばれるには、ロータリー・クラブの元会員は曾てシニア・アクティブ会員であったか、或はその人が会員でなくなった時に既に国際ロータリー細則又は標準クラブ定款に定められた規定によってシニア・アクティブ会員身分を持つておらなければならない。
9. 自動的に、或は自分自身の希望によってシニア・アクティブ会員になった人は、出席条件その他の会員としての義務を果たす限り、何処に住居を持つに至ってもシニア・アクティブ会員になったクラブにおいてその会員身分を続けることができる。(本声明書了)

シニア・アクティブ会員の制度を利用することに関連したクラブ活動を活発にするため、地区ガバナーは次の諸事項を行なうよう奨励されている。

(1) 国際協議会(International Assembly)に於て得たシニア・アクティブ会員制度に関する研究討論会での情報の概要を地区ガバナー月信(Monthly Letters)に公表する。

(2) この議題を地区協議会(District Assembly)に提起して、シニア・アクティブ会員制度に関する定款の規定をなお一層利用することによってクラブが享受し得る利益について説明する。

(3) 正会員がシニア・アクティブ会員やパス

ト・サービス会員になったために空席となった職業分類を充たすことによって、地区内のクラブが如何にその会員を増加することが出来たかについての情報を、年間を通じて地区ガバナーの月信に発表する。

(4) 地区ガバナーの公式訪問に際してクラブ協議会 (Club Assembly) にこの議題を提起する。(理 50—51)

シニア・アクチブ及びパスト・サービス会員のバッジと職業分類

(Classification on Badge of Senior Active or Past Service Member)

理事会はシニア・アクチブ及びパスト・サービス両会員のバッジには、「シニア・アクチブ」又は「パスト・サービス」の文字の下に、括弧で囲んだ(前職業分類_____)という欄を設け、その会員がシニア・アクチブ又はパスト・サービス会員になる直前まで、保持していた職業分類を書きこむようにし、更にこの職業分類をクラブ会員名簿やその他氏名・職業分類を必要とするクラブ記録類に書き入れておくよう示唆を与えている。(理 45—46)

英本国及びアイルランドに於ける前役員とシニア・アクチブ会員 (Senior Active Membership of Past Officers in Great Britain and Ireland)

(Senior Active Membership of Past Officers in Great Britain and Ireland)

理事会は、R.I.B.I. 理事会がシニア・アクチブ会員に関する国際ロータリー細則第3条第3節の規定の語句に対して下した解釈——即ち、「……現に国際ロータリーの役員であるか或は曾て役員であった……クラブの正会員は、自分の意思によって、そのクラブのシニア・アクチブ会員になることができる」という条項は、英本国及びアイルランド地方に関しては、R.I.B.I. 理事会の選挙権を有する

役員及び英本国及びアイルランドの地区ガバナーであって 1938 年 7 月より後に退職した者も意味することに同意する。(理 41—42)

国際ロータリーでの過去の役職に言及するときは常に、地区ガバナーとしての元の奉仕という言葉には、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー代表としての、元の奉仕も含まれると解さるものとす。(理 66—67)

再建されたクラブに於けるシニア・アクチブ及びパスト・サービス会員身分

(Senior Active and Past Service Membership in Re-Established Clubs)

理事会はシニア・アクチブ及びパスト・サービス両会員身分に関する定款の規定を変更する機能を有しないことを認める。然し乍ら戦争のため国際ロータリーへの加盟が取り消されたクラブが遭遇する困難に対する緊急の措置として、これらのクラブが再建された場合、もし希望があれば、そのクラブが国際ロータリーに加盟していなかった期間をもシニア・アクチブ及びパスト・サービス両会員身分を定める際に加算することを考慮してもよい。(理 45—46)

会員数の最小限

(Minimum Number of Members)

理事会は以下の如き方針を確立している：ロータリー年度の最初の月に於てロータリー・クラブが会員数 20 名未満と報告した場合には、地区ガバナーは同クラブと連絡して会員数減少の理由を訊し、再興について如何なる手段が講ぜられているかをたしかめるものとする。

地区ガバナーは、その調査の結果を国際ロータリー会長に報告し、且つ会員数の問題の

解決に対して、如何なる援助をクラブに与えたかを簡単に述べるものとする。(理 53—54, 62—63)

クラブの内部的拡大

(Extension Within the Club)

国際ロータリー事務総長及び役員はクラブの内部的拡大の重要性に重点を置くよう、特に次の諸点を強調するよう要請されている：

(1) 会員選考及び職業分類両委員会のメンバーはその任期に継続性をもたせる事が望ましいこと；

(2) クラブ所在都市において有用であり、且つクラブ内に代表されるべき職業の調査を屢々行ない、これと関連して最新の充填及び未充填職業分類表 (Record of Filled and Unfilled Classifications) を永続的に作成、維持すること；

(3) 空席の職業分類 (Unfilled Classification) をクラブに発表する場合は、それらを全部記載したリストにせず、数個ずつ発表するようにすること。(理 39—40)

理事会は、あらゆる活動分野におけるより効果的な奉仕を目標とする、特別の継続的会員育成強化計画を考案し積極的に実行するための基礎として、最新の職業分類表を作成整備し且つ利用することをロータリー・クラブに奨励し続けるべきであると決定した。(理 69—70)

クラブ会員の増強

(Club Membership Development)

理事会は

1) 地区ガバナーに以下の任務を担当する地区会員増強委員会の設置を奨める：

イ) クラブの会員増強委員会特に会員数

が減少しつつあるか或は殆ど又は全く増加していないクラブの会員増強委員会と直接に協力活動すること；

ロ) 地区の会員増強の進展に関する情報をあらゆる地区集会並にロータリー地域研究会に提供し、又求められた場合はそれらの集会やクラブにおいて会員増強に関するプログラムを提供する責任を負うこと；

ハ) 地区会員増強委員会の目標達成に適切と考えられるその他の活動をなすこと；

2) 地区ガバナーに、会員増強のための諸活動に関連して分区代理をより効果的に利用するよう、そして任命したならば、会員増強に関する分区代理の任務と責任の範囲を明確に定めるよう奨励する；

3) クラブ幹事に会員減少の原因についての情報を地区ガバナー並に地区会員増強委員会に提供することを要請する。そして次に、地区ガバナー及び地区会員増強委員会にクラブの会員減少防止の援助策を講ぜしめる；

4) 実行可能な会員増強方法として、「5名で1名の新会員」計画として知られている次の計画を強調する：

各クラブ会長はクラブ会員を5名ずつのグループに分ける；各グループの構成は、できれば、新会員1名、古参会員1名、元会長、現又は元理事、委員会委員長各1名とする；各グループ毎に会合し司会者と幹事を決める。

司会者と幹事の指名後できるだけ早く各司会者は自宅又は彼が選んだ他の場所で会合を開くこと。各グループはその会合で

イ) そのロータリー年度内に、なるべく前半6ヵ月間に1名の新会員を確保するために；

ロ) プログラムや計画に関するアイデアを発表しその具体策を考案すること、又クラブの健全性と成長と福祉を助長するようなクラブの管理及び活動面に関する提案乃至建設的批判を発表することをグループ

のメンバーに奨励する。そしてそれらの提案や勧告はすべて、クラブ理事会へ提出のため、各グループ幹事が正式な書式にまとめるべきである。

クラブ会員増強委員会（又はクラブ会長が任命する総司会者）は全グループ並に全体プログラムを監督し且つ以下の事項を見届ける責任を持つべきものとする：

イ) 司会者と幹事の指名後速やかに会合が開かれているか；

ロ) プログラムが推進されており、且つ各グループからの勧告事項が会長及び理事に達しているか；

ハ) 各グループは適格な候補者を推薦しているか；

5) 地区ガバナーに対し、クラブに会員増強委員会を設け且つそれを積極的に活動させること、そしてクラブ会員増強委員会による会員候補者推薦ということは決して、会員個人の新会員推薦の責任を解除するものではない点をクラブに力説することを奨励する；

6) 居住地に基づくロータリー・クラブ正会員身分の規定は、国際ロータリー出版物を通じ又地区協議会や地区大会のプログラムにおいて続けて発表されるべきこと、及びクラブがこの会員増強方法を理事会の推奨する範囲内で利用するのを援助すべきことを決定する；

7) 会員の増加と若い熱心な会員を獲得する方法としてアディショナル正会員規定の利用を最も強調することを決定する；

8) 地区ガバナーに対し、ロータリー・クラブ情報委員会が例会、炉辺会合、フォーラムにおいて又クラブ会報を通じて会員に情報を伝えることに更に努力するよう激励することを要請する；

9) 地区ガバナーに対し、最高の増加率を示したクラブを適切に表彰することを考慮するよう要請する。(理 69—70)

より適格な候補者を入会させ且つ退会者を

減らすための手段として、理事会はクラブに次のことを奨励する

1) 内部的拡大のために現行規定を十二分に利用すること；

2) クラブの社会奉仕活動を常にその地域社会の必要に合致させ且つ奉仕を更に一層有意義なものとするに絶えず努力すること；

3) 個々の会員を効果的に参加させるようなそして会員の関心を引きつけるようなクラブ活動を行なうこと。

更に理事会は、

1) 各クラブが会員増強におけるそれぞれのタイプを調べ、満足すべき成果をあげているか否かを検討し、それから健全な成長をなしとげるための方法を講ずることの必要性を強調する；

2) より健全な成長のために援助が必要な特殊クラブに対し地区ガバナーその他の人々が努力すべきこと、そしてそれは陳腐な言葉の勧告などではなく、会員がふえない真の原因の排除にまともに取り組むことを要請する；

3) ロータリー・クラブに、「貴地域社会への移動ロータリアンに関する通知」という書式(6464—J)の利用を、又、元ロータリアンの移動先のロータリー・クラブには、そのような元ロータリアンと積極的に接触し彼の関心や新しい地域社会のロータリー・クラブ会員としての彼の適格性を評価することを奨励する。(理 69—70)

均衡のとれた会員組織

(Balanced Membership)

実業又は専門職業の分類が片寄らないよう、そして同時に地域社会の実業及び専門職業の実態を代表するように良く均衡のとれた会員組織を維持しようとする場合、実業又は専門職業の職業分類数が一つ又は限定さ

れている地域社会のクラブは、関連している職業分類の同一グループ内の別々の職業分類に入会せしむべき、アディショナル正会員を含む正会員数の限度を決定するのに困難を感じることがある。然し乍ら、その事情は多種多様であることを考えるならば、斯様な事情にあるクラブによって採用されるべき制限の範囲は、当該クラブによって決定されなければならないもので、一般に適用できるような最大限度は国際ロータリー理事会で設定することは出来ないし又すべきではない。(理 59—60)

各ロータリー・クラブは、標準クラブ定款に規定された職業分類並に会員選考の原則に従って可能な限り、クラブの所在地域社会にあるすべての認められた実業、専門職業又は団体の各代表者を会員に持つべきである。

各ロータリー・クラブは毎年所在地域の職業分類調査を行ない、それによって実業及び専門職業の真の、広範囲な横断面を表わす均衡のとれた会員組織をつくるための確実な基礎となる充填、未充填職業分類表を作成しなければならない。(理 62—63)

理事会は、

イ) シニア・アクティブ会員、アディショナル正会員、住居に基づく正会員、及び事業場又は住居を他のロータリー地域へ移動する正会員に認められる1ヵ年を超えない期間の特別賜暇等に関する規定がロータリー・クラブの発展に大いに寄与することを認め、地区ガバナーに対し、それらの規定のより活発な利用を強調奨励することを奨励し、そして国際ロータリーの出版物中に同様のことを強調奨励しているものがあることを指摘する；

ロ) 地区ガバナーに対し、新会員に対する入会前後のロータリー情報の重要性をクラブに強調し続けるべきことを奨励する；

ハ) 地区ガバナーに対し、各ロータリー・クラブが、その区域境界内に住む適格な実業人又は専門職業人によって充填され得るよう

な職業分類をも併記した充填未充填職業表を作成整備すること、及びクラブにおいて開放された職業分類を発表するのにクラブが定期的にこの表を利用することを絶えず強調するよう奨励する；

ニ) 地区ガバナーに対し、ロータリー・クラブに若い会員を迎えることの重要性を絶えず力説し、特にアディショナル正会員規定をフルに利用するよう全ロータリアンを督励することを奨励する。(理 68—69)

理事会は地区ガバナーに次の2項の実行を奨励する；

1) 地区委員会を設置し、地区におけるロータリー・クラブ会員増強の促進に当らせること；

2) クラブに対し入会前後のロータリー教育並に情報の重要性を強調すること。(理 68—69)

ロータリー・クラブ内に、その地域社会の実業及び専門職業活動が適切に代表されるようにするため、理事会は、いずれのロータリー・クラブも、その会員組織において、クラブの区域境界内に事業場を有する会員の数又はその割合を十分に取るよう努力すべきことを決定する。各ロータリー・クラブは、居住地に基づく正会員数は総数の50パーセントを超えないものとする規定を採用することを勧告されている。(理 68—69)

クラブ内に代表的会員 (Representative Membership Within Clubs)

各ロータリー・クラブはその所在する地域社会の職業活動の真の横断面でなければならない。そのためには、各地域社会においてロータリーの綱領が達成されるように全ロータリー・クラブがその潜在的な能力を十分に活用するよう益々努力すべきである。(理 60—61)

アディショナル正会員

(Additional Active Members)

アディショナル正会員に関する規定はロータリーのあらゆる分野を通じて強調されなければならない。各クラブはこの規定を利用して、より多くの人々をロータリーに引き入れロータリーの特典を享受せしめると共に会員数の増加につとめるべきである。各クラブは又、アディショナル正会員の身分は正会員のそれと同一であること、及びかかる身分を有する者のみが正会員にせよアディショナル正会員にせよ、ロータリーに入会を考慮されるのであるということに留意しなければならない。(理 52—53)

ロータリー・クラブは、他の地域社会へ移転する元ロータリアンにその会員身分を持続せしめ、かくて、所属クラブ地域外へ移転のために会員身分を喪失する元ロータリアンの数を少なくする一つの方法として、標準クラブ定款第5条第5節(四)項の規定によりアディショナル正会員を選挙できることに留意すべきである。(理 65—66)

国際ロータリーの細則第3条第2節(四)及び標準ロータリー・クラブ定款第5条第5節(四)の「アディショナル正会員」に関する規定については、理事会は、この場合「いずれかのロータリー・クラブ」、「曾て属していたクラブ」と言っているのは、会員候補者が元正会員であったところのクラブを含め、あらゆるロータリー・クラブを意味するものと解している。(理 66—67)

会員候補者のクラブ例会への招待

(Inviting Prospective Member to Club Meetings)

クラブが入会予定者を、入会申込カードに

署名する前に、クラブ例会に数回招待する習慣を採用することに対して理事会は賛意を表している。(理 49—50)

新会員の入会式

(Induction of New Members)

(イ) 事務総長は絶えず各クラブに対し、新会員のクラブ入会式を、それぞれ独特の威厳あるやり方を考案して行なうよう示唆を与えるべきであると指示されている。

(ロ) 基準となる統一的な入会式が準備されたり、クラブに示唆されることはない。

(ハ) 事務総長は絶えず各クラブに対し、新会員を直ちに一つ以上の委員に任命して、その委員長が彼を同化させる責任を持つという方法を、クラブに示唆するよう指示されている。

(ニ) 事務総長は、地区ガバナーが更にロータリー教育を盛んにすることの必要を強調し、且つこの問題に関して利用し得る資料が中央事務局から入手出来ることを各クラブに注意するよう絶えず示唆すべきである。

(ホ) 地区ガバナーは、地区内から1クラブを選んで地区協議会に際して10分間、クラブ例会に於ける新会員の威厳ある入会式を実演させるようにすべきである。

(ヘ) 事務総長は、もしガバナーから依頼があった場合には、指針として、1、2の入会式のやり方を送付しなければならない。(理 44—45)

名を呼び合う習慣

(First Name Custom)

ロータリー会員が仲間の会員に姓ではなく、名 (first name) で呼びかけるのは単なる習慣である。クラブがこの習慣を採用する

かどうかは自由である。或る場合にはこの習慣がそのクラブの存在する国の人々の一般の習慣と一致しないこともあり得る。

1931—32年度理事会は国際ロータリーの公式出版物にはニック・ネームを使わないことに同意した。

婦人は会員資格がない

(Women Not Eligible to Membership)

国際ロータリー定款(第4条第3節)は、「ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし……」及び「彼等は善良な成年男子であつて、職業上良い世評を受けている者」とはっきり述べている。

国際ロータリー細則第3条第6節は、「クラブの区域限界内に居住しているか、もしくは曾て居住したことのある男子で、其処において、或は他の処においてロータリーの理想推進に著しい功績のある男子をそのクラブの名誉会員に選挙することができる。」

若い人に入会の機会を与えること

(Providing Membership for Young Men)

各クラブはあらゆる努力を傾けて若い人を会員とすべきである。特にアディショナル正会員の規定を利用し、又、正会員がシニア・アクティブ会員となったため空席となった職業分類を若い人で補充することが望ましい。(理 42—43)

地区ガバナーは、若い人々をロータリー・クラブに引き入れるための手段としてアディショナル正会員及びシニア・アクティブ会員の規定を大いに利用するよう各クラブに強調することを要請されている。(理 49—50, 50—51)

大都会の中の明確に限界を定め得る商工業

の中心にアディショナル・ロータリー・クラブを結成することはロータリー・クラブが若い人々を確保する一方法として奨励されている。(理 49—50)

不本意の元ロータリアン

(Involuntary Past Rotarians)

定款にも細則にもかくの如き事態処理する規定がないのであるから、不本意の元ロータリアンの団体を、国際ロータリーと何等かの関係のある団体として認めることは理事会として明らかに不可能なことである。特に、実際にも存在せず、又国際ロータリー定款及び細則がそのように変更せられるまでは、存在する筈もない国際ロータリーとの関係を示すような名称の使用をある団体に許すこと、或はこれを奨励することは、理事会として不可能なことである。(理 24—25, 49—50, 62—63)

元ロータリアンのグループ

(Groups of Former Rotarians)

理事会は、元ロータリアンの団体を組織することを奨励する基本として、その創設に関する次の声明書を採択した：

元ロータリアン・グループの組織化
(Organization of Groups of Former Rotarians)

知己を広め、友好を厚くし、他人への奉仕に対する個人の積極的関心を増進する目的で結成される元ロータリアン・グループに対しては好感を持つものである。以下の手続に基づいて結成され、活動する限り、斯様なグループの創設に対し、何ら異議はない。

1. 元ロータリアン・グループの組織化の

首唱は、関心を持つ元ロータリアンによって企図されるべきものとする。

2. 元ロータリアン・グループは、その会員の適性資格を確認する方法を決定し、かつその会員にロータリーの現会員または、ロータリアンの経歴の全然ない者を含めないこと。

3. 元ロータリアン・グループは、以下の条件の限度内に於てグループが決定せる方法に基づきグループを結成し運営すべきものとする。

イ) 元ロータリアン・グループの会員は、個人的に又グループとして「元ロータリアン」または「パスト・ロータリアン」として証明の出来ること。

ロ) 元ロータリアン・グループは、その名称乃至出版物に、「ロータリー」、「ロータリー・クラブ」、「ロータリアン」(前項「イ」の場合を除いて)又は「国際ロータリー」という語を使用せざること。また斯様なグループまたは会員個人は、ロータリーの徽章またはその変形乃至その他の類似の徽章を使用せざること。

ハ) 元ロータリアン・グループは、国際ロータリーの加盟クラブであるとか、如何なる意味に於ても公式的に、国際ロータリーの一部であるとか、国際ロータリーから承認されているとかを直接、間接に暗示してはならないこと。

ニ) 元ロータリアン・グループの目的は、会員相互間に知己と親睦を広め、各会員に奉仕活動に参加する機会を与えることにあるものとし、グループのプログラム及び活動は、斯様な目的と一致させること。

ホ) 元ロータリアン・グループは、政治問題に関し或は国際ロータリー乃至加盟クラブの結成、管理、機能に関し団体としての公的言動をなさざること。

ヘ) 元ロータリアン・グループは、如何なる

問題についてもロータリー・クラブ乃至ロータリアンに回章する権利は有せず、かつ斯様な行動は慎むべきものとする。

ト) 本来、元ロータリアン・グループの会員は、ロータリー・クラブの会合或は国際ロータリーの会合に出席する権利を持たないし、又そうでなくても当然、国際ロータリー又はその役員、ロータリー・クラブ乃至その役員又は国際ロータリー公式名簿を含め国際ロータリーの出版物にも接する手段を持っていない。

チ) 何れの元ロータリアン・グループに対しても国際ロータリーによる財政的援助は提供さるべきではなく、また斯様なグループは国際ロータリー又はその加盟クラブに対し、財政的援助を求むべきものではない。

リ) 元ロータリアン・グループの会合は、ロータリアンの出席成績の基準とはならない。

元ロータリアンたちは、前記の手續並に条件に従い、グループを結成するよう奨励されている。但し斯かる奨励は、そのグループの提唱又は公式承認を成立させるものでないことと了解すべきである。(理 64—65)

不本意ながらクラブが解散した後の会員の地位 (Status of Rotarians Following Involuntary Dissolution of Clubs)

理事会は、不本意ながら解散したロータリー・クラブの会員のその後の地位に関し、次の如き措置を講じている。

自国から避難して来たロータリアンを新たに実業或は専門職業に従事しようとする都市にあるロータリー・クラブの会員に選ぶことができるし、又選ばれた例が屢々ある。尤もそれは定款に従ってクラブ自身が決定することであると理事会は指示している。

ロータリアンである処から生ずる深い友好

と奉仕の機会を楽しむためにロータリーは会合するのであるが、そのクラブ所在都市の生活に同化することが出来るのでなければロータリーに入っても無益であるように思われる。理事会はこの問題を提起させることになった動機を理解すると共にこれに対し深い同情を感じるものであり、自分の落度でもないのに真に不本意ながら一時的にロータリーの友好を奪われた人々の心の中に、ロータリーは依然として残っていると考えるのであるが、自分の良く知っている都市以外の都市のクラブで形式的に会員の地位を与えられることによって、失ったロータリーの友好が償われるとも考えられない。のみならず理事会は、彼等のロータリーとの正常な関係が復活したときに元ロータリアンに面倒な事態が生じた実例を知っているのである。(理 39—40)

クラブ例会への学生招待

(Students as Rotary Club Guests)

各クラブは大学その他の学校の学生に関心を持ち、学生達がロータリーの理想や原理をよく知っているかどうか確かめることを奨励されている。理事会は、各クラブが、その昼食会に学生をお客として招く計画に同感であり、クラブがこのようなお客を招くことを奨励したのであるが、学生は、学生としてはロータリー・クラブの会員にはなり得ないのである。ロータリー・クラブは定款細則に明示された種類の会員しか持てないからである。(理 26—27)

会員カード (Membership Cards)

1910年、国際ロータリー創設集會に於て

ロータリアンに対して会員カードを発行する準備を行なう権限が理事会に与えられた。

理事会(1912—13)は一定形式のカードを採用し、これを全クラブが使用することを薦めた。このカードが会員証明票として知られているものである。

入会の一つの条件としてロータリー財団への寄付をうたったり又は斯様な条件を暗示する言辞を入会申込カードに書き入れてはならない。理事会は、国際ロータリー財団に寄付することを入会条件とする規定を設けること及びその条件をロータリー会員証明カードに表記するようクラブ細則を改正することは、これを阻止する。(理 56—57)

ロータリアンが個人的に知られていないクラブを訪問する際には必ずこの会員カードを提示して自己を紹介しなければならぬことになっている。(ダラス大会決議 29—12)

ロータリー会員でない者に対する証明書その他の発行

(Credentials, etc. for Non-Rotarians)

国際ロータリーのためにロータリーの用事で旅行する者以外に、信用証明書、身分証明書、或は紹介状を発行することは国際ロータリーの方針に反するものである。国際ロータリーはこの方針に従って、学生、或は旅行するロータリアンの子弟に紹介状を発行して、個々のロータリアンやクラブの役員に対し身分証明又は紹介の役にたてることはしない。(理 37—38)

ロータリー・クラブは原則として自己のクラブの会員以外の者に対して信用証明書、身分証明書或は紹介状を発行すべきではないと理事会は信じている。ロータリー会員はすべてそのクラブに属するが故にその会員証明カードを所持しているものである。(理 41—42)

名称及び徽章

(Name and Emblem)

Rotary という名称は、最初のクラブに於て、その会合を会員の事業所で交互 (in rotation) に開いた処から始つたのである。この言葉は国際ロータリー (Rotary International) という名称や「彼はロータリーに於ける最年長者である」という文章に於けるように名詞としてロータリーの全組織を示すのに使用されることが最も多い。又、「ロータリーのおかげで彼は立派な市民になった」という文章に於ける場合の如く、ロータリーの理想や原理を意味している場合もあろう。Rotarian という言葉は、名詞としてロータリアンのことを言うか或は「ロータリアン誌」という名称に使われるだけである。如何なるロータリー・クラブも、個々のクラブとしても、又集団としても、それらが国際ロータリーの定款に従つて設立されていることを示す処のロータリーという名称以外の名前を付けてはならないし、又、ロータリーという名称以外の名前の下に活動してはならない。尤も各地区は国際ロータリー (Rotary International) の名称を用い、それによってロータリーの理想、原理及び目的の普遍性を示すことになっている。

徽章 (The Emblem)

1905年か或はそれより少し後にシカゴ・クラブによって考案され採用されたロータリーの最初の徽章は車の輪の形を現わしていた。他のクラブが結成されるに従つてこの徽章も段々と修正され、時に歯車が使用されたこともあった。そして、1912年の大会に於てこの

歯車を現わす徽章が採用されたのである。

1919—20 年度国際ロータリー理事会は、1912年に採用された徽章の説明が明確を欠くという議論が多いのを認め、2名のロータリアンが提出した図案を受け入れ、更にこの徽章を使用する場合には、そこに記された文字を変更してはならないし、又その他一切の変更を加えてはならない旨を規定した。この理事会の決定は 1921 年の大会に於て確認されている。

1922 年の大会に於て採択された国際ロータリー細則改正条文には次のように規定されている。即ち「国際ロータリーの目的と綱領の達成を助長するため、理事会はすべてのロータリアンの専用とその利益のために、国際ロータリーの徽章、襟章及びその他の標章を制定し、且つ之を保護する」

しかし、1922年の国際ロータリー定款及び細則の改正条文の採択以来、この細則に規定された徽章の採用に関しては理事会は何等の措置も講じていないことが指摘せられた。そこで、国際ロータリー理事会 (1923—24) は国際ロータリーの公式徽章の記述を採用した。そしてこれは 1929 年の大会に於て採択された大会決議 29—12 によって確認された。

国際大会で確認された徽章の公式記述は次の通りである。

国際ロータリーの公式徽章は、6本の幅と24の輪歯及び一つの楔穴のある歯車である。1個の輪歯が各幅の中心線上にあり、幅と幅との中間には3個の輪歯がある。歯車は次表に示す寸法の比例で造られている。「Rotary International」の二つの文字は輪縁のくぼんだ処にある。輪を縁で立てて見ると、

“Rotary”の文字は上部の窪みに輪歯5個分の長さに見われ、“International”の文字は下部の窪みに輪歯約9個半の長さに見える。両側にこの二つの窪みの間に位して文字のない窪みがある。これら四つの窪みの内、どの二つの間隔も下記比例に従つて2単位であり、又、窪みと内外の輪縁との間隔は $1\frac{1}{2}$ 単位である。幅は先細で断面は楕円形である。輪が“Rotary”の文字を上にして立っている時は、向い合った二つの幅の中心線は輪の縦の直径を形造り、回転最高所に達した楔穴を両断することになる。輪歯の両側面は外側に少々ふくれている。従つて輪歯と輪歯の間の空間は略々機械的に正確である。正確な設計の比例は次の通りである。

| | 単位 |
|-------------------|----------------|
| 全体の直径 | 61 |
| 中心から輪歯の基部まで | 26 |
| 輪縁の幅(内端)から輪歯の基部まで | $8\frac{1}{2}$ |
| こしきの直径 | 12 |
| 軸の直径 | 7 |
| 幅 | |
| 輪縁と合する点に於ける幅 | 5 |
| 軸の中心における幅 | 7 |
| 楔穴の垂直断面 | |
| 幅 | $1\frac{3}{4}$ |
| 深さ | $\frac{7}{8}$ |
| 輪歯 | |
| 基部の幅 | $4\frac{1}{4}$ |
| 先端の幅 | $2\frac{1}{4}$ |
| 高さ | $4\frac{1}{2}$ |
| 文字 | |
| 窪みの幅 | $5\frac{1}{2}$ |
| 文字の高さ | 4 |

輪を一層奉仕の象徴たらしめるため上の記述に楔穴が加えられたことに注意すべきである。その上、幅の位置も定められている。このロータリー輪の記述の変更は、既に発行した許可書には影響しないことになっている。

然し、許可書は出来るだけ速かに楔穴を入れるよう変更しなければならない。襟ボタンの場合は小型であるため楔穴をこの中に入れる必要はないことと了解されている。

ロータリーの色は徽章の中に次のように取り入れられなければならない。即ち輪全体として金色でなければならないが、輪縁の四つの窪みの部分は濃紺青色とする。窪みの“Rotary”と“International”の文字は金色で表わし、中心と楔穴は空白のまま残しておくものである。(ダラス国際大会決議 29—12)

役員バッジの使用及び徽章の変更は認められない (Officers' Badges and Modification of Emblem Not Approved)

ロータリアンがそのロータリーに於ける役員としての地位を示すために独特のバッジ、宝石或はリボンなどを使用することは、国際ロータリー職業人の会にはふさわしくないと理事会は信ずる。故に斯様な徽章は地方的習慣として用いる国以外においてはその使用を否認する。但しロータリーの国際大会や地区大会等で使用される簡素な一時的な名札或はリボン等はこれの中に含まれないものである。

又、国際ロータリー理事会では(ロータリー徽章の製作者を含めて)関係者全員に対し、徽章を使用する国際ロータリーの全構成単位は如何なる場合にもこの徽章に何等変更を加えずして使用するよう強調している。

更に国際ロータリー理事会では、各ロータリー・クラブ及び製作者が、当分これを佩用する権利のある人々に対するロータリーの襟章の配布及び保持を十分慎重に行なうよう要望している。(理 28—29, 55—56)

名称及び徽章の保護

(Protection of Name and Emblem)

Rotary という文字は如何なる辞書にもある文字であるから国際ロータリーといえどもこの文字を独占して使用するわけには行かない。しかし、国際ロータリーがこの文字に新しい意味を与えたことは一般に認められているのであるから、もし Rotary という文字が他の人々に使われて彼等が国際ロータリーに関係しているような印象を与える恐れのある場合は断乎これを止めさせなければならない。

1919年米国特許局は「ロータリー・シャツ製造会社」と称する一会社がロータリーの名称と徽章を自己の商標として登録せんとしたことに対して国際ロータリーの行なった異議を正当と認めている。

又、1928年に、同じく米国特許局は、アイルランドのベルファストにある Gallaher なる会社が或る種の煙草製品の商標としてロータリーという言葉をも米国内に登録せんとしたことに対して提起した国際ロータリーの異議を正当と認めている。又、テキサス州ヒューストンの Theo. Keller 会社が1913年に取得し、Gallaher 会社がその譲渡を求めた煙草製品に対するロータリーという商標の登録を抹殺することを求めた国際ロータリーの請願も同じく米国特許局によって正当と認められたのである。

英国及びアイルランドのクラブも、国際ロータリーが Rotary という文字に特別な関心を持っており、もし誰かが Rotary という文字を含んだ商標を登録せんとした場合には特に配慮して国際ロータリーに異議を唱える機会を与えてくれるよう英国の特許局に了解を求めている。

1954年にロータリーの徽章は、米国特許局

の登記原簿に奉仕団体のマークとして登録された。又米国においては、商標並に集团的会員制度のマークとしても登録されている。ロータリーという名称も米国特許局の登記原簿に登録された。斯様な登録により最近国際ロータリーは他の者がロータリーの徽章を使用出来ないようにすることに成功しており、又ロータリーと無関係の者がロータリーの名称を使用し、ロータリーと関係があるように見せたり、思わせたりして社会を混乱させるような場合にはロータリーの名称を使用させぬようにすることが可能になった。

1962年、登録によりロータリー・クラブ所在国におけるロータリーの名称並びに徽章の特許権侵害及び誤用を防止する目的のプログラムが始められた。このプログラムの最終目標は、それ等の国が、現在アメリカにおいて国際ロータリーが保護されているのと同様の保護を得ることである。努力が成功して名称、及び徽章が登録された国もあり、登録方法が手間取つてはいるが登録申請済み又は申請中の国もある。

この登録プログラムがその目的を達した時には、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリーの名称及び徽章の専用並びに利益を守るため国際ロータリーは、世界で有利な立場に立つことになる。

同様に、ロータリー・クラブがインターアクト・クラブ並にローターアクト・クラブを提唱した諸国においては、インターアクトの名称並びに徽章及びローターアクトの名称及び徽章を侵害や誤用から守り、これをロータリー・クラブ、インターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブ並にこれらクラブの会員の用に供するために、インターアクトの名称及び徽章並びにローターアクトの名称及び徽章を登録しようとする計画が、始められている。

徽章の使用認可

(Authorization to Use Emblem)

国際ロータリーに対しロータリーの徽章を付した物品(たとえば、襟章、バッジ、装飾、道路標識など)の製造販売を出願する個人や商社は多数に上っている。1919—20年度国際ロータリー理事会では次のような意見に一致した。即ち、令名ある個人或は会社から正式の申出に接した場合、国際ロータリー事務総長は自己の判断に基づいて、国際ロータリーとしては申出の徽章の使用が、若し適当と思われた場合異議はないが、万一それがロータリーの徽章を営利化せんとするものであると思われた場合にはその使用を断乎拒絶すると共に、このような徽章の誤用には強く反対である旨を明らかにした。

許可証は或る規定と条件を守ることに同意した商社又は個人に交付された。

理事会(1961—62)は、全ロータリアンの専用と利益のため国際ロータリーの徽章を維持保存すべき責任にかんがみ、徽章の法的地位並にその正確な複製及び許可された使用の持続ということに更に努力せんとし、ロータリーの徽章を製造、販売及び使用する商社及び個人の認可に関する免許料及び使用手続の設定に同意した。

理事会は、承諾並びに許可の書式を含む免許料及び使用手続を作成し、以てロータリーの徽章又はロータリーの徽章をつけた品物の製造、販売及び使用を商社及び個人に国際ロータリーが許可し、その商社及び個人に、その使用に対する免許料としてロータリー徽章商品の年間販売総額の免許料及び年次使用料を国際ロータリーに支払わせるようにするため、事務総長にその権限を与え且つ指示した。

ロータリー徽章の製造、販売又は使用を認

可するための免許料及び使用手続の設定に伴い、国際ロータリーによってこれまで発行されていた総ての許可証は、それについての条文に従い取り消された。

ロータリー徽章を製造、販売又は使用する免許状交付を申込みとするには、関係商社又は個人は次の規定及び条件に同意しなければならない：

- (1) ロータリー徽章のすべてのダイス型、圧断機、カットその他の型は、茲に添付してある写し及び証拠書類“A”に示されている、ロータリーで承認され且つ採用された記述に全く合致しなければならない。ロータリーの徽章は如何なる方法においても不完全なものにしてはならないし、また無関係の標章と一緒に使用してはならない。ロータリー徽章の襟章の中心に宝石及び／又は役職又は会員の種類を嵌め込んであるものは、ロータリー・クラブの会員の使用のみに、そして免許された製品として、免許契約書に特別に承認され且つ目録に載せられた時のみ、製造され且つ／又は販売され、そしてロータリー徽章型を歪めるとか、その本質的尊厳を落すことのないように造らるべきである。ロータリー徽章の斯様な襟章の製造及び／又は販売は、此の規定及び条件に従ってこれを遵守すべきものである。
- (2) 二つ以上の色で印刷される場合の徽章は、ロータリーの公式色即ち濃紺青及び黄金色のみで印刷することができる。
- (3) 徽章は他の如何なる徽章又は名称と組み合わせ製造したり使用されてはならない。
- (4) 免許されたマークは(免許されたマークの使用ができるロータリー及びロータリーの加盟クラブを除き)如何なる方法においても如何なる人、商社、又は企業体の商用便箋又は商用名刺に印刷され又

は使用されてはならない。

(5) 徽章はその商標として如何なる人、商社又は企業体によっても使用されてはならないし、又“ロータリー”又は“ロータリアン”という言葉は、その製造又は販売する商品の商用名又は商標として或はその記述に、如何なる人、商社又は企業体によっても用いられてはならない。

(6) 免許されたマークは、ロータリーの考案で、不道徳、誤魔化し又は不面目なものからなり又は含んでいるとか、人間、公共団体、信仰又は国家の象徴の名誉を傷つけ又は誤解させるもの、或は彼等を侮辱又は悪評に導くような如何なる製品にも或はそのようなものと一緒で使用されてはならない。

(7) ロータリーは上記規定及び条件を変更し、改訂し、削除し又は追加する権利を保有する。そして被免許者は時々行なわれるべき変更、改訂、削除又は追加された通りの規定及び条件に従うことに同意する。

(8) 被免許者は、免許されたマークの使用はロータリー、ロータリー・クラブ、ロータリー・クラブ会員及びロータリーの他の被免許者のみに認可されたものであるということを認知する。被免許者は、認可されていない如何なる人、商社又は企業にも免許された製品を意識して販売しないことを約束する。(理 61—62)

会社又は個人も、インターアクト及び／又はローターアクトの名称及び徽章を製造し、販売し、又は使用する免許を申請することができる。かかる免許は、ロータリーの名称及び徽章の使用免許に対する一つの追加として免許されるものである。ロータリー徽章の免許公認された使用に関する規則や条件は、インターアクトやローターアクトの名称及び徽章の使用にも適用される。

名称及び徽章の正しい使用及び不正なる使用 (Proper and Improper Uses of Name and Emblem)

クラブの各会員はロータリアンとして知られ、国際ロータリーの徽章、バッジ又はその他の記章を佩用する権利を与えられるものとする。(国際ロータリー定款第 11 条)

国際ロータリー並にクラブの名、徽章その他の記章を、クラブ又はクラブの会員が商品の商標又は特別銘柄として使用し或はその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名、徽章又はその他の記章を他の名称又は徽章と組み合わせて使用することは国際ロータリーの承認しないところである。(国際ロータリー細則第 17 条第 2 節)

国際ロータリーの如何なる役員も国際ロータリー理事会の承諾なしに、如何なる他の団体における彼の公式地位又は会員との関連において彼のロータリーの役職名の印刷を許してはならない。

ロータリーの徽章の正しい使用とはどういうことであるかという問題については既に多くの議論がなされている。グラス大会の決議 29—12 はこの問題に関する特別な規定を次の如く示している。

次の物にロータリーの徽章を使用することが認められている：

- (イ) 国際ロータリーもしくはその加盟クラブの使用するすべての用紙又は印刷物。
- (ロ) 公式のロータリー旗。
- (ハ) ロータリー国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いる徽章、旗、装飾並びに印刷物、国際ロータリー及び加盟クラブの備品並びに造作物。
- (ニ) 加盟クラブの道標。
- (ホ) ロータリアン及びロータリーに関係のある婦人の着用する襟章。

次の如き場合は誤用である：

- (イ) 商品の商標或は特別の品質を表示するための使用。
- (ロ) 他の徽章或は名称と組み合わせて使用する場合。
- (ハ) ロータリアン個人の商業用便箋或は名刺に使用する場合。

(ニ) その他商売の為に使用する場合。
次の如き徽章の使用は認められてはいないが許され得るであろう：

ロータリアン及びその家族の個人的に使用する物品及び彼等の差し出す季節の挨拶状に使用する場合。

ロータリアン及びその家族の個人的に使用する物品及び彼等の差し出す季節の挨拶状に使用する場合。(グラス国際大会決議 29—12)

理事会は、国際ロータリー細則の規定にある通り、ロータリーの徽章は全ロータリアンの専用と利益のために維持、保存されることを認めるが故に、学生がロータリー徽章をバッジその他の記章類に使用することは承認しない。(理 68—69)

ロータリアンの事務所の戸や窓に使用する場合。(グラス国際大会決議 29—12)

理事会は、国際ロータリー細則の規定にある通り、ロータリーの徽章は全ロータリアンの専用と利益のために維持、保存されることを認めるが故に、学生がロータリー徽章をバッジその他の記章類に使用することは承認しない。(理 68—69)

仮ロータリー・クラブ

(Provisional Rotary Clubs)

少くとも会員 20 名より成りその正式の国際ロータリー加盟申込書が、国際ロータリー中央事務局で受領され且つ確認された組織集団は、正式に加盟を承認されるまで仮ロータリー・クラブ(Provisional Rotary Club)と呼ばれる。クラブは国際ロータリーに加盟して初めてロータリー・クラブになるのであるから、仮クラブの会員はクラブが正式に国際ロータリーに加盟されるまではロータリーの徽章を使用する資格を有しないのである。(理 35—36, 48—49, 62—63; 64—65)

団体による公認されない名称の使用

(Unauthorized Use of Name by Groups)

仮ロータリー・クラブに関する場合を除き、如何なる団体もロータリー・クラブであるとかならずロータリー・クラブ或は国際ロータリーの関連団体たる状態を表わすような方法を以て、ロータリーという文字を使用することは公認されておらず、従って許されないものとする。このようなロータリーという文字の公認されない使用を防止するため、国際ロータリー理事会は事務総長に対し実際の可能な手段を講ずるよう指示している。(理 47—48; 62—63)

定款及び細則又は年次国際大会或は国際ロータリー理事会の決議によって認められたものでなければ、“Rotary Club”、“Rotary International”、“Rotary”或は“Rotarian”等の文字の使用は禁止されている。従って総ての加盟クラブ及び個々のロータリアンは皆この規定に従わなければならない。

加盟クラブは地域的出版物の名称の一部として“Rotarian”という言葉の使用を遠慮すべきである。(グラス国際大会決議 29—12)

理事会は、何らかの理由で各自の所属クラブ会合に出席したり参加することが不可能な会員達が、友好とロータリーの接触を保つために組織された種々のグループに加わりたいと思う気持は理解出来るし同情はするが、斯様なグループがグループ名義で、或はその他直接間接にロータリー・クラブであるか国際ロータリーの支部と見られる又は思わせるような方法で「ロータリー」或は「ロータリアン」という言葉を使用することは認められぬものと言明している。(理 62—63)

単一のクラブ又は一団のクラブの活動の名に連結しての「ロータリー」という言葉の使用は、その事業が直接斯様なクラブ又は一団

のクラブに関連すべきもので、国際ロータリーに直接にも間接にも関係させてはならない。「ロータリー」という言葉の使用は、ロータリー・クラブ又は一団のロータリー・クラブの完全なる管理下でない活動の名前に関連させたり、或は又その会員にロータリアンでない人々又は団体を含む如何なる団体の名称に関連させることも許されない。(理 60—61)

非公式な友好グループ

(Informal Fellowship Groups)

理事会は、ロータリアン達が、既定のロータリーの方針に反しない諸活動により知己を広め交友を深める目的で、グループとして交わるよう有意義な娯乐的、趣味的、または職業的諸活動に相互に関心を持ち分かちあうよう奨励している。但しロータリーの名称及び徽章は、このようなグループの、多少とも既定の方針に反する諸活動に関連して使用されないこと、かつ何れのグループの運営並びに経費も自己負担とすべきものであると了解すること。(理 65—66; 67—68)

理事会は、

イ) ロータリアンの各種レクリエーション同好会グループの活動は友情と知己を深めることにおいて又ロータリーの綱領中のクラブ奉仕、社会奉仕及び国際奉仕の各面に重要な貢献をなすものと考え;

ロ) 地区ガバナーに対し、地区内クラブ間相互の各種友好運動の組織化、及び他地区の類似の運動並にそれに関連しての国際友好運動との接触に責任を持つ、委員長1名と最少限3名の委員より成る地区レクリエーション活動委員会の設置を推奨する。(理 68—69)

ロータリーの色 (Rotary Colors)

国際ロータリーの色は濃紺青及び黄金色で

ある。(ダラス大会決議 29—12)

ロータリー旗 (Rotary Flag)

ロータリーの公式旗は、白地でその中心に組織の公式徽章を飾ったものである。

輪全体は金色、縁の窪んだ四つの部分は濃紺青でなければならない。窪みの“Rotary”及び“International”の文字は金色、心中と楔穴は白色である。

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字を又、輪の下部に都市、州、省或は国家の名称を記入することができる。(ダラス国際大会決議 29—12)

建築関係に名称の使用

(Use of Name in Building Ventures)

直接間接に国際ロータリーがかかり合いにならないよう、如何なるロータリアンの集団或はロータリー・クラブの集団又は国際ロータリーの如何なる地区も、家屋或はその他の建物の建設或は購入に当って、それと関連して「国際ロータリー」の名称を使用すべきではないと国際ロータリー理事会は決定している。更に、国際ロータリー理事会は、このような事業のために会員に割り当てて資金を集めることには賛成できない。(理 44—45)

ロータリーの営利化

(Commercializing Rotary)

ロータリアン同僚の間の取引関係に関するロータリーの方針は次の如くである。即ち、ロータリアンはその仲間の会員から彼が取引関係を有している他の実業家に対する場合よ

りも多くの利便を期待してはならないし、ましてこれを要求するようなことがあってはならない。寧ろ遙かに少いものを期待すべきである。

ロータリアンが、取引関係にある他の事業家には普通与えないような特典を仲間のロータリアンに(ロータリアンであるという理由だけで)与えるのは、競争業者に対するロータリアンの責任に反することであるし、又、ロータリーの職業奉仕の原則にそむくことである。真の友人というものはお互いに何物をも要求するものではないし、利益の為に友人間の信頼を濫用することはロータリーの精神から遠く遊離したものである。

彼がロータリーでかちえた友情の当然の結果として、ロータリアンが新しく商売を獲得し又は商売が殖えたような場合は、これはロータリーの内外を問わず、何処にでも起こり得る普通の発展と考えてよいのであり、ロータリー会員たるものの信条に何等違反するものではない。(理 33—34)

ロータリー・クラブと配布

(Circularizing Rotary Clubs)

国際ロータリー理事会の方針は、如何なる団体にも国際ロータリー加盟クラブに対して広告を配布する権利を認めない。(理 24—25)

その所在地のロータリー・クラブに代表が出ている米国のある印刷会社で、国際ロータリー前会長が同市のクラブで行なった講演を基にして、ロータリーの教育的パンフレットをつくり、販売の目的を以て世界中のクラブに配布した。R.I.B.I. はこれにつき、国際ロータリー理事会に対し正式の苦情を申立てた。依って理事会では次のような決定を採択した。

(イ) 理解と親善の見地から、英国及びアイerlandのロータリー・クラブに対して何か

出版物を送る場合には、予めR.I.B.I.理事会の承認を得べきである。

(ii) 当印刷会社は、他国のロータリアンに対してファースト・ネームで呼びかけた書面を出すべきではなかった。

(iii) 営利を目的とする商社は、手紙に「Yours Rotarily」と記してはならない。

(iv) 国際ロータリー或はロータリー・クラブ以外の処から発行されているパンフレットに、国際ロータリーの徽章を付することは適当ではない。

(v) 公式名簿の「序説」には、国際ロータリーの公式名簿は、全ロータリアンへの情報として毎年出版せられている。ロータリアンはこれを商用の郵送名簿として用いてはならないし、同様の目的のために他人に使用させてもいけない。

従って、ロータリアンが自己の商売関係に於て、ロータリーの役員名簿を利用することは正しい用い方ではない。(理 29—30)

この広告配布の問題に関しては、国際ロータリー理事会に於て次のような方針を声明している。

国際ロータリー公式名簿にせよ、地区或はクラブの会員名簿にせよ、ロータリアン或はクラブ又は地区等が、これらを広告配布のために使用してはならないということが通則となっている。

しかし、国際大会の決定或は国際ロータリー理事会の勧告によって定められる限界内に於て、営利に関係のない事柄に限り、他のロータリー・クラブに配布することは許されている。

大会の決定によって定められた限界については、1929年ダラス大会に於て採択された決議 29—12 の第2条第2節及び第3節にのせてある。(理 36—37)

決議29—12、第2条、第2及び第3節は次のように規定している。

第2節 如何なる事項に関しても、他のロ

ロータリー・クラブの協力を得んとする加盟クラブは、先ずそれぞれの地区ガバナーに対して、その目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。

第3節 如何なる加盟クラブも、先ず国際ロータリー理事会の承認を受けるまでは、他のロータリー・クラブ或は個々のロータリアンに財政的援助を求めてはならない。

ロータリー・クラブ及びロータリアンの名簿 (Lists of Rotary Clubs and Rotarians)

国際ロータリー事務総長は、商業上の目的にせよ他の目的にせよ、如何なる職業分類の会員の名簿も、理事会の承認を得ることなしに他に提供しないものとする。(理 20—21)

国際ロータリーの保管するロータリアンの名簿に関して、国際ロータリー理事会では次のように意見が一致している。

各クラブは、その会員名簿を中央事務局に託しているが、その理由は、第1にクラブ会員総数に関する半期報告を確認するため、第2に「ロータリアン誌」發送用名簿として、第3に、住所氏名を確めるため或は会員変更の調査等事務的必要的ためであって、これ以外の目的に使うためではない。

中央事務局は、クラブ会員名簿を、そのクラブの承諾なしにクラブ以外のものに渡す権利は持っていない。

クラブ会員の名簿を入手したいと思うものは、そのクラブ自身から入手するか、或はクラブから、中央事務局に対し会員名簿を他へ提供する権限を承認した書面を、先ず手に入なければならない。

地区ガバナーが、国際ロータリー事務総長にその地区内の全会員の名簿を請求した場合は、事務総長はこれを与える。但し、地区内の全クラブがこのことについて同意したというのを、ガバナーは保証しなければならない。

い。(理 37—38)

クラブ名簿或はクラブ役員又は委員の名簿は、ロータリー以外の機関に渡されることはない。但し、政府機関より非常緊急の合法的要請がある場合、或は国際ロータリー理事会又は執行委員会の同意がある場合はこの限りでない。(理 40—41)

他の団体に対してクラブ又はロータリアンの名簿を提供したり、或はロータリー文献を配布することは、国際ロータリー又はその加盟クラブの仕事の範囲内にあるとは考えられていない。(理 54—55, 国際ロータリーと他の団体についての方針声明 146—147 頁)

クラブ幹事が、所属クラブの会員名簿を商売上の目的の為に提供することは慣例に反することであり、又、クラブ会員名簿を会員以外に頒布することに対して幹事がクラブ理事会の承認を得るようにするのは、確かに賢明な予防措置である。

職業分類に基づく婦人クラブ

(Women's Classification Clubs)

婦人の為のロータリー・クラブの問題は、ロータリーの初期から既に理事会の問題となっている。国際ロータリー理事会(1914—15)では、婦人の実業人及び専門職業人から成る職業分類によるクラブに対してロータリーの名称を付けることを禁止することに決定したが、もしこのような婦人クラブが他の名称を付けることにすれば、彼等がロータリーの精神を以て運営することには何等異存はないとしている。

定款はロータリー・クラブが男子を以て構成されることを明らかに規定している。これまで種々の婦人の団体が、婦人ロータリー・クラブとしてロータリーから承認を得ようとしたが成功しなかった。これについてロータリーの意向は次の如きものであると考えられ

る。即ち、ロータリーとしては、婦人の実業人及び専門職業人が多数ある都市に於て職業分類による婦人クラブを結成することに対しては好意を持ち、これと友好的に協力しながら種々の援助を惜しまないのであるが、ロータリーという名称をこれらのクラブに付けたら、或はこれ等のクラブを国際ロータリーに加盟させたり、又は、国際大会やその他の管理機構に参加させることを欲しないのである。(理 23—24)

婦人の補助団体

(Women's Auxiliary Units)

国際ロータリー理事会(1918—19)は、「ロータリー」又は「ロータリアン」という文字を使用する婦人補助団体を有するクラブがあるという情報に対し、このような組織をつくるに当って「ロータリー」又は「ロータリアン」の文字を用いることを好ましくないとすると共に、ロータリー・クラブはこのような団体が「ロータリー」という名称或は「ロータリアン」という文字を使用することを阻止すべきことを決定した。

1934—35 年度及び 1946—47 年度国際ロータリー理事会は次のような決定をしている。

理事会は 1918—19 年度に採択した決定をここにくりかえし、役員及び加盟クラブに対し、ロータリーという名称を付けている婦人団体にはその使用を止めるよう、又現在結成中の婦人団体にはロータリーなる文字を入れた名称を採用しないよう説得することに努めることを要望する。ロータリアンの婦人親族を以てクラブを結成することが望ましいか否かについては理事会は何等の決定も行なわないうが、もしこれ等の婦人団体がロータリーという名称を使用しないならば、関係者全部の最大の利益となるであろうことを信ずるもの

である。(理 34—35, 46—47)

理事会はロータリー・クラブの婦人補助クラブは正当に承認されないものとするに意見が一致した。(理 49—50)

理事会は、世界の各地にある婦人団体が、その名称にロータリーという文字を使用している場合にも、又いない場合にもロータリーに関係があるような印象を与えている事実を考慮を払っている。これまでロータリー会員の婦人親族がロータリー・クラブ及びロータリアンの社会奉仕及びその他の奉仕活動に於て、個人的にも又団体としても、大いに協力されたことについて、理事会は大いに感謝し且つ賞讃すると共に、今後とも引き続き協力を歓迎するものである。然し乍ら、国際ロータリーの定款にはロータリー・クラブは男子の実業人及び専門職業人を以て構成するとあり、ロータリー・クラブの補助たる婦人クラブ或はロータリアンの婦人親族を以て結成する同種のクラブに関しては、何等の規定もないという事実に注意せねばならぬ。従って理事会はこのような婦人団体に対して公式の承認を与えているかも知れない国際ロータリー役員、加盟クラブ等に対し、彼らは国際ロータリー定款の規定の枠内で行動していないこと、故にかかる承認はこれを取消すべきであることを勧告するものである。(理 50—51, 51—52)

理事会は、婦人があらゆる種類の公共福祉活動に益々熱心に参加しつつある事実を認めるものであり、ロータリアンの婦人親族が、その目標中にロータリー活動の支援及びロータリーの理想推進を掲げんとして、団体を組織することには賛意を表する。しかしながら、これは、決して、ロータリアンの婦人親族の団体に関してなされた理事会の以前の決定を覆すことを意味するものではない。(理 69—70; 70—71)

理事会は、ロータリアンの夫人がクラブ、地区及び国際水準においてその主人のロータ

リー活動に参加することによってなしつつある著しい貢献を考慮し、「超我の奉仕」というロータリー原則の精神を例証するのに大なる援助となったことに対して、その夫人方に1940—50年同様再び感謝の意を表す。

然しながら、1949—50年同様、理事会は国際ロータリーの既定方針に従わない行動に対する苦情を受けた事実に基づき理事会の関心を繰り返す必要のあることに気付いている。それ故に理事会は、国際ロータリーはロータリアンの夫人がその主人のロータリー活動に協力することを高く評価し且つ奨励するも、その定款の規定及びその伝統の両面からして、国際ロータリーはロータリアンの親族であろうとあるまいと、それらの如何なるグループ又は団体もそれ自体の目的のためにロータリーの名称、ロータリーの徽章、ロータリーの公式名簿、又は如何なる公式のロータリーの集りをも利用することを承認することはできないということをロータリアン及びその親族が覚えておかれるよう切望する。(理 49—50, 61—62)

青少年クラブ及び同種の団体による名称徽章の使用

(Use of Name and Emblem by Boys Clubs and Similar Groups)

多くのロータリー・クラブが青少年クラブに関心を持っており、中には直接ロータリー・クラブが後援しているものもあること、又、このようなクラブの名称には後援クラブとの関係を示すために「ロータリー」或は「ロータリアン」の文字が入っている場合もあること、更に又、これらのクラブの中にはロータリーと関係のあることを示すような徽章や標章を使用したがついているものもあるということを理事会は承知している。すべてのロータリー会員たるものは、ロータリーの模範を見習おうとしている如何なる団体に対し

ても同情あふれる援助と激励を与えるべきである。しかしながら、この種の団体の目的が如何に立派なものであっても、国際ロータリーはこれらの団体がロータリーの名称と徽章を使用することを許すわけにはいかない。ロータリーの名称と徽章はロータリー会員が自分達のためにのみ使用するものであるからである。斯様な態度を取ることによって理事会は、ロータリー・クラブの模範を見習おうと努力しているこの種の団体を、落胆せしめようというつもりはなく、それら団体によって、ロータリーの名称や徽章を侵害しない適当な名称や徽章が考案され得ると信じるものである。(理 39—40)

ロータリーは個々のロータリー・クラブに、正当な青少年活動を活発に支持することを推奨し、且つ引き続き援助することを勧奨するものである。

しかしながら、ロータリーは、如何なる青少年団体をも国際ロータリーの正当な下部組織とは認めないし、又そのようなクラブ又は団体に關連して「ロータリー」又は「ロータリアン」という文字の使用も又ロータリーの徽章或は、これに類似の徽章の使用をも認めない。(理 49—50)

ロータリーの標語 (Rotary Mottoes)

1950年のデトロイト大会に於て次の如き決議が採択された。

「超我の奉仕」「Service Above Self」とか「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」「He Profits Most Who Serves Best」という言葉は、40年の間ロータリーの根本的な奉仕の理想を効果的に表現しているモットーとして国際ロータリーに依って広く又常に用いられて来た;

その結果、これらの言葉はロータリーの原則と綱領の一部として公衆及びロータリアン

の心にはっきりと印象づけられて来た;

ロータリーはその職業奉仕活動に於て、——それが物質的報酬であろうと又、精神的及び感情的な健全性や満足感であろうと——奉仕は報酬の基本であるという根本的な真理を教えて来た。

これらの言葉は40年間も使われて来たため事実上モットーとなっているが、国際ロータリーは正式にこれらをモットーとして採用したことはなかった。従って

第41回大会は、「超我の奉仕」及び「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」の語句を、ロータリーの出版物その他に於て使用出来るロータリーのモットーとして指定することを決議する。(デトロイト大会決議 50—11, アトランティック・シティー大会の規則制定 51—9 と訂正)

1950年のデトロイト大会は更に別の決議(50—14)に於て、ラテン語を以てロータリーのモットーを創作する案が採択され、最もよい案を51年のアトランティック・シティー大会に提出することになった。(決議 50—14の全文については1950年大会議事録 136頁を参照)

或るラテン語の語句をロータリーの唯一の公式のモットーとするため提出された決議案(51—15)は、1951年アトランティック・シティー大会に於て、「更に研究を重ねるため撤回と看做される」ことになった。国際ロータリー理事会(1951—52)は、1951年大会の決定に従い、更に研究を重ねた結果、ラテン語でロータリーのモットーをつくることに關してはこれ以上の措置を講じないことに決定した。

国家への奉仕

(National Service)

ロータリアンと国家の関係

(Rotarian's Relation to His Country)

第34回国際ロータリー年次国際大会は、決議29—13を廃止して次の事項を茲に決議する：

国際ロータリーは、思想、言論及び集会の自由、信仰の自由及び迫害からの解放に対する個人の自由に賛成の意を宣言している。

国際ロータリーは、各ロータリアンはその属する教会又は宗教社会の忠実な信者であり、その宗教の教義をその行動によって身を以て例証することを期待する。

更に、国際ロータリーは、各ロータリアンがその日常の個人生活、及び職業上の活動において、自国に忠実であり且つ奉仕的市民であるように努めることを期待する。(セントルイス国際大会決議43—14)

国事に関する方針の声明書

(Statement of Policy in National Affairs)

時々、国際ロータリー役員は、国際ロータリー又は特定国におけるロータリー・クラブは、経済上又はその他の困難の解決に関する政府又は国家的計画、或は他の政府又は国家的計画の進展を保証したり又は激励し支持すべきではないかという要請に接する；そして

国際ロータリーは、国際的組織であり、その役員は世界を通じての運動の奉仕者であって、その運動の国家別の奉仕者ではない；そ

して

各ロータリー・クラブは、その会員の啓蒙について考慮すべき事柄は、クラブ自身で決定しなければならないということが、ロータリー組織における基本的管理規則の一つである；そして

政府又は国家の計画を保証し又は奨励することは、これに直接関係のある国の人以外のロータリアンには受け入れ難いことがあり得る。或は同国人であっても、勧告された政策に対して良心的に賛成出来ない立場にあるロータリアンを当惑せしむることもあり得る；依って、

第25回国際ロータリー年次大会は、何時たりとも斯様な要請が国際ロータリーの役員によって受け取られた場合には、その要請をした当局に、国際ロータリーの方針の説明として本決議の写しを1部送り、関係国のクラブに対し本件に対して行なった決定の報告及びその理由を通告し、特に一般方針声明として上記の序文、及び斯様な事柄に対する個々のロータリー・クラブの方針が規定されている標準クラブ定款第9条第1節、第2節及び第3節にクラブの注意を喚起することを茲に決議する。(デトロイト国際大会決議34—16)

国家的問題に際しての団体行動

(Corporate Action in National Affairs)

クラブの注意が、地域社会、国家及び国際問題に関する標準クラブ定款の規定(第9条)に対して喚起されている。そして論争のある問題の討論は、両方の意見が十分に発表され

るならば、クラブが係争中の公共問題に対して団体行動を慎しむ限り、この原則の侵害にはならないことが指摘されている。(理41—42)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、その国の新帰化人の教育に対し積極的かつ継続的な様な個人的関心を持つこと、そして、若し未だ斯様な教育施設のない場合は、国又は地方政府の教育機関にその施設を設けることを要請することが勧奨されている。(理48—49)

国家有事中のロータリー活動

(Rotary Activities During a National Emergency)

如何なる国においても国家有事の際に、そ

の国のロータリー・クラブが他国のクラブと平常通りの接触を保つことが不可能となるか、或は不得策の場合には、その国籍を持つ現ガバナー又はガバナーズ、及び又は全パスト・ガバナーズは、ロータリアンは常にその国の忠良なる愛国者であることが第一の義務であるということを認識して、国家有事の期間ロータリーをその国内に保持するために可能性あり得策であると考える方策を取る義務を有するものとする。(理37—38)

ロータリーの計画

(Program of Rotary)

ロータリーの計画は、国際ロータリー定款第3条及び標準クラブ定款第3条に述べられている綱領の中に示されている。即ち：

ロータリーの綱領は有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成するにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること；

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであると言う認識を深めること；そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

ロータリーの基本的特色

(Fundamental Characteristics of Rotary)

国際ロータリー理事会(1962—63)はロータリーの基本的特色について次のような声明を採択した：

1. ロータリーは奉仕の理想に基づき世界中の人々の間の理解、親善及び平和の關係の発展、鼓吹及び育成に関係しているのである。
2. ロータリーは、個人に重点をおく奉仕の理想を個人的並びに集团的に実行する目的のため、ロータリー・クラブ組織下

に結ばれた実業人及び専門職業人の世界的友好団体である。

3. ロータリー・クラブはその会員を、各個人の実業又は専門職業活動の本質及びその事業場の所在地に応じて職業分類に基づいて選ぶものである。
4. クラブ例会への出席は会員身分を継続するために設けられた最小限度の義務として必要である。かくして相互間の知己と、友好關係が深められ永続的友情への第一歩となるであろう。
5. ロータリー・クラブは会員に、個人的及び実業或は専門職業活動に於ける高き道徳的水準の認識を深め且つ実証したいという希望を助長する機会を提供する。
6. ロータリアンの宗教的及び政治的信念は彼等自身の問題であると考えられている。ロータリアンは彼の信仰する宗教に誠実で、彼の祖国に忠誠であるべきことが期待されている。

ロータリーと他の団体

(Rotary and Other Organizations)

次に示すものは、国際ロータリーと他の団体とに関して理事会によって採択された方針声明書である：

国際ロータリーは、総てが当然尊重されなければならない異なっている政治、経済、社会並びに宗教的見解を持つ多数の国家及び地理的地域にあるロータリー・クラブの連合体である。

その定款に規定された国際ロータリーの目

的は、世界中のロータリーを奨励、推進、拡大且つ監督し、そして国際ロータリーの活動を調整し且つそれを一般的に指導するにある。

従って、国際ロータリーは広範な奉仕計画を持ち且つ各クラブの活動を通じてこの計画遂行のため、その精力と資力を提供する。

国際ロータリーは、クラブの活動が他の団体と類似していることを認識する。然しながら、国際ロータリーの方針は他の団体の有用な活動に関心を持ちこれを受け入れるものではあるが、如何にその活動が立派なものであっても国際ロータリーそのものとしてその活動に参加し又はそれを確認することはしない。特に、次のようなことは国際ロータリー又はその加盟クラブの活動範囲内にあると考えられていない。

1. 他の団体の会員となること。
2. 単にオブザーバーとしての代表をおくことをのみとめる場合は別として、他の団体の活動に団体として参加すること。
3. 他の団体に、クラブ又はロータリアンの名簿を提供したり、又、他の団体のために文献を配布すること。
4. 他の団体の計画又は活動を賛助すること。

国際ロータリーの基金は、その加盟クラブによって、それ自体の目的に制限して提供されたものである。従って、他の団体の活動に寄付する訳にはいかない。同時に、国際ロータリーはその加盟クラブを通じて、個人としての各ロータリアンが有用な地域社会の奉仕活動を支持し且つ個人的に参加することを奨励している。(理 54—55)

国際ロータリーの如何なる役員も、国際ロータリー理事会の承認なしに、他の団体における彼の公式地位又は会員資格と関連して、彼のロータリーの役職名の使用を許してはならない。(ダラス国際大会決議 29—12)

地域的ロータリー研究会

(Regional Rotary Institutes)

理事会は、ロータリーの計画を推進する一つの方法として、すべてのゾーン及び地域において、国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員のための地域的ロータリー研究会を催すことに賛成であり、よって、次のような研究会の開催および運営に関する手続を原則的に承認した：

理事会は、

- 1) 国際ロータリーの会長、理事会および事務総長の決定と主導によって始められもしくは進められる国際ロータリーの活動の目標および計画において、これを達成しようとするためには、国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員の老練で事情に通じた支援と協力が必要であることを認め、そして、このような支援、協力および理解を得る上において、地域的ロータリー研究会は、重要且つ有用な媒体の役をつとめるものであると信ずる；
- 2) 研究会は、各地域におけるロータリーの方針、計画に関する事項；国際ロータリー理事会ならびに地域の地区ガバナーおよびクラブによって提起された問題；地域における国際ロータリーの綱領、原則の実践；当該地域内のロータリーの拡大についての見通しについて自由な形で論議を行なうために、国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員を招集することを目的として開催されることに同意する；
- 3) 種々の国際ロータリー地域またはゾーンに居住している理事は、その地域の地区ガバナーと協議して、1 または 2 以上の地域的ロータリー研究会を催す必要に

ついて判定し、その必要のある場合は、会長が理事会に代って行なう承認を得て、これを招集することができる、とすることに同意する；

- 4) 米国内のゾーンで開催されるロータリーの地域会合は、当該ゾーン内にある総ての地区から参加者を招請するという建前で行なうものとすることに同意する；
- 5) 参加すべき人が長途の旅行をしななければならないとか、言語上の困難があるというような理由で、1回のみの開催をもってしては情報収集や討議について所期の効果を取めることができないであろうと見られるような地域やゾーンに対しては、国際ロータリー会長は、なるべく多くの国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員の参加を得るために2回以上に互って地域的ロータリー研究会を開催することを認めることができる、とすることに同意する；

- 6) 国際ロータリー会長は、いずれかの地域またはゾーンにおいて1または2以上の地域的ロータリー研究会を開くことを承認するに際し、その地域またはゾーンにおいて開かれるすべての研究会について、これをその地域またはゾーンの理事によって招集されるべきものとするか、あるいはこれをその地域またはゾーンの元理事（元理事によることができない場合は、これと別な資格の国際ロータリー元役員）によって招集されるべきものとするかを決定するものとし、後者の場合は、その地域またはゾーンに居住する理事が、会長の承認を得て、前記元理事に対し、研究会を招集し主宰することを要請するものとする、ことに同意する；

- 7) 関係地域またはゾーン内に居住する理事は、地域的ロータリー研究会の議題およびプログラムにつきその責任者となるが、開催の時期および場所の詳細に關す

る決定を含む研究会会合の準備および推進については、その任務を、その地域またはゾーンの国際ロータリーの元理事またはその他の国際ロータリーの元役員に委任することができる、とすることに同意する；

- 8) 地域的ロータリー研究会の開催責任者は、それぞれの研究会に関し非公式の報告書を会長および事務総長に提出するものとし、理事会の理事はその回付を受けるものとする、ことに同意する。(理 68—69)

理事会は、地域的ロータリー研究会の日程を作成する責任のある人々にロータリーの広報活動とその重要性に関する問題を、これに加えるよう考慮することをすすめる。(理 67—68)

都市連合及びクラブ・ゼネラル・フォーラム (Intercity and Club General Forums)

ロータリー情報及び教育に備える手段として、都市連合、ゼネラル・フォーラムは実際的で且つ有効な手段である。そしてロータリー・クラブはその集団の中心地に全会員を招き、経験ある司会ロータリアン、普通国際ロータリー現役員又は旧役員、と共に午後か夜にロータリーの一般性格や計画等について研究討議するフォーラムを開催することが奨励されている。

理事会は、ロータリー情報を広める手段として、出来る丈多くのロータリー世界の土地に、都市連合一般討論会を開き、国際ロータリー会長によって選ばれた有資格指導者によって司会されることに同意した。(理 49—50)

国際ロータリー会長指名のリーダーによる完全なプログラムを実施するに足るだけの出席者数が期待できないような場合には、地区ガバナーは、都市連合、ゼネラル・フォーラ

ムを夜か、午後と夜の集会にして、国際ロータリーに費用をかけずにリーダーをその地区又は近隣地区から求めて行なうよう奨励されている。(理 57—58)

理事会は又、ガバナーの公式訪問の際及びロータリー年度を通じ他の適当な時期に催すクラブ討論会によって、ガバナーによるクラブ単位のロータリー情報の普及強化を行なうべきことに同意した。(理 49—50)

クラブに計画資料の送付

(Sending Program Material to Clubs)

理事会は、クラブ会長が、ロータリー計画の特定の部面に責任をもち又は関心をもつクラブの委員長その他のクラブ会員に、如何なる資料を直送すべきかを決定する権限を有することを認めている。

しかしながら、クラブ会長が、直接に接触することに同意している場合は、事務総長は当該クラブの委員長その他のクラブ会員に、直接資料を送付することができる。(理 46—47)

意義ある業績賞

(Significant Achievement Award)

理事会は、1966—67年に、すぐれたロータリー・クラブ計画を認めてこれを表彰するプログラムが下の基準に基づいて樹立され実施されることに同意した：

1. 各偶数年に、国際ロータリー理事会は「意義ある業績賞」を設け、各地区内で、前記偶数年の直前2年間、この表彰計画のため設けられている基準に照して最もすぐれた計画を創始した一つのクラブに、これを授与するものとする。同様な賞が、同じ期間に世界中の無地区ク

ロータリー・クラブの中で最もすぐれた計画を創始した二つのクラブに授与されるものとする。

2. 各奇数年の9月1日までに3名の委員からなる審査委員会が、本計画に参加する各地区の地区ガバナーによって設けられるものとする。直前地区ガバナーがこの委員会の委員長に任命されるべきことが示唆されている。地区内クラブからの応募書をすべて受理し審査し「意義ある業績賞」基準に最もよく合致した一つの計画を選定することは、審査委員会の責任である。
3. ロータリー・クラブからの「意義ある業績賞」応募書並に説明資料は、各奇数年の11月1日までに地区審査委員会の手許に届けられなければならない。
4. 地区審査委員会は、審査し、これを地区ガバナーに提出し、ガバナーはこれに署名して国際ロータリー事務総長に、偶数年の1月1日までに届くよう、送付するものとする。前記の書類には、クラブから提出された応募書並に説明資料と共に「意義ある業績賞」受賞候補に指定されたロータリー・クラブ名を含むものとする。かかる応募書並に説明資料は、すべて、国際ロータリーの所有物となるものとする。
5. 各無地区クラブは「意義ある業績賞」応募書を提出することができる。応募書類は各奇数年の11月1日までに事務総長の手許に届けられなければならない。
6. 国際ロータリー会長が任命した3名以内のロータリアンからなる委員会が、無地区クラブからの応募書を審査し、本計画のために設けられた基準に照して最もすぐれた二つの計画を選定し、これを各偶数年の1月1日までに事務総長に送付するものとする。
7. 理事会は、地区審査委員会並に無地区ク

国際ロータリーの出版物

(Publications of R.I.)

クラブのために設けられた審査委員会からの「意義ある業績賞」受賞候補者の推薦を受理し、「意義ある業績賞」を受くべきロータリー・クラブを決定するものとする。

8. 本賞は賞状又は飾板より成り、地区ガバナーを通じて各地区の受賞クラブへ、又国際ロータリー会長から無地区の受賞クラブへ伝達されるものとする。
9. クラブが共同で行なう計画、または地区として行なう計画は、本表彰プログラムに応募することができない。
10. 「意義ある業績賞」の審査委員会は、下記の基準に照らして、すべての応募を評価し、最優秀クラブ計画を決定するものとする：

- イ. ロータリー綱領の1以上の部面を実現する助けとなるもの。
- ロ. ロータリー・クラブ、地域社会、国家、又は世界における重要な必要事項の解決の助けとなるもの。
- ハ. ロータリー・クラブ会員の大部分が、直接参加する必要のある計画。
- ニ. 計画が良く樹立され、成功裡に継続され又は完成されるという合理的な保証がなされていること。

本計画による第1回の授賞は、1967—68年に理事会が受理した推薦者に基づいて、1968年に行なわれた。

理事会は、1967—68年度に「意義ある業績賞」計画の一部として、クラブが国際理解につくしたすぐれた貢献を認める計画も樹立

さるべきであり、この計画は「意義ある業績賞」計画のために設けられた基準に基づき、下の追加規定によって実施さるべきことに同意した。

1. 各偶数年における「意義ある業績賞」計画において、理事会は一つの国際奉仕プログラムを指定し、国際理解へのすぐれた貢献に対して賞を与えてこれを表彰するものとする。

2. 「意義ある業績賞」を受賞したクラブ計画の中から、理事会の指定したプログラムに関連したもので国際理解に最もすぐれた貢献をしたと判定される三つの国際奉仕計画を選び、各計画に夫々1,000弗の賞金が国際ロータリーより授与されるものとする。但しこの賞金は表彰された計画の目的を促進するために使用することを条件とする。

3. 追加賞1,000弗を受くる3計画は、「意義ある業績賞」決定に当って理事会に代って行動するよう任命された委員会によって選ばれ、又授賞されるものとする。

4. 国際理解へのすぐれた貢献に対して受賞した計画は特にカラー・スライド・プログラムに編集され、クラブの購入、上映に、特に世界理解週間に関連して上映するよう、提供されるものとする。

理事会は、この国際理解へのすぐれた貢献に対する表彰計画による第1回の授賞は、1969—1970年度に「意義ある業績賞」計画として提出された計画に基づいて、1970年に行なわれることに同意した。

出版物委員会 (Publications Committee)

国際ロータリー細則(第14条)は、出版物委員会を国際ロータリーの常任委員会として規定している。この委員会の任務は機関雑誌も含め、国際ロータリーのすべての出版物に関し国際ロータリー理事会に勧告をすることである。

機関雑誌 (Official Magazine)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの機関雑誌である月刊雑誌を刊行する。雑誌は、理事会の認める言語版数だけ刊行することができる。現在は2種類が発行されている。即ち基本版である英語の THE ROTARIAN 及びスペイン語版の REVISTA ROTARIA がそれである。

編集方針

理事会は次の方針を採択した：

雑誌編集方針

雑誌は、各ロータリアンにロータリーの綱領及び奉仕の理想を注入することを推進し且つ努めなければならない。その国際的性格を強調しつつロータリーの定めた計画を支持し発展せしめなければならない。斯様な方針は、大会及び理事会の決定事項を反映し、且つ四つのテストに合わせたものでなければならない。雑誌が斯様な記事を書けるにあたっては、ロータリアンをして奉仕の総ての部門における活動を改善せしめ、ロータリアン以

外の人をしてロータリーの綱領及びその理想を一層良く理解せしめるような扱い方をしなければならない。

広告方針

理事会は次の方針を採択した：

雑誌の広告方針

I. 一般方針

雑誌は、優良な商品と奉仕で令名のある広告主から高級な広告を積極的に勧誘しなければならない。

広告文は、雑誌の編集方針に合致するものでなければならない。すなわち：

雑誌は、各ロータリアンにロータリーの綱領及び奉仕の理想を注入することを推進し且つ努めなければならない。その国際的性格を強調しつつロータリーの定めた計画を支持し、発展せしめなければならない。斯様な方針は、大会及び理事会の決定事項を反映し、且つ四つのテストに合わせたものでなければならない。雑誌は、斯様な記事を書けるに当っては、ロータリアンをして奉仕の総ての部門における活動を改善せしめ、ロータリアン以外の人をしてロータリーの綱領及びその理想を一層良く理解せしめるような扱い方をしなければならない。

注意深い判断を広告をとる上に払い、雑誌の購読者であり同時にその持主であるロータリアンから、広告が道義に反し品位を害するものであるとか、広告が実物と違ったものであるというような苦情がでて仕方がないようなものがのらないようにすべきである。

ロータリアンが夫々の実業及び専門職業

上の利益のために互いに競争するのは止むを得ぬことと認めるが、斯様な競争から正当な広告を拒否するようなことがあってはならないものとする。

II. 広告受入れの基準

販売される物品又は役務の価格は正当に表示され、且つ国、州等の許可規定に反していないこと。

価格を特定のものについて或は総体的に他と比較してはならないこと。

製品、役務、広告文、さし絵は、名声ある雑誌に期待される趣味の良さ、美的感覚という点で受け入れられるものでなければならない。

団体又は集団の広告は、国際ロータリーの確定したプログラムに貢献するものであるかどうかを基準にして考慮されること。商品又は役務の広告を受け入れるか否かの問題は、信用ある実業或は専門職業団体又は信用調査機関との協議により決定すべきこと。

III. 無料広告

国際ロータリー以外の無料広告の依頼は、これを謝絶しなければならない。

IV. ロータリー徽章の使用、ロータリー加盟、ロータリー・クラブ用品

ロータリー徽章使用に関する国際ロータリーの一般規定は又広告にも適用せられる。広告の中に広告主がロータリーに加盟しておるといふようなことを書く事を許してはならない。

ロータリー・クラブ用品の取扱業者の広告を受ける場合には販売製品が許可製造業者によって製造せられるものであることを確かめなければならない。製造業者の広告の場合には、業者が国際ロータリーの与えた免許の下に製造しているか否かを確かめなければならない。(理 53—54, 59—60, 62—63)

理事会(1962—63)は次のような広告受入

れの指針を採択した：

ある条件付きで受入れられる広告

貯蓄融資組合(国が保証している場合)
保険(ベスト保険年鑑で相当なランキングにあるもの)

受入れ難い広告

雑誌は次のような広告を受けてはならない：

酒類

薬品(令名のある製薬会社の信用獲得を目的とした広告を除く)

婦人下着類

創業段階にある企業への投資又は相場の予想に関する広告を出す金融機関

賭博

束物類

安物の札入れ

星占家、易断者及び手相鑑定者

書道家

好ましくない性に関する書籍

言語障害者の非公認学校及び類似の団体

宗教団体

政治団体

商取引き上の交渉を欲する他国のロータリーの仲介者になることを申し出るロータリー・クラブ又はロータリアン

資金調達のための商品販売

ロータリアン誌上での広告

(Advertising in The Rotarian)

理事会(1967—68)は、下の如く合意した：
広告の勧誘、掲載に当っては、国際ロータリーは、所定の方針に添うよう、慎重に判断して来たし、又判断するものである。

国際ロータリーは、誌上に掲載された広告主、商品又は営利的申し出を保証したことなく、又、保証するものではない。

国際ロータリーは、雑誌の広告欄をもって

提供された商品や役務に関して、金銭上の責任又は義務を引き受けたことなく、又、引き受けるものではない。

レビスタ・ロータリアの顧問

(Advisers of Revista Rotaria)

会長は、ロータリー・クラブの存在するスペイン語を話す国及びポルトガル語を話す国の各々に在住するロータリアン1人を指名し、その在住国においてレビスタ・ロータリアの編集者と接触を保ち且つレビスタ・ロータリアの運営に対して通信により助言する職務に当たらしめる権限を与えられている。その様に指名されたロータリアンはレビスタ・ロータリアの顧問として知られ、且つ会長の要求によってガバナーにより推薦されたものの中から選ばれる。その人達の任期は1年間とするが、2年間その職務に当たるよう指名せられることもある。(理 55—56)

雑誌への読者の関心

理事会は事務総長に対し、実際的と思われる方法によってガバナー、クラブ役員及びその他のものに、次の如き提議について注意を払わしめるよう要求している：

(イ) 新会員がクラブに入会した時に、ロータリーにおける雑誌の持つ役割を説明して雑誌を与え、毎月これを熱心に読むよう奨励すること。

(ロ) 各幹事は雑誌が到着した後の最初の例会にこれを演卓又は演壇の上におくこと。

(ハ) 各ロータリー年度の初め、又は、その後出来るだけ早く、クラブ会長は、各月雑誌到着後最初の例会において、3分乃至5分間雑誌の論評をする処の“評論家”として12人を指名すること。

(ニ) 雑誌記事を出出来るだけプログラムに取り入れられること。

(ホ) クラブに町及び学校図書館、クラブ誌

書室、陸軍基地、軍艦その他へ寄贈するために購読するよう推奨すること。

(ヘ) クラブは、名誉会員及びそれぞれの地域社会におけるロータリアン以外の有名な人のために雑誌を購入し、以て前者にはロータリーと接触を保つように、又後者にはロータリーについて一層良く知って貰うようにすること。

(ト) 総てのクラブ、殊にアメリカ合衆国、カナダ及びバーミユダのクラブは、国際奉仕の企画としてレビスタ・ロータリアを購入しこれをイベロ・アメリカのガバナーその他から推薦されたイベロ・アメリカにおけるロータリアン以外の各有名名人に送ることを考慮すべきこと。(理 43—44)

雑誌に一層国際性を持たせ、且つ世界的に一層喜ばれるものとするために、理事会は合衆国以外からの記事を歓迎し、且つ一般的な雑誌改善に対する意見を懇請する。(理 53—54)

理事会は、地区ガバナーに、国際ロータリーの公式に発行する出版物の読者数の増加と、可能な場合その予約購読数の増加を図ることを勧める。(理 68—69)

地区プログラムと雑誌

理事会は、総ての地区大会及び協議会のプログラムの中に雑誌に関する事項を適当に入れることの重要性とこれに必要な資料を雑誌は喜んで提供するという事実を注意をよんでいる。(理 34—35)

理事会は、ガバナーに対し、地区協議会及び地区大会のプログラムの中にクラブ雑誌委員会の仕事に関する発表をする機会を作るよう、そして地区大会でクラブ雑誌委員会委員のための部会を設けることを勧奨する。(理 44—45)

ロータリーの雑誌週間

毎年1月最後の全週間に「ロータリーの雑誌週間」に指定され、クラブはその週間中雑誌に関するプログラムを発表することを要求

されている。斯様なプログラムの作成に有用な資料は中央事務局雑誌部から提供される。

雑誌に概要を掲載すること

理事会は、国際ロータリー発行の雑誌に使われている言語以外の言語でその概要を国際ロータリーの公式出版物に掲載することは先ずないと考えるが、地域的出版物を出している地区においては、それに「ロータリアン」誌及び「レビスタ・ロータリア」の記事を転載又は概要を掲載することを考慮するよう勧める。(理 63—64)

国際ロータリー・ニュース

(R.I. NEWS)

国際ロータリー・ニュースは、国際ロータリー中央事務局から各クラブ会長及び幹事に毎月発送せられる印刷した通信文である。本通信の目的は、クラブ役員に対し公式通信その他一般的にまた時期的に関心をよぶニュースを伝えるにある。

各クラブの会長及び幹事に1部宛発送されている。40名以上の会員を有するクラブは40名を越える20名毎に1部の追加が貰える。クラブはその無料追加の分の郵送を受くべき会員を知らせるものとする。

事務総長は、クラブ会長又は幹事から要求があれば、無料で国際ロータリー・ニュースを、クラブ会長又は幹事の指定するクラブの主要委員会の委員長に発送する権限を与えられている。(理 44—45)

国際ロータリー・ニュースは総ての国際ロータリー役員及び委員に送られている。なお多くの元国際ロータリー役員及び委員長にも送られている。斯様な部数はクラブ割当の中には含まれていない。

国際ロータリー・ニュースは一般的に配布するよう企てられたものではない。クラブの

会員個人が購読を欲するならば、その購読料は年2弗である。

国際ロータリー・ニュースは、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、スペイン語及びスウェーデン語で出版されている。

名簿 (Directories)

各ロータリー年度の始めに国際ロータリーは、全クラブ、その会長及び幹事の姓名及び住所、例会場及び例会曜日及び時間、国際ロータリー役員及び委員の姓名及び住所の一覧表、その他名簿に一般的な事項を載せた公式名簿を発行する。

この名簿は、クラブ役員、国際ロータリー役員及び委員の使用及び旅行する時のロータリアンの便宜に供するために印刷されたものである。この名簿はロータリアンでない人に配布するためのものではない。ロータリアンがこれを営業に利用することは不穩当である。

新版が出るたびに各クラブの会長及び幹事宛各1部宛無料で発送される。40名以上の会員を有するクラブに対しては、40名を越す20名毎に1部の追加部数が送られる。

公式名簿には著作権が設定されている。

旅行するロータリアンのため、公式名簿の一部として、ロータリアンによって所有又は経営されているホテル、或はロータリー・クラブの例会場又は事務所のあるホテルの案内広告を載せている。又、ロータリーの徽章のついた商品を購入するような場合のクラブ幹事その他のための案内として、この名簿には、ロータリーやインターアクトの名称や徽章入りの物品の製造又は販売を国際ロータリーによって特に認められた会社の一覧表も載せられている。

欧州大陸、北アフリカ及び東部地中海におけるロータリー・クラブの名簿が、チューリ

ッヒ事務局で発行され、その地域のクラブに提供されている。

グレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーがその地域のクラブのために、当該地域にあるロータリー・クラブの名簿を発行する習慣になっている。

地区又は地域で、その地区又は地域内のロータリアン名簿を欲すれば印刷して差し支えないが、その経費は、国際ロータリーの費用以外でまかなわなければならない。(理 55—56)

如何なる地区、地域又はクラブも、ロータリー名簿を発行するにあたっては、その名簿の中に必ずロータリアン以外の人に配布するものでない事、又営業用の発送先名簿として使用してはならないことを、明記しなければならない。(理 35—36)

パンフレット (Pamphlets)

職業奉仕及び社会奉仕活動、会員身分及び職業分類の問題等の一定の題目に関する色々なパンフレットが国際ロータリーによって発行されている。その全部の目録については、国際ロータリー事務局から入手出来るすべての出版物、用紙類、提供品等の価額が掲載されているパンフレット 19、「カタログ」及びペーパー 100、「ロータリー出版物」を参照のこと。

理事会又は国際大会の決定によって特に承認せられたパンフレットの出版を除き、事務総長は、新規のパンフレットを何時、如何なる国語で出版すべきか、又、現在ある出版物を何時廃刊すべきかを決定する権限を有する。(理 37—38)

国際ロータリーの出版認可表示のある出版物 (Pamphlets Bearing Imprimatur of R.I.)

国際ロータリー出版認可を表示した総てのパンフレットは、国際ロータリー理事会によって承認せられたものか、或は斯様な承認をなす権限を与えられ且つ指定せられた人によって、承認せられたものでなければならない。(理 27—28)

公式言語 (Official Language)

理事会は英語を国際ロータリーの公式言語として認定する。(理 53—54)

ロータリー文献の翻訳

(Translation of Rotary Literature)

第 37 回年次国際大会に於て国際ロータリーは、英語で印刷された国際ロータリーの出版物を、国際ロータリー理事会がみとめた実情の許す限り速かに英語以外の言語で入手することができるようにすることを決議した。(アトランティックシティ国際大会決議 46—21 (1))

経費の許す限り出来るだけ早く、多くのロータリー文献をクラブの所在する国の国語でロータリー・クラブが入手できるようにすべきである。(理 54—55)

国際ロータリーが英語で出版したパンフレットを他の言語に翻訳する場合、若しそれに同一の表題をつけて同一のパンフレットにしようとする場合は、英語版全文の翻訳が載せられていなければならない。全文の翻訳でない場合は、或るパンフレットの抜萃であること或はそれが有る限定された目的のために印

刷されたということを明示しなければならない。(理 27—28)

出来る限り、ロータリー出版物の各国語版は、すべてその内容及び体裁において同じであるべきである。地区又は地区群内のクラブに一層役立つようにするために、本文を修正することが必要であり且つ望ましい場合には、事務総長は、斯様な変更が行なわれる以前に、その変更される本文の全文を英語で記述したものに承認を与える権限を有する。

ロータリー出版物の各国語版は、そのそれぞれに用いられている国語を使用しているクラブに無料で配布される。(理 57—58)

事務総長は、ロータリーの書類並に文献の翻訳に関し、理事会の承認を必要とする翻訳であることおよびその翻訳が正確であることが確かめられた場合は、理事会に代り、それを承認する権限を有する。(理 29—30)

色々な国におけるすぐれたロータリアンの奉仕を国際ロータリーの負担なしでロータリー文献の翻訳に利用出来る場合には、そうしなければならない。(理 34—35)

理事会は次のことに意見が一致した。

1. ロータリーの綱領の完全なる理解がクラブ活動の真の基礎である。

2. ロータリーの綱領を英語から翻訳するに当っては単に直訳でなくその精神を表現しなければならない。斯様な翻訳をする場合には、つけ加えとか削るとかすることによって英語で表現された綱領の真の意味を変えることのないよう、最大の注意を払わなければならない。

3. 総てのロータリー文献の英語以外の言語への翻訳は国際ロータリー理事会の承認を得なければならないという決定方針を再確認する。

4. 総て翻訳をする人は、理事会の決裁に付するためガバナーを通して国際ロータリー理事会にその翻訳を送付するよう要求されている。

5. 理事会は、英語を話さない国のガバナーが、ロータリーの綱領を翻訳したものを各々の属する地区のクラブに提供することを望んでいる。(理 35—36, 57—58)

理事会は、ロータリーの文献をクラブが勝手に翻訳したりそれを改作したりするようなことをさせないこと、及びロータリー文献を英語以外の国語に翻訳することは国際ロータリーの監督と管理の下に行なわれなければならないことを決定した。ロータリー文献の翻訳及び印刷は事務総長の直接管理の下に行なわれ、且つロータリー文献のクラブへの配布は中央事務局で行なわれるものとする。(理 57—58)

著作権のある出版物

(Copyrighting Publications)

ロータリアン誌、レピスタ・ロータリア、公式名簿、奉仕の冒険、国際大会議事録等の出版物は、その内容が営業又は広告の目的に使用されるようなことから国際ロータリーを擁護するため著作権が取得してある。著作権の取ってある出版物には、その旨記載されている。複製する場合には事前に国際ロータリーの特別の許可をえなければならない。然し、著作権のない沢山のパンフレットが国際ロータリーによって出版されている。これらは単に国際ロータリーと表示するだけで、その一部又は全文を再印刷して差し支えない。

国際ロータリーの出版方針

(Publishing Policy of R.I.)

理事会は次の様な国際ロータリーの出版方針を定めた：

1. 国際ロータリーは、アメリカ合衆国、イリノイ州の法律に基づき利益を目的とする

一般書籍出版及び販売業務に従事することを禁じられている非営利法人として設立された法人組織である。

2. 国際ロータリーは、書籍出版及び販売の大きな投機的分野に入るのに十分の剰余資金を所有しているが、決してこの競争場裡に入る冒険を承認したことはない。

3. 国際ロータリーは、ロータリーの効果的管理と、その教訓目的の宣伝に必要な出版物を、(手続要覧に定められた処に従い)無料又は見積実費を以て発行し且つ配布することを続けなければならないが、ロータリー運動に実際に関係のない又はその管理に重要でない書籍又は資料を出版することは絶対に避けなければならない。

4. 理事会は、ロータリー財団の設立が成功し、十分に機能を果し得るようになれば、ロータリー財団管理委員会は、ロータリー運動の目的を推進するのに望ましい潜在力を提供すると思われるような特別な出版物で、しかも手続要覧の規定及び上記決定による条件からいって本章で述べられた出版物の範囲外にあるものを印刷、配布する費用を賄う特別

補助金を随時支出することが出来ることに気付くであろうとの理事会の見解を記録しておくものである。(理 39—40)

国際主義を強調する国際ロータリー文献 (R.I. Literature to Emphasize Internationalism)

根本的には、総ての国際ロータリーの指令及びその文献は、国家主義よりも国際主義の精神を強調しなければならない、そしてロータリーの一般原則に限られなければならない。(理 45—46)

国際ロータリーによる他団体の文献配布 (Distribution by R.I. of Literature of Other Organizations)

一般的方針として、その加盟クラブに対して国際ロータリーは他の団体の文献を、配布してはならないことになっている。(理 45—46)

広 報

(Public Relations)

クラブ及びガバナーの手引として、理事会(1961—62)は次の方針声明を採用した：

国際ロータリー広報

(Rotary International Public Relations)

国際ロータリーの継続的成長と発展に健全なる広報の重要性を認識して、理事会はロータリーの広報プログラムの目標を次のように定めた：

1. 加盟クラブ及び個人ロータリアンがロータリーの綱領を効果的に遂行しようとする好環境を造り且つ維持すること；
2. 社会、加盟クラブ、及び個人ロータリアンへロータリーの綱領及びロータリーの広範な奉仕プログラムを説明すること；
3. 社会、加盟クラブ及び個人ロータリアンにロータリーのプログラムについて知らせること；
4. 加盟クラブ及び個人ロータリアンの活動で望ましいものを適時に報告すること；
5. これらの目標達成に役立つあらゆる通信網を利用すること。

社会がロータリーの目的及びプログラムを理解し且つ受け入れるようにするために、国際ロータリーは、雑誌、新聞、ラジオ、テレビジョン、フィルム、その他機関雑誌、その元及び現役員、その加盟クラブ、及び個人ロータリアンを通じてその広報を維持し続ける。

理事会は加盟クラブの広報委員会が、単に積極的宣伝の発表ばかりでなく、到る処の口

ロータリー・クラブ、国際ロータリー及び社会との健全且つ有意義な通信部門をクラブ内に創り、維持することを含む広範囲な責任を持つよう勧告する。

理事会は、効果的広報プログラムの第一要素は加盟クラブ及び個人ロータリアンによる立派な行為であることを認める。理事会は、斯様なプログラムは(1)ロータリー奉仕を強化し、良いクラブ企画を奨励し、必要に応じて地域社会救援に乗り出し、そして加盟クラブ及び個人ロータリアンが最善の機能を発揮できる雰囲気を提供するような活動を含め(2)加盟クラブ及び個人ロータリアンと社会との関係を解明且つ改善し、(3)真実、正直、誠実及び良趣味に基盤をおき、そして(4)ロータリーの真の姿を高揚し且つ伝えるべきであることを力説している。

それ故にどこまでもロータリー・クラブの広報目標は次のようになすべきである：

1. ロータリアン個人として又クラブとしての集団が地域社会に与えたすべての印象の総合的効果がロータリー広報の基礎になるということを念頭に、クラブ並びにロータリアンの広報意識を進展させること；
2. 個人的な又職業上の接触においてロータリーの目標と業績を一層知らせる機会を追求するよう各ロータリアンに奨励すること；
3. 新聞編集者並びにラジオ、テレビ放送局の支配人及び他の通信機関と友好関係を維持すること；
4. 国内並びに国際通信のほか、ロータリーに関し即ちロータリーの歴史、綱領、

規模一特にクラブのプログラム及び活動について社会に知らせることに重点をおいた統一のとれた広報プログラムを立案し、実行すること；

5. 都市連合会、地区大会及び協議会、地域大会、国際協議会及び大会、ロータリー財団教育補助金、ロータリー創立記念式、地区ガバナーの公式訪問、及びロータリーの世界的プログラムを示す他の行事を含む、ロータリー奉仕の色々な部門に関しての地域社会の理解を増進するためにあらゆる機会を利用すること。

広報によってロータリーに人々の注意を引くこと (Attracting men to Rotary through Public Relations)

理事会は、

- 1) 世界中のロータリー・クラブに対し、現在その数を増加しつつある、実業及び専門職業分野で責任ある地位を占める若人のロータリーへの関心を深めさせる手段、方法を見出すよう激励し；
- 2) ロータリー・クラブに、ロータリーの綱領をよりよく伝え且つ表現する、適切なロータリー・クラブ例会プログラムを發表するための方法を講ずるよう強く要望し；
- 3) 世界中のロータリー・クラブに対し、広報の効果を一段と高める方法として、より明確に広報に焦点を合わせた活動を採用することを考慮するよう提案する。(理 69—70)

ロータリーと報道機関

(Rotary and News Media)

ロータリーの綱領が一層良く知られるよう

にするためには、ロータリーと報道機関との間に密接な関係の存在することが大切である。そのため、クラブは、ロータリーにとって有利な広報を確保するために次の事項を含め種々の方法を考慮するよう激励されている：

- (1) 地元新聞社、専門職業誌並びに業界誌、及びラジオ、テレビ放送局の所有主、支配人及び編集者をクラブ会員に選挙すること；
- (2) ロータリーの綱領に関する情報を広めるためにラジオ、テレビを含めてあらゆる伝達機関を利用すること；
- (3) 各クラブで、毎年1回地方新聞人のため、又出来得れば、クラブの区域外の新聞代表者のために会合を開いて、ロータリーの組織及び綱領について詳細に説明すること。

地区広報委員会

(District Public Relations Committee)

理事会は地区ガバナーに対し、地区広報委員会の設置を考慮することを提案している。(理 68—69)

協議会プログラムに関する一般情報

(Public Information on Assembly Program)

国際協議会又は地区協議会の計画をたてるに当っては、ロータリーに関する情報を一般社会に知らせるのに役立つ事柄を含ませる点について十分の注意を払わなければならない。(理 37—38)

地域大会

(Regional Conferences)

地域大会は国際ロータリー細則第 18 条第 5 節に規定されている如く、国際ロータリー理事会によって開催される。

理事会は地域大会開催を考慮するに際し、将来の指針として、次のように決定している：

理事会は、国際ロータリー細則に規定されている如く、適当な条件のもとに、知己を広め、理解を増進し、意見を交換するため討論会の役を果たすという目的のために、地域大会を開催することを決定した。一般方針として、地域大会はどの地域においても、5 年に 1 回をこえて開催しないものとし、かつ国際大会開催地となりそうな場所からは概して遠隔の地域のロータリアンに大した費用を負担せず、国際ロータリーの会合に出席する機会を与えるために開催されるべきである。

理事会は、地域大会の開催地を選定する際に次の諸点を考慮に入れるべきことを決定した：

1. 「主要な出席地域」内に少なくとも 1 万名のロータリアンが居住していなければならぬ——その地域とは、ロータリアンが大した費用を負担せずに大会開催地まで旅行することが出来、従って最多数の出席者が期待され、かつ、大抵の場合実際に出席する地域を言うのである。
2. 「主要な出席地域」内に居住するロータリアンは、国際大会へ大した費用を負担せずに旅行する機会がこれまでにあったか、または数年のうちにあると期待されるものであってはならない。
3. 然も、最小限 2 千名のロータリアンの出席が期待できること。

理事会は、当該都市が国際ロータリーへ何等の負担をかけることなく、大会の本会議に相応しい、適当な、便利な公会堂並びにその他の会議のために同様な会議場を準備するよう期待している。如何なる都市のロータリー・クラブも国際ロータリーが使用する会議場の室代またはその他の経費を負担すべきものではなく、地域社会としての都市がかかる設備を準備するか、または市当局、或は商業会議所、旅行協会、または事業者やホテル業者等の類似の団体が、かかる集会場のために必要な場合、資金を準備すべきであると考えられている。この決定は、会議場の室代または、緊急の場合必要な他の経費を、国際ロータリーが支払うことを承諾するのを妨げるものではない。

地域大会開催を承認するに当たって、理事会は、国際ロータリー年次大会に関し現在行なわれているのと同一の方法で、かかる大会の立案、開催を援助するために、必要と思われる費用の割当を行なうことになっている。(理 65—66; 69—70)

理事会は、地域大会が有益な目的を果たし得ることを認める一方、同大会を必ずしも毎年開催するには及ばぬこと、又、如何なる年においても開催の当否決定は、地域大会の地域内からの開催要求の有無、国際ロータリーの他の諸活動との関係における同大会の適否、並びに大会開催に関する諸事情に基づいて行なうことに意見が一致している。(理 65—66; 66—67)

地域大会指針

(Regional Conference Guidelines)

理事会は以下の事項を決定した：

1) 地域大会開催に関連する国際ロータリーの正味経費は、大会における登録者 100 名毎に 1,000 ドルを超えないものとし、如何なる場合も 1 回の地域大会の経費総額は 25,000 ドルを超えざるものとすることを国際ロータリーの方針とする；

2) 地域大会の予算案は、承認を得るため地域大会委員会より理事会へ提出されるものとする；

3) 原則として、地域大会は 1972 年より、以下の順序により 2 年毎に開催されるものとする；

- イ) アジア
- ロ) カリブ海——メキシコ湾
- ハ) 太平洋
- ニ) 南アメリカ
- ホ) ENAEM

但し、国際大会と地域大会とが同年に同地域で開催されることのないよう、理事会は何時でもこの順序を変更することができる。(理 69—70)

地域大会組織の手続規則

(Rules of Procedure for Organizing Regional Conferences)

理事会は、地域大会の組織に関して次の如き手続規則を採択し、執行委員会並びに会長、または会長に対し、理事会に代って、これらの手続が理事会に委ねた責任を遂行する権限を与えと共に、更に執行委員会に対し、必要ある場合には、既定の手続規則を変更する全権限をも委任している。

イ. 組織 (Organization)

国際ロータリー理事会は、随時、大会を開催すべき都市及び日時について決定を行ない、大会開催の通知を發し、地域大会委員会を設置し、且つその委員長を指名する。

国際ロータリー会長は、大会の委員長（司会者）となる。

国際ロータリー事務総長は、地域大会及び地域大会委員会の事務局長となるものであるが、中央事務局の 1 員を指名してその任務を代行させてもよい。

地域大会に出席のロータリー会員は、立法機関を構成しない。従って彼等は、国際ロータリーまたはロータリー・クラブを束縛するような決議を行なうことは出来ない。

理事会は、地域大会の開催期日より少なくとも 1 ヶ年前に大会開催の通知を發することになっている。

地域大会委員会

(Regional Conference Committee)

地域大会委員を任命するに当たっては、理事会は、地域内に含まれる各国の特異性を考慮に入れるであろう。大会委員会は、国際ロータリー理事会に対し、他の誰にも委嘱されていない、大会の総ての部面に関し責任を負うものであり、大会の特別方針を定め、大会のプログラムを起草して理事会の承認を受けるものとする。大会委員会は、本会議、部会、余興等を含む承認済みのプログラムの細目の実施、並びに他の誰にも委嘱されていないその他すべての事項に対する責任を持つものとする。

主催クラブの実行委員会として知られているクラブ地元準備委員会の監督管理の責任は、大会委員会が負うものとする。

国際ロータリー事務総長

(General Secretary, R.I.)

国際ロータリー事務総長は、広報、財務、集会場の選定と設備、出席の促進、登録、主催クラブとの協力等運営上のあらゆる任務に対し第一の責任を負うものである。事務総長は、運営上の多くの任務を遂行するに当って、主催クラブの協力を要請する。又、プログラム及びその関連事項に関して、大会委員会に協力し、大会の運営については、理事会に対し、第一の責任を負うものである。

国際ロータリー地域大会幹事

(Conference Manager, R.I.)

国際ロータリー地域大会幹事は、事務総長の代理人であって、事務総長が第一の責任を持つ運営上の多くの業務を代行する。彼は、大会委員会をその任務の全般に亘って援助し、かつ国際ロータリー大会委員会、国際ロータリー事務総長と主催クラブ間の連絡係を勤める。その上、彼は、主催クラブを援助して歓待計画の作成に尽力し、地域大会プログラムを起草する責任がある。

主催クラブ (Host Club)

主催クラブは、来訪ロータリアン並びに来賓を歓待する責任がある。歓待計画はすべて国際ロータリー大会委員会の承認を受けなければならない。

主催クラブは、主催クラブ実行委員会として知られている地元準備委員会を任命するものとする。この委員会は、主催クラブに代って、歓迎計画を立案し、必要な地元小委員会、例えば、ホテル、余興、登録、歓迎、輸送、婦人、装飾、出版物、宣伝、友情の家、情報、大会報道等の小委員会を任命しそれらを調整する。

主催クラブは、国際ロータリー事務総長と協力して、事務総長が第一の責任を負って

る運營業務の多くを遂行する。

大会委員長の任務

(Duties of Chairman of Conference)

大会を開会且つ主宰し、大会事務局長と共同して大会議事録の正確なことを証明するのが大会委員長の任務である。

地域大会事務局長の任務

(Duties of Secretary of Conference)

大会議事の記録をとり、大会委員長と共同してその正確なことを証明し、大会の進行に関しあらゆる点に於て委員長を助けるのが、大会事務局長の任務である。事務局長は又、地域大会委員会の事務長として、同委員会の議事録をとり、又同委員会の要請する通信の処理に当たるものとする。

ロ. 主催クラブよりの大会招致

(Invitation from Host Club)

地域大会招致の希望を有するクラブは、希望する大会の開催予定日目の少なくとも24ヵ月以前に、事務総長の手許まで大会の招待状を提出しなければならない。この招待状にクラブが添付する説明書に含まるべき事項は次の通りである：

1. 地域大会開催予定の会場並びに収容能力、但し国際ロータリーまたは如何なるロータリー・クラブへも負担をかけずに使用できるか否かに関する情報を付記のこと。
2. 利用し得べき一級及び二級ホテルの室数及びその宿泊料の限界。
3. 地域大会開催の希望月に関する推薦状、但し推薦の理由を付記すること。地域大会が、10月乃至11月に開催されることを、国際ロータリーは望むのである。

ハ. プログラム (Program)

地域大会委員会は、大会プログラムを立案してつくり上げ、理事会の承認を求める。プログラムはむしろロータリーの基本的な原理、方針及び手続を完全に提示するものを含むと共に地域に特有な問題の検討をも含まなければならない。但し、極度に論争を生むような問題を公開の席で論ずるが如き愚は避けるべきであるが、異なった意見を有する人々が、ロータリー精神で話し合う機会を必ずしも避ける必要はない。

ニ. 宣伝 (Publicity)

国際ロータリー事務総長は、結局に於て多数の出席者を確保するためにあらゆる努力を傾けるよう、ロータリーの種々なる出版物及び彼が案出しうるその他の手段を以て、地域大会に対し注意をひくべく努力しなければならない。地域内にある国の地区ガバナーに対しては、大会出席への関心を喚起するよう激励しなければならない。地域大会委員会は、大会を適当に宣伝するために必要と思われるあらゆる手段をとることが出来る。但し、これは大会に認められた予算内に於て行なわれなければならない。

大会にはどの地方からのロータリアンでも歓迎されるのであるが、地域外のクラブからの出席を確保するための努力は、特に払う必要はない。

ホ. 大会公式用語 (Official Languages)

地域大会委員会は、地域大会の公式用語を如何なる言語にするかを理事会に推薦すべきものとする。

ヘ. 費用 (Expenses)

理事会は、登録費の金額を決定し、国際ロータリー資金からの必要な支出を割当て、大会予算を決定する。国際ロータリー事務総長は、大会予算の作成及びその監督に関して理事会に対し第一の責任者である。

ト. 接待 (Entertainment)

接待の催しは簡素にし費用も多くかからず、又公けのプログラムと衝突しないようにすべきである。(理 65—66)

地域大会の参加者 (Participants in a Regional Conference)

細則の規定によれば、国際ロータリー理事会は、地域大会に会員が参加すべきクラブを指定することになっている。この点に関する理事会の決定は次の通りである：

明確に地域を決定するのは国際ロータリーの方針ではない。尤も地域大会に参加すべきであると考えられるクラブを包括的に指示することが実行されている。例えば、太平洋を囲む諸国のクラブは太平洋地域大会に参加するものと考えられ、カリブ海及びメキシコ湾に臨むクラブはメキシコ湾・カリブ海地域大会に参加するものと考えられる。同様に、南米のロータリー・クラブは南米の地域大会に参加するものと考えられる。国によっては、そのクラブが明らかに一つ以上の地域大会に参加するものもあるであろう。例えば、南米の太平洋沿岸のクラブは、太平洋及び南米の両地域大会に参加できるし、中米のクラブはメキシコのカリブ湾地域大会及び太平洋地域大会の両者に参加できるわけである。(理 35—36)

地域大会 (Regional Conferences)

今までに開催された地域大会は次の通りである。

| | 開催時期 | 登録者数 |
|-------------------------|----------|-------|
| 太平洋地域 | | |
| ホノルル, ハワイ | 1926年5月 | 433 |
| 東京, 日本 | 1928年10月 | 568 |
| シドニー, 豪州 | 1930年3月 | 736 |
| ホノルル, ハワイ | 1932年6月 | 335 |
| マニラ, フィリピン | 1935年2月 | 220 |
| ウェリントン, | | |
| ニュージーランド | 1937年3月 | 312 |
| シドニー, 豪州 | 1956年11月 | 1,940 |
| 欧州, 北アフリカ及東地中海地域 | | |
| ハーグ, オランダ | 1930年9月 | 763 |
| ロザンヌ, スイス | 1933年8月 | 700 |
| ベニス, イタリア | 1935年9月 | 1,514 |

| | | |
|--------------------|----------|-------|
| ストックホルム, | | |
| スウェーデン | 1938年9月 | 1,513 |
| オステンド, ベルギー | 1954年9月 | 1,576 |
| カンヌ, フランス | 1959年9月 | 2,264 |
| アムステルダム, | | |
| オランダ | 1965年10月 | 2,421 |
| ローマ, イタリア | 1970年11月 | |
| 南アメリカ | | |
| バルパライソ, チリ | 1936年3月 | 331 |
| サンチャゴ, チリ | 1960年11月 | 1,655 |
| モンテビデオ, | | |
| ウルガイ | 1969年12月 | 2,667 |
| メキシコ地域のカリブ湾 | | |
| ハバナ, キューバ | 1937年3月 | 500 |
| サンオン, ボルトリコ | 1966年11月 | 1,666 |
| 中央アジア | | |
| ベナン, 海峽植民地 | 1938年4月 | 170 |
| アジア | | |
| デリー, 印度 | 1958年11月 | 2,913 |

救 済 事 業

(Relief Work)

戦災者の救済

(Relief for War-Affected Persons)

ハバナにおける国際大会は、戦災ロータリアン及び家族救済基金の設定及び配布の件を規定する決議(40—17)を採択した。ハバナ立法は後にセントルイス国際大会の決議(43—16)で改訂された。

シカゴにおける国際大会は、ハバナ及びセントルイス立法を廃止し、戦災ロータリアン救済のための寄付に関する規定を明確にし、救済基金をロータリー財団管理委員会によって管理配分するよう、ロータリー財団に繰入れることを規定した次の決議(44—9A)を採択した：

第35回国際年次大会に集まった国際ロータリーは、1940年(ハバナ)国際大会で採択された決議40—17、及び1943年(セントルイス)国際大会において採択された決議(43—16)は1944年6月30日限り之れを廃止し、且つ

1. 理事会の判断において、国際ロータリーは、世界のロータリー・クラブ及びロータリアンに対し、世界の何れの地にある戦災ロータリアン及びその家族の慰藉及び復興のための寄付を要望しうること。

2. 斯様な総ての寄付は、一般の救済団体に対して通常行なう寄贈に代るものとしてではなく、それに加えてロータリーの友愛精神の下に行なう別口の自発的な寄付という建前で懇請すること。

3. 過去及び今後斯様な目的のため行なわ

れる総ての贈与及び寄付は、ロータリー財団の基金の一部となし、財団の管理委員会によって国際ロータリー定款第10条及び細則第20条と財団の信託宣言にもとづき之れを保管、管理し、且つ配分せられなければならない。元金及びその利子は寄付行為の用途及び目的のために管理且つ配分されなければならないこと。

4. 国際ロータリーの理事会は、これまでにその責務はすべて正当に遂行されたものとして現在ある総ての救済基金を、今後は之れをロータリー財団に移譲する権限を与えられ且つ指示されていること。等を決議する。(シカゴ国際大会決議44—9A)

1950年7月に、戦災ロータリアン救済として特に明記せられた資金の全残額は支出済となった。その後ロータリー財団管理委員会及び国際ロータリー理事会は、随時、使用出来るロータリー財団の基金、又はその得た収入から、戦災者救済のため、緊急必要にせまられている場合に支出することを承認した。然しながら、食糧及び衣類に対する要求は、一般にロータリー・クラブの国際奉仕計画として、クラブによって引き継がれた。

理事会並びに管理委員会(1964—65)は、ロータリー財団により与えられる救済は、1965年1月1日現在救済を受けている戦災者に対し、管理委員会が必要ありと認める期間、継続すべきであるが、1965年1月1日より後救済者名簿には1名も追加せざること意見が一致した。

災害救済 (Disaster Relief)

災害救済事業をなす機関が普通存在しているので、災害時に特別のロータリー救済資金を募集することは国際ロータリーの習慣になっていない。赤十字又は他の信用ある団体がこの事態に必ず努力しておる場合には、ロータリアンは斯様な団体の懇請に気前良く且つ迅速に答えるよう要望されている。斯様な団体のない場合とか、ロータリー・クラブ及びロータリアンが罹災地のロータリー・クラブに直接に寄付金を送りたい場合には、斯様な寄付金は、そのクラブが受領する立場にあり且つ斯様な寄付を喜んで受取る意志があれば直接送付しても良い。(理 59—60)

理事会(1964—65)は国際ロータリーの一つの活動としての災害救助資金、或は国際ロータリーによって管理される災害救助資金を設定しないことに同意した。

人道主義援助及び設備に関する方針 (Policy Re Humanitarian Aid and Equipment)

理事会は、国際赤十字社の指導の下にロータリー・クラブ又はロータリー地区が、罹災地のクラブに食糧その他の資材を集め、且つこれを送付する事業を主催するよう、奨励することが出来るような計画に対して国際ロータリーの承認を求めたある地区大会の提案

を検討して次の如き手続をとった：

理事会は、衣料、食糧その他の必需品の供給によって、苦難にあえいでいる人々を救済するという如何なる提案にも同情する。然しながら、理事会は、この事は関係諸国政府が研究している事柄であり、且つ彼等が最も迅速にそれら苦難民の救済に乗り出すことと考えるが故に国際ロータリーの介入は却って当事国の努力や援助を複雑化し、救済を支援するというよりも寧ろ遅延せしめる結果となる恐れがありうるので、斯様なことは不適當であると認める。又、理事会は、ロータリー・クラブは自主的であり、事情によって斯様な場合に適当な処置が出来ることを指摘する。理事会は、一般救済政策が世界を通じてとられた場合には、斯様な事態におかれたロータリー・クラブは、政府によって公式にとられたことに補足的な援助をなす機会を見出すことを確信している。(理 41—42)

国際ロータリーは、人道主義援助をなす色々な運動に寄付するよう、沢山の要求を受けている。理事会は人道主義援助をなす種々なる運動を發起する沢山の団体が存在していることを認める。この理由と沢山の斯様な運動が次から次へと出来つつあるため、理事会は国際ロータリーそれ自身が斯様な運動と提携すべきではないと信ずる。理事会は、ロータリー・クラブは自治的であるからこの種の事柄に関する処理は、そのクラブの欲する処によって行動し得る点を指摘し、且つ理事会はロータリアンが個人として最善をつくすことを信ずるものである。(理 42—43)

会議運営手続規則

(Rules of Procedure)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの諸会合に使用するため、次の運営手続を推奨している。この手続⁽¹⁾は、国際ロータリーの定款文書の諸条項を補足することを意図するもので、元来立法案の各項目を審議、決定する規定審議会の諸会合並びに国際大会に関連して使用することを主眼とするものである。然し乍らこの手続は、問題が討議せられ、且つ議決される国際ロータリーの他の会合に於ても使用することができる。

会議運営手続規則

(Parliamentary Rules of Procedure)

国際ロータリーの会合の会議運営手続規則は、次の通りである。

1. 会議に上程された如何なる問題でも、議事に入るには、代議員が、会議がある種の議決をするか、或はある種の見解を表明することを提案する動議を提出するのである。動議は、代議員が起立し、議長から発言を求めて、自己及び所属クラブ(または地区)の確認表明後に、「議長、私は……の動議を提出します。」と発言する。他の代議員から動議に対する「賛成」の発言が行なわれる。賛成者は起立して、議長の承認を得て、自己及び所属クラブ(または地区)を確認表明して、「議

長、私は動議に賛成します。」と発言する。会議の代議員席から直ちに賛成者の発言のない場合は、議長は賛成の発言を要求できる。

2. 動議に関する討論は、議長が動議の提出があった旨発表するまでは、開始されない。

代議員は、議長の承認を得て、自己並びに所属クラブ(または地区)を確認表明して後、初めて発言できる。本動議の提出者には、議題に関し冒頭討論の特権が与えられるものとし、論旨の発表に5分間、応答に3分間の時間が与えられる。

討論の際、各代議員は、同日に同一問題に関し、2回までの発言権が認められている。但し、会議へ申請し許可を得た場合は例外とする。また、その問題に関しまだ発言していない代議員が、発言を求める場合は、2回目の発言をすることは許されない。如何なる代議員も日程、または出席投票代議員の過半数の投票により別に定めた場合を除き、発言は1回に5分間以内とする。

討論をする特権は、会議の代議員でなくとも、もし討論中の議案の提案者の指名代表者であれば、如何なるロータリアンにも許可される。かかる特権は、当該議案に関係ある範囲を限り、認められるものとする。この規定中に定められている制限時間は、提案者の代表者にも適用されるものとする。

3. 主たる動議、又は本動議とは、会議の議決に付された原提案のことをいう。かかる動議が提起され、賛成され、議長から報告された時には、その動議の処置が講ぜられるまでは、会議は勝手に他の件の審議に移ることができない。但し動議の討議または討論中で

(1) これらの手続規定に於て、「代議員」という用語は、それが用いられる場合に応じて、国際大会におけるクラブ代表の選挙人、規定審議会における地区代表議員およびその他の議員、ならびにこの規定が用いられるその他の国際ロータリーの会合に於ける正式に権限を与えられた代議員のことをいうものとする。また「会議」という用語も、場合に応じて、国際大会、規定審議会またはその他の国際ロータリーの諸会合を指すものとする。

も、その主たる動議に優先する議事運営に関する動議を提出することはできる。従って、会議は他の如何なる決議にも先んじてその動議を処理しなければならない。

4. 制定案または決議案に関する本動議およびこれに対する議決は次の様式の何れかによること：

- (イ) 採択する（原提案通り）；
- (ロ) 修正の通り採択する（原案修正の経緯を詳述する）；
- (ハ) 撤回されたものとみなす；
- (ニ) 提案者によって撤回されたものとみなす；
- (ホ) 撤回されたものとし、検討（または再検討）のため、または会議の決定による特定の指示を付して、国際ロータリー理事會に付託する；
- (ヘ) 否決する。

5. 規定審議會または国際大会において、審議に付せられる議案が制定案または決議案であって、その提案者が、当該制定案または決議案に関し修正を提議すべき意向のあることを、その修正案の本文を添付した書面をもって、事務総長に通知し、そして事務総長が、會議招集前、代議員のために前記の意向および修正案の本文を公表したときは、いずれの代議員も、制定案または決議案を前記提議の通りに修正した形のものによって審議することとする動議を提出することができる。すなわち、先ず当初に提案された形のままの制定案または決議案を審議すべき動議を提出することを要しない。

6. 優先して提出できる議事運営に関する動議およびその議決所要票数は、次の通りとする：

- (イ) 休会：この動議は、いつでも提起できる。但し、次の場合は例外とする。
 - 1) 議長が発言中；
 - 2) 投票が行なわれている最中；
 - 3) かかる動議の否決された直後；

4) 會議が、急に中止出来ない議事を続行中；

この動議は、日時と場所の明確な点で不適当な場合には、討論又は修正の対象とはならない。この動議の成立には過半数の投票が必要である。

休会に対して、確定した日時と場所とを表明した動議が提出された時は、同動議は討論及び修正の対象となる。同動議の成立には、過半数の投票が必要である。

(ロ) 休憩：この動議は、議事日程の間に、例えば食事のための時間をとるとか、または当日の日程の終了に際し、次の會議を開くまで休むこととする場合に用いられる。この動議については討論を行なわない。動議の成立には過半数の投票を必要とする。

(ハ) 議事手続に関する問題：この動議は、議長の裁定または国際ロータリーの會議運営手続上の違反に注意を喚起するか、または抗議するために使用される。この動議には「賛成者」を必要としない。動議の形式は、「議長、議事手続に関する問題があります。」となる。議長は、「その問題点を発表願います。」と答える。この代議員が、その議事手続上の問題を陳述し終わると議長は次の様に答える：

- 1) 「貴下の議事手続上の問題はよく解りました。」
- 2) 「貴下の議事手続上の問題はよく解りません。」

もし代議員の中に納得の出来ないものがあれば、彼は、異議を申し立てることができる。すると議長は會議に呼びかけて、「議長の裁定は支持されるべきか。」と尋ねる。本件は討論の対象となる。議長は席をはずすことなく、討論を行なうてよい。本件は、他の動議と同様に投票採決される。過半数賛成或は賛否同数の投票の場合は、議長の裁定を支持すること

になる。議長の裁定取り消しには過半数の反対投票を必要とする。

(ニ) 審議の保留：将来「審議再開」の動議が、提出される時に取り上げられるような形で、討論中の議題の審議を保留するための動議である。この動議は、討論も修正も行なわれない。動議の成立には過半数の投票が必要である。

(ホ) 審議の再開：先に審議を保留していた問題を討論のため取り上げる動議。この動議は、問題が保留された後、他の問題が會議により議決された後でなければ、提出することが出来ない。この動議には討論も修正もない。この動議の成立には、過半数の投票が必要である。

(ヘ) 討論の打ち切り：審議中の問題に関する討論打ち切りの動議。本動議は討論しない。動議の形式は、「議長、私は討論打ち切りの動議を提出します。」となる。すると議長は、「討論を打ち切り、採決を行なうこととしますか。」と諮る。もし本件が3分の2の投票を得て採択されると、討論中の議題は、直ちに投票に付されなければならない。

(ト) 討論の延期：提出された議題を将来のある確定した時期まで延期するための動議。この動議は、議長発言中以外は何時たりとも提出することが出来る。そして討論の対象にもなる。この動議の成立には、過半数の投票が必要である。

(チ) 委員会付託：本動議原案にその修正の問題が生じた場合または問題点を更に慎重に研究することが賢明の場合に、十分検討するためその本動議原案を委員会に付託するための動議。この動議は討論も修正も出来る。この動議の成立には、過半数の投票が必要である。委員会は、會議に報告をしなければならない。

(リ) 修正：動議原案の用語を修正するために「挿入」又は「追加」又は「削除」或

は「削除して挿入」または「置き換え」を行なう場合の動議。

修正のための動議そのものは、修正することが出来るが、修正の再修正は、行なうことが出来ない。

「置き換え」は一項全部か、または制定案或は決議案全部に対してのみ適用するものとする。

修正すべき問題と密接な関係のないもの；又単に原案が否定の形で表わしているものと同じ意味を肯定の形で表わすもの；或は會議が当該會期中先に決議した問題と同一内容のもの；内容を変更せずに修正の形式のみを他の形式に変えたもの；或は又動議の形式を差し替えただけのもの；制定案から「制定す」と言う語を、決議案から「決議す」と言う語を削除するもの；會議に何等合理的な提案とならない語句を削除または挿入するもの；又は取るに足らないもの、または不合理なもの、以上のような修正はいずれも之を行なうことが出来ない。

修正案の修正は、本動議の原案のみならず、修正の主題とも密接な関係がなければならぬ。修正に便乗して無関係の新しい別な問題を持ち込んでならない。

(ロ) 修正案の票決：提案に対し修正案が提出されたときは、その修正案を最初に投票に付する。修正案に対する修正案が提出されたときは、先ずその修正案に対する修正案を投票に付する。次に提案について、原提案の通りとか、修正案の通りとか、その内容に応じた形の票決を行なう。

(リ) 再審議：一旦成立した動議を再審議するための動議は、当該會議の定例會議中に提出されなければならない。代議員はいずれもこの動議を提出することができる。その動議に関する発言の許可は、動

議に賛成の者2名及び反対の者2名を限り与えらるべきものとし、その直後に投票に付されるべきものとする。各発言者の意見陳述には5分間が認められるものとする。動議の成立には、3分の2の投票が必要である。

7. 議長の如何なる裁定に対しても、異議の申立てをすることが出来る。但し他の異議申立てが未決定の場合には、この限りではない。異議申立ては裁定のあった際のみ提言することが出来る。この異議申立ては他の代議員の発言中であっても、提言することが出来る。もし討論または何か別なことで妨げられると、もはや異議申立ては出来なくなる。特典の問題に関する異議申立てには優先できない。異議申立ては討論の対象にはなるが、修正は出来ない。

議長は、異議申立てに関する問題の際には、議席のままで裁定の理由を述べることが出来る。理由の説明には3分間が与えられるものとする。如何なる代議員も1回しか発言することを許されない。ただし討論の終りに臨んで裁定に対する反論に答える議長の場合は例外とする。各代議員は、異議申立てに関して発言するために3分間が与えられている。そして議長が、裁定に対する反論に答えようとする場合は、その目的のために5分間が与えられる。問題は、議長の次の様な言葉を以て、会議に上程される：「議長の裁定は支持されるべきか。」そして問題に対して投票が要求される。

議長の裁定を無効にするには、過半数の投票が必要である。もし投票が賛否同数の場合には、議長は支持される。もし議長が会議の代議員である場合は、議長は、議長または司会者の決定は過半数の投票によって覆えられない限り有効であると言う原則に基づいて賛否同数にするため自ら投票することが出来る。

投票の結果の発表を以て、議長の裁定とすることはできない。もし代議員が発表の正確

さを疑う場合、彼は異議の申立てをすることは出来ないが、「賛否分離投票による採決」を要求すべきである。

8. この採決の要求は、案件に対する賛否が問われた時以後いつでも、発言の許しを得ないで、行なうことができる。たとえ賛否の結果が報告され、また他の代議員に発言が許されてからでも差支えない。ただし、この場合、前記採決が発声または挙手によって行なわれたものであることおよびこの採決の要求を他の動議が提出される前に行なうことを要する。この採決には動議の賛成者を要せず、また討論も修正も別な動議を付帯させることもできない。

この採決が要求されると直ちに議長は再び採決を行なうが、この場合は、賛成者の起立を求めてこれを数え、次いでこれが着席してから、反対者を起立させてこれを数える方法による。

9. 動議は、たとえ修正が行なわれた場合でも、その採決が始まる以前ならば、何時にても提出者自ら撤回することが出来る。撤回には賛成者を必要としない。討論をする要もなく、修正することも出来ない。

10. 会議が、案件を委員会に付託することを望まない場合、または、その案件が、会議の審議を煩わすのに十分理解されていない場合、または何か他の理由でその問題を会議の規則に従ってもっと自由に討議することが望ましい場合、会議は、正当に提出され、賛成され、過半数の得票により成立した動議に基づいて、「全員委員会」に移行することができる。

「全員委員会」に移行の動議が成立すると、議長は、直ちに会議の他の1名の代議員に議長席につくことを求めた上、自らは会議の代議員席中の自己の席に着く。

提出される動議は、「修正する」或は「採択する」および委員会を「閉会し、報告する」のみである。

議長の裁定に対しては異議の申立てができないがそれは直ちに票決されなければならない。各代議員は、異議申立に関して1回だけ発言することが出来る。

「全員委員会」に移行する前に、会議は、委員会における討論を、会議の決定したものに限定するか、又は一定の時間で打ち切るべきか、或はその両者とするかを投票によって決めることが出来る。もし何等の制限も設けられていない場合は、代議員は誰でも会議において、許される限り何回でも発言し、又その都度許されている時間だけ発言することができる。然し、ある議題に関し発言を希望しながらまだ発言していない代議員がいる場合は、第2回目の発言は出来ない。

討論が、会議の定めた一定の時間をもって打ち切られてしまうと、「全員委員会」は、全員一致の同意があっても時間を延長する権限を持っていない。

「全員委員会」は、案件を他の委員会に付託することが出来ないし、当該委員会に付託された原案の本文を変えることも出来ない。

委員会が、付託された案件の審議を終えるか、または委員会が散会を望むか、討議の制限を会議に望む場合は、議事の結果を明細に記録して、「委員会を閉会し、報告をする」と言う動議を提出する。この動議は、討論も修正もすることは出来ない。

この動議が採択されると、議長は議長席に着き、「全員委員会」の委員長は、代議員席の自己の席に戻る。次に委員会の委員長は次のように述べる。「全員委員会は（ここで制定案、決議案その他の議案名を挙げる）について審議を遂げました。そしてそれについて修正意見を付したもの（または、付さないもの）を報告するよう私に命じました。」ただし、これは委員会が結論を得た場合のことである。委員会が結論に達することができなかった場合には、委員会の委員長は次のように述べる。「全員委員会は、（ここで制定案、決議案

その他の議案名を挙げる）について審議を遂げました。そして、遂に結論に達することができなかったことを報告するよう私に命じました。」

修正意見を付さない報告が行なわれた場合は、議長は、直ちに「全員委員会」の報告の通り発表する。

修正意見を付した報告の場合は、その修正について討論および修正を行なうことができる。そして議事運営に関する動議の「修正」動議と同じ方法で票決を行なう。

修正の処理が終わると、議長は案件をその処理された現在の形のもので発表する。事務局長は、「全員委員会」の議事を会議の議事録に記載しないが、後日の会議の用に備えるためその覚書を保存しなければならない。

規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は、国際ロータリーの立法機関をなすものとし、各偶数年に、国際大会の一部として開かれる。審議会は、国際ロータリー理事会の定めるところにより、国際大会に先立ち、国際大会の開催地またはその付近において開かれる。国際ロータリー諸規則の規定に従って、事務総長は、正規の手続を経て提出された各制定案を審議会に回付する。事務総長はまた、理事会の指示に従って、正規の手続を経て提出され、国際ロータリー理事会が検討して、国際ロータリー基本計画の枠内にありと決定した各決議案を審議会に回付する。

審議会は、回付された各制定案及び決議案並びにこれらに関連して提出された修正案の審議および決定を行なう。審議会の決定はすなわち国際大会の決定であって、これを左右することのできるのは、提出議案のそれぞれについて審議会の下した決定に対し、クラブが、国際ロータリー細則の規定に従って行な

う賛成または反対の投票のみである。

審議会をその一部とする国際大会において、審議会の議長は、審議会が回付を受けて処理した提出議案のそれぞれに対して審議会の下した決定について簡単な報告を提出する。その後、審議会の決定に関する報告書が、事務総長から全クラブに送られるが、この報告書には、各クラブが、提出議案のそれぞれについて審議会の行なった決定に対する賛成または反対の投票を記載できるようにした投票用紙が添付されている。

議事進行の手続——審議会を開く場合、議事手続の第1は、定足数を充たす出席の確認について、審議会の資格審査委員会が事前に行なう報告である。定足数は審議会議員の3分の1を以て成立する。各投票議員は、投票に付された各議題毎に単に一票を投ずる権利を有する。

議事手続の第2は、定足数の出席が確定された後、審議会の審議に付するため正規の手続を以て提出された制定案及び決議案を、事務総長が審議会に回付することである。

議事手続の第3は、審議会の留意を要する事項を審議すべき順位について勧告をしている委員会の報告を受理してこれを検討し、審議の順位および審議会の留意を要する若干の事項の審議日程を取り決めることである。

議事進行の手続の第4は、後に規定する手続に従って審議会の起草委員会委員を選定することである。

議事手続の第5は、事務総長より審議会へ回付された制定案及び決議案を審議することである。かかる審議は、審議会が予め決定した順位に従って行ない、この順位は、一旦採択されると、多数決によるのほか変更することができないものとする。

議事手続の最後は、審議会の資格審査委員会から最終報告を受けることである。

運営——信任状が確認された後正式に議席を与えられた審議会の議員は、全会期中議員

であり、議員はその代理を任命する権利を有しない。

国際ロータリー細則の規定に従い、会長は、規定審議会の開かれるロータリー年度の初期に、審議会の議長および3名の特別議員を任命する。審議会の開かれる前に、会長は更に所属地区を有しないクラブの代表者1名を指名する。

審議会の議事は、記録するものとする。

審議会は、審議会をその一部とする国際大会の閉会の時まで随時休会し、再開することが出来る。

審議会に起草委員会を設けるものとし、起草委員会は、その委員長となる国際ロータリー一定款・細則委員会委員長、3名の審議会特別議員および役職に基づく委員である審議会議長で構成する。

起草委員会は次の任務を行なう。

- (1) 審議会から課せられた制定案文の練り直しを行ない、制定案文又はその修正案中にある矛盾をただすために必要且つ適切な修正案の起草を行ない、これを審議会で報告すること。
- (2) 審議会の報告を作成すること。

国際大会 (Convention)

国際ロータリー細則の規定により、各委員会の報告、国際大会宛の通達、制定案および決議案ならびにこれらに対する修正案、国際ロータリーの会議運営手続により討論できないとされているものを除くすべての動議は、国際大会の会議において討議することができる。ただし、国際大会が、3分の2の多数をもって、討論を用いないでこれらを処理することを決定した場合はこの限りでない。

一旦成立した動議を再審議する動議を国際大会に提出する場合には、成立した動議を議決した同じ日の大会の定例会議においてこれ

を行なわなければならない。

国際大会において、国際ロータリー一定款の規定に関する改正案またはそれを含む改正案を投票に付する場合において、これを採択するには3分の2の投票を要する。

用語の定義 (Definition of Terms)

前記の会議運営手続中に使用されている一定の用語は、次の如く定義される。

「出席投票議員」——賛成または反対の投票をする議員。投票を棄権する議員は、出席投票議員とされない。

「過半数投票」——出席投票議員の投票数の半数以上。

「3分の2の投票」——出席投票議員の投票数の3分の2。

「日程」——規定審議会乃至国際大会が、審議会或は国際大会に提出された議案の審議時間又は討論の制限に関し、過半数の投票により採択した議事順序。

「特典に関する質疑」——会議または会議代議員の権利並びに特典に関する質疑。特典に関する質疑は、休憩或は休会に関する

動議以外のあらゆる他の動議に優先する。会議に関する特典の質疑は、会議の代議員各個人の特典に関する質疑に優先する。個人的特典の質疑は、会議の代議員としての特典に関するものでなければならない。特典に関する質疑とは次の如き質問である：会議の構成に関するもの；会議場の暖房、採光、換気等および騒音その他の妨害からまもることなどのような議員のための好適な環境保持に関するもの；会議の役員または代議員の行状に関するもの；代議員の秩序を乱す行為その他の非行に対する懲戒処分に関するもの；傍聴者または訪問者の行為に関するもの；公表された報告書または議事録の正確性に関するもの。

「会議」——国際大会、規定審議会、その他の国際ロータリーの会議。

「代議員」——国際大会におけるクラブ代表の選挙人、規定審議会における地区代表議員およびその他の議員ならびにその他の国際ロータリー会議における正式に権限を与えられた代議員。

(運営手続了)

青少年への奉仕

(Service to Youth)

手続方法 (Method of Procedure)

青少年への奉仕がクラブの活動となっている処では、ガバナーはその地区内各クラブにその地域社会における青少年が何を必要とし、どういふ奉仕の機会があるかということを確認する最も有効な方法として全域にわたる調査を行なうことを示唆するよう強調されている。それによって計画をたて、そして斯様な調査によって明らかにされた活動や計画の実行に地域社会の色々な団体の協力をうる事ができるのである。(理 40—41)

クラブは、青少年に奉仕する団体の幹部を会員に入れるよう努力することを奨励されている。但し、一つの集団が優勢を占めるといふことのないように心掛け会員組織が均衡を良く保つよう注意すること。(理 51—52)

ガバナーが欲するならば、その地区委員会に(67頁参照)青少年への奉仕を促進するために委員1名を追加指名しても良い。(理 44—45, 47—48)

青少年への奉仕の目標

(Objectives of Service to Youth)

理事会は、クラブへの示唆として次のような目標を定めた：

1. 成長しつつある青年に影響を及ぼしている都市及び農村の事情並に要因に関する実地的知識の把握並に理解。
2. 青少年に対する (イ)健康, (ロ)円満なる

教育, (ハ)精神的資質の向上, (ニ)職業の賢明なる選択及び, (ホ)十分な職業予備教育の重要性を認識すること。

3. ロータリー・クラブ及びロータリアンは青少年に関する活動の最適者であり又その活動を通して最大の奉仕が出来るので、その活動を奨励すること。

4. 社会人としての権利はその地域社会に対する個人的責任の自覚を通じてのみ保持することができるものである。自覚させることによつて青少年に良い市民たるべきことを奨励すること。

5. 青少年が世界事情を一層理解するよう、又自国人ばかりでなく他国人にも正しい態度を取るよう育成、指導すること。

6. (イ)ロータリアンと青少年の個人的接触と、(ロ)他国の青少年との直接及び間接の接触をもたらす手段方法の増進を計ること。(理 40—41, 47—48, 48—49)

青少年への奉仕計画

(Service to Youth Program)

理事会(1939—40)は均衡のとれた青少年への奉仕計画の一般的要綱を示唆している：

理事会は、ロータリーの存在する総ての国にロータリー・クラブの青少年奉仕計画を実行する同一の機会が存在しているとは考えない。理事会は、ロータリー・クラブのある総ての国において一般的にあてはまる或る根本的な関連性と援助事項がいくつあるかを信ずる。故に、理事会は、次に示す均衡のとれた青少年への奉仕計画の一般的要綱中にロ

ーターリー・クラブが実行できるような有益な活動を見出すことが出来るのではないかと考えている。

1. 父親と息子間に有益な関係を増進する活動。

2. 青少年に影響を及ぼしている地域社会状態の調査を行ない、その結果として次の如き現存団体との協力。

- (イ) 学校
- (ロ) 裁判所
- (ハ) 仮出獄事務を取り扱う事務所
- (ニ) ボーイ・スカウト
- (ホ) ボーイス・クラブ
- (ヘ) 野営場
- (ト) 運動場

3. ロータリー・クラブに特別に適するものを次のものから一つか二つ選択してこれを推進すること。

- (イ) 青少年の声を聴く会
- (ロ) 青少年への奉仕大会
- (ハ) 青少年の後援者となること
- (ニ) 学費貸与資金及び奨学金

ロータリー・クラブは、少年犯罪防止又はその地方におけるその時々の問題の解決に当って現存団体と協力してそれぞれの地域社会において青少年への奉仕特別計画を採用するよう奨励されている。或は又、青少年への奉仕の分野において目的遂行の活動を新たに開始し且つこれを強力に推進することが奨励されている。少年少女週間を多くの有用な青少年活動の一つとしてロータリー・クラブが取り上げることを示唆している。(理 53—54)

理事会は、

(イ) クラブとロータリアン各人に対して次のことを強調する。すなわち現に行なわれている青少年対策事業——たとえば職業訓練、犯罪予防、娯楽施設、公民教育の部面における必要事項を軽減し問題を解決しようとする仕事に個人的に参加することが益々重要となりつつあること、そして、現に前記のような

分野で行なわれているものを強化する方が同じようなものを別に始めるよりも良策であることが既に実証済だということである；

(ロ) 各ロータリー・クラブに対して次のことを勧告する。

1) 青少年の娯楽活動および教養活動に使える適当な集会場の有無を確かめるための地元の調査にクラブ会員を参加させること、調査の結果前記のような設備の無いことが分つた場合には、適当な施設の利用を確保するためできる限りの措置を講ずること；

2) 地元で特に青少年について詳しい人人の会合を催して、当該地域社会が対策を必要としている問題、特に青少年に関するものを調べあげること、そして、その問題に対処すべき方策をたてること。

(ハ) 次のように決定する。すなわち、青少年への奉仕に関するすべての国際ロータリー出版物の中で「各ロータリアンは青少年の模範」という標語が絶えず強調されるべきこと、および、青少年を対象とするロータリー計画にとっては、個々のロータリアンが個人でこれに参加することが絶対に必要な前提要件であるということである。(理 68—69)

青少年研究会 (Youth Seminars)

理事会は、ロータリーの青少年への奉仕プログラム強化の一方法として、国際ロータリーの提唱又は参加を求めず、ロータリー地区或はクラブ提唱の下に青少年研究会を開催する等の活動を奨励している。(理 65—66)

青年功績賞

(Youth Merit Awards)

理事会は、青年が奉仕、信頼性および指導力において特に優秀であることを実証した場合、これを表彰する一つの方法として青年功績賞を授与するよう、ロータリー・クラブに勧めることに同意する。(理 69—70)

“各ロータリアンは青少年の模範”と

いう標語 (Slogan “Every Rotarian an Example to Youth”)

“各ロータリアンは青少年の模範”という標語を、国際ロータリーが発行する青少年への奉仕に関する出版物に用いなければならない。(理 49—50)

青少年への奉仕団体とロータリー・クラブの関係 (Rotary Club's Relationship to Service to Youth Organizations)

青少年への奉仕団体ならびに活動と、ロータリー・クラブとの正しい関係についての下記の一般的声明は国際ロータリー理事会(1920—21)が採択した声明に基づくものである：

1. 一般規定。青少年への奉仕に於てロータリー・クラブの持つ最大の機会：第1、青少年に対する地域社会の義務及び責任について地域社会が自覚するよう指導すること；第2、地域社会の青少年の必要とするものを発見すること；第3、それら必要なものが関係当局及び代行機関によって完全に満たされているかどうかということに注意することである。

2. 接触の方法。クラブの青少年奉仕委員会は、現存する総ての青少年への奉仕団体と

協議し、彼等の事業を調整し重複を避けることに出来るだけの援助をしなければならない。若しそれらの団体と協力するための特別小委員会を設けることが望ましい場合にはそれを設置しなければならない。

クラブは、諮問委員会の組織設定のため社会的運動を開始することもできる。普通諮問委員会は青少年の福祉問題に関心を持つ市の全団体の長から成り、地域社会の青少年への奉仕事業に対する情報交換所の役割をなすのである。

斯様な団体は普通次のような目標を持っている：

(i) 青少年への奉仕に関心を持つ総ての地域社会団体を共通目的において激励し且つ團結させること。

(ii) 現在の青少年の一般的状況を説明し、そして総ての既存団体が如何にこれらの事態に対処しつつあるかを調査すること。

(iii) 青少年への奉仕事業を職業とする人並びに有志の人の数を増加し且つこの事業にたずさわる人々の大会及び講習会の如きものを奨励して一層大なる能率を増進すること。

(iv) 青少年に影響する思慮ある有用な立法を推進し、青少年に害を及ぼすような立法を阻止すること。

(v) 例証するかその他適当な広報により既設団体のなしつつあることを知らしめて青少年へのより大きな関心を湧き上がらせ、依つて総ての団体に対する適当な支援をより多く得るようにすること。

(vi) 意見交換所の役割を果すこと。

(vii) 事業の重複を避け二重の努力を避けること。

3. 財政的援助。クラブが協力せんとする団体が財政的援助を必要とする場合に望ましい方法としては、関心をもつ団体の協力を得るための運動を組織することである。斯様にし総てがその団体及び事業に興味を持つよう

になる。運動の成功を期するために同様な能力をもつ他の市民に期待されていると同じくロータリアンは個人として寄付するのである。

4. 新事業発足。現存する団体がまだ手をつけていない事業を発足する必要がある場合には前述に類似した方法が取られるべきである。但し、青少年の福祉のために必要欠くべからざる場合を除き、現存する青少年奉仕団体とは別個に組織すべきではない。

5. 新要求に対処。クラブは、上記の如き団体の必要に対処しながら、臨機に他の方面にも援助の手を延ばす自由を保持しなければならない。

6. 非常事態における緊急救助。疑いなく価値ある団体の場合に、或は地域社会全般に亘って、応急の救助の要を認めた場合に、クラブは他団体の決定に関係なく適当に援助することができる。

7. 1クラブが全面又は主要支持。クラブは永久的責任を負わないようきびしく注意されている。然しながらクラブは十分研究の後、新規の永久的な事業又は既存事業に全面的又は主要責任を負うことを決定したならば、基本金寄付又は他の適当な方法によって斯様な事業の永久的支援の処置をとらなければならない。

インターアクト・クラブ

(Interact Clubs)

理事会(1961—62)は、ロータリー・クラブが任意に青少年クラブを結成且つ後援することのできる計画を採択した。その計画はインターアクト (Interact) と呼ばれる。

インターアクト・クラブは大学課程へ進学直前の1—4学年に在学中の学生より成る。クラブは奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神で相共に働く機会を若人に与える目的

のために組織されている。

クラブは次の目標を持っている。即ち、建設的指導力及び個人的誠実を認め且つ育成すること；他人に対する思いやりと他人のため役立つことを奨励且つ実行すること；家庭と家族の重要性について認識すること；各個人の価値を認識することにより他人の権利を尊重すること；個人的成功、地域社会の改善、及び団体的業績の基盤として、個人的責任の受諾を強調すること；社会への奉仕の機会としてすべての有用な職業の尊厳と価値を認識すること；地域社会、国家及び世界情勢に関する知識と理解を深めるための機会を提供すること；及びすべての国の人々に対して国際理解と親善とを増進する個人及び団体活動の道を開くこと。

理事会は、その計画が次の規定に従って実行せらるべきことを決定した：

1. ロータリー・クラブは全く任意的立場に於て参与する機会が与えられること。
2. 会員選抜の方法は次の点に基盤をおくこと。
 - a) 質問書によって、国際事情を含む関心事の範囲と多様性を判断すること
 - b) 性格
 - c) 学力、及び
 - d) 潜在的指導力。

如何なる意味においても、インターアクト・クラブを提唱ロータリー・クラブ又は国際ロータリーの一部又は法的加盟団体と考えてはならない。インターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたり看做されぬものであり、ロータリー徽章を使用したり佩用することも出来ない。ロータリー徽章とは異なったインターアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。

1962—63年度において、理事会はインターアクト・プログラムがロータリー・クラブ並にロータリアンに受入れられ、同プログラムに対する関心が彼等の間に深められているこ

とを知って満足し、且つ世界中のロータリー・クラブにこの活動を促進するため一層努力することを決定した。

理事会(1965—66)は、国際ロータリー地区内に於けるインターアクト・クラブの結成並びにインターアクト・プログラムの管理に関し関係者全員に対する情報及び指針として先に採択した声明を一部改正し、次の如き声明を採択した：

1. インターアクト計画は、国際ロータリーが推進し、かつ創設したもので、国際ロータリーの活動の一つである。定款の諸規定の制定並びに実施、結成上の必要条件、手続の基準、インターアクトの名称及び徽章の保護並びに保存に関する権限は、国際ロータリーに帰属するものとする。

2. インターアクト・クラブは、ロータリー・クラブ提唱の下に大学課程直前の4学年の何れかに在学する学生により構成される組織体である。その目的は、奉仕と国際間の理解に貢献するため、世界的友好を以て共に活動する機会を青年男女に与えることにある。

3. インターアクト・プログラムは本来青年男子のみを対象とするものとして計画されたのである。それは指導力の養成並に良き市民となるための訓練に重点をおくことに依然変りはない。もし地元の事情下で提唱ロータリー・クラブに青年女子のみまたは男女混合のインターアクト・クラブの設立が至当であると考えられる場合は、提唱ロータリー・クラブの自由裁量によるものとする。提唱ロータリー・クラブが男女混合の会員組織を決定した場合は、少なくとも半数は青年男子たることを要す。

4. インターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは数クラブによって結成され、後援され、かつ指導監督される。そして国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。その他の方法を以てしては、創立することも、維持することも出来ない。クラブ

の存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが継続して承認を与えるか否かにかかっている。

5. 国際ロータリーが設定した枠内で、提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、かつインターアクト・クラブの全活動、方針並びにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督する。

6. インターアクト・クラブが学校関係である場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、当該学校当局制定の全学生組織並びに課外活動に関するものと同一規定並びに方針に従うべきものであることを了解の上、学校当局の完全な協力のもとに、当該インターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。

7. インターアクト・クラブの総ての活動、計画及びプログラムは、常に国際ロータリーの方針に調和して行なわれるべきものとする。従って、インターアクト・クラブに対するロータリー・クラブの絶えざる後援と国際ロータリーの継続的承認は、それを条件とするものである。

8. 標準インターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって規定されるものであり、且つ国際ロータリー理事会によってのみ改正されるべきである。クラブ結成並びに認証の前提条件として、各インターアクト・クラブは、標準インターアクト・クラブ定款を採択し爾後国際ロータリー理事会により行なわれる全改正条項を自動的に採用せねばならぬ。

9. 各インターアクト・クラブは標準インターアクト・クラブ定款及び国際ロータリーが設定した方針とに矛盾しない細則を採択せねばならぬ。斯様な細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。

10. インターアクト・クラブは、会員が選出される居住地域または学校の所在地がその所管区域内にあるロータリー・クラブにより

提唱されるべきものとする。但し提唱ロータリー・クラブの所管区域外にインターアクト・クラブ結成許可の文書を国際ロータリー理事会より受理した場合はこの限りでない。

11. インターアクト・クラブは、次の条件の下では、二つ以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ後援することができる：

イ) 地区ガバナーは、慎重な考慮の後、地区、各関係ロータリー・クラブ並びにインターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えなければならない。

ロ) 推薦されるインターアクト・クラブの会員は、各提唱ロータリー・クラブ所管区域内より各々相当数選出されなければならない。

ハ) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にインターアクト・クラブを組織するということが、当該学校または地域社会に本質的には単一の学生団体であるべきものに人為的分離体を創ることになるか、またはそのような結果を招来するような状況でなければならない。

ニ) 合同インターアクト委員会は、各提唱ロータリー・クラブの有能な代表者を以て構成されなければならない。

12. インターアクト・クラブ各会員は、入会を認められると同時に、インターアクト・クラブの定款並びに細則の規定を承認遵守することに同意したものとする。

13. インターアクト・クラブ会員資格は、国際ロータリーより提唱ロータリー・クラブを通じてインターアクト・クラブへ支給されるインターアクト会員証により立証されるものとする。

14. インターアクト・プログラムに使用、または適用されるインターアクトの名称及び徽章は、国際ロータリーの所有に属し、かつ

正式に設立されたインターアクト・クラブ並びにその適正資格ある会員は勿論、インターアクト・プログラムに参加する者が専用するために保有されるものとする。

15. インターアクト・クラブ会員は、インターアクト・クラブ会員資格存続中、適正な品位ある方法で、インターアクトの名称及び徽章を使用並びに表示する資格を与えられている。インターアクト・クラブ会員資格終結の際、またはインターアクト・クラブ解散の場合には、かかる資格は失われるものとする。

16. インターアクト・クラブは、(イ) その定款に従って管理しない場合、及びその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無に不拘、国際ロータリーにより、(ロ) 提唱ロータリー・クラブにより、または(ハ) インターアクト・クラブ自身の決定により、解散することになる。

17. インターアクト・クラブ解散により、クラブ並びに会員は、集団的にも個人的にも名称並に徽章に関する一切の権利及び特典を喪失するものとする。

18. 国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外の如何なる個人または団体が、営利または他の目的のためにインターアクト・クラブを一般に利用する権利を認めない。

19. 国際ロータリーの方針として、少女クラブの結成および提唱はインターアクト・クラブの本来の機能乃至適切な活動とは認め得ない。

20. 地区ガバナーは、インターアクト・プログラムを公表し、新しいインターアクト・クラブの結成を促進し、管轄地区内のインターアクト・プログラムを管理するに際し、彼の補佐役として地区内各地のロータリアンから構成される地区インターアクト委員会を任命するよう要請されている。地区インターアクト委員会を任命することが可能であり、かつ

実行出来る場合は、1名乃至数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。

21. クラブレベル以上のインターアクトの組織体と会合：

- イ) もしも、国際ロータリーの1地区内に、五つまたはそれ以上のインターアクト・クラブがある場合、それらのクラブは、会員中よりインターアクト・ガバナーを選定することが出来る。選挙の方法は、地区インターアクト委員会によって決定されるものとする。インターアクト・ガバナーの職務は、地区単位の会合の準備に当って、地区インターアクト委員会を援助し、助言を与え、又可能的場合かかる会合を司会し、特に地区内インターアクト・プログラムを拡大充実することに関して地区の全インターアクト・クラブに助言し、激励、感銘を与え、そしてインターアクトを世界的な規模のものとし又国際理解のためのこのプログラムの実行能力と業績とに注意を集中せしめるよう助力することである。
- ロ) 国際ロータリーの地区内において、相互に便利な土地に二つまたはそれ以上のインターアクト・クラブが存在する場合には、友情を深め、意見を交換し、感銘を分かち合い、地区内のインターアクト・プログラムを強化、拡大、充実させるため、地区インターアクト委員会の1名乃至数名の委員の助言と指導と出席のもとに、各クラブ代表者の会合を開催するよう奨励されている。距離の関係が許せば、1名乃至数名の地区インターアクト委員の出席指導のもとに、かかる会合を、地区単位で、開催できるであろう。
- ハ) 可能な場合、2以上の地区、特に2以上の国の地区からのインターアクト・クラブ会員との会合が奨励されている。このような会合は、ホスト地区のインター

アクト委員会の委員1名乃至数名の出席指導の下に行なわれるべきものとする。

- ニ) 地区単位のインターアクト会合の目的は、学校及び地域社会に対する奉仕に関してインターアクト・クラブを激励し、啓発し、感銘を与えるため、及び国際理解のためにインターアクトが世界的に発揮し得る能力と業績とに注意を集中せしめるためである。
 - ホ) 国際ロータリーは、地区インターアクトの会合またはインターアクト・ガバナーの経費を、負担しないものとする。かかる会合の経費は最小限度に止め、参加者が負担出来る範囲のものとする。
22. インターアクト・プログラムの経費資金の調達：
- イ) 国際ロータリーは、インターアクト・ガバナー又はインターアクト・クラブの会合、またはインターアクト・クラブ集団会合に要する費用は、一切負担しない。
 - ロ) インターアクト・クラブまたはインターアクト・クラブの集団の会合を開催するに必要な費用は、最小限度に止めるべきであり、然もその会合は、有意義なプログラムを織り込んだ効果的なものでなければならない。
 - ハ) インターアクト・クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、インターアクト・クラブの責任である。
 - ニ) インターアクト・クラブを後援しているロータリー・クラブは、そのインターアクト・クラブに対し、臨時または付随的の財政的援助以外の寄付を行なうべきものではない。
 - ホ) インターアクト・クラブは、広くロータリー・クラブ又は他のインターアクト・クラブに対し財政的援助を懇請すべきではない。
 - ヘ) インターアクト・クラブは、何等有意

義な返報をなさずして、その地域社会内の個人、事業所または団体に財政的援助を懇請すべきではない。

ト) インターアクト・クラブ会員の会費または割当金は、名目上の金額に止め、然もそのクラブの管理に要する経費にのみ充当すべきものである。総て、インターアクト・クラブが実行する活動並びに計画に要する資金は、会費または割当金とは別個に、クラブが調達すべきものである。

チ) インターアクト・クラブ会員をクラブ並びに地区大会プログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブ及び地区大会は、起り得る法律上又は道義上の義務と責任に対しクラブ乃至地区大会を保護するために十分な旅行傷害及び責任保険に加入すべきである。

(方針声明了)

理事会は、

イ) 地区水準におけるインターアクトの組織体を、インターアクトに関する方針声明の第21項(イ)に規定されているものに限ることと定める；

ロ) 実行できるところでは、インターアクト年次大会をロータリー地区内で開くよう勧告する；

ハ) 地区内におけるインターアクト活動のすべての面についてその調整をはかるため、ロータリー地区委員会と当該地区内のインターアクト・クラブとの連絡に当たることをもって、インターアクト・ガバナーの主要任務とすることと定める。

ニ) 国際水準で行なうインターアクト計画については、地区水準のインターアクトの組織体によって得た知識と経験をもってするインターアクトの効力、福祉およびその拡大の促進を含め、その監督と指導の責任を国際ロータリー中央事務局において負うべきことと定める。(理 68—69)

ローターアクト・クラブ

(Rotaract Clubs)

理事会 (1967—68) は、ロータリー・クラブが任意に青年のためのクラブを結成且つ後援することのできる計画を採択した。その計画はローターアクトと呼ばれる。

ローターアクト・クラブは、これを提唱するロータリー・クラブの区域内またはローターアクト・クラブの存しないその隣接区域内に居住、就職または就学している 17 才から 25 才までの青年によって構成する。ローターアクト・クラブのある近隣区域からも、双方の提唱ロータリー・クラブの明示の承認を得て、会員を選挙することができる。男女混合の会員組織の場合は、男子会員はいかなる場合でも半数未満であってはならないものとする。年齢制限の上限は、大学課程在学中の者には適用しない。

ローターアクトの目的は、あらゆる職業において高い道徳的水準を受諾し尊重するよう奨励し、地域社会に対する奉仕を通じて指導力と善良なる市民精神を育成し、かつ国際理解と平和とを促進することにある。

理事会は本計画が次の規定に従って実行されるべきことに同意した：

1. 如何なる地域社会においてもインターアクト・クラブ会員とローターアクト・クラブ会員の年齢は重複せざること；
2. ローターアクト・クラブ年度はロータリー・クラブ年度又は暦年度の何れかと一致させること；
3. ローターアクト・クラブ会員資格は会員が 25 歳になった時のクラブ年度を以て終結するものとする；
4. ローターアクト・クラブ会員組織の継続性を確保するため、年齢別の会員数が常に均衡を保つようにできうる限り努める

こと;

5. 毎年ロータリー・クラブのローターアクト委員会委員を1名又はそれ以上再任することにより、委員の継続性を保つよう規定することが重要である。

如何なる意味においても、ローターアクト・クラブは提唱ロータリー・クラブ又は国際ロータリーの一部又は合法的加盟クラブと考へてはならない。ローターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたり看做されぬものであり、又ロータリー徽章を使用したり佩用してはならない。ロータリー徽章とは異なった、ローターアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。

理事会(1967—68)は、国際ロータリー地区内におけるローターアクト・クラブの結成並びにローターアクト・プログラムの管理に関し関係者全員に対する情報及び指針として次の如き声明後に一部改正を採択した:

1. ローターアクト計画は、国際ロータリーが推進し、かつ創設したもので、国際ロータリーの活動の一つである。定款の諸規定の制定ならびに実施、結成上の必要条件、手続の基準、ローターアクトの名称および徽章の保護ならびに保存に関する権限は、国際ロータリーに帰属するものとする。
2. ローターアクト・クラブはロータリー・クラブ提唱の下に17歳より25歳¹までの青年により構成される組織体である。その目的は、あらゆる職業において高い道徳的水準を受諾し尊重するよう奨励し、地域社会に対する奉仕を通じて指導力と善良な市民精神とを育成し、かつ、国際理解と平和とを促進することにある。その目標とするところは、(1)建設的指導力と個人的誠実性とを育成し、(2)他人に対し思いやりがあり、かつ力となるよう奨励、実践し、(3)家庭と家族の重要性を深く認識し、かつ国家への忠誠心を植え付け、(4)

各個人の価値を認識することにより、他人の権利を尊重し、(5)個人的成功、地域社会の改善ならびに団体的業績の基盤として、個人的責任の受諾を強調し、(6)社会奉仕の機会として、すべての有用な職業の尊厳と価値とを認識し、(7)地域社会、国家ならびに世界情勢に関する知識と理解とを深める機会を提供し、(8)すべての国の人々に対して国際理解と親善とを増進する個人的ならびに団体的活動の道を開拓し、(9)職業上の知識ならびに責任感を育成することにある。

3. ローターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは数クラブによって結成され、後援され、かつ指導監督され、国際ロータリーの認証と承認を得て設立される。その他の方法を以てしては、創立することも、維持することも出来ない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが継続して承認を与えるか否かにかかっている。
4. 国際ロータリーが設定した枠内で、提唱ロータリー・クラブは、ローターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、かつローターアクト・クラブの全活動、方針ならびにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督するものとする。
5. ローターアクト・クラブが大学を結成基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、当該大学*当局制定のすべての学生組織ならびに課外活動に関する規定ならびに方針と同一のものに従うべきものであることを了解の上、大学当局の完全な協力のもとに、当該ローターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。
6. ローターアクト・クラブのすべての活動、計画およびプログラムは、常に国際ロータリーの方針に調和して行なわれるべきものとする。従ってローターアクト・クラブに対

するロータリー・クラブの絶えざる後援と国際ロータリーの継続的承認は、それを条件とするものである。

7. 標準ローターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって規定されるものであり、かつ国際ロータリー理事会によってのみ改正されるべきである。クラブ結成ならびに認証の必要条件として、各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款を採択し、爾後国際ロータリー理事会の採択する改正条項のすべてを自動的に採用せねばならない。
8. 各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款および国際ロータリーが設定した方針とに矛盾しない細則を採択せねばならない。かような細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならぬ。
9. ローターアクト・クラブは、会員が選出される居住地、就職地または大学がその区域限界内にあるロータリー・クラブにより提唱されるべきものとする。且し、国際ロータリー理事会が提唱ロータリー・クラブの区域限界外にローターアクト・クラブの結成を認める旨を文書を以て許可した場合はこの限りでない。
10. ローターアクト・クラブは、次の条件下に2以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ後援することができる:
 - (イ) 地区ガバナーは、慎重な考慮の後、地区、各関係ロータリー・クラブならびにローターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えなければならない。
 - (ロ) 推薦されるローターアクト・クラブの会員は各提唱ロータリー・クラブの区域限界内より各々相当数選出されなければならない。
 - (ハ) 個々のロータリー・クラブの提唱によ

り、個々にローターアクト・クラブを結成することが、当該地域社会あるいは大学内に本質的には単一の青年団体であるべきローターアクトを、人為的に分離して創ることになるか、またはそのような結果を招来するような場合に限る。

- (ニ) 各提唱ロータリー・クラブの有能な代表者を以て合同ローターアクト委員会が構成されなければならない。
11. ローターアクト・クラブの各会員は、入会を認められると同時にローターアクト・クラブの定款ならびに細則の規定を承認遵守することに同意したものとす。
12. ローターアクト・クラブの会員資格は、国際ロータリーより提唱ロータリー・クラブを通じてローターアクト・クラブへ支給されるローターアクト会員証により立証されるものとする。
13. ローターアクト・プログラムに使用、または適用されるローターアクトの名称および徽章は、国際ロータリーの所有に属し、正式に設立されたローターアクト・クラブならびにその適正資格ある会員は勿論、ローターアクト・プログラムに参加する者の専用のために保存されるべきものとする。
14. ローターアクト・クラブ会員は、ローターアクト・クラブ会員資格存続中、適正な品位ある方法で、ローターアクトの名称および徽章を使用ならびに表示する資格を与えられている。ローターアクト・クラブ会員資格最終の際、またはローターアクト・クラブ解散の場合には、かかる資格は失われるものとする。
15. ローターアクト・クラブは(イ)その定款に従って運営されない場合、或はその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無に不拘、国際ロータリーにより(ロ)提唱ロータリー・クラブにより、または(ハ)ローターアクト・クラブ自身の決定によ

¹ 標準ローターアクト・クラブ定款は、年齢制限の上限は大学生には適用されぬものと規定している。

* 本方針声明書で使用される大学なる言葉はすべての最高教育機関を含む。

り、解散することになる。

16. ローターアクト・クラブの解散により、クラブならびに会員は、集団的にも個人的にも名称ならびに徽章に関する一切の権利および特典を喪失するものとする。

17. 国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外の如何なる個人または団体に対しても、営利または他の目的のためにローターアクト・クラブを一般に利用する権利を認めない。

18. 地区ガバナーは、地区内にローターアクト・プログラムを公表し、新ローターアクト・クラブの結成を促進し、ローターアクト・プログラムを管理するに際し、その補佐役として地区内各地のロータリアンによって構成される地区ローターアクト委員会を任命するよう要請されている。地区ローターアクト委員会の任命に際しそれが可能であり、かつ実行出来る場合は、1名乃至数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。

19. クラブ・レベル以上のローターアクト・クラブの会合：

(イ) もしも、国際ロータリーの1地区内に、5以上のローターアクト・クラブがある場合、それらのクラブは、会員中よりローターアクト・ガバナーを選挙することができる。選挙の方法は、地区ローターアクト委員会によって決定されるものとする。ローターアクト・ガバナーの職務は、地区単位の会合の準備に当って、地区ローターアクト委員会を援助し、助言を与え、また可能の場合かかる会合を司会し、特に地区内のローターアクト・プログラムを拡大、充実することに関して地区内のローターアクト・クラブに助言し、激励、感銘を与え、そしてローターアクトを世界的な規模のものとした国際理解のためのこのプログラムの実行能力と業績とに注意を集中せしめ

るよう助力することである。

(ロ) 国際ロータリーの地区内において、相互に便利な土地に存在する二つまたは三つ以上のローターアクト・クラブは、友情を深め、意見を交換し、感銘を分かち合い、地区内のローターアクト・プログラムを強化、拡大、充実させるため、地区ローターアクト委員会の1名乃至数名の委員の助言と指導と出席のもとに、各クラブ代表者の会合を開催するよう奨励されている。距離の関係が許せば、地区ローターアクト委員会の指導のもとに同委員会の委員1名乃至数名同席の上、かかる会合を地区単位で、開催することもできるであろう。

(ハ) 可能な場合、2以上の地区、特に2以上の国の地区のローターアクト・クラブ会員との会合も奨励されている。このような会合は、ホスト地区のローターアクト委員会の委員1名乃至数名の出席指導の下に行なわれるべきものとする。

(ニ) 地区単位のローターアクト・クラブ会合の目的は職業奉仕および社会奉仕に関してローターアクト・クラブを激励し、啓発し感銘を与えるため、および国際理解のためにローターアクトが世界的に発揮し得る潜在能力と業績とに注意を集中せしめるためである。

(ホ) 国際ロータリーは、地区ローターアクト・クラブの会合の経費を、負担しないものとする。かかる会合の経費は、最小限度に止め、参加者が負担出来る範囲のものとする。

20. ローターアクト・プログラムの経費のための資金調達：

(イ) 国際ロータリーはローターアクト・クラブの会合、またはローターアクト・クラブの集団会合に要する費用は一切負担しない。

(ロ) ローターアクト・クラブまたはロータ

ーアクト・クラブの集団の会合を開催するのに必要な経費は、最小限度に止めるべきであり、しかもその会合は、有意義なプログラムを織り込んだ効果的なものでなければならない。

(ハ) ローターアクト・クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、ローターアクト・クラブの責任である。

(ニ) ローターアクト・クラブを後援しているロータリー・クラブは、そのローターアクト・クラブに対し、臨時または付随的の財政的援助以外の寄付を行なうべきものではない。

(ホ) ローターアクト・クラブは、広くロータリー・クラブまたは他のローターアクト・クラブに対し財政的援助を懇請すべきではない。

(ヘ) ローターアクト・クラブは、何か価値ある返報をなさずして、その地域社会内の個人、業界または団体に財政的援助を懇請すべきではない。

(ト) ローターアクト・クラブ会員の会費または賦課金は名目上の金額に止め、しかもそのクラブの管理に要する経費にのみ充当すべきものである。ローターアクト・クラブが実行する活動ならびに計画に要する資金は、会費または賦課金とは

別個に、クラブが調達すべきものである。

(フ) ローターアクト・クラブ会員をクラブならびに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブおよび地区大会は、起こり得る法律上または道義上の義務と責任に対しクラブ乃至地区大会を保護するために十分な旅行傷害および責任保険に加入すべきである。

(方針声明了)

理事会は、暫く、ローターアクト計画が世界的にどれ位進歩を見せるかについて更に充分な見極めがつくまで、地区レベルにおけるローターアクトの組織体をローターアクトに関する方針声明の第19項に規定されているものに限ることと定める。(理 68—69)

青少年活動週間

(Youth Activities Week)

理事会は、毎年10月15日を含む週間に、青少年活動週間が設けられ、これが、専らインターアクト、ローターアクトおよび青少年交換を含むすべてのロータリー後援の青少年活動のために充てられるべきことと定める。(理 68—69, 69—70)

区域の放棄 (Relinquishing Territory)

クラブの区域が無限であるとか、必要以上に広いというような場合には、ロータリーの理想と原理を他の地域社会に規則正しく且つ組織的な方法で進めて行かれるようにするた

め、クラブはその区域を調整又は縮小するよう考慮することが要求されている。事務総長は、国際ロータリー理事会のこの要求を、クラブ区域の調整又は縮小が現在のクラブ会員の地位に影響しないという諒解の下に、関係クラブに注意するよう指示されている。(理39—40) (「大都市にアディショナル・クラブ」
— 頁参照)

ロータリー財団

(The Rotary Foundation)

国際ロータリーの定款(第10条)及び細則(第20条)に規定されているロータリー財団は、国際ロータリー理事会並びにロータリー財団管理委員会の採択せる下記の信託宣言の条件のもとに、アメリカ合衆国イリノイ州で組織せられた信託財産である。

信託の宣言 (Declaration of Trust)

ロータリー財団管理委員会委員長は、理事会(1931—32)に対し大要次の如き報告を行った：

現在ロータリー財団の法律的地位は、細則第20条の規定により定められている。財団を法人化する問題に関してはかなりの考慮が加えられた。財団管理委員長 Klumph 及び管理委員 Chapin は、シカゴのロータリアン Holden と協力し、法律の見地から法人のすべての利点を与えると共に若干の不利な点を避けることができると考えられる一種の信託宣言を起草した。財団管理委員会により完成され、国際ロータリー理事会の同意を得たこの宣言は、財団の永続性を保証する効力を有するであろう。従って、財団管理委員会は、理事会がこの信託宣言に同意し、国際ロータリーの役員に国際ロータリーに代って宣言案に署名することを委任するよう要請するものである。

理事会(1931—32)は、次の如き財団の信託宣言に同意し財団管理委員会が同宣言を実施することを承認した。

1931年11月12日、U.S.A.の一州、イリノイ州の法人である国際ロータリーと、ロータ

リー財団管理委員 Arch C. Klumph, Rufus F. Chapin, Charles Rhodes, Harry H. Rogers 及び Charles A. Mander ならびにその後任者との間に作成締結せられた本信託宣言は、次のことを証言する。

国際ロータリー細則第20条には次の如く規定されている：

(注：信託宣言には細則第20条第1節より第10節に至る全文が掲げてある。268—271頁参照)

且つ上述の管理委員会は、上掲細則第20条第1節及び第2節により指名され正式に任命されたものであり、又国際ロータリーの代表として全権を有する国際ロータリー理事会の正当な権限と指示の下に、第20条の規定に従い信託の宣言を行なうものであるが故に、ここに次の如く宣言する。

第1：前記ロータリー財団の管理委員会によって受取られ且つ保管せられた総ての財産は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めあるものを除き、その基本財産及び(又は)それよりの収入を単一信託とし、国際ロータリー理事会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領¹⁾、運動又は施設のため、そして単にそれのみ支出するために受取られ且つ信託財産として保管されるものとする。主要資産として保管された総ての資産は厳に、その用語の法律上の意味における慈善的使用にのみ保管されるものとする、ということが明白に宣言されている。

1) 1951年(アトランティック・シティ)国際大会はロータリーの「綱領」を複数(Objects)から単数(Object)に変更した。

第2：上述の管理委員会の権限は、上記の細則に規定せられてある如くその改正に従うことを条件として、上記細則に定める通りとする。しかしながら改正或は改正の権限は、如何なる場合も、前述の如く受理した資金及び財産はすべて慈善的使用にのみ保管されるものとするとの本信託宣言をそこなうものと考えられたり了解されてはならないということをここに明らかに宣言する。

第3：本宣言は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、信託財産と、条件の有無を問わず、現在又は今後受理されるべき、生命保険から入る全資金を含むすべての資金に適用されうる権限とに適用され且つそれらを管理するものとする。

以上の証明として財団管理委員会は、前記日付を以てここに署名調印をなし、且つその承認の証として国際ロータリー理事会によって与えられた権限により同様のことを行ない、国際ロータリーに代って正式に委任された役員の手によりここに国際ロータリー印を捺印する。

財団資金支出の目的

(Purposes for Which Funds of the Foundation Shall Be Expended)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、財団の資金を支出する目的に関し、次の如き決議を採択した。

国際ロータリー細則第20条第1節は、次の如く規定している：

ロータリー財団の全財産に対する権利は11名の管理委員及びその後継者に帰属するものとする。これらの管理委員は、本細則によって、或は贈与、遺贈遺言、又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、これを保管し、投資し、運用し、管理し、そして、理事会の承認を得てその元金又はそれより生ず

る収入を、単一信託として、国際ロータリーの目的又はロータリーの綱領、もしくは国際ロータリーによって発起され或は承認された、博愛、慈善、教育、又はその他の慈善的目的、目標、運動、又は制度の推進のために消費するものとする。

そして1931年11月12日、国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会によって実施された「信託宣言」は次の通り規定している：

第1：前記のロータリー財団の管理委員会により受取られ且つ保管せられたすべての財産は、条件付贈与、不動産贈与又は遺贈を除き、その基本財産及び(又は)それよりの収入を、単一信託として国際ロータリー理事会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領¹⁾、運動又は施設のためそして単にそれのみ支出するために受取られ且つ信託財産として保管されるものとする。主要資産として保管された総ての資産は厳に、その用語の法律上の意味における慈善的使用にのみ保管されるものとするということが明白に宣言されている。

第2：上述の管理委員会の権限は、上記の細則に規定される如くその改正に従うことを条件として、上記細則に定める通りとする。しかしながら改正或は改正の権限は、如何なる場合も、前述の如く受理した資金及び財産はすべて慈善的使用にのみ保管されるものとするとの本信託宣言をそこなうものと考えられたり了解されてはならないということをここに明らかに宣言する。

第3：本宣言は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、信託財産と、条件の有無を問わず、現

1) 1951年(アトランティック・シティ)国際大会はロータリーの「綱領」を複数(Objects)から単数(Object)に変更した。

在又は今後受理されるべき、生命保険から入る全資金を含むすべての資金に適用されうる権限とに適用され且つそれらを管理するものとする。

且つ又、国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、以上の諸規定が、個人及び団体による慈善その他の寄付、及び所得税を免除されるべき団体に関する U.S.A. 国内歳入条例の諸規定に該当するものと解釈していることを記録することはのぞましいことであるが故に、

ロータリー財団の基本財産或は収入からの支出は、管理に要する費用を除き、絶対に、慈善、科学、文学、教育或はその他 U.S.A. 国内歳入条例、第23(o), 2, 23(q), 2及び101(6)の各項に含まれる目的に使用されるべきこと、又、ロータリー財団の基本財産たる収入たるを問わず、その如何なる部分と雖も個人的利益のために使用しないこと、又、ロータリー財団の活動の相当部分が宣伝その他立法に影響を与えようとする試みに向けられてはならないこと、及び最後に、ロータリー財団の解散の暁には、その基本財産及びそれより生ずる収入は、本決議の条件に従って支出されるものとするをここに決議する。(理 44—45, 財団管理委 44—45)

所得税申告に対する寄付金額の控除 (Deductibility of Contributions on Income Tax Returns)

国によっては所得税申告を行なう場合ロータリー財団への寄付金は控除されている。クラブ並びに各個人は夫々の国に於て斯様な寄付金が所得税の課税金額から控除されるかどうかを所在地の関係当局に確かめるべきである。

次に掲げるものは、国際ロータリーが受理した1948年9月22日付合衆国財務省国内歳入局長の書翰の抜萃である：

本官は、貴財団が専ら慈善的、教育的目的のために組織されていることを証明せる提出証拠書類に基づき、国内歳入法第101節(6)の規定並びに先の歳入諸条令の該当規定により、貴財団は連邦所得税を免除されるものと判定する。

貴財団に対する寄付は、修正国内歳入法第23節(o), (q), の各項に規定された方法及び範囲内において、かつ先の歳入諸条令の該当規定により、寄付者の純課税所得額から控除される。

貴財団に提供される遺贈、遺産、不動産の遺贈又は財産譲渡証書は、国内歳入法第812節、(d)項並びに第861節(a)項(3)に規定された方法及び範囲内において、且つ/又は先の歳入諸条令の該当規定により、故人の課税財産額より控除される。貴財団への贈与財産は、国内歳入法第1004(a)(2)(B)並びに1004(b)の(2)及び(3)並びに/又は先の歳入諸条令の該当規定により、課税贈与額より控除される。

カナダにおいては、寄付者が所得税法第27節(1)(a)の規定に従い且つその範囲内において課税所得額を計算する際、もし正規の領収書により立証されるならば、寄付金を控除額として申告することができる。

ロータリー財団の基本財産からの支出 (Expenditures From the Corpus of The Rotary Foundation)

1968年国際大会はロータリー財団基本財産よりの支出を規定する、次の決議を採択した：

第59回年次国際大会において国際ロータリーは、1970年7月1日より2ヵ年間に、年額200万ドルを超えざる範囲において、国際ロータリー理事会並びに過半数のロータリー財団管理委員の承認を条件として、ロータリー財団の目的推進のため同財団の基本金より支出し得ることを決議する。(メキシコシティ

一大会決議 68—60)

1970 年国際大会はロータリー財団の基本財産よりの支出の継続を規定する、次の決議を採択した：

第61 回年次国際大会において、国際ロータリーは1972 年7月1日より2ヵ年間に、年額250 万ドルを超えざる範囲において国際ロータリー理事会並に過半数のロータリー財団管理委員の承認を条件として、ロータリー財団の目的推進のため同財団の基本金より支出し得ることを決議する。(アトランタ大会決議 70—64)

財団の目的

(The Objective of the Foundation)

先に発表されたロータリー財団の目的は、財団管理委員会 (1964—65) により次の如く改正され、かつ理事会 (1965—66) により承認された：

ロータリー財団の目的は、博愛、慈善、教育的性質の、確実で且つ効果的な企画によって各国の国民間に理解と友好関係を増進することにある。

財団管理委員の任命

(Appointment of Trustees)

国際ロータリー細則 (第20条)は、理事会の承認を得て、会長が11名の委員を任命するものとし、そのうち6名は元国際ロータリー会長、3名は財団が支援する活動分野の経験者、残る2名は財務畑の経験者とすべきことを規定している。

財団管理委員会は毎年、管理委員1名を次年度の委員長に選定する。委員長が欠員となった場合、残余の任期を務める委員長も同管理委員会が選定する。

元国際ロータリー会長である6名の管理委員の任期は6年とする；その他の委員の任期は2年である。各管理委員とも再任され得る。欠員は、理事会の承認を得て、国際ロータリー会長が補充する。

財団管理委員が構成する委員会

(Committees of the Trustees)

財団の運営方針は、財団管理委員会は投票により、管理委員がメンバーとして任命されるべき委員会乃至小委員会を決定し、夫々任務を設定することと規定している。委員長が委員及び小委員をも任命するものとし、それらの義務は財団管理委員会により規定された通りとする。

財団管理委員が構成する委員会は次の如く設定された：

実行委員会：5名の管理委員で組織され、その委任事項は以下の通りである：

- 1) 財団管理委員会に代って、資金調達並びに既存の諸活動と投資有価証券の査定と評価に関するすべての問題を処理し、又、ロータリー財団の目的に添う活動に対し授与される補助金受領者の選定に当る。但しその活動は斯様な補助金授与基準に合致するものでかつ1口の金額は米貨5,000ドル乃至その相当額を超えてはならない。
- 2) 新規活動の開始並びに推進に関し財団管理委員会に勧告する。
- 3) 財団管理委員会の方針が既に設定されている場合又は緊急事態が生じた場合、実行乃至管理に関する事項を決定する。
- 4) 財団管理委員会により既に割当が計上されている支出に関し、必要ある場合、決定すること。
- 5) 財団管理委員会が留意すべき事柄を調査し、それについて財団管理委員会に勧告すること。

- 6) 諸委員会よりの報告を検討し、必要ある場合本委任事項第3の規定に従って、その報告の内容について処置を講ずること。
- 7) 実行委員会のすべての決定は次回の財団管理委員会の会合において報告さるべきこと。

8) 管理費として5,000ドルを超えない金額を割当てること。

財務並びに投資委員会：3名の管理委員により構成され、年間予算及び投資を含む財務関係事項に関し財団管理委員会又は実行委員会に勧告する責任を持つ。

財団プログラム委員会：3名の管理委員で組織され、下記の任務を遂行する：

- 委員会は
- 1) 大学院課程奨学金、大学課程奨学金、専門的訓練補助金及び研究グループ交換補助金受領者を選考し、かつ財団管理委員会に代って、既に財団管理委員会によって認可されているその他の補助金を承認し、授与する；
 - 2) 既に方針が設定されているか或は緊急事態発生の場合に、教育補助金プログラムの運営に関する事項について決定を下すこと、及び、研究グループ交換プログラム担当の委員会が止むを得ない事情と判断した場合、同プログラムに関する事項について決定を下すこと；
 - 3) ロータリー財団の各種プログラムに関して委員会自体の見解と勧告事項を財団管理委員会に報告する。

財団管理委員会及び理事会とロータリー一財団との関係

(Relationship of Trustees and Board to The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、管理委員会及び国際ロータリー理事会とロータリー財団との関係について次のような方針声明を承認した：

ロータリー財団管理委員会の責任は：

- イ) 財団の資金を受取り、運用し且つ保管する；
- ロ) 財団の目標、目的、管理に関する情報を作成し普及する；
- ハ) 財団へ寄付がなされるような独特の方法を案出する；
- ニ) 財団の目的を達成するための資金と管理経費に必要な資金を割当てて；
- ホ) 使用できるすべての収入と割当金を活用するために財団の活動を創始し発展させる；
- ヘ) 現在実施している財団の諸活動を評価、検討する；
- ト) 財団の資金募集の方法、手段を案出する；
- チ) 財団管理委員会により設定された手続に従い、ロータリー財団が支持する諸活動において各種補助金を受領する適格な個人、及び慈善乃至教育団体を選定することである。

国際ロータリー理事会の責任は、財団管理委員会が支出を割当てたプログラムを監督し、斯様なプログラムに関する資料を準備し、頒布することである。(理、管理委 63—64, 65—66)

ロータリー財団管理に関する規定 (Rules and Regulations for Administration of The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、ロータリー財団の管理に関する次の諸規定を承認した：

年次総会

1. 財団管理委員会の年次総会はロータリー一年度の第4半期中に開催さるべきものとし、その時期と場所は管理委員会が決定するものとする。如何なる議事の決裁にも、その時現在資格を有する現職委員の過半数を必要

とする。但し、斯様な会場へ出席する管理委員が過半数に達しない場合は会議を将来に延期することができる。委員長欠席の場合は、出席している委員により臨時委員長を互選する。必要な場合或は希望する場合は、ロータリー財団管理委員と国際ロータリー理事の合同会議を上記年次総会の会期中に開くことができる。

その他の会合

2. 上記の外、管理委員長が随時招集する管理委員の会合、或は委員会又は小委員会がある。財団管理委員会の会合は、過半数の委員に依って、文書で他の委員に会合の時期、場所を通知し、招集することが出来る。

事務長の任命

3. 管理委員会は、年次総会において、この会合の直後の1月1日に始まる暦年度の財団事務長を任命する。国際ロータリー理事会及び財団管理委員会が別に定める場合を除き、財団事務長は、国際ロータリー理事会によって選ばれた同一暦年度の国際ロータリー事務総長と同一人たるものとする。事務長は事務次長を指名することができる。事務次長は、事務長がその職務を執行しえない場合に、事務長に代って事務をとることができるが、事務長の地位に空席を生じた場合、その地位を自動的に継承するものではない。事務長は又、ロータリー財団のすべての銀行勘定に影響を及ぼす、小切手、銀行手形、約束手形、為替手形及び指示書に署名する1名乃至それ以上の一般管理部次長を指名することができる。

会計の任命

4. 管理委員会は、年次総会に於て、この会合の直後の1月1日から始まる暦年度の財団会計を任命する。国際ロータリー理事会及び財団管理委員会が別に定める場合を除き、国際ロータリー財務長が財団会計係になるものとする。会計の報酬は年1ドルとする。財団管理委員会は財団の副会計2名を任命すべ

きである。国際ロータリー理事会及びロータリー財団の管理委員会によって別な決定が行なわれない限り、中央事務局に最も近くに居る2名の国際ロータリー副財務長が、財団の副会計になるべきである。何かの理由で会計がその職務に当ることのできない場合に、どちらかの副会計がその会計に代って職務を執行することができるが、会計の地位に空席を生じた場合に自動的にその地位につくものではない。

欠員

5. 管理委員会は、事務長、会計或は副会計に欠員を生じた場合には、本規定第3節及び第4節の規定に従い、資格あるロータリー会員を選ぶことによって、残余の任期を充つことができる。

郵便による投票

6. 管理委員会は休会中、郵便、電信、無線電報又は電話による投票で議事を処理する権限を有する。決定には全管理委員の過半数を必要とする。財団事務長は問題が現在の方針内にある場合は郵便による投票用紙を送付する権限を持つが、問題が現在の方針外に関する場合には、その問題を郵便による投票に付すか又は次回の管理委員会まで保留するか決定権は管理委員長にあるものとする。

会計年度

7. 財団の会計年度は国際ロータリーの会計年度と同一とする。

収入及び支出

8. 事務長は毎年管理委員会に対し、次会計年度に於ける財団の予想収入、財団資金からの当該年度の支出状況（基本財産及び収入の両方を含めて）、及び次会計年度に予想される支出要求についての情報を提出するものとする。

管理費予算

9. 管理委員会は、その会計年度の管理費予算を採択する。予算案は、財団事務長により各委員に提出される。

理事会への報告

10. 管理委員会は、財団の支出状況と、財団の目的を推進するため利用し得る金額を定期的に国際ロータリー理事会に通知するものとする。

保証金

11. 管理委員会は、財団の諸活動関係者に対する保証金の必要性の有無及び金額を決定し、斯様な保証金の費用を財団管理費に織り込むものとする。

会計監査人の任命

12. 管理委員会は、毎年財団の会計監査人として、国際ロータリーの会計監査を委嘱している同一会計事務所を指定するものとする。財団の会計監査に要する費用は財団管理費から支払うものとする。

会計監査報告の公表

13. 管理委員会は毎年、国際ロータリー理事会が国際ロータリー資金の会計報告を公表するのと同一の時に、同様の方法で、その会計監査人の報告を公表するものとする。

事務長の財務報告

14. 財団事務長は、定期的に財務報告を管理委員会に、又、その写しを国際ロータリーの各理事に送付するものとする。

投資する権限

15. 管理委員会は管理委員会委員長又は管理委員会の財務並びに投資委員会委員長のいずれかに、次の権限を特別に委任する。即ち管理委員会が休会中、委員会が随時決定した方針に従って、財団の収入から有価証券に投資する金額を決定すること；上記証券をロータリー財団名義から受取り名義人に書き換えることを決定することを含む証券の保管方法；及び数名の投資顧問の中の1名の勧告により何れの有価証券を買入れ何れの有価証券を売却すべきかを決定する権限を委任する。続いて事務長又は副事務長、及び会計又は副会計は資金をそのように投資し且つ、有価証券を売却する権限が与えられ、そして事務長

又は副事務長はその取引を直ちに管理委員会に報告すべきものとする。投資顧問の中の誰か1名が、ロータリー財団を代表して投資有価証券の買入れ並びに／又は売却を行なう件に関し、管理委員会の休会中機敏な処置を取ることがロータリー財団に最も有利と判断した場合は何時でも、上記の手續に従う必要はない。そして投資顧問は、事務長又は副事務長の承認を得て、斯様な処置を取ることができる。但し、当該顧問はその理由をも含めた斯様な処置に関する完全な報告を、ロータリー財団事務長からロータリー財団管理委員会へ回付されるよう、速やかに事務長宛提出しなければならない。

投資物件に対する銀行サービス

16. 管理委員会は、委員長及び事務長が、世界の銀行のうち、財団の資金が寄託されているか又は有価証券が保管されている銀行において、もし財団の投資物件に関し得策と思われる業務が行なわれている場合それに関する取極めを行なうことに同意する。

銀行勘定

17. 管理委員会は、委員長及び事務長に対し、常に、国際ロータリーがその資金に関し行なっているのと同様の一般的協定に従って、世界各国の銀行に必要な口座を開く権限を与える。

現金の引出及び預金の移動

18. 管理委員会は、下記の職員に、ロータリー財団のすべての銀行勘定に影響を及ぼす、小切手、銀行手形、約束手形、為替手形及び指示書に署名する権限を与える：

事務長

又は

副事務長

又は

その目的のために事務長より指名された一般管理部次長

並びに

会計

又は
副会計

情報の伝達

19. 管理委員長及び事務長は、管理委員会に代って、財団の基本金が常に増加しつづけるよう又寄付者が財団の計画と業績について知ることができるようにする目的を以て、財団に関する情報を、国際ロータリー加盟クラブ、国際ロータリーの現及び元役員その他に伝達する権限を与えられている。

委員会の任命

20. 管理委員長は管理委員の活動を進めるために必要な委員会又は小委員会を任命するものとする。

規定の改正

21. 財団管理委員会は、必要で時宜を得た改正を行なうために、随時これらの諸規定を検討し、改正を要する場合は、事後承認を得るためこれを理事会に送達しなければならない。(理事及び財団管理委 48—49, 49—50, 54—55, 56—57, 58—59, 60—61, 63—64; 管理委 64—65; 理及び管理委 65—66; 66—67; 67—68)

ロータリー財団の諸活動

(Activities of The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会並びに管理委員会は、ロータリー財団の目標達成に確実且つ効果的な企画として下記の活動を承認した：

- 教育補助金
 - 大学院課程奨学金
 - 大学課程奨学金
 - 専門的訓練

研究グループ交換

特別補助金

完全且つ詳細な説明書並に申請用紙は、教育補助金プログラム及び研究グループ交換プログラムに対する申請書類提出締切期日の数ヶ月前に地区ガバナーに配布される。クラブ

は、これら資料の入手可能な発表があった後に、地区ガバナー又は文献東京事務所より、希望部数入手できる。

教育補助金—大学院課程奨学金, 大学課程奨学金, 専門的訓練 (Educational Awards—Graduate Fellowships, Undergraduate Scholarships, Technical Training)

教育補助金の目的は、青年男女を他国の教育機関で勉学させることによって、相異なる国民間の理解と友好関係の増進に寄与することにある。補助金受領者は非公式の「親善使節」として行動するよう期待されており、かくして、受領者は研究年度中及び帰国後、自国と留学国の国民間の理解増進に寄与する機会を与えられているわけである。

これらのプログラムの目的は、優秀な学生や技工の海外研究を通じて国際理解に寄与することにあるのであって、参加者に学位、証書又は合格証明書を取得させるためではない。しかし乍ら、もし自国及び/又は受入れ国の教育機関の当局者たちの協議によって、相当前から、研究プログラムが入念に準備されるならば、少なくとも部分的な履習単位を取得できる者もあろう。

これら3種のプログラムの性質及び目的は類似しており、主な違いは参加者の年齢と教育水準、及び研究プログラムの水準と性格にある。

資格 (Qualifications)

一般的 (General)

青年男女共に申請資格を有する。ロータリー財団教育補助金候補者は優秀な学生乃至技工であると同時に非常に立派な「親善使節」の可能性を持つ者でなければならない。これら二つの重要な資格条件を兼ね備えていない者は不適格者である。

特に、候補者は学業又は専門的技術の分野において高水準を保持して来た者で、且つロータリー財団補助金受領者として自己の学業又は専門的技術において顕著な成果を挙げ得る可能性を示すものでなければならない。又、自国と受入れ国の国民間の友情と理解の効果的なかけ橋として奉仕できるように、親しみ易い外向的な性格と、異なる文化を持つ国民の態度及び生活様式に対する好意的関心と、自己の考えを即座に効果的に伝える能力を持っていなければならない。そして、自国の歴史、文化、地理、時事問題についても十分な知識を持っていなければならない。

候補者は次の諸条件に該当しなければならない：

- イ. 指導性, 独創力, 熱意, 適応性, 円熟, 目的の誠実さを実証すること。
- ロ. 申請時において、留学国及び指定された教育機関で用いられている言語が英、仏、独、伊又はスペイン語の場合、その言語に熟達していなければならない。その他の言語の場合は申請時において熟達しているには及ばないが、定期の学年度開始前に、それを学ぶことを心がけ且つ学びうるものであること。
- ハ. 他国におけるきびしい1ヵ年の研究と旅行に心身共に堪えうること。

大学院奨学生の資格

(Graduate Fellowships)

大学院課程奨学金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない：

- イ. 補助金の授与発表後の7月1日現在、年齢 20—28 歳までの者であること。
- ロ. 奨学金年度開始前に、学士号又はそれと同等のものを取得していること。学士号を取得していない申請者は、学士号相当の資格を有し、大学院における研究資格を有することを証明する学校当局よりの証明書を提出しなければならない。

ハ. 未婚であること。

大学奨学生の資格

(Undergraduate Scholarships)

大学課程奨学金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない。

- イ. 補助金の授与発表後の7月1日現在、年齢が 18—24 歳までのものであること。
- ロ. 奨学金年度開始までに、大学レベルの課程を2年乃至それ以上修了しているが、学士号又はそれと同等のものを取得していないこと。
- ハ. 未婚であること。

専門的訓練研修生の資格

(Technical Training)

専門的訓練補助金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない：

- イ. 補助金の授与発表後の7月1日現在、年齢が 21—35 歳までの者であること。
- ロ. 補助金申請前に、少なくとも2ヵ年間その専門分野で常勤制のもとに雇用されたか或は従事したことのある者。

選考手続 (Selection Procedures)

ロータリー財団大学院課程奨学金又は大学課程奨学金に対する申請は、申請者の本籍地のあるロータリー地区のロータリー・クラブ、もしくは、その申請時において申請者が在学中の大学の所在するロータリー地区のロータリー・クラブを通じて、行なわなければならない。

専門的訓練補助金に対する申請は、申請者の本籍地のある地区のロータリー・クラブ、又は、申請者の雇用されている職場のある地区のロータリー・クラブを通じて、行なわなければならない。

ロータリー・クラブは申請者を2名提唱することができる。地区役員は、クラブ提唱の

申請者中より、大学院課程奨学金、大学課程奨学金乃至専門的訓練の中何れかの候補者を1名と補欠候補者1名を選考することができる。尚補欠は第1候補者と同種の補助金の候補者でなくてもよい。

地区の第1候補者並に補欠候補者を選考するのは教育補助金小委員会の責任である。個人面接はクラブ・レベルにおいて不可欠と考えられているが、地区レベルでも行なうよう強く推奨されている。距離の関係で地区レベルの個人面接が不可能な場合、地区小委員会に更に詳細な個人情報を入手することが必要となろう。

候補者の選考は、経済状態、人種又は宗教に関係なく、全くその資格によって決定されるものである。

補助金受領者の最終選考はロータリー財団管理委員会の責任である。地区の選考結果については、ロータリー財団管理委員会より当該候補者に補助金が授与されることが確定しないうちは、公式発表は一切行なってはならない。9月初旬に管理委員会の選考結果の通知が国際ロータリー事務総長より発送されることになっている。

大学院課程奨学金、大学課程奨学金及び専門的訓練補助金候補者選考の締切期日予定表は次の通り：

| | |
|--|-------|
| 提唱ロータリー・クラブが申請書並びに補足書類受理締切日…………… | 3月15日 |
| 地区ガバナーがクラブ確認済候補者の申請書類一式受理締切日…………… | 4月1日 |
| 事務総長が地区確認済候補者及び何れの地区にも属さない候補者の申請書類一式受理締切日…………… | 5月15日 |
| 補助金受領者選考のための管理委員会の会合…………… | 8月下旬 |
| 事務総長による受領者の発表及び授与通知…………… | 9月上旬 |

顧問ロータリアン (Rotarian Counselors)

教育補助金受領者が留学予定の地区のガバナー、及び受領者が留学する予定の大学又は専門的訓練機関が所在する都市にある、地区に所属しないロータリー・クラブは、留学する旨の通知受理後なるべく早く、受領者1名毎に顧問ロータリアン各1名を任命するよう要請されている。

顧問ロータリアンとして望ましい資格条件は次の通り：

- 仕事に必要な時間と精力を喜んで提供し、かつ奨学生と容易に近づきになれる者；
- 地域社会に多くの知人を持ち、援助を求め得られる者；
- 学生生活に関係を持っているか又は理解者であること、但し必ずしも教育の専門家でなくてもよい；
- 青少年に関心を持つ者。

延期 (Postponement)

教育補助金はそれが授与された特定の学年度に対してのみ有効なもので、許可のない限り、それを延期したり或は次年度へ延長することはできない。

兵役義務のため補助金による研究を始めることができない場合には、補助金は兵役義務終了後の学年度開始時まで延期され得る。但し、受領者が最高制限年齢の条件を除くその他の必要な個人的条件を引き続き保有している場合に限る。

学友 (Alumni)

学友(元補助金受領者)の居住地に所在するロータリー・クラブは、斯様な元受領者を時々クラブ例会に招待するよう示唆されている。地区ガバナーは学友を地区大会へ招待するよう奨励されている。

研究グループ交換 (Group Study Exchange)

ロータリー財団研究グループ交換は次の三つの目的のために計画された教育的プログラムである：

- イ) 優秀な青年実業人並に専門職業人に、関係国内において計画準備された研究討論プログラムに参加することによって、他の国とその国民並に諸施設とを研究する機会を与えるため；
- ロ) 善意の人々が、友好的雰囲気のもとに相会し、語り合い、生活を共にして、相互の問題や抱負を理解するようになり、かくして個人的接触を永続する友情へと成熟させることにより国際理解を増進するため；
- ハ) 研究グループのチームのために教育的プログラムを作成し、又彼等を歓迎することによって、ロータリアンを、特殊な、実際の且つ有意義な国際奉仕計画に参加させるため。

これは組み合わせ地区間で研究グループを交換するプログラムである。各グループは、プログラム参加申請の時の年齢 25—35 歳までの、十分に資格のある6名¹⁾の青年実業人又は専門職業人で構成され、「研究グループ交換」地区ガバナー代表が加わる。これら全員は特定の一地区出身者とする。組み合わせ地区の一方が斯様なグループをある年に最低1ヵ月最高2ヵ月の範囲内で、派遣、受入れ両地区間で明確に定めた任意の期間相手地区に派遣し、その翌年は相手地区のグループを受け入れることになる。

補助金はチーム構成員と地区ガバナー代表のための出発地点と所定の到着地点間往復運

1) 1971—73 両年度分補助金よりグループの人員は5名とする。

賃を賄えるものでジェット機2等往復料金を超えぬ金額である。ホスト地区滞在中のグループの食費、宿泊費並に旅費は受け入れ側の地元ロータリアンが準備する。

「青年実業人乃至専門職業人」という言葉は、研究グループ交換のチームへ参加申請をなす前に、常勤制のもとに少なくとも2年間、一般に認められた実業又は専門職業に雇われたことのある男子を意味するのである。参加申請者は居住している国の市民で、立候補を確認する地区にある自己の専門分野の職業に雇われていなければならない。

補助金を受ける資格を取得するためには、地区は、地区大会もしくは地区協議会における決議によって、或は郵便投票によって、地区内クラブの3分の2が、本プログラム参加申請を承諾し且つ支持することを表明し、且つ要請された場合は訪問チームのホストになることに同意したことを証明しなければならない。

選考

クラブ水準においては、クラブはその地域社会よりの候補者全員と面接して、その中から2名以内を選考する選考パネルを任命する。候補者を決定するに先立ち、クラブは候補者たちの雇主又は事業仲間プログラムのことに関して話し合い、彼等の協力を得ておくべきである。

クラブ水準で選考された青年たちの中から研究チームを最終的に選考するのは「研究グループ交換」地区小委員会又は同委員会により選定された特別パネルの責任である。可能な場合は必ず個人面接を行なうよう推奨されている。

地区は希望する組み合わせ地区を申し出ることができる。然し最終的にはロータリー財団管理委員会が決定する。管理委員会はまた、何れの地区が最初にホストになるかを表示する。

記入済みの申請書は、基本的研究計画を同

封の上、毎年4月1日までに国際ロータリーへ返送されなければならない。派遣と受け入れの相互交換は補助金授与発表直後の2ヵ年間に完了されねばならない。補助金は毎年4月乃至5月に財団管理委員会により授与され国際協議会において発表される。

研究グループ交換地区小委員会は研究グループ交換地区ガバナー代表立候補者(複数)より申請書を受取り、その中から最適格者を選定し、承認を得るためその氏名を地区ガバナーへ提出するものとする。

地区ガバナー代表は管理役員であって、研究グループ交換チームの1員ではない。ロータリー及びロータリーと無関係の聴衆に対する非公式な挨拶乃至接触の際は、地区ガバナー代表よりはむしろチーム員たちが注目的になるようにすべきである。

受け入れ地区

財団管理委員会は、研究グループ交換プログラムの管理に関する指針として、次の声明を採択した：

ホスト地区とは研究グループ受け入れ地区のことである。大体において、研究グループは到着——出発までの間ホスト地区の責任下にある。研究計画に他の地区が関与する場合といえども、ホスト地区は、研究計画の立案、旅程の作成、関係地区内の輸送機関の提供、グループの歓待及び諸活動の計画準備とできうる限りの家庭歓待の手配を引き受ける責任がある。熱意ある有能な地区小委員会が不可欠である。

特別補助金——ロータリー財団の目的に添う活動への補助金

(Special Grants—Grants for Activities in Keeping with the Objective of The Rotary Foundation)

ロータリー財団管理委員会(1965—66)は、次の声明を承認した：

管理委員会は、前記諸活動の他に更に、ロータリー財団により支持されるべき新計画に対し考慮を払うことによって国際理解を増進する種々の方法を検討中であり、斯様な活動に対するロータリー地区、ロータリー・クラブ及びロータリアンよりの提案や推薦案、及び経済的援助の要請を歓迎するものである。

ロータリー財団の目的推進に貢献する計画の展開及びその試みへの奨励策として、管理委員会は次に示す基準に合致する提案並に推薦案に対し考慮を払うものである：

- 1) 異なる国々の国民間の理解と友好関係の推進に貢献すること。
- 2) 教育的もしくは慈善的性質のものであること。
- 3) 相当数のロータリアンが積極的に参加するものであること。
- 4) 経費の一部が提唱ロータリー・クラブ又は地区によって負担されること。
- 5) 不動産投資を含まないこと。
- 6) ロータリー財団或は国際ロータリーに対し、補助金支給以外の責任を負わせないこと。

財団管理委員会は、特別補助金プログラムに関する限り青少年の参加する企画に重点がおかれるべきこと、又、ロータリー・クラブ並に地区は青少年関係の企画に対して特別補助金の申請を行なうよう奨励される

べきことを決定する。管理委員会は中等学校レベルの青少年交換プログラム及びインターアクト又はローターアクト・クラブが参加するプログラムに補助金を授与することに関心を有するものである。

管理委員会は又、ポール・ハリス遺産よりの条件付の指定資金を使用する青少年交換に対しても本補助金の支給を承認している。この場合受領者は、他の方法では経費を賄い得ない男子とする。

補助金はロータリー・クラブ、ロータリー地区、ロータリアン、血縁又は婚姻によるロータリアンの扶養家族、或は親族には授与されない。又補助金授与によってロータリー地区、ロータリー・クラブ、ロータリアン、血縁又は婚姻によるロータリアンの扶養家族又は親族、即ちロータリアンの実子、継子、孫、兄弟姉妹並びに、もしあれば、その配偶者になんらかの物質的利益が生ずる場合にも授与されない。

財団補助金受領無資格者

(Ineligibility for Foundation Awards)

ロータリー財団管理委員会(1966—67)は、ロータリアン、その扶養家族及び親族を財団補助金受領無資格者となす決定の説明として次の声明を採択した：

ロータリー財団の目的は博愛、慈善、教育的或はその他の救恤的性質の確実且つ効果的な企画を促進することにより、異なる国々の国民間に理解と友好関係を増進するにある。

ロータリー財団は信託財産であって、その条件のもとに慈善乃至教育的性質の企画に対してのみ財団の資金を支出することができる。ロータリー財団の資金は多くの国に保管されており、それらの国々にはこの

資金使用に際して適用される法律及び規則がある。ロータリー財団はそれらの法律並に規則を遵守し、課せられた拘束に従って支出しなければならない。管理委員会はロータリー財団の授与する補助金に含まれる法律上及びその他の面を考慮して、ロータリー財団の支持するプログラムに基づく補助金は、奉仕の理想を例証し、且つ財団の地位を保護するために、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、ロータリアン、血縁又は婚姻によるロータリアンの扶養家族乃至親族には一切授与されないものとするに同意した。ここに親族とは、実子、継子、孫、兄弟姉妹並に、もしあれば、その配偶者を指すのである。

本方針設定は次の二つの理由に依る：

- イ) 奉仕の理想を例証するため。
- ロ) 財団の地位を保護するため。

たとえ或る国においてはロータリアン乃至その親族に補助金を授与することによって財団の地位が脅かされる危険はないとしても、奉仕の理想が、「財団への寄付者は、直接にも間接にも、財団プログラムからの受益者となつてはならない」という方針によって、最もよく例証されるということは、動かない事実である。ロータリーのモットーである「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親族でもない、資格のある人々に対しての、利他的奉仕に基づく慈善的且つ教育的プログラムを通じて最もよく例証されるのである。

財団に対する資金の募集

(Raising Funds for Foundation)

1936—37年度に於て理事会は、国際ロータリーがロータリー財団のために200万ドルを集めるよう努力すべきことに同意し、1938年には、国際大会に於て次の決議が採択され

た：

「第 29 回大会に於て国際ロータリーは、1 〇年前に創始され、今やその事業を始めんとするロータリー財団の一部として、200 万ドルの資金を集める運動が承認保証せられ、国際ロータリーの全役員及び全加盟クラブはこの運動が完全な成功を収めるよう協力すべきことを決議する。」(サンフランシスコ大会決議 38—31)

理事会(1939—40)は、国際ロータリーがロータリー財団のために資金を集むべきことを再確認し、そのために特別委員を任命することを承認した。理事会(1946—47)は、ロータリー財団に対して継続的な援助を与えること及び 1938 年度大会(サンフランシスコ)の指図には従わねばならないことに同意した。従って、理事会は、ロータリー財団のための 200 万ドルの資金募集を目標とする運動を起したのである。その目標が 1948—49 年度に達成されてからは、今後のロータリー財団育成のための援助はロータリー・クラブ、個人ロータリアン及びその他の人々からの自発的寄付に依存することとした。

理事会並びに管理委員会(1964—65)は、ロータリー財団の資金の最大限度に関しては制限をおかないということに意見が一致した。

地区ガバナーは、国際ロータリーの役員として管轄地区にロータリー財団を推進する直接の責任者であるということ忘れてはならない。そして財団の目的と目標とがよりよく知られ、理解されるようになり、かつ斯様な目標の達成に際して、ロータリアン及び他の人々の関心が刺戟されるようにするために、地区ガバナーはロータリー財団を絶えず推進することの必要性を忘れてはならない。

財団への寄付

(Contributions to Foundation)

ロータリー財団が自発的寄付の基礎の上に発展して来た事実にかんがみ、財団への寄付を会員資格の条件とするとか或はそのような意味のことを入会申込書に書き入れてはならない。ロータリー財団に寄付することを会員資格の条件とするようロータリー・クラブの細則を改正したり、ロータリー会員カードに斯様なことを書き入れることは認められていない。(理 64—65)

理事会並に財団管理委員会(1964—65)は、ロータリー財団の目標は、全クラブを「100% ロータリー財団クラブ」に、そして全ロータリアンをロータリー財団への寄付者にするということに意見が一致した。

地区ガバナーは地区ロータリー財団委員会、地区協議会及びクラブ訪問などの正規の径路を通じて、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリー財団への継続的寄付の重要性を強調するよう示唆されている。

以下の提案は、自発的寄付制によってロータリー財団の資金を増加する様々の方法の例として、地区ガバナー並びにロータリー・クラブの注意を喚起するものである：

- 1) ロータリアン及びロータリアンでない人に多額の寄付を個人的に懇請する；
- 2) 新クラブに対して、「100% ロータリー財団クラブ」になる機会を直ちに与える；
- 3) 既にクラブが「100% ロータリー財団クラブ」の地位をもち得ていても、尚、斯様なクラブが「200%、300%等のロータリー財団クラブ」となる機会を与える；
- 4) クラブが「100%、200%等の呼称資格を得ている場合でも、更に会員 1 名当り年額いくらかという寄付を希望することもあろう。あ

るクラブでは毎年 1 名 1 ドルの寄付を行なっている；

- 5) 新会員が入会した時に、ロータリー財団へ寄付する機会を与える；
- 6) ロータリー財団に対する年次寄付の一つの方法として直前年度に入会した新会員 1 名毎に 10 ドル又はその相当額、他の会員が 1 人当り 1 ドル宛寄付する慣例を採用することをクラブに示唆する。かくしてそのクラブは「ロータリー財団の友」となるのである；
- 7) 各ロータリアンに夫々の誕生日に一定の寄付を行なう機会を与える；
- 8) 地区内にロータリー財団補助金受領者がいる場合には、その好機を最大限に利用するようクラブを激励する；
- 9) クラブの不用資金をロータリー財団に流用する。

遺 贈 (Bequests)

遺言状に財団への遺産贈与の希望を記載する場合、寄付者はその受益人として「米国、イリノイ州、エバンストンに本部をおく、教育的、博愛的、及び慈善的目的の非営利団体である国際ロータリーのロータリー財団管理委員会」と指定するものとする。

パーセンテージ順位

(Percentage Standings)

クラブの累積譲出金が、毎年 12 月の会員数報告を基にして会員 1 人当り 10 ドルに相当するクラブは「100% ロータリー財団クラブ」と認められる。

会員数報告は、各クラブ幹事より地区ガバナーに提出された 12 月の「出席報告」用紙に記載されている 12 月最終例会日現在の会員数を表示するというに留意しなければ

ならない。パーセンテージ順位は、国際ロータリー宛のクラブ半期報告或は寄付を行なった「当時」の会員数に基づくものではない。

12 月の会員数は、その直後のロータリー年度中、パーセンテージ順位の基準として使用される。もしクラブの寄付累計額が、既に或はその年度中のある時に、直前年度 12 月の会員数に 10 ドルを乗じた額に相当する場合、そのクラブは「100%」クラブと認められる。

会員 1 人当り 10 ドルの倍数に相当する金額を寄付するクラブは「200% ロータリー財団クラブ」；「300% ロータリー財団クラブ」等等と認められる。

地区内の全クラブが「100%」クラブであれば、その地区は「100% ロータリー財団地区」と認められる。もし全クラブが 200% になれば、その地区は「200%」地区というように 100% の倍数パーセンテージ地区と認められる。

寄付の表彰

(Recognition of Contributions)

200% 順位を認められたクラブには証明書が贈呈される。それ以上の 100% の倍数パーセンテージ順位は、最初に贈られた証明書にはりつけられるようになっているステッカーによって証明される。

直前のロータリー年度に入会した新会員 1 名毎に最低 10 ドル又はその相当額、他の会員 1 人当り 1 ドル又はその相当額を毎年寄付するという慣例を採用し、それに基づいて寄付をなし、かつ斯様な寄付を毎年財団に行なうことを計画しているクラブに対しては「ロータリー財団の友」証書が贈呈される。

「サステーニング・コントリビューター」の地位に到達したことを認めたポケット型カードは、1 〇年以内に 100 ドルを寄付した個人

に贈呈される。

「メモリアル・コントリビューター」証書は、1ヵ年以内に100ドルから500ドルの金額を故人の追悼記念に寄付した個人に贈呈される。

「ロータリー財団のオノラリー・フェロー」の地位に到達したことを認めた証明書は、1ヵ年のうちに500ドルから1,000ドル未満の金額を寄付した個人又はある人への記念にその寄付が行なわれた場合に贈呈される。もし斯様な寄付が遺贈による場合、証明書は遺言者名義で作成され、遺言者が所属していたロータリー・クラブ又は親族の何れか、その時の事情に応じて最も適切と考えられる人に贈呈される。

「ロータリー財団のポール・ハリス・フェロー」になることを認めた立派なプラークとメダルは1ヵ年間に1,000ドル或はそれ以上を寄付した個人又はその人のためにその寄付が行なわれた場合に贈呈される。「ポール・ハリス・フェロー」受賞者名並びにその所属クラブ名は、異論のない限り、毎年ロータリアン誌並びにレビスタ・ロータリア誌上に報告され、又国際ロータリーの国際大会において掲示されるものとする。

何年かの間に1,000ドル寄付することを承諾した個人が、最初最低100ドル寄付した時「ポール・ハリス準フェロー」と認められ、1,000ドルの満額に達した時、「ロータリー財団のポール・ハリス・フェロー」と認定される。

「ポール・ハリス・フェロー」となるには1ヵ年のうちに1,000ドル寄付しなければならないという規定の例外条項として、現在「オノラリー・フェロー」になっている人は、「ポール・ハリス準フェロー」に登録されていない限り、「オノラリー・フェロー」になった時期に関係なく、「オノラリー・フェロー」になるために寄付した金額と1,000ドルとの差額を1ヵ年のうちに寄付すれば「ポール・ハ

リス・フェロー」になれる規定がある。

ロータリー財団週間

(The Rotary Foundation Week)

理事会並びに管理委員会(1964—65)は、「ロータリー財団週間」として知られている11月15日を含む週間が毎年遵奉せられるべきこと、その週間中クラブはクラブ・プログラムを財団に集中するよう、そして財団の目的に合致する企画試案を事務総長に提出するよう奨励されるべきこと、又財団週間の発表は適切な報道機関全部になされるべきであるということに意見が一致した。

ロータリー財団地区委員会 (Rotary Foundation District Committees)

理事会は、1967—68年度の管理委員会の決定に同意して、次の事項を承認した：

イ. 各地区ガバナーは、毎年9月1日又はそれ以前に、次に提案されているメンバーから成る地区ロータリー財団委員会を設置するものとする：

委員長として元地区ガバナー若しくは経験豊かな他のロータリアン、但し連続3年を超えて留任せざること。委員として地区ロータリー財団委員会の各小委員長、可能な場合元地区ガバナーの経験を活用すること
上記委員会のもとに次に提案されている小委員会を設置する。各小委員会は地区内のロータリアンを以て構成するものとし、委員の継続性を持たせるための規定を設けること：

- 1) 財団推進——委員長及び最小限2名の委員を以て構成する；
- 2) 財団教育補助金——委員長及び2名

の委員を以て構成する。各委員は次のプログラムの何れか一つの特別責任者となる：

専門的訓練
大学院課程奨学金
大学課程奨学金；

- 3) 研究グループ交換——委員長及び最小限2名の委員を以て構成する；
- 4) 財団学友——委員長及び最小限2名の委員を以て構成する；

尚、必要に応じて財団プログラムの他の部面を担当する小委員会を追加すること。斯様な小委員会は夫々委員長及び最小限2名の委員を以て構成すること。

ロ. 各地区ガバナーに対し、可能な場合地区ロータリー財団委員会の各種小委員会の委員中に小委員会の担当する活動分野における経験者を最小限1名含めるよう示唆すること。

ハ. 地区ロータリー財団委員会の責任事項は下記の通りとする：

- 1) 地区ガバナーを助けてロータリー財団の目的及び活動の推進に当ること；
- 2) 財団に対する継続的財政支援を奨励すること；
- 3) 国際ロータリー中央事務局と財団の活動を支持する地区内ロータリー・クラブ間の連絡係となること；
- 4) 「ロータリー財団週間」への地区内クラブの積極的且つ効果的参加を推進すること；
- 5) 地区内の各種のロータリー財団小委員会の仕事を調整すること。

ニ. ロータリー財団推進小委員会の責任事項は下記の通りとする：

- 1) ロータリー財団の目的並びにプログラムに関する知識を普及し且つ関心を増大するために、ロータリー財団のための強力な広報運動を創案、指

導すること；

- 2) ロータリー財団に対する地区内ロータリー・クラブ並びに個人の寄付の増大を奨励すること；
- 3) ロータリー財団に対する地区内ロータリー・クラブ並びに個人の寄付の募金方法を考案すること。

ホ. 財団教育補助金小委員会の責任事項は下記の通りとする（プログラム別責任者を活用すること）：

- 1) 大学院課程並びに大学課程奨学金
 - イ) 大学院課程並びに大学課程奨学金プログラムの発表に際し地区ガバナーを援助すること；
 - ロ) 地区内のすべての単科大学及び総合大学の学生部の担当職員に2種の奨学金について知らせ且つこれらのプログラムを学生に発表する際協力してもらうため、それら職員と接触すること；
 - ハ) ロータリー年度を通して、立派な適格申請者を探そうロータリー・クラブを激励すること；
 - ニ) 両種の奨学金の地区候補者を選考すること；
 - ホ) 奨学生が海外で有意義な1年を過ごすのに必要な適応指導を行なうこと；
- 2) 専門的訓練
 - イ) 専門的訓練プログラムの発表に当り地区ガバナーを援助すること；
 - ロ) 地区内のすべての専門的訓練機関の学生部担当職員に本プログラムを説明し且つ学生にプログラムを発表する際協力してもらうため、それら職員と接触すること；
 - ハ) ロータリー年度を通して、立派

- な適格申請者を探すようロータリー・クラブを激励すること；
- ニ) 申請書を処理し、面接し、本補助金の地区候補者を選考すること；
- ホ) 補助金受領者をできうる限りの方法で援助し、有意義な1年を過ごすのに必要な適応指導を行なうこと。

ヘ. 研究グループ交換小委員会の責任事項は下記の通りとする：

- 1) 研究グループ交換プログラムの目的及び実施方法の発表に当り地区ガバナーを援助すること；
- 2) 地区間の全ロータリー・クラブの積極的参加を確保し且つそれらクラブに交換に際してのクラブの責任事項を知らせること；
- 3) ロータリー年度を通して、研究グループ交換チームの立派な適格候補者を探すようロータリー・クラブを激励すること；
- 4) 申請書を処理し、面接し、地区の研究グループ交換チームのメンバーを

選考すること；

- 5) 選考されたメンバーが海外で有意義な経験を得るのに必要な適応指導を行なうこと；
- 6) 組合わせ地区との接触を維持するに当り地区ガバナーを助けること；
- 7) 相手地区の研究グループ交換チームを受け入れるのに必要な準備をなすこと。

ト. 財団学友小委員会の責任事項は下記の通りとする：

- 1) 現在、地区に居住している元奨学生、訓練研修生及び研究グループ交換チームのメンバーの名簿を入手し整備すること；
- 2) ロータリー・クラブ、地区及び地元の諸会合でプログラムを発表する際、これらの元補助金受領者の参加を奨励すること；
- 3) クラブ例会、地元の集会、地区の諸行事への参加予定を立てるに当り、元補助金受領者とロータリー・クラブ間の連絡係となること。(理 68—69)

職 業 奉 仕

(Vocational Service)

Vocation (職業) という言葉は社会人の「一定の義務、稼業、実業、専門職業、或は職務」を指すものである。ロータリーは、職業奉仕という言葉を使用するに当って、Service (奉仕) という文字をその一番広い意味で使っており、単に実業或は専門職業の取引によってなされた業務或は売られた商品を指すのみでなく、相手の必要と境遇に対して正当な考慮を払うと共に常に他人に対し思いやりの心を以て当ることをも指しているのである。

職業奉仕はロータリーの綱領に於て次のような言葉を以て強調されている：

実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであると言う認識を深めること；そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；を鼓吹育成する。

別の表現を以てすれば、職業奉仕は、職業の世界に於て、奉仕の理想を推進することを目的とするものである。即ち、職業奉仕は、

個々のロータリアンが、その職業関係のすべてに於て——使用人、競争業者、顧客及び仕入先との関係において高い徳義的水準を適用し、且つ、

ロータリアン各自がこの水準を、自分と職業を同じくする他のすべての人々の間に推進することを意味するのである。

「業務を通じての奉仕」

(Service Through Business)

理事会 (1942—43) は、国際ロータリーがこれまでクラブ及びロータリアンに対し、額に入れたりその他の方法で使用するようにと“Service Through Business”「業務を通じての奉仕」という宣言文を提案して来たこと、又それが明らかに歓迎されていたことを認めた。故に理事会は次の如き声明の承認を公式に記録した。

業務を通じての奉仕

ロータリー会員として、私の目的とする所は：

自己の職業を、物質的な利益を得る手段であると共に、社会に対する奉仕に於て自身を表現する機会であると考えること。

高い水準を受入れ且つ之れを推進し、そしていかにがわしい習慣を排除することによって、自己の職業の品位と価値とを維持すること。

自己の職業に於ける成功は、これが社会に対する奉仕の結果としてかち得られた時に、立派な大望として評価すること。然し不当な便宜、権利の濫用或は背信行為によって生ずる利益や名誉はこれを受けないこと。

健全な取引は、当事者全部に満足をもたらすやり方によって行なわれねばならないことを認め、且つ、自己の職業に於て、義務又は責任の厳密な限界以上に奉仕することを特権と考えること。(理 42—43)

「四つのテスト」(The Four-Way Test)

ロータリー計画の職業奉仕部面推進の一方法として、理事会はクラブに「四つのテスト」への注意を喚起する。(「四つのテスト使用許可」に関する全文 208—209 頁参照)

四つのテスト複製を管理する方針
(Policy Governing Reproduction of The Four-Way Test)

1. 四つのテストの総ての複製は著作権とその言葉づかいにおいて同様でなければならないと共に次の事項即ち「1946年国際ロータリー著作権所有(Copyright, 1946, Rotary International)を付記しなければならない。
2. 複製の唯一の目的は人間関係における高い道徳水準の発展と維持でなければならない。
3. 複製は、国際ロータリーの特別許可なくして販売用又は販売物の一部としてはならない。
4. 複製は、販売又は利益を増す目的をもつ如何なる広告の主要部分としてもならない。然しながら、若し商社、団体又は公共機関の人間関係の総てを「四つのテスト」の線に沿って誠意を以て当ることを説明するためならば、書簡箋又は文献の一部に入れても良い。
5. 上述の条件さえ守られるならば、個人又は事業体の普通の名刺の裏又は封筒に複製を印刷して差支えない。
6. 個人、商社、団体又は公共機関は、国際ロータリーで発行している「四つのテスト」のフォルダー、ポスター、その他に自己の名を刷り込んで良い。
7. 複製せんとする個人、商社、団体又は公

共機関は、その価値に批判の余地がなく、且つその広告が既定方針の下に国際ロータリー機関誌に受入れられるような有用な職業に従事していなければならない。

四つのテスト使用許可

(Permit to Use The Four-Way Test)

商品その他広く一般に配布せんとするものに四つのテストを複製することを欲する商社又は個人に、次の方法によって許可書が発行されている。

- (1) 総ての四つのテストの複製は著作権文と同一語辞であらねばならない。そして“Copyright, 1946, Rotary International”という語辞を書き加えなければならない。正しい複製の型は次の如し：

四つのテスト

言行はこれに照してから

1. 真実かどうか。
2. みんなに公平か。
3. 好意と友情を深めるか。
4. みんなのためになるかどうか。

著作権、1946年、国際ロータリー

- (2) 複製の唯一の目的は人間関係における高い道徳水準を発展せしめ且つこれを維持するためでなければならない。
- (3) 複製は、販売や利益を増すための広告の主要部分としてはならない。然しながら、商社、団体又は公共機関の人間関係の総てを「四つのテスト」の線に沿って誠意を以て当ることを説明するためならば書簡箋又は文献の一部に入れても良い。
- (4) 複製は、上述の条件さえ守られるならば、個人又は事業体の普通の名刺の裏又は封筒に印刷して差支えない。
- (5) 個人、商社、団体又は公共機関は、彼等自身の名を国際ロータリーの発行する四つのテストのフォルダー、ポスター、その他

に刷り込んで良い。

- (6) 国際ロータリーの徽章使用に対して、国際ロータリーから特別の許可がない限り、四つのテスト複製の際ロータリーの徽章を入れてはならない。
- (7) 此の許可書は茲に特別に掲げたもの限り適用することができる。
- (8) 此の許可書は個人的なもので他に譲渡はできない。
- (9) 此の許可書の発行は、ロータリー・クラブもロータリアンにそれを回章する権利を与えていない。国際ロータリーは如何なる組織にも斯様な行為をなす権利を承認しない。
- (10) 国際ロータリーは、前項規定及び条件を改正し又は追加する権利を保有する、而して前記……は前記の規定及び条件を守り、且つ出来得る限り速かにすべての新規定に従うか又は茲に特記した品目に「四つのテスト」全文を使用する権利を喪失することを承諾する。
- (11) 国際ロータリーは、文書を以て60日以前に通知することによって何時でも許可を取消すことが出来る。然しながら斯様な取消は前記……が此の取消書を受取った時の在庫品を販売又は使用する権利を失わしめるものではない。(理 55—56)
国際ロータリーが著作権を所有する四つのテストは、如何なる意味においても「規則」として取扱われてはならない。(理 55—56)

職業連絡会議

(Business Relations Conference)

地区ガバナーは、その年度内に地区で職業連絡会議を開催することの可能性と必要性について、地区内の他のロータリアンと共に考慮し且つ話し合うことが奨められている。

他の国にある地区に隣接している地区で職

業連絡会議が計画された場合には、地区ガバナー達は国際職業連絡会議の開催を考慮することが奨められている。(理 58—59)

雇主—使用人関係

(Employer—Employee Relations)

円満な雇主—使用人関係を促進する目的で、理事会はクラブに対し次の事を示唆している。

- イ) 一国から他国へ大勢の労働者が移動する結果言語の障壁及び文化的社会的背景の相違から起り得る困難を克服するのに役立つ手段として、他国の文化、経済、地理的情勢に関するプログラムを各クラブがその例会で準備しその地域の他のグループの例会においてそのプログラムを奨励する；
- ロ) その地域に新たに移って来た人が新しい環境になれるよう援助するため市民相談所を創設するか或は支持する方法を講ずることを考究する；
- ハ) 適格な候補者が得られる場合、クラブは「労働団体」という職業分類のもとにその候補者を会員に選挙する；
- ニ) クラブは随時、労使に関連した特別講演会や討論会に、要望があれば、労使双方の団体の代表者を招待する；
- ホ) 国家や地方自治体の政策は同業組合並びに労働組合双方の指導者の折衝と協定にどれ程依存しているか、そして必然的にクラブ会員は同業組合で指導的役割を果たすことに努力して労使間の問題における方針の確立に影響を与え得る機会を持っているということを考慮するようクラブ会員の注意を喚起すること。(理 63—64)

職業上の正しいサービスの水準

(Standards of Correct Business and Professional Practice)

ロータリーは、各種職業の同業組合が正しいサービス水準の規範を採用し、之れが維持を推進することに積極的関心を有している。各種職業の同業組合が採用した規範には、国際ロータリーの示唆した基本構想に則ってつくられたものが沢山ある。

ロータリアンは、事業上正しいサービスの水準を設定し、且つこれを維持するに当って、その指導者として実行し、努力するのに特に有利な機会に恵まれている。(理 35—36)

ロータリー及びロータリアンが、職業上正しいサービス習慣を支持するために行なう活動に関しては、盛んに宣伝を行なうべきであり、又ロータリアンをして職業奉仕のこの部面に個人として積極的に参加させるため、職業の正しいサービス水準を伸展させる継続的活動の機会について、ガバナー及びクラブ役員の注意を喚起すべきである。(理 35—36)

すべてのロータリー会員は各自の職業上の組合とか協会に加入して競争業者関係の改善に努力するよう奨励せられている。(理 38—39)

国際ロータリー事務総長は、加盟クラブに対して示唆するプログラム試案中に、ロータリー会員が同業組合に参加することに関する問題を加えるよう要請されている。(理 51—52)

職業指導 (Vocational Guidance)

若人の職業選択を援助する活動はクラブの職業奉仕委員会の活動の一つである。クラブは、青少年委員会の協力の下に、若人の職業選択を援助する活動を進めるため、職業奉仕

委員会の下に“職業情報”小委員会を任命するよう示唆されている。(理 55—56)

地方的な企画 (Local Projects)

ロータリー・クラブは、夫々地方の事情に関係した問題、例えばオートメーション、都会化、人口の爆発的增加その他類似の問題を研究し、その解決のための企画を引受ける又は支持することを考慮するよう奨励されている。(理 63—64)

理事会はクラブに対し、イ) 小企業相談所プログラムを地元で実施すること、ロ) 個々のロータリアンが職業奉仕の実践状態を検討し反省する一つの方法として、「職業デー」のプログラムを予定することを考慮するよう提案している。(小企業相談所プログラムについては 103 頁参照)。(理 69—70)

道徳律 (Code of Ethics)

1915 年の(サンフランシスコ)国際大会は、あらゆる業種の事業家のためのロータリー道徳律を採択した。この本文については種々の批判があること、及び本道徳律がロータリーの文書として全世界を通しての有用性に関し意見の一致を欠くため、国際ロータリーは本道徳律の頒布を中止した。

理事会(1927—28)は、道徳律の言葉づかいを改善することができるという、当時の目標と目的委員会の意見に同意し、改訂に関する委員会を任命した。理事会(1928—29)は、道徳律よりもロータリーの綱領に重きをおく方がよいということに意見が一致した。理事会(1931—32)は、道徳律を「手続要覧」に掲載する方針は続けるが、特にこれを頒布したり一般に宣伝することはしないということを決定した。

理事会(1951—52)は、ロータリー道徳律の出版を中止することに決定した。然し、1915 年国際大会で採択せられた道徳律は、国際ロータリー事務総長に申込み、この裏面の事

情に関する説明書をも含めて支給するという了解の下に入手出来ることを決定した。(理 51—52)

国際ロータリー

定 款

215 頁—219 頁

国際ロータリ一定款

| 条 | 題 目 | 頁 |
|----|----------|-----|
| 1 | 名称及び性格 | 215 |
| 2 | 目 的 | 215 |
| 3 | 綱 領 | 215 |
| 4 | 会 員 | 215 |
| 5 | 理 事 会 | 216 |
| 6 | 役 員 | 216 |
| 7 | 管 理 | 217 |
| 8 | 国際大会 | 217 |
| 9 | 会 費 | 218 |
| 10 | ロータリー財団 | 218 |
| 11 | 会員の名称と徽章 | 218 |
| 12 | 細 則 | 219 |
| 13 | 改 正 | 219 |

国際ロータリ一定款（改訳）

第1条 名称及び性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。国際ロータリーは全世界のロータリー・クラブの連合体である。

第2条 目 的

国際ロータリーの目的は：

(イ) 全世界に亘って、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること；

(ロ) 国際ロータリーの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

第3条 綱 領

ロータリーの綱領は有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第一 奉仕の機会として知り合いを拡めること；

第二 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；

第三 ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第四 奉仕の理想に結ばれた実業人

と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第4条 会 員

第1節 構成 国際ロータリーの会員は本定款及び細則に定められた義務をたゆまず遂行するロータリー・クラブによって構成されるものとする。

第2節 所在 細則に別段の定めのある場合の外、1市、1行政区又は1市政区域から一つのロータリー・クラブを加盟させるものとする。

*第3節 クラブの構成 (イ) ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし、如何なるクラブもその正会員の資格条件が次に示す所に該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格を認められない：

善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者、そして

(1) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員、又は支配人であるか；

又は

(2) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

又は

(3) 有益な一般に認められた実業又

* 1970年（アトランタ）大会において改正。

は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代表者を勤めているか；

以上いずれの場合も、彼がクラブにおいて分類される職業に、自ら親しく且つ現実にたずさわっており、そしてその事業場又はその住居がそのクラブの区域限界内にあることを要する。

他の1クラブ又は数クラブが譲渡した区域内に結成されたクラブで、5年以上正会員であった者は、そのクラブの区域限界内にその事業場又は住居を持たなくなった場合でも、彼の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内にあれば、その正会員の身分を保持することができる。

(ロ) 新聞及び宗教の職業分類を除き、そして、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類毎に1名より多くの正会員があってはならない。

(ハ) 国際ロータリー細則は、ロータリー・クラブの中に正会員の外にシニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、及び名誉会員と呼ばれる会員種類を置く規定を設けることができる。そして国際ロータリー細則はその各々に対する資格条件を定めるものとする。

第4節 定款及び細則の承認 国際ロータリー加盟認証を与えられ、これを受理したロータリー・クラブは、すべて、それによって国際ロータリーの本定款及び細則並にその改正規定を受諾し、承認し、そして、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。

第5条 理事会

第1節 構成 理事会は国際ロータリーの管理主体であってその人員は14名*とする。国際ロータリー会長は理事会の1員であって、その議長となるものとする。国際ロータリーの会長エレクトは理事会の1員となるものとする。12名の理事は細則の規定に従って指名され選挙されるべきものとする。

第2節 権限 理事会は本定款及び細則の定めに従って国際ロータリーの業務並に資金の支配と管理を行なうものとする。かかる支配と管理を執行するに当って理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入、及び国際ロータリーの目的達成のために必要な額を一般剰余金から支出することができる。理事会は、剰余金からの支出を必要とした特別事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は如何なる場合にも、その時点における国際ロータリーの正味資産を超える負債を生ぜしめてはならない。

第3節 幹事 国際ロータリーの事務総長は理事会の幹事をつとめるものとする。彼は理事会の議事について投票権を持たないものとする。

第6条 役員

第1節 名称 国際ロータリーの役

* 1970年国際大会において、1972年7月1日まで実施の予定で、国際ロータリー定款、第5条 第1節を、理事会の人員を17名一会長、会長エレクトおよび16名の理事一とすることに改正。

員は会長、第1副会長、第2副会長、第3副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、及びグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、直前会長、副会長及び名誉会計とする。

第2節 選挙の方法 国際ロータリーの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

第7条 管理

第1節 グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、及びアイル・オブ・マンに所在するクラブは、国際ロータリーの管理上の1単位区域を形成するものとし、これを“グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー”の名を以て呼ぶものとする。

第2節 クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中いずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は常に本定款及び細則の規定に適合するものでなければならない。

(イ) 理事会によるクラブの直接管理。

(ロ) 所定地区のガバナーによるクラブの直接管理。

(ハ) 地区ガバナーの管理に加えて、理事会が適切と考え且つ国際大会によって承認された方法を以てする、地理的に隣接する二つ以上の地区から成る地域内のクラブの管理。

(ニ) 管理上の単位区域たる、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーによる、グレート・ブリテ

ン、アイルランド、チャンネル諸島及びアイル・オブ・マンにあるロータリー・クラブの直接管理。グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの権限、目的及び職務は、国際ロータリー大会によって承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款の条項及び国際ロータリーの定款及び細則に定められている所に従うものとする。

第8条 国際大会

第1節 時期及び場所 国際ロータリーの大会は毎年5月又は6月に、理事会の決定する時と場所において開催されるべきものとする。但し十分な理由があれば理事会はこれを変更することができる。

第2節 特別国際大会 非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に特別国際大会を召集することができる。

第3節 代表 (イ) すべて国際大会においては、各クラブは少くとも1人の代議員を以てクラブを代表させる権利を持つ。名誉会員を除き会員数が50名を超えるクラブは、50名を超える部分の50名又はその過半数の端数毎に1名の追加代議員を以て代表させる権利を持つ。この目的のために、代議権は、国際大会の開催される月から遡って第3ヵ月目の最終例会日現在におけるそのクラブの会員数を基礎として決定されるものとする。クラブはそのクラブの持つ2以上の投票を行使する権限を1名の代議員にゆだねることができる。

(ロ) 各クラブは、国際ロータリーの大会に代議員たるそのクラブの会員又は委任状による代理者を送り、大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

第4節 特別代議員 国際ロータリー各役員及び各前会長で現在も正会員、シニア・アクティブ、又はパスト・サービス会員としてクラブ籍を有する者は特別代議員とする。

第5節 選挙人及び投票 正当な信任状を持つ代議員、委任状保持者、及び特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定める所に従って行なわれるものとする。

***第6節 規定審議会** 各偶数年に国際大会の一部として規定審議会を開催する。審議会は、国際ロータリーの立法機関をなすものとし、その会議を理事会の決定する、国際大会開催に先立つ時期および国際大会開催地またはその付近の場所において行なう。

審議会は、正規の手続によって提出されたすべての制定案および決議案の審議および決定に当るものとし、その決定は、国際ロータリー細則の規定によるクラブの投票に従う場合を除き、すべて国際大会の決定としての効力を有する。制定案または決議案に関する審議会の決定に同意を与えることに反対するクラブの票が所定の数まで投ぜられた場合は、当該制定案または決議案は、次期の国際大会において投票人の行なう決定に付せられるものとする。

* 1970年国際大会（アトランタ）において改正。

審議会の議員及び議事手続は細則に規定するものとする。

第9条 会費

各クラブは半年毎に、細則に定める人頭分担金を、国際ロータリーに納付するものとする。

第10条 ロータリー財団

細則又は国際ロータリー大会の決議によって課せられることあるべき制約を条件として、国際ロータリー理事会又はロータリー財団管理委員会、同理事会又は同管理委員会が適切と考える条件の下に、如何なる贈与、不動産遺贈又は金銭或は財産又はそれより生ずる収入の遺贈をも、それが無条件譲渡であると、はたまた寄贈者又は遺言者の指定することあるべき用途又は委託の条件つきであることを問わず、これを受理することができる。すべてこのような贈与、不動産遺贈又は遺贈は、理事会が国際ロータリーの大会決議によって与えられた権限によって随時その目的のために取りのけて置く国際ロータリーの剰余資金とともに、ロータリー財団として知られる資金を構成しその一部となるものとする。

第11条 会員の名称と徽章

クラブの各会員はロータリアンとして知られ、国際ロータリーの徽章、バッジ又はその他の記章を佩用する権利を与えられるものとする。

賛成票によって行なう。

第2節 提案者 本定款の改正はクラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの最高審議会又は大会、規定審議会、又は理事会によってのみ提案されることができる。

***第3節 手続** 本定款を改正しようとする提案はすべて、規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に事務総長の手許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、規定審議会が開催されるロータリー年度の11月1日までにその改正案の写しを各クラブの幹事に郵送しなければならない。

事務総長は、適正に提案された改正案を全部、直接規定審議会に移牒しなければならない。

規定審議会は、正規の手続によって提出された前記各改正案およびこれに対して提出されたすべての修正案を審議し、これに対する決定を行なうものとする。

注：改正された条項には下線が付してあります。

第12条 細則

国際ロータリーの管理のための追加規定を取り入れる、本定款と背馳しない細則は、国際ロータリーの大会によって採択されなければならない。その細則は国際ロータリーの大会によって改正することができるものとする。

第13条 改正

***第1節 時期** この定款の改正は、偶数年に、国際大会の一部として開催される規定審議会において出席しかつ投票を行なうものの3分の2の賛成票によってのみ行なうことができる。但し、この定款の改正案に関する審議会の決定に同意を与えることに反対するクラブの票が所定の数まで投ぜられたため、国際ロータリー細則第9条、第8節(ロ)項の規定に従い国際大会の決定に付する場合は、この定款の改正は、奇数年に開催される国際大会において、当該改正案が提出された時に出席し、かつ票決を行なう投票人の3分の2の

* 1970年国際大会（アトランタ）において改正。

国際ロータリー

細 則

223 頁—271 頁

国際ロータリー細則

| 条 | 目 | 頁 |
|----|--------------|-----|
| 1 | 国際ロータリーの加盟会員 | 223 |
| 2 | 加盟の終結 | 224 |
| 3 | クラブの会員身分 | 224 |
| 4 | 理事会 | 227 |
| 5 | 役員 | 229 |
| 6 | 立法手続 | 231 |
| 7 | 国際大会 | 232 |
| 8 | 国際大会の手続規則 | 233 |
| 9 | 規定審議会 | 235 |
| 10 | 指名と選挙 | 239 |
| 11 | 管理上の集団 | 254 |
| 12 | 管理上の単位 | 255 |
| 13 | 地区 | 255 |
| 14 | 委員会 | 262 |
| 15 | 財務事項 | 265 |
| 16 | 道徳律 | 266 |
| 17 | 名称と徽章 | 266 |
| 18 | その他の管理上の事項 | 266 |
| 19 | 機関雑誌 | 268 |
| 20 | ロータリー財団 | 268 |
| 21 | 改正 | 271 |

国際ロータリー細則（改訳）

第1条

国際ロータリーの加盟会員

第1節 加盟承認 (イ) 国際ロータリーの会員に加盟承認を求める申請書は理事会に対してなされるべきものとする。申請書には米貨100弗又はその相当額のクラブ所在国通貨を添えなければならない。理事会はかかる申請を承認又は拒否する権限を持つ。申請が承認された日を以て加盟会員となるものとする。

(ロ) もし市、区、又は他の自治体地域がその行政区域内に1又はいくつかの、明確に限界を定め得る区域があつて、その各々に少くとも新クラブを組織するために必要とされる最小限の職業分類数がある場合には、それらの区域の各々から一つずつのアディショナル・クラブを加盟会員にすることができる。但し、かかるアディショナル・クラブを組織しようとする区域をそのクラブの区域の一部としているクラブが、目論まれているアディショナル・クラブの結成を承認し、新クラブに与えられようとする区域を放棄することが前提である。かかる承認及び放棄は、少くとも会合前10日間の予告がそのクラブの全会員に郵送された後開かれた既存クラブの例会において、出席会員の投票数の過半数の賛成票がなければ成立しないものとする。

(ハ) その区域限界内にアディショナル・クラブを一つ又はいくつか結成す

ることを承認するクラブは、その事業、その経営任務、又は専門職としての活動が全市、全区或はその他の自治体全区域に亘っている会員を、それらのアディショナル・クラブの区域限界内から入会させる権利を保留することができる。この規定はこれらのアディショナル・クラブを拘束するものとする。

第2節 標準クラブ定款 (イ) 国際ロータリーによって採択され、随時改正された標準クラブ定款は、1922年6月6日より後に加盟承認されたクラブはすべてこれを採択しなければならない。

(ロ) 標準クラブ定款は、本細則の改正について規定されている所と同様の方法によって改正することができる。かかる改正は、自動的に標準クラブ定款を採択している各クラブの定款の一部となるものとする。

(ハ) 1922年6月6日より前に加盟承認されたクラブは、標準クラブ定款及びその改正に順応させるため以外には、そのクラブ定款を変更してはならない。

(ニ) 異常の状況下において、或は国、州、又は省等の法律及び慣習に従うために必要な場合、理事会は随時その会合において出席理事の3分の2の多数決を以て、標準クラブ定款及びその改正と合致しないクラブ定款の規定を、国際ロータリー定款及び細則に背反しない限り、承認することができる。

第2条 加盟の終結

第1節 不支払 会費又は国際ロータリーに対するその他の財政上の債務の支払を怠るクラブの加盟は、理事会によって終結させることができる。

第2節 懲戒 理事会は、理由があれば聴問を行なった後全理事会の多数決を以てクラブを懲戒し、停止処分に付し、または全会一致をもってクラブを除名することができる。但し、罪状を記した写し及びそれに対する聴問の時と場所の通告が、かかる聴問の少くとも30日前に、そのクラブの会長及び幹事に郵送されていなければならない。かかるクラブは、かかる聴問の場合、常に弁護人によって代表される権利を認められるものとする。理事会の決定は本細則第4条第2節に定めるところに従って国際大会に訴えることができる外は最終である。

第3節 脱会 どのクラブでも、国際ロータリーに対する財政上及びその他の義務を完済している限り、加盟を脱会することができる。理事会が受理した時を以てその脱退は即時効力を発生し、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

第4節 機能の不履行 もし、理由の如何を問わずクラブが解体し、正規の例会開催を怠り、もしくはそのほかの点で機能の遂行を怠った場合は、理事会はそのクラブの加盟を終結させることができる。

第5節 再結成 もし、加盟を終結されたクラブが再び結成されるか、又は同じ地域に新クラブが結成された場

合、理事会は、その再結成されたクラブ又は新クラブに対して加盟承認を与えるに当って、入会金の支払を要求するか否か、或は以前のクラブが国際ロータリーに支払うべき負債の支払を要求するか否か、を決定する裁量権を持つものとする。

第6節 引渡し 国際ロータリーにおける会員籍の終結とともに、元クラブは国際ロータリーの財産に対して何等の権利をも持たず、また持つてはならないものとする。しかしながら、会員籍に在る期間中はクラブは国際ロータリーの名、徽章、及びその他の記章を使用する権利を与えられている。この特権はそのクラブの加盟会員籍が終結すると同時に消滅するものとする。かかるクラブの加盟認証状を回収する処置を取ることは事務総長の義務とする。

第3条 クラブの会員身分

第1節 正会員 (イ) 国際ロータリー定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者はロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

(ロ) 各正会員の職業分類は、彼の所属する商社、会社、又は団体の、主たるそして世間の認める業務活動を示すものでなければならない。又、もし彼が個人として実業又は専門職に従事している場合には、その職業分類は彼自身の主たるそして世間の認める実業又は専門職活動を示すものでなければならない。

第2節 アディショナル正会員

(イ) クラブの正会員は誰でも、その代表する事業又は団体から、更にもう

1人を正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選挙することができる。この場合、その職業分類は推薦者のそれと同一の職業分類とする。かかるアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー定款第4条第3節に正会員の資格条件として定めてあるものと同一である。かかるアディショナル正会員は、唯一の点を除き、すべての点において正会員である。唯一の相違点は、本節前段の規定の下に選挙されたアディショナル正会員の会員身分は、その推薦者の正会員身分終結とともに、或はその推薦者がシニア・アクティブ会員になった場合に、自動的に終結するという点である。

(ロ) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、そのクラブの区域限界内に自分が現実に従事している事業所を持っており、その他の会員となるための資格条件をも備えている、曾てどこかのロータリー・クラブの正会員であった者を、そのクラブのアディショナル正会員に選挙することができる。但しその場合、次の各項の条件に適合することを要する：

(1) 一つの職業分類から、本節本項に基いて選挙されるアディショナル正会員は、如何なる場合にも1名を超えてはならない。

(2) 本節本項に基いて選挙される会員は、その会員が以前のクラブの会員籍を失った理由が、そのクラブで与えられていた職業分類の職業にそのクラブの区域限界内で現実に従事しなくなったということ以外の理由であってはならない。

(3) 本節本項に基いて選挙される会

員は、その職業分類が空席となった時にその会員籍を失うものとする。但しその職業分類が再び充填された時は再びアディショナル正会員に選挙されることができる。(但し、この場合、その職業分類の保持者が本節(イ)項に基いてアディショナル正会員を推薦する権利はそこなわれないものとする。)

***第3節 シニア・アクティブ会員** (イ) 次の各項のいずれかに該当する正会員は、自分の自由意思で、書面を以て幹事に通告することによってシニア・アクティブ会員になることができる：

- (1) 現在クラブの正会員であって、これまでに1つ又はいくつかのクラブにおいて通算15年以上正会員であった者、又は
- (2) 現在60才以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上正会員であった者、又は
- (3) 現在国際ロータリーの役員であるか、曾て国際ロータリーの役員であった者。

尚曾てクラブの正会員であったクラブのパスト・サービス会員で、正会員でなくなった時点において上に示されたシニア・アクティブ会員たる資格条件を備えていた者もまた同様に自分の意思でシニア・アクティブ会員になることができる。

(ロ) 65才以上のクラブ正会員でこれまでに一つ又はいくつかのクラブにおいて通算5年以上正会員であった者は自動的にシニア・アクティブ会員となるものとする。

(ハ) 現在の所属クラブ及び又は他の

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

クラブで通算 15 年以上正会員及びパスト・サービス会員であったパスト・サービス会員は誰でも、自動的に、シニア・アクティブ会員となるものとする。

(イ) どのクラブでもその自由裁量によって、以前どこかのクラブの正会員であった者で正会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員になれる資格のあった者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選挙することができる。但し、その元会員がそのクラブの区域限界内又はその周辺に居住していることを必要とする。

(ロ) シニア・アクティブ会員は次の2点を除き、正会員の持つあらゆる権利、特典及び責任を持つものとする。

(1) シニア・アクティブ会員は実業又は専門職の職業分類を代表する者と考えられてはいない。そして

(2) シニア・アクティブ会員はアディショナル正会員を推薦する権利を持たないものとする。

クラブは、このようなシニア・アクティブ会員が従事している実業又は専門職の職業分類の下に有資格者を入会させることができる。

(ハ) 選挙されたシニア・アクティブ会員の会員籍は、もしも彼がシニア・アクティブ会員として在籍するクラブの区域限界内もしくはその周辺に居住しなくなったならばその時を以て自動的に終結するものとする。この規定は、自動的に、或は自分自身の選択によって、シニア・アクティブ会員になった者には適用されない。

第4節 パスト・サービス (イ) クラブの元正会員で、その実業又は専門職の現職から隠退したために正会員の

籍を失った者が一つ又は幾つかのクラブで通算5年以上正会員であった場合は、彼が正会員籍を持っていたクラブ、又は他のどのクラブにおいても、パスト・サービス会員に選挙されることができる。このような元会員は、パスト・サービス会員としての他のすべての資格条件を備えている限り、その正会員籍終結の時点、又はその後いつでも、パスト・サービス会員に選ばれることができる。もし実業又は専門職からの隠退が、彼がクラブの会員でなくなった後に起った場合には、彼はパスト・サービス会員に選挙されることはできない。パスト・サービス会員は、曾て彼が正会員であったクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。前述除外例の場合は、二度目の入会金の支払を要しないものとする。パスト・サービス会員は、彼がパスト・サービス会員籍を持つクラブの区域限界内、又はその周辺に居住していなければならない。但し彼が曾て正会員であったクラブのパスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。後者の場合は、彼が正会員籍を失った時に居住していた場所に居住していても差支えない。

(ロ) パスト・サービス会員は、実業又は専門職の職業分類を代表するものではないということ及びシニア・アクティブ会員になる選択権を行使することはできないということ(但し本条第3節(イ)に規定されている場合を除く)の2点を除き、正会員の持つすべての権利、特典及び責任を有するものとする。

第5節 二重会員 何人も、同時に

いくつかのクラブにおいて正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の籍を持つことは許されない。

第6節 名誉会員 クラブの区域限界内に居住しているか、もしくは曾て居住したことのある男子で、そこにおいて、或は他の所においてロータリーの理想推進に著しい功績のある男子をそのクラブの名誉会員に選挙することができる。

名誉会員は、彼が会員であるクラブ以外にはいかなるクラブにおいても何等の権利又は特典を認められないものとする。

第7節 宗教及び新聞 クラブは、定款及び細則に定められた他の資格条件を備えている限り、二つ以上の宗派から、そしてクラブの区域限界内で発行される二つ以上の新聞から、それぞれ代表者をこれらの職業分類の下に正会員として入会させることができる。

第8節 公職 一定の期間を限って公職に選挙又は任命された者は、その公職の職業分類の下にクラブの正会員となることはできないものとする。これは、学校、大学、又は他の教育施設に職又は役を持つ者には適用されないものとする。

クラブの正会員で一定の任期を以て公職に選挙又は任命された者は、その在任中、かかる選挙又は任命の直前に彼がそのクラブで持っていた職業分類の下に引続き正会員籍を保持することができる。

第9節 ロータリーの被雇傭者 クラブは、そのクラブの会員で国際ロータリーと雇傭関係に入る者の会員籍をその雇傭関係の続く限り持続させるこ

とができる。

第4条 理事会

第1節 任務 国際ロータリーの理事会は、国際ロータリーの目的推進、ロータリーの綱領達成、ロータリーの基本要綱の研究と教導、ロータリーの理想、倫理、及びロータリー組織の独特の特長の保全、並びにロータリーを全世界に亘って拡大する目的のために必要なあらゆる方策を講じる任務を持つものとする。

第2節 権限 理事会は国際ロータリーの管理主体をなすものとし、その決定は定時又は臨時の国際大会に提訴する以外にこれを覆すことはできないものとする。かかる提訴は、当該国際大会の開会に先立つ少くとも 30 日前に、国際ロータリーの事務総長に提出されなければならない。

第3節 統御と管理 理事会は、国際ロータリーの役員及び委員会の全部に対して総括的統御と管理を執行し、理由があれば、聴問を行なったうえで、全理事会員の投票の3分の2によって役員又は委員を罷免することができる。但し、その役員又は委員に対して、かかる聴問の行なわれる時と場所を明示した予告を、聴問の行なわれる少くとも 60 日以前に、直接本人に、もしくは書留郵便を以て通達されなければならない。かかる聴問において当該本人は弁護人に代理させることができる。

第4節 会合 (イ) 理事会は理事会が決定する時及び場所において会合するか、もしくは会長の召集によって会合するものとする。会合の予告は、こ

れを必要なしとして免除された場合を除き、会合日の少くとも30日前に事務総長によって全理事に対して通達されなければならない。各会計年度毎に少くとも2回理事会を開かなければならない。

(四) 次の会計年度に理事会のメンバーとなる者の暫定会合は年次国際大会の終了直後、次年度会長の定める時と場所において開催されなければならない。7月1日以後のいずれかの日に、定足数を充たす理事の出席する理事会において、もしくは本条第5節に述べられている通信方法の中のいずれかによって、理事の過半数がかかる暫定会合において行なわれた決定を承認した時は、かかる会合及びその会合においてなされた決定は、あたかもかかる暫定会合がその日に行なわれたと同様の効力を認められるものとする。

(ハ) いかなる理事会の会合においても、定款又は細則によってより多くの投票を必要とされる場合を除き、理事会員5名を以てすべての事項を処理するための定足数とする。

第5節 通信による投票 理事会は、現実に会合することなしに、会長によって、もしくは会長の承認の下に理事会員に通達された事項について、郵便、電信、無線電報又は電話を以て投票することによって議事を処理することができる。投票は、その日までに理事の過半数が投票を了していることを条件として、通達の日付後30日を経過した時を以て締切られたものと見なすものとする。又、もし理事の過半数が賛成票を投じた時もしくは反対票を投じた時は、前述の期間前いつでも

投票は締切られたものと見なすものとする。

第6節 執行委員会 理事会は、3名を下らない、そして5名を超えない数の理事を以て構成される執行委員会を任命することができる。理事会はこの委員会に、理事会の会合と会合の間期間中、既に国際ロータリーの方針が確立されている執行又は管理の性格を持つ事柄について、理事会に代って決定を行なう権利を行使する権限を委任することができる。執行委員会は、理事会によって定められ、本節の規定に背馳しない職務規定の下にその機能を行なうものとする。

第7節 決定権限 理事会は、定款及び細則の規定の意味する範囲内において、如何なる事柄がその範囲と性格上国際的事項であり、何が同様に国家的であり、何がそのいずれでもないか、ということを決してこれを宣明する権限を持つものとする。但しクラブはそれについて国際大会に提訴する権限を有するものとする。かかる提訴は、当該国際大会の開会に先立つ少くとも30日前に事務総長のもとに提出されなければならない。それに関する討論は国際大会の議事規則によって制限を受け、国際大会の決定は最終とする。

***第8節 欠員** (イ) 理事に選挙された時期と任期の第1年目を終る時との間に、何等かの理由で理事に欠員が生じた場合は、その理事を指名したゾーン、地理的集団又は地域内のクラブは欠員となった理事の残存任期をつとめ後任の理事ノミニーを選出してこれを理事会による選挙に提供するものと

*1970年(アトランタ)大会において改正。

する。このようなノミニーの選出は、可能な限り、当該ゾーン、地理的集団又は地区が理事ノミニーの選出に當って従うことになっている手続に従って行なうべきものとする。手続の具体的な詳細は会長が定めるところによる。

このような選出が本細則の定める指名委員会の方法によって行なわれる場合に、もしもその欠員の生じた年度を任期とするゾーン、地理的集団又は地域における理事指名委員会が成立していたならば、その委員会は、その任務のほかに、欠員理事の残存任期を任期とする理事ノミニーの選出に関連する任務を行なうものとする。

もしこのような指名委員会が成立していない場合は、空席となった理事の選出に関連して任務を行なった指名委員会が、その空席を埋めその残存任期を勤める理事ノミニーの選出に関して任務を行なわしめる目的のために、会長によって再任命されるものとする。

本節上述の規定に従って空席を埋め、残存任期を勤める理事ノミニーの選出が終ったならば、そのノミニーを理事とする選挙は理事会によって行なわれるものとし、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によってこれを行なうものとする。

(ロ) 理由の如何を問わず理事の欠員が、その理事の就任第1年度終了の時とその任期満了の時との間に生じた場合は、残余の理事が、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは、通信による投票によって、欠員の生じ

た当該ゾーン、地理的集団又は地域から、残存任期中空席を埋める理事を選挙するものとする。

(ハ) 上述の規定を適用し難いような不測の場合が起った時は、会長が取るべき手続を決定するものとする。

第5条 役員

第1節 選挙 (イ) 会長及び理事は、以下に定める規定に従って年次国際大会において選挙されるものとする。

(ロ) 理事会は毎年、次の7月1日に始まる1年間を任期とする財務長を任命するものとする。

(ハ) 次期理事会は、その暫定会合において、そのメンバーの中から第1、第2及び第3副会長をそれぞれ1名ずつ選挙するものとする。

(ニ) 次期理事会は、事務総長の任期が終了する暦年に、その暫定理事会会合において、翌年1月1日より向う5カ年を超えない任期を勤める事務総長を選挙しなければならない。

***第2節 資格条件** (イ) 国際ロータリーの各役員は、クラブの瑕疵なき*正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。(*注。推奨クラブ細則第11条第1節(2)の注参照)

(ロ) 国際ロータリー会長候補者は、かかる候補者として推薦される以前に国際ロータリーの理事を勤めたことのある者でなければならない。

(ハ) 国際ロータリーの理事候補者は、かかる候補者として推薦される以

*1970年(アトランタ)大会において改正。

前に国際ロータリーの地区ガバナーを勤めたことのある者でなければならない。

第3節 任期 (イ) 会長を除き、国際大会において選挙される各役員任期は、その選挙された国際大会が終了した直後の7月1日に始まるものとする。但し、異例の事情のもとにおいては、理事会は、或る地区ガバナーの任期が、7月1日以後であってその年の10月1日以前の日に始まるものとする。理事を除き、すべての役員は1ヵ年、又はその後継者が選挙されそしてその有資格を認定されるまで在任するものとする。定款又は本細則に定めのない限り、理事はすべて2ヵ年、又はその後継者が選挙されそしてその有資格を認定されるまで在任するものとする。

(ロ) 国際大会において選挙された会長の任期は、その選挙された年の次の暦年の7月1日に始まるものとする。但しその選挙された国際大会が終了した直後の7月1日より、会長エレクトとして理事会のメンバーとなるものとするが、副会長に選ばれることはできないものとする。

第4節 欠員 (イ) 会長が欠員となった場合は、副会長がその階級の順序に従って会長の地位につくものとする。

(ロ) 会長エレクトに欠員ある場合は、本細則第10条第2節(イ)に定められたところに従ってその欠員を補填するものとする。

(ハ) 財務長又は事務総長に欠員ある場合は、理事会はその残存任期を任期とする後継者をロータリアンの中から

選挙しなければならない。

第5節 報酬 事務総長及び財務長以外の全役員は無報酬で勤めるものとする。理事会は事務総長の報酬額を定めなければならない。財務長は年額1弗を支給されるものとする。

第6節 任務 (イ) 会長はすべての国際大会及びすべての理事会の会合において議長となるものとする。最高執行者として、会長は国際ロータリーの仕事及び活動を監督し、その職に付随するその他の任務を執行するものとする。

(ロ) 会長エレクトは、理事会のメンバーとして身分に伴う任務及び権限を持つのみである。しかしながら会長又は理事会はこれにその他の任務を与えることができる。

(ハ) 事務総長は、会長の監督及び理事会の統率の下に実務を執行する国際ロータリーの常務役員である。事務総長は、国際ロータリーに代って、彼の署名を要するあらゆる書類に署名し、会計記帳を司り、理事会によって指示された方法で資金を受納しこれを預金し、そして年次報告を理事会に対して行なわなければならない。その報告は、理事会によって承認された上で年次国際大会に提出されなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額と保証人を、忠実な任務遂行の保証として提供しなければならない。

(ニ) 財務長は、理事会の指示する方法に従って資金を払い出すほか、理事会によって代行を委任されることあるべき、財務長の職に付随するその他の任務を執り行なうものとする。財務長は、理事会が要求することあるべき報

告を理事会に対して行ない、国際大会に対して報告を行なわなければならない。財務長は、理事会の要求する金額と保証人を忠実な任務遂行の保証として提供しなければならない。

* 第6条

立法手続

第1節 提案 国際ロータリーの定款又は細則、もしくは標準クラブ定款を改正しようとする提案は、これを制定案と称するものとする。これらの規則のいずれをも改正しようとするものでない国際大会の決定を目的とする提案は、これを決議案と称するものとする。

本細則に別段の定めある場合を除き、制定案は、国際ロータリー定款第13条、国際ロータリー細則第9条及び第21条、及び標準クラブ定款第14条に定められている方法によって提案され、審議決定されなければならない。

決議案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー理事会又は大会、規定審議会、及び理事会によって提出されることができる。

決議案は、その提案が審議され採決される時に出席している規定審議会代議員の投ずる有効投票の少くとも過半数の賛成票によって採択することができる。

決議案はすべて規定審議会の開かれるロータリー年度の4月1日までに、書面を以て事務総長に交付されることを要する。但し、規定審議会又は理事会の提出する決議案は審議の閉会に至

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

るまで受理し採決することができる。

本細則に別段の定めある場合を除き、決議案は本細則第9条に規定する方法によって提案し採決すべきものとする。

第2節 非常事態 (イ) もしも全理事会員の3分の2の多数によって表明された理事会の意見として非常事態が存在するならば、

(1) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案、又は決議案は、本細則第21条3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められている方法によって処理することなしに、奇数年の国際大会において投票に付せられることができる。但し、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続は踏まれなければならない。

(2) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案については、偶数年の国際大会中もしくはそれより前に所定の日限より遅れて受理されたものは、本細則第21条第3節又は標準クラブ定款第14条第3節に定められている方法によって処理することなしに、前記偶数年の国際大会で投票に付せられることができる。但し時間が許せば、このような非常事態制定案も当該大会における規定審議会に提出して、その処理に付さなければならない。

(3) 偶数年の国際大会において受理された決議案は、本細則第9条に定められている方法によって処理することなしに、その国際大会において投票に付することができる。但し、時間的に可能な限り、このような非常事態決議案も当該大会における規定審議会に提

出して、その処理に付きなければならない。

(ロ) 非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会又は国際大会によって処理される制定案又は決議案が採択されるためには、出席者の投票の中3分の2の賛成票を必要とする。

第7条 国際大会

第1節 時期及び場所 定款第8条第1節の規定に従って、理事会は毎年、その会合の時点を含む会計年度終了後54ヵ月目から始まる暦年に開催すべき国際大会の時期及び場所を決定することができる。そしてその国際大会の開催のためにあらゆる準備手配を行なう権限を有するものとする。

第2節 召集 国際大会の少なくとも6ヵ月前に会長は年次大会に対する公式の召集を発令し、事務総長はこれを各クラブに郵送しなければならない。

臨時国際大会に対する召集状は開催日の少なくとも60日前に発令され、郵送されなければならない。

第3節 国際大会の役員 国際大会の役員は、国際ロータリーの会長、副会長、事務総長及び財務長、並びに会長によって任命される会場監督とする。

第4節 代議員 (イ) 資格条件。各代議員及びその補欠者は、委任状による代議員を除き、彼が代表するクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

(ロ) 補欠者。クラブは、その代議員を選ぶ際、各代議員に対して補欠者を1名選ぶことができる。その補欠者は、

自分を補欠者としている正代議員が欠席した場合にのみ投票する権利を持つものとする。但し、適正な信任状を持つ補欠者は補欠者に欠席された同じクラブの代議員ならどの代議員のためにも代役を勤めることができる。補欠者が代議員として勤める場合は、大会に提出された各案件に対して1票を投ずることができる。

補欠者が代議員の代わりに勤める場合は、代議員の団長はその変更を信任状委員会に報告しなければならない。そして代議員に対するこのような補欠者の代替が行なわれたならば、その補欠者はその大会が終了するまで引続き代議員として勤めるものとする。この一般規則は、大会開催地のクラブの代議員に関しては、信任状委員会が一つ又はいくつかの本会議に限りて代議員に対する補欠者の代行を許すように手心を加えても差支えない。但しこれは、その代議員がその大会の運営に関与してそのために大会の或る本会議に出席することが不可能であるという場合のみ限定されるべきものである。なお、このような代替は信任状委員会に適法に報告され同委員会によって認められることが前提である。

(ウ) 委任状による代理者。クラブは、欠席するクラブ代議員の委任状による代理者として次に掲げる者を指定することができる。

(1) そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員。

又は

(2) もしもクラブの会員が国際大会に出席していない場合は、同じ地区内

の他のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員。但し、地区に属さないクラブは、出席していないそのクラブ自身の代議員の代わりに、どこに所在するクラブであろうとも、その正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員を委任状による代理者に指定することができる。

このような委任状による代理者は、本条第5節に規定する証明書を提出することによって、彼の有する他のあらゆる投票権に加えて、その代理する欠席代議員に代って投票する権利を取得するものとする。

第5節 信任状 各代議員及びその補欠者の資格は、そのクラブの会長又は幹事の署名した証明書によって証明されるものとする。委任状による代理者の資格は、彼に代理を委任した代議員を送らないクラブの会長及び幹事の署名する証明書によって証明されるものとする。代議員、補欠者、及び委任状による代理者が国際大会において、これらの資格のもとに行動するためには、その国際大会において、それらの証明書がすべて信任状委員会に提出されなければならない。

第6節 特別代議員 国際ロータリーの各役員又は理事、及び現在も正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員としてクラブ籍を有する国際ロータリーの各元会長は、特別代議員とし、国際大会において投票に付せられた各案件に対して一票を投ずる権利を有するものとする。

第7節 登録料 国際大会に出席する16才以上の者は、すべて登録して理

事会の定める登録料を支払わなければならない。代議員又は委任状による代理者は、その登録料が支払われるまでは国際大会において投票する権利は生じないものとする。

第8節 定足数 全クラブ数の4分の1を代表する代議員及び委任状による代理者を以て国際大会のあらゆる会議における定足数とする。但し開会劈頭の本会議は定足数を要しないものとする。

第9節 信任状委員会 各国際大会において、又は、それに先立って、会長は、会長の決定する5名以上の数の委員から成る信任状に関する委員会を任命しなければならない。

第8条 国際大会の手續規則

***第1節** 国際大会の手續規則は次の通りである：

(イ) **プログラム** 国際大会委員会が報告し、理事会によって承認され、そして国際大会が採択したプログラムが会期中の全日程となるものとする。プログラムについての変更は、出席代議員及び委任状による代理者の投票数の3分の2を以て随時行なうことができる。

(ロ) **討論—題目** 委員会の報告、国際大会に対して行なわれた通信、制定案及び決議案、及びこれらに対するすべての修正案、及び議事慣行上“非討論事項”として知られているもの以外のあらゆる動議は、3分の2の票を以て国際大会が討論を省略して処理することを議決しない限り、国際大会の議

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

場において討論することができる。

(イ) **討論一制限** 討論において、各ロータリアンは、同一日に同一案件について2回を限り発言することができる。但し異議の申立についてはこの限りでない。しかし、その案件に関してまだ1回も発言していないロータリアンで発言をを求める者がある限り、第2回目の発言は許されない。国際大会においてロータリアンの発言は1回5分を超えてはならない。但し、日程に定められているか、又は過半数の票によって認められた場合はこの限りでない。

(ロ) **投票手続** 国際大会における投票は、役員^(イ)の指名又は選挙について本細則に別段の定めある場合及び次に示す場合を除き、口頭によるものとする。

(1) 選挙人が要求するか、もしくは議長が指図した場合は、投票は起立投票によるものとし、起立する各選挙人を一票に数えるものとする。

(2) 国際ロータリーの方針を左右するような制定案又は決議案、もしくはそのような制定案又は決議案に対する修正案については、次に示す各号の状態の中のいずれかが存在する時は、投票は投票用紙記入によって行なうものとする。

(イ、イ) 理事会の多数意見が、その問題の重要性を認めてこの投票方式による必要を予め宣言した場合、又は出席している選挙人の過半数が宣言した場合。

(ロ、ロ) 会長又は司会する議長が口頭投票又は起立投票を観察した結果、その裁量によって、投票用紙による投票が望ましいと宣言した場合。

(ハ、ハ) 選挙人が、その名前と所属クラブを明らかにした上で、投票用紙による投票を要求し、且つ、上述の条件のいずれによっても投票用紙による投票を必要とする状態にはないことを告げられ、その要求が当然なものであるか否かについての議長の意見を聞かされて後まなおその要求を主張し、更にその主張が、20以上の異なったクラブに属する少くとも20名の他の選挙人—その人達は、名前と所属クラブを名のる機会を与えられてその身分を明らかにして、その要求の共同主張者となる—によって支持された場合。

(ニ) **投票手続(続)** 会長又は議長は、実際に数を数えることを要しないで起立投票の結果を宣言する権限を持つものとする。そして実数を数える要求が遅滞なく行なわれ、申出での機会を与えられて20名に達する他の選挙人が、その要求に同調しない限り、その宣言は最終決定とする。

制定案又は決議案又はそれに対する修正案についての投票用紙による投票の命令には、当該制定案又は決議案及びそれに関する未決定の修正案全部が含まれるものとする。投票用紙は、制定案又は決議案及びそれに対する未決定の修正案を最終的に処理できるように、必要な場合には複数案件を含めて、構成され述べられていなければならない。

投票用紙による投票及び役員^(イ)の指名並びに選挙については、選挙人はその保持する代議員証明書及び委任状代理権の数だけの票を投ずるものとする。但し特別代議員は、特別代議員としての資格においては、唯国際大会全体に

対して提出された案件についてのみ投票することができる。

(ホ) **代議員一座席** 信任状委員会に正規の手続きに従って立証された代議員数に等しい数の座席がこれら代議員の専用のために確保すべきものとする。

第2節 特別協議会 国際大会においては、その都度、ロータリー・クラブの結成されている1国又は数カ国のグループからのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会又は国際大会は、いずれの国々のロータリアンがこのような特別協議会を開催すべきかを随時決定して大会委員会にその旨指示しなければならない。この協議会においては、特に関係諸国に属する問題を協議するものとする。会長は協議会の招集者を指名し、できるだけ大会手続に近い規則を、その協議会運営のために公布しなければならない。協議会は開会直後、その議長及び幹事を選挙しなければならない。

第9条 規定審議会

***第1節 構成** 審議会は次の各項に示す者によって構成される。

(イ) 本条第4節(イ)及び(ロ)に定めるところに従ってクラブが選挙した、各地区所属クラブの代表者1名。この代表者は国際ロータリーの現又は元役員、もしくは次期地区ガバナーでなければならない。各代表者は、彼が代表する地区内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

(ロ) 最近の元会長5名。

(ハ) 後述の規定によって、会長が任命する審議会の議長。

(ニ) 会長によって指名される、地区に属さないクラブの代表者1名以内。

(ホ) 後述の規定によって、会長が指名する特別議員3名。

(イ) 会長、その他の理事会メンバー、事務総長及び定款及び細則委員会の委員長。但しいずれも投票権を有しないものとする。

(ロ) 国又は地域単位の会長。但し投票権を有しないものとする。

(ハ) 国際ロータリーの事務総長として10年以上の期間つとめた元事務総長及び国際ロータリーの元会長全員。但し、以上のうち最近5名の元会長を除き他はいずれも投票権を有しないものとする。

各審議会メンバーはクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

***第2節 役員** 議長及び審議会幹事は審議会の役員である。事務総長は審議会の幹事となる。しかし事務総長は会長の承認を得てその代りをつとめる幹事を別に任命することができる。

第3節 議長及び特別議員の任命 会長は、規定審議会が開かれることになっているロータリー年度の始めに、審議会議長と、審議会の特別議員3名を任命しなければならない。議長と特別議員の名は、事務総長によって全クラブに対して発表されなければならない。議長は、提案された制定案が事務総長によって発表されたならば直ちに各特別議員に対して一定の制定案を分

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

担させなければならない。各特別議員は、それぞれこれらの割当てられた制定案の全部を研究して、制定案の各項目に就いてその目的、背景、及びその項目の採否に関する意見を審議会に進言することができるよう用意する義務を負うものとする。

*第4節 地区代表議員の選挙 (イ)

本節(ロ)項に定める場合を除き、審議会において各地区(グレート・ブリテン及びアイルランド以外の)のクラブを代表する議員及び補欠議員は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度のその地区の年次大会において選挙されるものとする。(グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、規定審議会が地区を代表する議員は、審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度の10月1日より後に開かれる地区審議会の会合において選挙されるものとする。)

地区内のクラブは、審議会のメンバーとして、そのクラブの有資格会員(当選の上は、その任務をつとめる用意がある旨意思表示をしていることを前提条件とする)を指名することができる。指名を行なうクラブは、会長及び幹事の署名のある文書を以て、地区ガバナーに対してその指名を証明し、地区大会においてクラブの投票に付するよう要請しなければならない。地区大会に出席する各選挙人は、審議会において地区を代表する代表者の選挙に一票を投ずる権利を与えられるものとする。

最高票数を得た候補者をその地区からの審議会議員とする。第2位の票数

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

を得た候補者を補欠議員とし、正規の議員がつとめを果たし得ない場合にのみその任につくものとする。正規の議員及びその補欠議員(補欠議員が選挙されている場合)がいずれもそのつとめを果たし得ない場合は、地区ガバナーは、本条第1節の規定による資格条件を備えた、その地区内のクラブの他の会員を審議会における地区代表議員に指名することができる。

もし地区の被指名者が1名しかなかったならば、投票に付することを要しないものとし、地区ガバナーはその被指名者を審議会における代表者として宣言するものとする。

(ロ) 郵便投票による指名 事情がそれを必要とする場合は、理事会は審議会における地区代表議員又は補欠議員を郵便投票によって選ぶ権限をその地区に与えることができる。その場合地区ガバナーは、その地区からの審議会メンバー指名に対する公式要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事に洩れなく郵送させなければならない。指名はすべて書面により、そのクラブの会長及び幹事によって署名されることを要する。これらの指名書は地区ガバナーの定める期日までに地区ガバナーの手に届くことを要する。地区ガバナーは、提出された有資格被指名者をアルファベット順に掲げた投票用紙を準備させこれを各クラブに郵送させなければならない。そして地区ガバナーは郵便投票を管理しなければならない。各クラブは、その選出の行なわれる月の前月末日現在の会員数に基づく、名誉会員を除く会員数各25名毎又はその過半数の端数に対して、1票

の投票権を与えられるものとする。但し、各クラブは少なくとも1票の投票権を与えられるものとする。もしも地区ガバナーが希望する場合は、本項に規定する郵便投票手続を実施する目的のために委員会を任命することができる。この場合は地区ガバナーの任務として本項に規定した諸任務は、この委員会が地区ガバナーに代って執り行なうものとする。

*第5節 通知 審議会において地区内クラブを代表する議員及び補欠議員の選挙が終り次第地区ガバナーは直ちにそれらの人達の名を事務総長に報告しなければならない。

審議会の少なくとも30日前に事務総長はその時まで報告を受けている審議会議員の名を発表しなければならない。それと同時に、審議会開催の時と場所を知らせる通知を各審議会議員に郵送しなければならない。

第6節 信任状 審議会の会合に先立って、会長は信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開かれる前に、審議会会合の場所において会合して、信任状を審査し、これを査証しなければならない。信任状は審議会のメンバーたる証拠として委員会に提出することを要する。委員会の決定はいかなる場合でも、審議会が審理することができる。

*第7節 定足数 投票権を持つ審議会メンバーの3分の1を以て定足数とする。投票権を持つ各メンバーは投票に付せられた各案件につき唯1票を投ずる権利を有するものとする。

*第8節 手続 (イ) 本節(ロ)項の規

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

定に従って、審議会はその都度、審議を進める上に必要と考える規則を採用するものとする。但し、かかる規則は本細則の他のすべての規定と調和するものでなければならない。審議会の会合に先立って、会長は委員会を任命して、審議会の議事規則及び審議会の審議に付せらるべき案件の審議順序を立案して審議会に提供させなければならない。

(ロ) 審議会に起草委員会を設けなければならない。この起草委員会は国際ロータリー定款細則委員会委員長を委員長とし、そのほか3人の審議会特別議員及び役職に基く委員として審議会議長を含む合計5名より成る。起草委員会は次の任務を行なうものとする。

(1) 審議会によって課せられた制定案文の練り直しを行ない、制定案又はその修正案中にある矛盾をただすために必要且つ適切な修正案の起草を行ない、これを審議会に報告すること。

(2) 審議会の報告を作成すること。

(ロ) 事務総長は、提出された制定案をすべて審議会に回付しなければならない。但し、理事会は全提出制定案の本文を点検し、定款及び細則委員会の勧告に基き、それらの提出制定案の本文の中に何等かの不適法の箇所があればこれを提案者に通告しなければならない。

(イ) 理事会は、全提出決議案の本文を点検して、理事会が国際ロータリーの基本計画の枠内にありと決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指令しなければならない。理事会が、定款及び細則委員会の勧告に基いて、提出決議案が国際ロータリーの基本計

画の枠内にないと決定した場合は、提案者は審議会の開会に先立ってその旨通告されなければならない。そしてその提出決議案は、審議会の審議に回付されないものとする。但しその案の提出者が、その決議案を審議会において審議することについて、審議会メンバーの3分の2の同意を得ている場合はこの限りでない。

(ウ) 審議会は、正規に提案された各制定案及び決議案及びそれらに対する修正案を審議してその採決を行わなければならない。

(エ) 審議会の議長は、審議会の母体である国際大会に、審議会が審議して処理した制定案及び決議案の全部について審議会の決定を知らせるための簡単な報告を提出しなければならない。審議会議長は、審議会終了後10日以内に、審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

事務総長は、審議会直後の8月31日までに、各クラブの幹事に対して審議会が審議し決定した制定案及び決議案全部について審議会の行なった決定の報告を送達しなければならない。その報告には、各制定案及び決議案について審議会が行なった決定を承認するか否かを示すクラブの投票を記入する投票用紙を添付しなければならない。

(オ) クラブ会長の証明あるクラブの投票は、事務総長が審議会決定の報告を郵送した日付から120日以内に事務総長の手に届くように提出されなければならない。投票に当って、各クラブは、過去最近の7月1日現在における当該クラブ会員数に基き、会員数(名

誉会員を除く。)各50名又はその過半数の端数毎に1票を投ずる権利を与えられるものとする。但し各クラブは少くとも1票の投票権を与えられるものとする。

もし上述120日経過した時点において、もしくはそれ以前に、全クラブが国際大会において行使し得る投票権の合計総票数の10パーセント以上の票数を占めるクラブが、制定案又は決議案についての審議会の決定に対して異議ある旨を示した投票を事務総長に提出した場合は、その制定案又は決議案についての審議会の決定は効力を発生しないものとし、事務総長はその制定案又は決議案を次の国際大会に回付して、本細則第8条の規定に従って、クラブの投票代議員の再審議と最終決定に付さなければならない。上述の120日経過した時点において事務総長が受領していない票はすべて、各制定案及び決議案についての審議会決定を承認する票と見なし、そのような票として数えられるものとする。

事務総長は、制定案及び決議案について審議会の行なった決定に対してクラブが行なった投票を正規に受け取ったならば、それらの投票をすべて検査し、その票数を数えなければならない。審議会開催後の2月1日までに事務総長は全クラブに対して、各制定案及び決議案についての審議会決定に関して行なった投票の結果を通告しなければならない。そして、その際、次の国際大会において出席クラブ代表者によって再審議され採決されるべき制定案又は決議案があればそれについてクラブに通告しなければならない。

制定案又は決議案について審議会の行なった決定に対してクラブが異議申立ての投票をする場合に関して定めた上述の場合を除き、各制定案及び決議案についての審議会の決定は、審議会の開催されたロータリー年度の次のロータリー年度の1月1日に効力を発生するものとする。本細則第11条第4節に定める場合を除き、制定案又は決議案についての国際大会の決定は、その制定案又は決議案が国際大会によって採決されたその大会直後の7月1日に発効するものとする。

第10条 指名と選挙

第1節 会長の指名 会長の指名は、会長指名委員会、クラブ、もしくは両者によって、ここに定める方法に従って行なわれるものとする。この委員会の委員又は理事会のメンバーは、委員会によって会長に指名される資格はないものとする。

第2節 会長指名委員会 (イ) 構成。会長指名委員会は11名の委員によって構成されるものとし、その中5名は米国、バーミユダ及びポルトリコ所在のクラブ会員の中から選ばれ、5名は次の各地域内クラブの会員から各1名ずつ選ばれる。カナダ; グレート・ブリテン及びアイルランド; 欧州大陸、北アフリカ及び東部地中海地域; 南米、中米、メキシコ及びアンティル諸島(ポルトリコを除く)を含むラテン・アメリカ; 豪州、ニュージーランド及び南アフリカ; そして1名はアジア及び上述地域のいずれにも属さない地域所在のクラブの会員の中から選ばれ

るものとする。なお、上述最後の地域所在のクラブは1地域を構成し、1地域と呼ばれるものとする。

各委員はそれぞれその選出されるゾーン又は地域内クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サーブス会員でなければならない。

会長、会長エレクト、及び曾て会長であったことのある者は、いずれも会長指名委員会の委員となる資格はないものとする。既に一度会長指名委員会の委員をつとめたことのある有資格ロータリアンは、同委員会の委員となる資格があるものとする。但し、以前同委員会の委員をつとめて以来少くとも一カ年を経過していなければならない。この委員会の各委員は国際ロータリーの元理事でなければならない。

本節にいうゾーンとは、理事会が理事選出のために米国、バーミユダ及びポルトリコ地域内に設定したゾーンを指すものとする。

2月1日から15日までの間に、事務総長は米国内各ゾーンの各クラブの幹事及び各地理的地域内の各クラブの幹事に対して、そのクラブの所在するゾーン又は地理的地域内のクラブの会員である被選資格ある元理事の名をアルファベット順に記したリストを郵送しなければならない。このリストは、2月1日現在事務総長事務所の原簿にある元理事の記録から取材して作成されるべきものとする。

事務総長が各クラブに郵送するリストには、次の事項が記載されなければならない。

- ロータリアンの名前
- 彼の保持する会員種類

- 彼が会員として所属するクラブの名称
- 彼がつとめたことのある国際ロータリー役職及び国際委員会、並に在任年度。

次の国際大会における会長指名委員会委員選挙に候補者を推薦しようとするクラブは、その例会において採択された当該候補者指名の決議を、4月1日までに事務総長の手許に提出すればよい。このような決議は、推薦されたロータリアンが就任を受諾する意思があり且つその任につくことが可能であることを、クラブが書面によって確認した後でなければ事務総長に送ってはならない。

もし、上述の4月1日に事務総長がそれまでに受取った候補者の名前が、どのゾーン又は地理的地域からでも、唯一名であった場合は、そのあと10日以内に会長はその候補者を当該ゾーン又は地理的地域からの指名委員会委員として宣言するものとする。もし、その4月1日に事務総長がどのゾーン又は地理的地域からでも2名以上の候補者名を受取っていた場合は、それらの候補者名は全部次の国際大会において当該ゾーン又は地理的地域内のクラブからの選挙人による票決に付せられなければならない。(グレート・ブリテン及びアイルランドの場合は、次のグレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリーの年次大会において。)そして各選挙人はその所属するゾーン又は地理的地域からの委員1名を選挙するための1票を投ずる権利を与えられるものとする。会長指名委員会委員の選挙は無記名投票によるもの

とし、候補者数が2名を超える場合は、単一移譲式投票の方法によるものとする。ゾーン又は地理的地域の候補者の得票が、もし必要ある場合は第2選択以下全選択票を加算した後、投票の過半数に達する場合、彼は会長指名委員会の委員と宣言されるものとする。そのゾーン又は地理的地域の候補者中、もし必要ある場合は第2選択以下全選択票を加算した後、第2番目の得票数を得た者が会長指名委員会の補欠委員と宣言されるものとする。補欠委員は、彼がその補欠として選ばれた当の委員が、その任務に当ることが出来ない場合にのみ、その任務を補欠代行するものとする。いずれかのゾーン又は地理的地域において、得票数を同じくする最高得票数が生じた場合は、会長は国際大会の会期中に時と場所を指定して指名委員会委員選出のための再投票を行なわしめるものとする。ゾーン又は地理的地域が会長指名委員会の委員の指名又は選挙をしなかった場合、もしくは理由の如何を問わずゾーン又は地理的地域からの委員に欠員を生じた場合は、当該ゾーン又は地理的地域から出た最も新しい元理事の有資格者が、そのゾーン又は地理的地域からの会長指名委員会の委員となるものとする。

この委員会は、毎年7月31日以前に成立しなければならない。そしてその任期は次の国際大会の終了までとする。補欠委員が委員会委員を代行した場合は、その補欠委員は委員会の残存任期中その役をつとめるものとする。

上述に規定するように委員会委員となる資格を有する者は、委員会に列せ

られることを受諾又は拒絶する選択権を持つものとする。

委員及び補欠委員について定めた上述の規定に定められていない空席の場合は、理事会がその空席を埋める委員を任命するものとし、このような委員は、なるべくその空席の生じたゾーン又は地理的地域と同じゾーン又は地理的地域所在のクラブから任命さるべきものとする。

(ロ) 手続 事務総長は上述の規定に従って選定された委員会委員の氏名を理事会及びクラブに通告しなければならない。

委員会はその会合に際して委員の中から委員長を選挙しなければならない。

事務総長は、もし希望するクラブがあるならば、クラブの持つ会長指名についての提案を委員会の考慮のために提出するよう、勧誘する告知状を、委員会の名において、発行し、或は発行せしめなければならない。考慮にとり入れるためには、このような提案は毎年12月31日以前に中央事務局の指名委員会に届くことを要する。その提案は、理事会の定めた様式に記して指名委員会に提出されなければならない。事務総長はこの様式を、次に掲げる諸条件を考慮して充分の余裕ある時期に、各クラブに郵送しなければならない：各クラブがその指名提案を考慮し決定するために30日間の期間を持ち得るようにすること、この期間経過後、その提案を所定の様式に記して、毎年12月31日以前に事務総長事務所内の指名委員会に到達するよう発送するに充分な日数があること。

(ハ) 委員会による指名 委員会は毎年1月31日以前、理事会の定める時と場所において会合するものとする。この会合において委員会は、求め得る最も有能な人物の指名を実現する責任があることに留意して、会長の職につくべき被指名者を選ばなければならない。

委員会の委員9名を以て定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。但し、委員会としての会長被指名者の選定については、委員会委員の中少くとも7名の投票がその被指名者を支持する票であることを必要とする。

もし、何かの理由で委員の会合で選ばれた会長ノミニーが就任できない場合は、委員会は、郵便投票又は電信によるか或は委員会の緊急会合において別の会長ノミニーを選ばなければならない。このような不測の事態に対処するための詳しい手続は委員会がその1月会合において決定するものとする。委員会があらかじめ準備しなかったような不測の事態が起った場合は、委員会が会長ノミニーを選ぶについて取るべき手続は理事会がこれを決定するものとする。

(ニ) 委員会の報告 クラブ宛の委員会報告は、委員会の会合後10日以内に委員長が事務総長に対して証明さるべきものとする。事務総長はこの報告を受領して後10日以内にその写しを各クラブに郵送しなければならない。

(ホ) クラブによる指名 指名委員会によって行なわれる指名のほかに、どのクラブも、その例会において採択された会長候補者指名の決議を3月15日

以前に事務総長に提出することによって、次の国際大会における会長選挙に候補者として推薦すべきノミニーを選ぶことができる。もしその3月15日までに事務総長がそのような指名をどのクラブからも受け取っていなかった場合は、会長は委員会の指名したノミニーを会長ノミニーと宣言するものとする。もし、その3月15日までにそのような指名がどこかのクラブから受取られており、且つその指名がその直後の3月25日まで引続き有効であるならば、事務総長は全クラブに対してかかる会長ノミニー全部の名前と資格を通告して、会長ノミニー全員が次の国際大会において投票に付せらるべき旨を通告しなければならない。もしも、その直後の3月25日に、どのクラブからの指名も有効でなくなっている場合は、会長は委員会の選んだノミニーを会長ノミニーとして宣言するものとする。

(ハ) 会長エレクトの空位 会長エレクトが選挙された時からその次の国際大会までの間に会長エレクトの席が空位になった場合は、会長指名委員会は、他の任務に加えて、空位になった会長エレクトが会長として就任すべかりしロータリー年度に会長をつとめる会長ノミニーを選ばなければならない。このような選出は、出来るだけ早く、緊急委員会を開いてこれを行なうか、もしくは正規の日程による委員会合会において行なわなければならない。もしこのような合会が実行不能の場合は、郵便又は電信を以て投票することによって議事を処理することができる。

このような空位が生じた際に、もし

指名委員会が既に本節(ハ)項に従って会長ノミニーを選出しており、且つ本節(ニ)項に従って事務総長に対してこれを証明している場合は、委員会はその裁量によって、その既選出のノミニーの承諾を得た上で、そのノミニーを次の7月1日に始まる年度の会長のノミニーとして指名することができる。このような場合には、指名委員会は、もう1名の会長ノミニーを選出して次の国際大会における選挙に付さなければならない。この会長ノミニーは、彼が選挙された年の次の暦年の7月1日に会長の任につくものとする。

会長エレクトの席に生じた空位を補填するための指名手続は会長によって決定されるべきものとし、その手続には、委員会の報告が各クラブに伝達されてクラブによる指名を促すべきことを定める規定が含まれることを要する。このような規定は、時間的に可能な限り、本節(ニ)項及び(ホ)項と調和するものでなければならない。もしも空位発生の時期が国際大会にせまり過ぎていて、大会に先立って委員会の報告を全クラブに郵送してクラブによる指名を促すために適当な時間的余裕がない場合は、事務総長は可能な範囲内で委員会報告の予告を与えるものとし、国際大会の議場におけるクラブ代表者による指名が許容されるものとする。

会長エレクトが就任する筈であった7月1日の直前の国際大会の終了後、その7月1日までの間に会長エレクトの位置に空位が発生した場合は、その7月1日に会長の位置が空位になっていたものと看做して、その空位は本細則第5条第4節に従って補填さるべき

ものとする。

上述によって規定されていない不測の事態が起った場合は、会長が取るべき手続を決定するものとする。

(ト) 国際大会への指名の提出 事務総長は、会長指名委員会によって正式に指名された、次の暦年7月1日に始まる年度を任期とする会長の被指名者の名前及びクラブによって正規に指名された同様の会長ノミニーの名前を、選挙のため国際大会に提出しなければならない。

会長エレクト空位の場合においても、これを適用できる場合ならば、事務総長は、会長指名委員会によって正式に指名された、当該大会直後の7月1日に始まる年度を任期とする会長の被指名者の名前及びクラブによって正規に指名された同様の会長ノミニーの名前を、選挙のために国際大会に提出しなければならない。前述(ハ)項に規定するように、事情がこれを必要とする場合は、国際大会の議場におけるクラブ代表者によって指名を行なうことができる。

理事の指名

*第3節 理事の指名 (イ) 理事の指名は、次に規定するように、ゾーン、地理的集団又は地域によってこれを行なう：

理事ノミニーの選出(グレート・ブリテン及びアイルランドからの理事ノミニーを除く)は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人による国際大会における投票によって行なうか、又は、当該ゾーン、地理的集

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

団又は地域内のクラブによる郵便投票によって行なうか、もしくは、指名委員会手続によって行なうか、或は理事会によって行なうか、いずれかの方法によるものとする。どの方法によるかについては、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの決定するところに従うものとする。

各ゾーン、地理的集団又は地域は、理事会が準備する郵便投票によって、当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーを選出する手続、即ち、国際大会における投票によるか、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの郵便投票によるか、指名委員会によるか、或は、理事会によって理事選出が行なわれるゾーン、地理的集団又は地域の場合にあっては、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出を引続き同じ方法によって行なうかどうか、を決定するものとする。このような郵便投票はまた、ゾーン、地理的集団又は地域が後述(ニ)項に定める指名委員会手続を採用すると決定した場合における指名委員会手続に関連して理事候補に対する投票の方法をも決定しなければならない。

このように決定された手続の変更は、そのゾーン、地理的集団又は地域内の地区の少くとも3分の1の訴願がある場合にのみこれを企てることができる。ゾーン、地理的集団又は地域内の地区の少くとも3分の1の訴願がある場合は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人は、理事会の準備する郵便投票において、再び当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事選出の方法、即ち、国際大会にお

ける投票によるか、クラブの郵便投票によるか、指名委員会手続によるか、もしくは、理事ノミニーが理事会によって選出されることになっているゾーン、地理的集団又は地域にあっては、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニー選出を引続きそのような方法によって行なうかどうか、を決定しなければならない。

訴願しようとする地区は、地区大会において、もしくは必要な場合は郵便投票によって、地区内クラブの過半数によって採択された決議を事務総長のもとに提出することによってこれを行なうことができる。このような決議は、関係ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニー選出の方法の変更を審議することを希望されている年度の1月1日以前に、事務総長のもとに提出されることを要する。もし前述の1月1日までに事務総長が、ゾーン、地理的集団又は地域内の地区の少くとも3分の1からこのような訴願を受取ったならば、事務総長は10日以内に当該ゾーン、地理的集団又は地域内の全クラブに対してこのような訴願について通告しなければならない、そして理事会によって準備された郵便投票を開始しなければならない。事務総長が当該1月1日までに受領した訴願が、ゾーン、地理的集団又は地域内の地区数の3分の1に達しない場合は、提出されたこれらの訴願はその効力を失ったものとされ、訴願を行なっている地区はその旨通告を受けるものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出は、国

際大会における投票によるべきことを決定した場合は、その投票は後述(四)項に定める通りに施行されるべきものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出は、郵便投票によるべきことを決定した場合は、その投票は後述(四)項に定める手続に従って施行されるべきものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出は、指名委員会手続によるべきことを決定した場合は、その選出は後述(三)項に定める手続に従うべきものとする。

理事ノミニーの選出が理事会によって行われるゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出を引続き同じ方法によるべきことを決定した場合は、そのような選出手続は理事会によって決定されるべきものとする。

(1) 米国及びバーミユダ 米国及びバーミユダからの理事ノミニー選出はゾーン別に行なわれるべきものとする。米国及びバーミユダからの理事候補者推薦の目的のため、及びその他本細則に定められた特定の目的のために1から5までの番号をつけた、五つのゾーンを設けるものとする。各ゾーンは、米国及びバーミユダの、相隣接する国際ロータリー地区の集団内のクラブから成り立つべきものとし、各ゾーンは、それぞれのゾーン内のクラブの選挙人数がほぼ等しくなるように形成されなければならない。

理事会は、米国及びバーミユダ内の各ゾーンを構成する相隣接する地区のリストを決定しなければならない。毎年5月又は6月中に理事会はこの地区のリストを米国及びバーミユダ内の全クラブに公表しなければならない。理事会によって上述のように決定され公表されたゾーンは次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名のために効力を持つものとする。各奇数年毎にゾーン1、ゾーン2及びゾーン3はそれぞれ1名の理事を指名するものとする。各偶数年毎にゾーン4及びゾーン5はそれぞれ1名の理事を指名するものとする。

(2) カナダ カナダからの理事の選出は集団別によるものとし、理事候補推薦の目的のために限ってカナダ内クラブを三つの集団に分かつものとする。

理事会は、カナダ内各集団を構成するクラブのリストを決定しなければならない。各奇数年毎に、5月又は6月中に理事会はこのクラブのリストをカナダ内の全クラブに対して公表しなければならない。そしてカナダからの理事ノミニーを推薦するロテーションの順序を指定しなければならない。上述のように決定された集団は、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名のために効力を持つものとする。各偶数年度毎にカナダ内のクラブは1名の理事を指名するものとする。

(3) グレート・ブリテン及びアイルランド 各奇数年毎に、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー大会において、グレート・ブリテ

ン及びアイルランド内のクラブの会員中から1名の理事が指名されるべきものとする。このノミニーの名は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの幹事によって事務総長に証明されなければならない。このようなノミニーが選挙される資格を喪失した場合は、グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブからの選挙人は、国際大会においてそのために開かれた会合で、当該地理的集団からの理事ノミニーを選出するものとする。

(4) ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域。欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域からの理事ノミニーの選出は、ゾーン別による。この地域内のクラブから理事候補を推薦する目的だけのために、1から5までの五つのゾーンを設ける。各ゾーンは、実行可能な限り相隣接する国際ロータリーの地区の一団に属する、その地域内クラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する地区に属さないクラブ("non-districted clubs")を含むものとする。

理事会はこの地域内の各ゾーンを構成する地区及び地区に属さないクラブのリストを決定しなければならない。毎年5月又は6月に、理事会はこのリストを地域内の全クラブに発表しなければならない。理事会によってこのように決定され発表されたゾーンは、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名のために効力を有するものとする。

毎年1名の理事がこの地域内クラブの会員の中から指名されるものとし、その指名は番号順の回り持ちで各ゾー

ン毎に行なわれるものとする。

(5) アジア 各奇数年毎に1名の理事がアジアのクラブの会員中から指名されるべきものとする。

(6) イベロ・アメリカ イベロ・アメリカからの理事ノミニーの選出は、ゾーンによるものとする。イベロ・アメリカは南米、中米、メキシコ、及びポルトリコを除く南西諸島を含むものとする。

イベロ・アメリカ内のクラブからの理事候補者を推薦する目的のために限って、イベロ・アメリカを1から3までの番号をつけた、三つのゾーンに分けるものとする。各ゾーンは、実行可能な限り、相隣接する国際ロータリーの地区の一団に属する、ラテン・アメリカ内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する、地区に属さないクラブを含むものとする。各ゾーンは、各ゾーン内クラブから出る選挙人の数がほぼ同じになるように構成されるものとする。

理事会は、ラテン・アメリカ内の各ゾーンを構成する地区及び地区に属さないクラブのリストを決定しなければならない。各奇数年毎に5月又は6月中に理事会は上述の地区のリストをイベロ・アメリカ内の全クラブに発表しなければならない。理事会によって上述のように決定され発表されたゾーンは、次の偶数年の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名のために効力を持つものとする。

各偶数年毎に、1名の理事がイベロ・アメリカ内のクラブの会員中から、ゾーン別番号順のロテーションによって指名されるべきものとする。

(7) 豪州、ニュージーランド、南アフリカ及び他の地域のいずれにも含まれない所。—豪州、ニュージーランド、南アフリカ、及び他のいずれの地域にも含まれない所に所在するクラブからの理事ノミニーの選出はゾーンによるものとする。この地域内のクラブから理事候補者を推薦する目的だけのために、1から3までの三つのゾーンを設けるものとする。各ゾーンは、実行可能な限り、相隣接する国際ロータリーの地区の一団に属する、その地域内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する、地区に属さないクラブを含むものとする。

理事会は、この地域内の各ゾーンを構成する地区及び地区に属さないクラブのリストを決定しなければならない。毎奇数年度の5月又は6月に、理事会はこのリストを地域内の全クラブに発表しなければならない。理事会によってこのように決定され発表されたゾーンは、次の偶数年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名のために効力を有するものとする。

各偶数年度毎に1名の理事がこの地域内のクラブの会員の中から指名されるものとし、その指名は次の順序の回り持ちで各ゾーン毎に行なわれるものとする。ゾーン1、ゾーン2、ゾーン3。

(ロ) 国際大会における理事ノミニーの選出。本節の規定に従って、ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出が国際大会における投票によってなされる場合は、当該各ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブを代表する選挙人は、国際大会の会期中に、

理事候補者推薦の目的のために公式プログラムに示してある時及び場所において会合しなければならない。

自分の属するゾーン、地理的集団又は地域内のクラブを代表する選挙人は、定款及び本細則の規定に従って、理事候補者として自分のゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の名を推薦することができる。もしも、そのゾーン、地理的集団又は地域内の1区域が理事会によって理事として指名する候補者推薦の目的のために指定されたならば、そのゾーン、地理的集団又は地域からの候補者は、その指定された区域内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。

次の国際大会においてゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者を推薦しようとするクラブは、4月1日以前——但し国際ロータリー会長指名委員会がその指名した会長ノミニーを発表する以前であってはならない——に、そのクラブの例会において採択したクラブが推薦しようとする候補者指名のクラブ決議を事務総長に提出することによって候補者推薦の意図を表明しなければならない。もしも、その4月1日に事務総長が、どのゾーン、地理的集団又は地域からでも、唯1名の候補者名しか受取っていない場合は、その日から10日以内に会長はその候補者がそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーたるべきことを宣言するものとする。

もしも、上述の4月1日に事務総長がどのゾーン、地理的集団又は地域か

らでも2名以上の候補者の名を受取った場合は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人は国際大会において会合して、当該ゾーン、地理的集団又は地域からの候補者を、正規の手続によって、候補者推薦の意思表示を事務総長に提出したクラブによってその名が提示されている候補者の中から推薦しなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域からも、候補者を推薦しようとするクラブの意思表示提出によって裏づけされた候補者の推薦がなかった場合は、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人達は、国際大会会期中に会合して候補者を推薦しなければならない。

理事候補者推薦に用いられるべき様式は次に示す様式に限るものとする：

“ _____ ロータリー・クラブの _____ は _____ のロータリアン _____ を理事候補者として推薦する。”

各推薦に対してセコンドする者は2名までしか発言を許されないものとし、それに用いる様式は次の様式に限るものとする：

“ _____ ロータリー・クラブの _____ は _____ を理事候補者として推薦するロータリアン _____ の提案をセコンドする。”

ゾーン、地理的集団又は地域からの選挙人によって推薦された1名又は数名の候補者の名は、それら選挙の会合の議長によって事務総長に証明されなければならない。もしもゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人の推薦する候補者が唯1名しかなかった場合は、その候補者が自動的にそ

のゾーン、地理的集団又は地域のノミニニーとなるものとし、当該選挙人会合の議長によってその旨事務総長に証明されなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人が2名以上の理事候補者を推薦した場合には、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人はそれらの候補者について投票しなければならない。そしてもしそれら候補者の数が3名以上の場合は、その投票は単一移譲式投票の方法によらなければならない。当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者の中、必要な場合は第2選択以下の選択票を算入した後、そのゾーン、地理的集団又は地域内で投ぜられた票の過半数を得た理事候補者が、指名されたと宣言さるべきものとする。

(ハ) 郵便投票による理事ノミニニーの選出 本節の規定によって、ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニニーの選出が郵便投票によって行なわれる場合は、その手続は次の通りとする：

会長は、投票用紙の準備を監督し、クラブの行なった投票を受理し、これを数える投票準備委員会を任命するものとする。この委員会は、郵便投票によって理事ノミニニーの選出が行なわれるゾーン、地理的集団又は地域の投票に関してその任務を行なうものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブは、定款及び本細則の規定に従って理事候補者として当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の名を推薦することができる。もし、理事会がそのゾーン、地理

的集団又は地域内の1区域を理事ノミニニー推薦の目的のために指定した場合は、当該ゾーン、地理的集団又は地域からの候補者は、その指定された区域内のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。

自分の所属するゾーン、地理的集団又は地域から理事ノミニニー候補者を推薦したいと思うクラブは、そのゾーン、地理的集団又は地域から理事が選挙される国際大会の前の年の12月15日又はそれ以前に、そのクラブの例会で採択されたその候補者推薦の決議を、事務総長に提出しなければならない。その決議には、任務につく意思がありその用意があるという被推薦ロータリアンの書面による意思表示と、理事会によって定められた様式に記された特定の経歴資料及び最近の写真を添付することを要する。

もし上述の12月15日に事務総長がゾーン、地理的集団又は地域から唯一名の候補者の名前しか受け取っていない場合は、その日から10日以内に会長はその候補者を、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニニーと宣言するものとする。もしもゾーン、地理的集団又は地域から候補者が1名も推薦されなかった場合は、理事会がそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニニーを任命するものとする。

もし上述の12月15日に事務総長が、ゾーン、地理的集団又は地域から2名以上の候補者の名を受取っていた場合は、投票準備委員会は投票用紙——単一移譲式投票を適用し得る場合はそ

の様式の投票用紙、及び、各候補者に関する履歴書を準備するものとする。その履歴書は記載項目が一樣で、理事会によって定められた様式に記入して提供を受けた資料に基いて作られたものでなければならない。このような履歴書は各個人各様の刷り物の代りに発表されるものである。

投票準備委員会は、投票用紙に写真と履歴書を添えて、次の12月31日までに、当該ゾーン、地理的集団及び地域内の各クラブ宛に郵送させるように手配しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して2月15日までに中央事務局内の投票準備委員会に必着するよう返送されなければならない旨の指図とともに郵送されなければならない。

各クラブは、少なくとも1票を投ずる権利を有するものとする。直前の7月1日現在の会員数に基き、名誉会員を除く会員数50名を超えるクラブは、50名を超える毎50名又はその過半数につき追加票1票の権利を有するものとする。

2月20日までに、投票準備委員会は、会長の召集によって会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、これを数え、そしてその投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して証明しなければならない。

自分の属するゾーン、地理的集団又は地域内で投じられた票——必要な場合には第2選択票及び第3以下の選択票をすべて算入した上で——の過半数を得た理事候補者がノミニニーとして宣言されるものとする。

会長は3月1日までに、このような郵便投票によって選出された理事ノミニニーの名を発表しなければならない。

最高得票が同点で、再度の郵便投票を必要とする場合は、投票準備委員会は投票用紙の準備を監督して、理事ノミニニー選出のための第一次郵便投票で最高得票を得た候補者達の写真と履歴書を添付した投票用紙を、3月1日までに当該ゾーン、地理的集団又は地域内の各クラブに郵送させるよう手配しなければならない。このような投票用紙は、投票を記入して、次の4月15日までに中央事務局内の投票準備委員会に必着するよう返送されなければならない旨の指図とともに郵送されなければならない。投票準備委員会は、4月20日までに、会長の召集の下に、会長の決定する時と場所において会合して、投票を審査し、これを数えて、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して証明しなければならない。会長は、4月30日までに当該ゾーン、地理的集団又は地域内の全クラブに対して、次の国際大会で選挙さるべき、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニニーを通告しなければならない。

(ニ) 指名委員会手続による理事ノミニニーの選出 本節の規定に従って、ゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者の選出が指名委員会手続によるべき時は、指名委員会が構成さるべきものとし、次のように行なわれるべきものとする：

理事ノミニニー指名委員会は5名の委員を以て成り立つものとする。各委員は、当該ゾーン、地理的集団又は地域

内の正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であるパスト・ガバナーでなければならない。委員は1年の任期を以て選挙されるものとする。会長、会長エレクト、及び元会長はいずれもこの指名委員会の委員となる資格を認められていないものとする。理事も元理事も、理事指名委員会の委員となることはできない。この委員を2回つとめたロータリアンは、その後更に同委員をつとめることはできない。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

この委員会の委員候補者を推薦する目的のために、理事会は、ゾーン、地理的集団又は地域が理事ノミニーを選出すべき会計年度の前の会計年度の第1回会合において、当該ゾーン、地理的集団又は地域の中に五つの区域をきめてこれを指定しなければならない。理事会によって決定されるこれらの区域は、ゾーン、地理的集団又は地域から選ばれる委員が、数年間の期間を通して、ほぼ均等にそれらゾーン、地理的集団又は地域内の各部分に配分されるように、ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブ数をおおよそ5等分にするために、毎年変更することができる。このようにして指定された各区域内のクラブは、1名の委員を選挙するものとする。

このような年度の9月15日までに、事務総長はそのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブに、理事会によって定められた指名委員会委員の配分を通告し、以下定められているような委員会委員候補者推薦の方法についてクラブに通告しなければならない。

指名委員会委員は、ゾーン、地理的集団又は地域のクラブによって、郵便投票を以て選挙されるものとする。自分のゾーン、地理的集団又は地域からの理事指名委員会委員候補者を推薦しようとするクラブは、当該理事が国際大会で選挙される会計年度の前の会計年度12月31日までに、そのクラブの例会で採択された、その候補者指名のクラブ決議（クラブ幹事によって正しく証明されている）を事務総長の許に提出することによってこれを行なうことができる。この決議には、推薦されたロータリアンが任務につく意思があり、就任が可能という、本人の書面による意思表示、理事会が定めた様式に記入した特定の経歴資料及び最近の写真を添付することを要する。

事務総長は、理事会の決定した指名委員会委員の配分に従って12月31日現在の関係クラブから受け取った候補者名を全部記した5枚の投票用紙——もし、単一移議式が適用される場合にはその方式による——を準備して3月1日までにこれに関係各クラブに郵送させるよう手配しなければならない。各投票用紙には、それに記された各候補者の写真と履歴書が添付されなければならない。そしてその履歴書は記載項目が画一で、理事会が定めた様式に記入して提供された資料に基いて作られたものとし、各個人各様の刷り物の代りに発表されるものである。

投票については、各クラブは1月末日現在のクラブの会員数に基き、その会員（但し名誉会員を除く）数50名又はその過半数毎に1票を投ずる権利を持つものとする。但し各クラブは少くど

も1票を投ずる権利を有するものとする。会長は少くとも3名の理事会員から成る投票管理委員会を任命するものとし、その中の1名又は何名かは当該ゾーン、地理的集団及び地域から出ている理事でなければならない。但しこれらの理事が任務遂行不能又は資格喪失の場合はこの限りでない。

クラブの投票を表示した投票用紙は、中央事務局内の投票管理委員会宛に送られることを要し、次の4月15日までに同委員会に到達しなければならない。投票管理委員会は、6月1日までに投票用紙を審査し、これを数えて、投票の結果を事務総長に通告しなければならない。

投票の結果を決定するについては、投票管理委員会は、理事会が定めた指名委員会委員の配分を実現するための5枚の投票用紙を各別に数えなければならない。そうして、各別の投票における最高得票候補者が委員会委員と宣言されるものとする。2番目に多い得票数を得た候補者がその同じ投票で選ばれた補欠委員と宣言されるものとする。補欠委員は、彼がその補欠として選挙された当の委員がその任務をつとめることができない場合にのみ任務につくものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内の或る区域が理事指名委員会委員を選挙しなかった場合、又は、何等かの理由で委員会委員に欠員を生じた場合は、当該ゾーン、地理的集団の中の当該区域から出た指名委員会の元委員の中、最も新しい、有資格元委員、又はもし彼が資格に欠けるか又は就任を拒絶した場合はその補欠委員が、当該区域から

の理事指名委員会委員となるものとする。前述の規定によって委員会委員となる資格ある者は、委員会に列することを承諾又は拒否する選択権を与えられるものとする。委員及び補欠委員に関する前述の規定を適用し得ない、委員会委員欠員の場合は、理事会が、その欠員を埋めるための委員を任命するものとする。この場合の委員は、欠員の生じたゾーン、地理的集団又は地域内の区域と同じ区域内のクラブから優先的に任命さるべきものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域から理事が指名される会計年度の前の会計年度の6月1日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の召集者を指名しなければならない。そして次の10月1日から15日までの間に委員会の会合を開くべき場所を指定しなければならない。委員会はその会合の際委員の1名をその議長に選ばなければならない。

7月15日までに、事務総長は当該ゾーン、地理的集団又は地域のクラブに指名委員会の構成について報告しなければならない。そして、委員会の名を以て、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブに対して、もし欲するならばそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事指名に関してクラブとしての提案を委員会の考慮のために提供することを勧誘する通知を発し或は発せしめるよう手配しなければならない。この提案は、理事会が定める様式によって指名委員会に提出されなければならない。そして、その提案はこれを提供するクラブが適切と考える提案された候補者のロータリーその他の活動に

関する、あらゆる参考資料及び最近の写真を含まなければならない。理事会が定める様式は提案を送致すべき召集者の宛名を含まなければならない。このような提案を考慮して貰うためには、その提案が9月15日までに召集者の名宛先に到達することを要する。

委員会は、次の10月中、理事会によって定められる時と場所において会合するものとする。委員4名の出席を定足数とする。すべて議事は過半数の票によって決する。但し、委員会の理事ノミニー選出に限り、少くとも4名の委員がそのノミニーに賛成票を投ずることが必要である。

委員会による理事ノミニーの選出は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの会員の中から、或は当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが行なった提案の中から、もしくはその他の方法によって行なわれる。もしも、ゾーン、地理的集団もしくは地域の1区域が理事会によって理事指名候補者推薦の目的のために指定されたならば、選出される理事ノミニーは、当該区域内クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。指名委員会の委員又は補欠委員は、どちらも委員会によって理事に指名される資格を認められていない。委員会は、求め得る最も有能な人の指名を実現する責任を常に自覚していなければならない。

ゾーン、地理的集団又は地域からの理事選出に関する委員会の報告は、委員会会合後10日以内に事務総長に提出しなければならない。11月1日までに、事務総長はゾーン、地理的集団又

は地域内の全クラブに指名委員会の選出を通告しなければならない。

もしも何等かの理由によって委員会の会合において選出された理事ノミニーが任につくことができない場合は、委員会は郵便投票又は電信又は委員会の緊急会合のいずれかによって理事ノミニーをもう1名選出しなければならない。このような緊急の場合に対処する具体的手続は、10月の同委員会会合によって決定されるものとする。本委員会によって規定されていないような緊急事態が発生した場合は、理事会は委員会が理事ノミニー選出に際して取るべき手続を決定しなければならない。

指名委員会が行なった選定に加えて、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブは、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者として、既に指名委員会に対して正規に提案済の者を推薦することができる。但しそのためには、そのクラブの例会において採択された、その候補者指名のクラブ決議を12月15日までに事務総長に提出することを要する。この決議には、任務につく意思があり、その用意があるという被推薦ロータリアンの書面による意思表示、経歴資料（理事会が定める様式のもの）及び最近の写真の添付を必要とする。もしも、理事に指名すべき候補者推薦の目的のために、そのゾーン、地理的集団又は地域の中の一区域を、理事会が指定した場合は、各候補者はそのように指定された区域内にあるクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。

もしも上述の12月15日に、そのゾーン、地理的集団又は地域内のどのクラブからもそのような推薦を事務総長が受取っていないならば、会長は12月31日までに、指名委員会を選んだノミニーをそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーとして宣言するものとする。もしもその12月15日に、そのゾーン、地理的集団又は地域内のどこかのクラブからそのような推薦を事務総長が受取っていたならば、クラブ推薦の候補者（単数又は複数）及び指名委員会を選定した候補者の中から理事ノミニーを選び出す方法は、本節(イ)項の規定に基いてあらかじめそのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが決定したところに従って、郵便投票もしくは国際大会における投票によらなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域が、クラブ推薦の候補者及び指名委員会を選定した者の中から理事ノミニーを選ぶ方法を郵便投票によると決定していた場合は、その投票は本節(イ)項に従って行なわれなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域が、クラブ推薦の候補者及び指名委員会を選定した者の中から理事ノミニーを選ぶ方法を国際大会における投票によると決定していた場合は、事務総長は12月31日までに当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブにそれら候補者の名を全部通告しなければならない。そして、そのゾーン、地理的集団及び地域内クラブの選挙人達は、これらの候補者を対象に投票を行なわなければならない。そして、候補者が3名以上ある場合はその投票は単一移譲

式投票によるものとする。自分の属するゾーン、地理的集団又は地域内の投票数の中、必要な場合は第2選択以下の選択票をも計算に入れた上で、過半数を得たそのゾーン、地理的集団又は地域の理事候補者が指名されたものとして宣言されるものとする。

(ホ) 国際大会へのノミニー名の提出 事務総長は、国際大会における選挙のために、それぞれ所属ゾーン、地理的集団又は地域によって、正規の手続によって理事の役に指名されたノミニーの名及び、任期満了直前の理事会によって正規の手続を経て理事の役に指名されたノミニーがもしあればそれをも合わせて、国際大会に提出しなければならない。

第4節 グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長、名誉会計の指名 グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長及び名誉会計のノミニーは、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの細則に従って選ばれ、推薦され、そして指名されるものとする。

第5節 国際大会への他のノミニー名の提出 事務総長はまた、正規の手続によって地区ガバナーの役に指名されたことの証明を受けたノミニーの名及び、正規の手続によってグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長及び名誉会計の役に指名されたことの証明を受けたノミニーの名をも、選挙のために国際大会に提出しなければならない。

選挙人と準備

第6節 選挙人 正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、及び特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。

第7節 投票準備委員会 (イ) 国際大会の都度会長は選挙人の中から投票準備委員会を任命しなければならない。この委員会は、その国際大会におけるすべての投票の準備を司るものとする。この委員会は、会長の定める5名以上の数の選挙人から成るものとする。

(ロ) 本細則の定める定足数の出席ある国際大会の最初の本会議において、会長は役員の名指し及び選挙を行なう指定の場所、日、及び時間について選挙人の注意を促さなければならない。

(ハ) 投票準備委員会は、投票準備、投票用紙の印刷と配布、及び投票用紙の計算を担当するものとする。投票場を開く前に事務総長は、信任状委員会の報告によって示された選挙人名簿を準備委員会に提供しなければならない。

(ニ) 投票準備委員会は、投票の結果を遅滞なく大会に報告しなければならない。その報告は委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。但し大会が別段の指図を行なった場合はその限りでない。

選挙

第8節 役員選挙 (イ) 各選挙人はそれぞれ、次に示す通りの投票権を有する：会長に対して1票；毎年選ば

れる各理事に対して各1票；各地区毎に1名のガバナーに対して1票；及びグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長及び名誉会計に対して各1票。

(ロ) これらの役員選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合は投票は単一移議式投票の方法によるものとする。但し、一つの役に対してノミニーが唯一名の場合は、選挙人は口頭による投票によって、事務総長をしてそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行なわせることができる。

(ハ) 前述各役職毎に投じられた票の中で、必要な場合には第2選択以下全選択投票をも計算に入れた後、過半数の票を得たノミニーがそれぞれ当該役職の当選者と宣言されるものとする。

第9節 本条に述べられているすべての役職に対する候補者又はノミニーは、すべて瑕疵なき、クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

第10節 本条の目的に関する限り、米国とは、ポルトリコを含み、南西諸島とはポルトリコを含まないものと解せらるべきものとする。

第11条 管理上の集団

第1節 編成された地区において、クラブが地区ガバナーの直接監督の下に管理される場合は、理事会は理事会が必要且つ得策と考える委員会、審議会又はその他のガバナー補佐を認可することができる。

第2節 地理的に隣接する2以上の

地区から成る区域内のクラブについては、地区ガバナーの管理のほかに、他の管理の方法を理事会が追加設定する場合は、理事会は、そのような管理を設定するに当って、関係地区内クラブの同意の下に理事会が適切と考え且つ国際大会の承認を得た、それに関する手続規則を定めなければならない。

第12条 管理上の単位

第1節 グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの加盟クラブから成る国際ロータリーの地域単位を組織し、これを国際ロータリーの1管理単位として、国際大会によって承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款に定められたようにその機能を行なうものとする。この地域単位はまた、グレート・ブリテン及びアイルランド内において、国際ロータリー理事会に代って、クラブ加盟承認委員会及び国際ロータリー地区編成委員会としての役をつとめ、更に本細則の規定に従い、且つ又理事会の委嘱によって国際ロータリーの財務事項を処理するものとする。

第2節 この地域単位の定款は、常に国際ロータリー定款・細則の精神及び規定に合致しなければならない。国際ロータリーの定款・細則とグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款・細則には、国際ロータリーの大会によって承認された、地域単位の域内管理に関する特定の規定を含まなければならない。そして地域単位の域内管理は、この特定の規定に従って、この特定の規定の認める範囲内

で執り行なわれるべきものとする。

第3節 地域単位がその権能、目的及び機能を遂行するについての域内管理を規定する、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー定款の規定は、国際ロータリーの大会の承認を得たグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの年次大会の決定によってのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、国際ロータリーが国際ロータリー定款又は細則を改正した時は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則を国際ロータリー定款及び細則と一致させるために必要な関連的改正は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則について、事実上自動的に行なわれるものとする。

地域単位の定款又は国際ロータリーの定款及び細則と矛盾しない地域単位細則の変更は、そのような場合について定める地域単位定款に従って、地域単位がこれを行なうことができる。

第13条 地区

第1節 創設 管理をより効果的にする目的のために、理事会はクラブの所在する地域を地区に分割する権限を有する。会長は随時、理事会の指示に従い、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。但し、関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は地区の変更又は追加を行なってはならない。

第2節 地区協議会 ロータリー教育とロータリー情報を供与し、地区の

活動を統合する目的のために、地区内全クラブの次期会長と次期幹事、次期地区ガバナー及びその他理事会の指定する者の協議会を、毎年4月、5月又は6月中に各地区のガバナーが定める時と場所において開催するものとする。特別の事情があれば理事会は、(イ)ここに定める時期以外の時期に地区協議会を開催することを認可することができる。(ロ)このような協議会の開催をやめることができる。

***第3節 地区大会** (イ)時と場所 毎年地区ガバナーと地区内クラブ過半数の合意によって定められる時及び場所において、地区内ロータリアン大会を開催するものとする。但し開催の時期は、地区協議会、国際協議会、規定審議会又は国際大会の時期と同じであってはならない。理事会は(1)二つ以上の地区が連合して関係地区の区域内で合同大会を開くことを認可することができる；或は(2)例外的な場合に、当該地区の区域外で地区大会を開くことを認可することができる。

(ロ)地区ガバナー・ノミニーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長にこれを証明されたならば、そのガバナー・ノミニーが、ガバナーを務める年度のその地区の大会はあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

(ハ)地区大会の機能 地区大会はその地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。但しこのような

勧告は、定款及び本細則と一致し、ロータリーの精神と本質とに同調するものでなければならない。各地区大会は、理事会によってその大会の審議に付せられたあらゆる事柄を取り上げなければならない。そしてそれに対して決議を採択することができる。

(ニ)地区大会幹事 ホスト・クラブの会長と相談の上、地区ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。大会幹事の任務は大会の計画を策定し、大会記録の作成について地区ガバナーに協力するにある。

(ホ)地区大会報告 地区大会終了後30日以内に地区ガバナー又は議長代行者、及び大会幹事は、その各々の署名ある書面を以て、大会記録の報告を行わなければならない。そしてこの報告書は3部を事務総長に、1部をその地区の各クラブ幹事に送らなければならない。

第4節 (イ)地区大会の投票 自分の地区の年次大会に出席する、地区内クラブの*瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員は誰でも、地区ガバナー・ノミニーの選出、地区ガバナー指名委員会の構成と任務、及び規定審議会の地区代表者の選挙以外の、大会における投票に付せられたすべての事項に対して投票する権利を有するものとする。選挙人は大会に提出されたいかなる事柄に対しても投票を要求する権利を有するものとする。その場合、投票は選挙人のみに限定される。

* 瑕疵なき会員 ("amember in good standing") とは会費等の滞納のない会員をいう。

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

(ロ)選挙人 地区内の各クラブは、地区大会の開催される月の最終日現在のそのクラブの会員数に基づく、名誉会員を除く会員数25名、又はその過半数毎に1名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次大会に送るものとする。但し地区内各クラブは、少なくとも1名の選挙人を送る権利を有する。各選挙人は、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。そして、もし地区大会に出席していれば、地区ガバナー・ノミニーの選出、地区ガバナー指名委員会の構成とその任務の決定、及び規定審議会の地区代表者選挙において1票を投ずる権利を有するものとする。

(ハ)委任状による代理者 事情がこれを必要とする場合は、所属地区の大会が開催される国と異なる国に所在するクラブは、国際ロータリー会長の承諾を得て、そのクラブの欠席選挙人の委任状による代理者として、自分のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員、もしくはクラブの所在する地区の他のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員を指定することができる。そして、当該クラブの会長及び幹事によってその代理が証明されたならば、その委任状による代理者は、既に持っている投票権のほかに、彼が代表する欠席選挙人のための委任選挙権を有するものとする。

***第5節 地区ガバナー** (イ)ノミニーの選出 本節他の項に規定する場合を除き、地区ガバナーに対するノミニー

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

の選出は、当該ノミニーが地区ガバナーに選挙される国際大会の直前2ヵ年以内に開かれる地区大会において、その地区が行なうものとする。その方が都合がよければ、翌年ガバナーを勤めるノミニーと、翌々年ガバナーを勤めるノミニーを、同じ地区大会において選出して差支えない。

(ロ)資格条件 各地区ガバナーは、

(1) 彼が指名を受ける地区内のクラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員であることを要する。

(2) 会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない、そして彼の職業分類の正当性は疑問の余地ないものでなければならない。

(3) 彼が地区ガバナー・ノミニーの候補者として推薦される年の前の会計年度の最終日において、国際ロータリーに対して負債残高を持たない、瑕疵なき、義務機能を果たしているロータリー・クラブの有資格会員でなければならない。

(4) 指名を受ける時点において一つ又は幾つかのロータリー・クラブで通算5年以上会員であった者でなければならない。

(5) クラブの会長又は幹事を勤めたことのある者でなければならない。

(6) ここに規定する地区ガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれらを果たすことができる者でなければならない。

(7) ガバナーに選挙される直前の国際協議会に全期間を通して出席し、国

際協議会直後の7月1日までに自分の地区に戻らなければならない。

地区ガバナーのノミニーとして資格条件を認められるためには、その職に指名された候補者は、本細則に定められている地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を詳らかにした上で、事務総長の手を通して国際ロータリーに対して細則に列記された地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を的確に理解していること及び彼が地区ガバナーとして資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引受け、これを忠実に果たす意思があり、それができる状態にある旨の声明書に署名して提出しなければならない。

前述の資格条件に欠け、規定の要求する所に欠ける地区ガバナー・ノミニーの指名は拒否さるべきものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出することはしないものとする。

もし、前述の規定の通り地区ガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受理したにも拘わらず、そのノミニーが本細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないであろうと、理事会が信ずる理由があれば、理事会はその指名を一時停止することができる。このような一時停止が行なわれたならば、地区ガバナーとそのノミニーにその旨通告しなければならない。そしてそのノミニーは、地区ガバナー及び事務総長を経由して、地区ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申立てを理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申立てを含め、すべての関連事情を審議し

た上で、理事会は3分の2の票を以てそのノミニーの指名を拒否するか、或は一時停止を解除するものとする。

もし、上述の規定のいずれかに基いて地区ガバナー・ノミニーの指名が拒否された場合は、事務総長は関係地区の地区ガバナーにその拒否とその理由を通告しなければならない。そして地区ガバナーはこれを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで時間が許すならばその地区は本細則の規定に従って地区ガバナーが指導する地区大会において、もしくは郵便投票によって、地区ガバナーのノミニーをもう一名選ばなければならない。地区が、受け容れ得る且つ資格条件の備わった地区ガバナー・ノミニーを選出することができなかつた場合は、ノミニーは本節(イ)項の規定に従って選出さるべきものとする。

(イ) 任務 地区ガバナーは理事会の全般的統御と監督の下に職務を行なう、その地区における国際ロータリーの役員である。担当地区のクラブに対する直接監督の責任を果たすについて地区ガバナーは国際ロータリーの綱領を推進する特別の任務を課せられており、身を以て次の諸項を行なわなければならない。

(1) 担当地区の新クラブ結成を指導監督すること。

(2) 担当地区内既存クラブの強化助成。

(3) 担当地区内クラブ相互間の友好関係及びクラブと国際ロータリー間の友好関係の増進。

(4) 担当地区の地区大会と地区協議会を計画し、軌道に乗せ、これらの会

合を主宰すること。

(5) 出来るだけ年度の始めに担当地区内全クラブを公式訪問すること。

(6) 担当地区内各クラブの会長及び幹事に対して月信を発行すること。

(7) 会長又は理事会の要請があれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出すること。

(8) 後任ガバナーに対して、地区内クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。

(9) 代々相伝の地区記録を後継者に引継ぐこと。

(10) 地区における国際ロータリー役員として、当然彼の責任に帰属する他の任務を遂行すること。

しかしながら、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は理事会の指図の下に、そしてグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則と一致する、この地域の伝統的慣行に従って執行さるべきものとする。彼もまた会長又は理事会の要請あれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出しなければならない。そして地区における国際ロータリー役員として、当然彼の責任に帰属する他の任務を遂行しなければならない。

(ニ) 委員会 地区大会の第一本会議において、地区ガバナー、又は議長代行者は、地区ガバナー指名のための選挙をとり行なう場所、日及び時間を指示しなければならない。そして投票用紙を準備してこれを支給し、投票場の段取りをし、その他投票を司るために3名から成る委員会を任命しなければ

ならない。候補者が1名しかなかった場合は、指名は拍手又は発声を以て決することができる。

(ホ) 指名の投票 地区ガバナー指名の提案は、地区内クラブからの選挙人によって大会の議席から行なうものとする。投票場は大会の定める時間中開いておかななければならない。候補者が3名以上ある場合は、投票は、地区ガバナーの定めるところに従い、連続投票方式又は単一移譲式投票方式による。

投票数の中、過半数を得た候補者がその地区の地区ガバナーに指名されたものと宣言されるものとし、彼の指名は地区ガバナー又は議長代行者及びその大会の幹事によって国際ロータリー事務総長に対して証明されるものとする。

連続投票方式が用いられる場合、もし投票の結果過半数の票を獲得した者がいない時は、最も少い得票者をふるい落として更に大会の定むる時に次の投票を行ない、これを候補者中の誰かが過半数を得るまで繰り返すものとする。

単一移譲式投票方式が用いられる場合、必要に応じて第2選択票以下すべての選択票を加算して過半数得票の候補者を決定するものとする。

(ヘ) 地区ガバナー指名委員会 地区は、その地区の地区大会において、出席選挙人の投票の過半数によって、その地区のガバナー・ノミニーの選出をガバナー指名委員会によって行なうと定めることができる。ガバナー指名委員会は、ガバナー・ノミニーとして最適の就任可能者を探し出してこれを推薦する任務を課せられるものとする。

地区指名委員会の構成とその職務規定は、その地区の地区大会において出席クラブ選挙人の投票の過半数を以て採択された決議の中に定められているところによって決定されるものとする。但しその職務規定は本項の規定と矛盾するものであってはならない。

地区ガバナーは、地区ガバナー・ノミニーの候補者として指名委員会の考慮に入れてほしい示唆を持つクラブは指名委員会に対してその旨提案するよう呼びかける告知書を作成するか、もしくは指名委員会の名を以て作成させるか、しなければならない。考慮の対象として受け入れられるためには、その提案は地区ガバナーの定める期限までに指名委員会に到達することを要する。このような地区ガバナーの告知書は、提案を送るべき宛先を含まなければならない。提案は、クラブの例会において採択され、クラブ幹事によって適法に証明された、被提案候補者指名のクラブ決議の形式を以て提出されなければならない。

ガバナー指名委員会がその選択を行なうに当たっては、その選択の範囲は地区内クラブによって提案された氏名に限定されるものではない。

地区指名委員会によって行なわれた指名に拘わらず、地区内クラブは、地区ガバナーの定める期限——この期限は、ガバナー・ノミニーに対するガバナー指名委員会の選択決定の告知発表前であってはならない——までに、クラブの例会において採択された、当該候補者指名のクラブ決議を地区ガバナーに提出することによって、地区ガバナー候補者を推薦することができる。

もし、定められた期限までにそのような指名を地区内のどのクラブからもガバナーが受け取らなかったならば、地区ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者を地区ガバナー・ノミニーと宣言するものとし、それより15日間以内に地区内全クラブにその旨通達しなければならない。

もし、定められた期限までにそのような指名を地区内のどのクラブからかガバナーが受け取っており、そしてその指名がその期限当日を含み期限当日から15日の期間が満了するまで有効である場合は、地区ガバナーはそれらの各候補者の氏名とその資格条件を地区内の全クラブに通達し、地区ガバナー・ノミニーの候補者全員について、次の地区大会において投票が行なわれる旨を通達しなければならない。

もし、上述15日経過した時に、地区内クラブからの指名が全部効力を失っていたならば、地区ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者を地区ガバナー・ノミニーと宣言し、それより15日以内にこの旨地区内全クラブに通達しなければならない。

もし何等かの理由によって、地区大会の時に有効な指名が一つも残っていなかったならば、地区ガバナーの地位に対する指名の提案は大会の議席から、地区内クラブの選挙人によって行なわれるべきものとする。

地区ガバナーは、地区ガバナー・ノミニーの氏名を、彼がノミニーと宣言された後10日以内に、事務総長に対して証明しなければならない。

(h) 郵便投票による指名 事情がそれを必要とする場合は、理事会は地区

がその地区ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことを認可することができる。この場合、その郵便投票は次のように行なわなければならない。

地区ガバナーは、もし指名委員会のある場合は指名委員会、及び地区内各クラブの幹事に対して、地区ガバナー指名の公式要請を作成し、これを郵送させなければならない。すべて指名は書面を以てすることを要し、クラブの会長及び幹事又は、地区指名委員会の場合はその委員長によって署名されなければならない。その書面は、地区ガバナーの定める期限までに地区ガバナーに入手されることを要する。但しその期限は公式要請作成の日より20日以上経過した後の日付でなければならない。もしも候補者が1名のみ場合は投票を要しないものとし、地区ガバナーはその候補者を地区ガバナー・ノミニーと宣言するものとする。

候補者が3名以上ある場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。

もし候補者が2名以上あったならば、地区ガバナーは、地区指名委員会がある場合は同委員会を選んだ候補者名を記し、そして期限内にクラブからガバナーが受取った候補者の氏名をアルファベット順に列記した投票用紙を準備し、各クラブに対して1枚ずつ郵送しなければならない。その際、その投票用紙にはクラブの投票を記入した上、地区ガバナーの定める期限までにガバナーの手に届くよう返送することを要する旨の指図を添付すべきものとする。但しガバナーの定める上述の期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙

を発送した日から15日以上30日以内の間に定めることを要する。

各クラブは、選出の行なわれる月の前の月の最終日現在におけるクラブの会員数を基礎として、会員数(名誉会員を除く)25名又はその過半数毎に1票を投ずる権利を有するものとする。

投票の過半数を得た候補者が、その地区のガバナー・ノミニーと宣言されるものとする。連続投票方式が用いられる場合、もしも投票の結果過半数の票を得た候補者がなかったならば、最少投票数の候補者をふるい落として、地区ガバナーの定める時に更に郵便投票を行ない、候補者の中の誰かが過半数を得るまでこれを繰り返すものとする。単一移譲式投票方式が用いられる場合は、過半数を獲得する候補者を決定するために必要に応じて、第2選択票以下の選択票を加算するものとする。

ノミニーの氏名は地区ガバナーによって事務総長に証明されなければならない。そして地区ガバナーは直ちにその候補者にその指名を通告しなければならない。

(f) 特別選挙 地区が地区ガバナー・ノミニーの選出を怠った場合、もしくは地区ガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、そして国際大会における役員の方次選挙に先だって、その地区が別のノミニーを選出できなかった場合は、理事会は理事の過半数の票を以て本細則に基づく資格条件を備えたロータリアンを地区ガバナーに選挙するものとする。

(g) 解任 事情によっては、或は会長が十分な理由ありと考える場合は、

会長は次に示す通り、地区ガバナーをその職から解任することができる：

もしも9月30日になって、地区ガバナーがその就任最初の3ヵ月間にその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長が信ずる充分な理由がある時には、会長は当該地区ガバナーにその旨通告しなければならない。そして、もしもその直後の12月31日までにそのガバナーがその任務と責任を果たすと確約し、会長にそれを納得されない限り、会長は事情を考慮した上でその地区ガバナーをその職から解任することができる。

(x) **地区ガバナー欠員** 何等かの理由で地区ガバナーの地位に欠員を生じた場合は、理事会は過半数の票を以て本細則に基づく資格条件を備えたロータリアンを、欠員の残存任期中その空席を埋め、その地位に伴う任務を行ない権威と特権を行使させるために選挙する権限を有するものとする。但し、会長は、理事会によってその欠員が補填されるまで資格条件を備えたロータリアンを、ガバナーの任務を行ない、ガバナーの持つすべての権限と特権を行使する代理地区ガバナーとして任命することができる。

地区ガバナーが一時的にその任務を執り行なうことができない場合は、会長は資格条件を備えたロータリアンを代理地区ガバナーに任命して、地区ガバナーが任務を執り行ない得ない期間中、その任務を行ない、その職に付随するあらゆる権限と特権を行使させることができる。

地区ガバナーが年次国際大会において選挙された後地区外に在って就任す

る時に地区に戻るができない場合は、その直前のガバナーが、現在の地区ガバナーが地区に帰って来るまで、引続きその地区ガバナーの職務を執り行なうものとする。

(y) **国際大会への提出** 事務総長は毎年国際大会に対して、その大会終了直後の会計年度に地区ガバナーを勤めるものとして指名されたことを事務総長に証明されている、資格条件を備えた地区ガバナー・ノミニーの氏名を選挙のために提出しなければならない。

第14条 委員会

第1節 常任委員会 会長は次に掲げる常任委員会の委員を任命しなければならない：

定款・細則委員会
国際大会委員会
地区編成委員会
財務委員会
企画委員会
広報委員会
出版物委員会

但し会長は、その在任年度の次のロータリー年度に開催される国際大会の委員を任命するものとする。

常任委員会は、任命された年度の7月1日にその機能を開始するものとする。

第2節 特別委員会 会長は、彼自身又は理事会が必要と認める特別委員会を任命することができる。特定の目的を達成するまでの任期を以て任命される特別委員会をアド・ホック委員会と呼ぶものとする。アド・ホック委員会以外の特別委員会の任期は、その委

員会が任命されたロータリー一年度末をもって終了するものとする。アド・ホック委員会の任期は、その委員会が任命された特定の目的が達成された時、又は理事会がこれを解任した時に終了するものとする。

第3節 委員長及び欠員 会長は各委員会の委員長を指名するものとし、委員会に生じた欠員を補充する権限を持つ。

第4節 諮問委員会 (i) 理事会は、地区ガバナーが諮問の目的を以て地区委員会を設定する権限を認めることができる。

(ii) 理事会は、一国の全クラブから成る集団が、その国の国策の諸問題を研究する諮問委員会を形成して、それらのクラブの公共奉仕活動のプログラムを理事会に提出してその承認を求むる権限を認めることができる。

(iii) 理事会は、2ヵ国以上の国々から成る地域内のクラブの代表者を以て構成する諮問委員会を設けて、当該地域内のロータリーの方針及び手続上の問題を研究させ、理事会に対して進言させることができる。

第5節 職権によって委員会につらなる委員 会長は、会長指名委員会を除くすべての国際ロータリー委員会の職権上の委員とする。委員会の職権上の委員はすべて委員の持つ特権を有するものとする。

第6節 任期 何人も2ヵ年を超えて国際ロータリーの同一委員会の委員を勤めることは許されない。但し本細則、地域又はその他の委員会の手続規則、もしくは委員会を創設する国際大会の特別決定によって別段の定めある

場合はこの限りでない。或る委員会に既に2ヵ年勤めた者は、再びその同じ委員会に任命される資格を持たないものとする。本節の規定は、職権上の委員及びアド・ホック委員会の委員には適用されない。

第7節 定款及び細則委員会 この委員会は3名の委員から成り、毎年1名を3年の任期を以て任命するものとする。国際ロータリーの基本諸規定に関するあらゆる事柄について、理事会に助言するのがこの委員会の任務である。

第8節 国際大会委員会 各国際大会の大会委員は5名の委員から成るものとする。国際大会委員会は、任命を受けた国際大会の実施についての準備を行なう責任を有するものとする。ここにいう準備とは、本細則又は理事会によって役員又は他の委員会に特定して委任されていない、当該国際大会に関連するあらゆる事項を含むものとする。

各国際大会委員会は、その大会のすべての勘定が締切られてその最終報告が理事会によって受理されるまで、その任を勤めるものとする。

第9節 地区編成委員会 この委員会は3名の委員から成り、毎年1名の委員を理事の中から3年の任期を以て任命するものとする。

この委員会は、新しい地区を創設し、既存の地区の境界を調整するについて理事会及び会長を助けるものとする。

第10節 財務委員会 この委員会は5名の委員から成り、その中1名を1年の任期を以て、他の4名の中2名ずつを毎年2年の任期を以て、それぞ

れ任命するものとする。

この委員会の任務は次の通りとする：

(1) 国際ロータリーの予算を、一般管理に関する部門と各版種の雑誌部門とに分けて、それぞれ策定しこれを推挙すること；

(2) 国際ロータリーの資金の受託者を推薦すること；

(3) 会計帳簿及び国際ロータリーが用いる会計方式の監督；

(4) 国際ロータリーの財政に関連するあらゆる事項について理事会に進言すること。

第11節 企画委員会 (イ) この委員会は、6名の委員から成り、毎年2名ずつ3年の任期を以て任命するものとする。

(ロ) 企画委員会の任務は次の通りとする：

(1) ロータリーのプログラム、基本方針、及びこれらを実施する範囲を絶えず検討すること；

(2) 理事会から付託されるあらゆる事項を研究してこれを理事会に報告すること；

(3) 時の動きに関心を払い、ロータリーが如何にその機能を発揮しているかを評価すること。

第12節 広報委員会 この委員会は3名の委員から成るものとし、毎年1名の委員を3年の任期を以て任命するものとする。

国際ロータリーの広報プログラムに関して理事会に進言するのが広報委員会の任務である。

第13節 出版物委員会 この委員会

のある5名の委員から成る。3名の委員は毎年1名ずつ3年の任期を以て任命され、2名の委員は毎年1年の任期を以て任命されるものとする。

機関雑誌を含む国際ロータリーの出版物全部に関して理事会に進言するのが出版物委員会の任務である。

第14節 委員の資格条件 委員会の委員長及び各委員は、クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

第15節 委員会の幹事 本細則によって又は国際大会の特別決定によって又は委員会を創設するに当って理事会によって異なる規定が定められていない限り、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は彼を代行する幹事を指名することができる。

第16節 定足数 本細則によって又は国際大会の特別決定によって又は委員会創設に際して理事会によって、これと異なる規定が定められていない限り、委員会委員の過半数を以てその委員会のあらゆる会合における定足数とする。

第17節 通信による議事の処理 委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従って、郵便、電信、ラジオグラム又は電話によって処理することができる。但し、本細則又は国際大会又は理事会の特別決定によってこれと異なる定めのある場合はこの限りでない。

第18節 権限 会長指名委員会の決定を除き、すべての委員会決定は理事会の承認によって初めて効力を生ずるものとする。

第15条 財務事項

第1節 財政年度 国際ロータリーの財政年度は7月1日に始まり6月30日に終わるものとする。

第2節 クラブ報告 毎年7月1日及び1月1日に各クラブはこれらの日におけるそのクラブの会員数を理事会に証明しなければならない。この証明書はクラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総長に送致されなければならない。

第3節 会費 (イ) 各クラブ(グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブを含む)は、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員の各々につき半ヵ年4弗(\$4.00)ずつの割で、人頭分担金(会費)を国際ロータリーに対して支払わなければならない。

(ロ) 理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。

(ハ) グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブは、国際ロータリーの代行者としての、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーとして知られる地域単位の手を通してその人頭分担金を国際ロータリーに支払わなければならない。毎年グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブから国際ロータリーに支払われる人頭分担金の中、国際ロータリーによって保有さるべき部分の総額は、国際ロータリーが年間グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブのために支出する金額の半分を下ってはならないも

のとする。そしてその残りの部分は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーに配分され、保有さるべきものとする。

半年毎にグレート・ブリテン及びアイルランド内クラブによって支払われる人頭分担金の中国際ロータリーによって保有さるべき額は、3年毎に、過去3ヵ年間の国際ロータリーがグレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブのために支出した額の1ヵ年当り平均額に基づいて理事会が決定するものとする。この額には、全世界に亘ってロータリーのプログラムを推進するために国際ロータリーが支出する一般管理費用に対するグレート・ブリテン及びアイルランド内クラブの比例的分担額を含むものとする。上述の1ヵ年当り平均額は、もしその額が50セントの倍数に相当しない場合は、端数を切り上げて、一つ上の50セントの倍数に調整するものとする。

(ニ) もしも或る国の通貨の平価が切り下げられて、その国のクラブが、国際ロータリーに対する債務を支弁するために、甚だしく巨額の自国通貨を支払わなければならないとなった場合は、理事会はその国のクラブが支払うべき金額を調整することができる。

第4節 支払時期 (イ) 毎年7月1日及び1月1日を会費支払期日とし、本条第3節に定められた基準に基づいて支払われるべきものとする。会費は米国内通貨を以て国際ロータリーに支払われるべきものとする。しかしながら、米国内通貨を以て会費を支払うことが不可能であるか、実際的でない場合は、理事会は、他の通貨による支払を認可す

ることができる。理事会はまた、非常事態のためそうすることが適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

(ロ) クラブは、加盟が承認された日付後の半期まで会費支払の義務を課せられないものとする。

第5節 予算 毎年理事会は、次の会計年度に対する収支予算を採択しなければならない。もし必要があれば理事会は予算を修正することができる。

第6節 監査 理事会は、毎年、又はもっと頻繁に、免許を持つ会計士、公認会計士又は計理士、もしくは監査の行なわれる国、州又は県において一般にその権威を認められている監査人による国際ロータリーの会計帳簿の監査を手配しこれを実施させなければならない。事務総長及び財務長は理事会の要求があればいつでも帳簿類と伝票類を提出しなければならない。

第16条 道徳律

従来採択されているロータリーの道徳律は、本細則の改正についてここに定められている方法による以外には、変更又は修正されないものとする。

第17条 名称と徽章

第1節 保全 国際ロータリーの目的と綱領を達成するために、理事会は国際ロータリーの徽章その他の記章を専ら全ロータリアンのみの使用とその利益のために確保し保全するものとする。

第2節 使用の制限 国際ロータリ

ー並びにクラブの名、徽章その他の記章を、クラブ又はクラブの会員が商品の商標又は特別銘柄として使用し或はその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名、徽章又はその他の記章を他の名称又は徽章と組み合わせて使用することは国際ロータリーの承認しないところである。

第18条

その他の管理上の事項

第1節 出席報告 各クラブは、各月の最終例会後直ちに、そのクラブの例会における月次出席報告を、地区ガバナーがおる場合には地区ガバナーに、その他の場合には事務総長に提出しなければならない。

第2節 ロータリー・クラブの各正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は、いつでも他のロータリー・クラブの例会に出席する特典を持ち、且つそのような出席を奨励されるものとする。

第3節 国際協議会 (イ) 時と場所 協議のため及び次年度の国際ロータリーの仕事と活動について協力的に計画する目的のために、毎年国際協議会を開催するものとする。理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとし、同協議会プログラム決定の責に任ずるものとする。

(ロ) 構成 国際協議会は次の通り構成されるものとする：会長、他の理事、会長ノミニ、理事ノミニ、事務総長、財務長、地区ガバナー・ノミニ、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの役員ノミニ、国際ロータリー各委員会委員長、

及びその他会長の指定する者。

(ハ) 特別、又は局地的、協議会 非常事態又は特別の事情に対応するために、理事会は二つ又はそれ以上のこのような協議会もしくは局地的協議会を、理事会が定める時及び場所において開催するよう手配することができる。

第4節 元会長審議会 (イ) 構成 クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の籍を有する元会長を以て構成される元会長審議会を設けるものとする。(以下本節においては単に「審議会」と呼ぶ)

会長は職権上、本審議会のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参加する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権は持たないものとする。

(ロ) 役員 直前会長の前の元会長を審議会の議長とし、更にその前の元会長をその副議長とする。事務総長は審議会の幹事となる。しかし彼は審議会のメンバーではない。

(ハ) 任務 審議会のメンバーは、会長又は理事会から審議会に付託される事項を通信によって考察するものとし、これについて理事会に進言し報告を行なうことができる。

(ニ) 会合 会長又は理事会が審議会の合同考察及び一致した進言が望ましいと考える場合は、会長又は理事会は審議会の会合を召集することができる。審議会は、国際大会において、その大会に出席している審議会メンバーの非公式会合を行なうものとする。

会長又は理事会によって会合が召集される場合は、審議会の会合に対する

議事日程を作らなければならない。その議事日程には、会長又は理事会が審議会の審議とその勧告を求めて審議会に付託した案件を含むものとする。

(ホ) 報告 会長又は理事会によって召集された審議会の会合の後、審議会議長は理事会に対して報告を行わなければならない。この報告は、理事会が公表の目的を以てその全部又は一部分を解放しない限り発表してはならない。

第5節 国際ロータリーの地域大会 理事会は、理事会の定める時と場所において、国際ロータリー地域大会として知られるクラブ会員の大会を召集することができる。

理事会は、地域大会に参加する会員の所属クラブを指定するものとする。理事会は如何にその大会を召集するか、その組織及び運営をどうするか、及びその手続規則を含むその他の詳細について定めなければならない。

この地域大会の目的は、相互の知り合いと理解を増進し、意見を交換しロータリーの綱領に関連する問題を話し合う機会を提供するために、ロータリー・クラブの在る地域内のクラブ会員を参集させるにある。

地域大会の目的に合致する範囲内で、地域大会は理事会に対する勧告として決議を採択することができる。

第6節 議事規則 定款又は本細則、又は国際ロータリーによって採用された特別議事規則によって特に定められている場合を除き、すべての議事運営手続は「ロバートの議事規則」の定める所に従うものとする。

第19条 機関雑誌

第1節 権限 理事会は、国際ロータリーの機関誌たる月刊雑誌を自ら発行するか、もしくは、その監督と支配の下に発行させなければならない。機関雑誌は、理事会が認可するいくつかの異なった版で出版されるものとする。その中基本的版は英語で出版されるものとし、これをザ・ロータリアンと称する。機関雑誌の目的は、国際ロータリーの目的の推進とロータリーの綱領の達成について理事会を助ける仲介の役をつとめるにある。

第2節 ロータリアン誌——購読(イ)

米国及びカナダ内の各クラブは、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員がすべて上述定期刊行物の有料購読者となること、そして会員籍を保持する限り購読を続けることを、会員籍取得の条件としなければならない。かかる購読料は、正規会費の一部として、もしくは正規会費の外に、各会員からクラブが徴収しなければならない。各クラブは購読料を特別購読料勘定としてその帳簿に記帳しなければならない。そして購読者の代理人として、そのクラブ会員の購読料を国際ロータリーに送金しなければならない。

(ロ) ロータリアン誌の購読料は次の通りとする。米国及びカナダ、及びキューバその他の最低郵便料金の適用される諸国においては、一ヵ年につき米貨2弗50セント(\$2.50)、その他の諸国においては一ヵ年につき米貨3弗(\$3.00) (又はそのクラブの所在する

国の通貨によるその相当額)。但し理事会は、雑誌購読代理店業者に対して商業割引を行ない、公共図書館、病院、教育、慈善その他の公共福祉施設及び贈呈用並びに国際奉仕関係の購読に対して特別購読料を許容することができる。

機関雑誌の他の版に対する購読料は理事会が決定するものとする。

(ハ) 年度内の雑誌収入は、その一部分といえども雑誌の発行及びその改善以外の目的のために充当されてはならない。支出を上回る収入剰余金は、年度末に国際ロータリーの一般剰余金に繰り入れられるものとする。

第20条 ロータリー財団

第1節 ロータリー財団の全財産に対する権利は11名の管理委員及びその後継者に帰属するものとする。これらの管理委員は、本細則によって、或は贈与、遺贈遺言、又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、これを保管し、投資し、運用し、管理し、そして、理事会の承認を得てその元金又はそれより生ずる収入を、単一信託として、国際ロータリーの目的又はロータリーの綱領、もしくは国際ロータリーによって発起され或は承認された、博愛、慈善、教育、又はその他の慈善的目的、目標、運動、又は制度の推進のために消費するものとする。

ロータリー財団の財産を管理するについては、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって特定の別段の定めある場合を除き、管理委員会は次のことを行なう権限を有する：これら財産の全部

又は一部を、管理委員会が最善と考える価格及び条件で売却し、賃貸し、譲渡し、もしくは交換すること；彼等が必要又は適切と考える、そして法律上許される、委任状の発行、代理権の賦与、又は契約の締結を行なうこと；現行の或は今後実施されることあるべき、信託基金の投資を制限する法律に拘らず、投資の行なわれる国の法律が許容する限り、管理委員会が信託基金の投資として適当と考える貸付、証券、又は不動産に投資し再投資すること；管理委員会によって受入れられる金銭又は財産が基本財産として扱われるべきか収入として扱われるべきかを決定し、支出又は損失を彼等が正当且つ公正と考えるところに従って基本財産又は収入から支弁すること；信託の実施に関連して適当な代行者又は代理人を選びこれを雇傭すること——これには、信託会社(単数又は複数)の雇傭を含み管理委員会はこれに対して、取消権留保の条件で、信託財産の管理と投資について管理委員会が適切と考へ且つ国法が許容する権限を委任することができる——そして、それについての費用及び報酬を支払うこと。管理委員会は、代行者又は代理人の選任について適切な注意を怠らない限り、これら代行者又は代理人の怠慢、手ぬかり、又は犯罪に対して責任を問われることはない。そして管理委員会は、管理委員会自身の甚だしき怠慢又は故意の義務不履行でない限り、如何なる損失や損害に対しても責任を負わないものとする。

第2節 管理委員は、理事会の承認を得て会長が任命するものとする。管

理委員の中6名は国際ロータリーの元会長でなければならない。管理委員の中3名はロータリー財団が活動を支援している分野に経験を持つ者でなければならない、そして2名は財務畑の経験者でなければならない。国際ロータリーの元会長である6名の管理委員の任期は6年とする。残余の管理委員の任期は2年とする。管理委員は再選を妨げない。各管理委員はクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員でなければならない。管理委員がこれらの会員身分を喪失した場合は、それによってその地位は空席となるものとする。

理事会は、4分の3の票によって、管理委員を正当且つ十分な理由に基づき罷免する権限を有するものとする。但し、このような決定を行なおうとする理事会会合の時と場所を事前に全管理委員に通知することを要する。又、かかる理事会の会合において罷免を提案すべき管理委員は弁明の機会を与えられなければならない。そして、その罷免は、次に開かれる国際大会において過半数の票によって承認されなければならない。罷免はその時初めて効力を発生するものとする。

管理委員の死亡、辞任、罷免又は任務遂行不能の場合は、会長は理事会の承認を得て、残存任期をつとめる後継者を任命するものとする。

後継管理委員、又は如何なる理由にもせよ任命又は創設された後継管理委員は、すべての権限と行動の自由を有し、本規定によって原管理委員に与えられているところとあらゆる点において同様の任務を課せられるものとする。

る。

第3節 管理委員は、毎年その中の1名を次年度の委員長に指名するものとし、委員長の死亡、辞任又は任務遂行不能の場合は、その残存任期をつとめる委員長を指名するものとする。

第4節 管理委員は無報酬でその任をつとめるものとする。

第5節 管理委員会は財団の目的と財団の運営についての情報及び財団に対する贈与と遺贈の様式を準備してこれを一般に頒布する責任を課せられている。

第6節 管理委員会は、贈与者又は遺言者によって特定の定められた目的のためにロータリー財団の財産から生ずる収入又はロータリー財団の財産の元金を支出する全権を有するものとする。上述以外のロータリー財団の財産から生ずる収入からの支出は、管理上の必要経費を除き、すべて理事会又は国際大会があらかじめその決議によって、そのために用意した場合に限り行なうことができる。しかしながら、このような支出は、たとえ理事会又は国際大会の決議によって用意された場合といえども、管理委員の過半数がこれを承認した後でなければ行なうことはできない。ロータリー財団の元金は、贈与者又は遺贈者によって特定の指図されている場合を除き、国際大会の決議によって認可され、財団管理委員の過半数の同意の下に理事会の決議によって承認された場合でなければ、その一部分といえども支出してはならない。

第7節 管理委員会は、国際大会又は理事会の決議によって賦与された特

別の権限に基づいて、贈与又は遺贈を合法化するために、或はこれに対する権利の喪失を防止するために、もしくはロータリー財団の正しい、適切な管理のために必要と考えられる場合は、その決議によって指定されている、もしくは、その決議が何等の指定をしていない場合は管理委員会が適当と考える管轄と免許の形式の下に、ロータリー財団を法人化するために、管理委員会が必要又は得策と考えるあらゆる手段を講ずることができる。このような法人化が完了し、管理委員会法から人へのすべての移譲が滞りなく行なわれた時に、ロータリー財団の全財産に対する所有権はそれによって帰属せしめられるものとし、法人がすべての権利権限、特典、及び免税権を取得し、これを行使するものとし、また、それまで管理委員会に帰属していたすべての義務を履行するものとする。

第8節 管理委員会の費用を含むすべてのロータリー財団の管理上の必要経費は、理事会が別段の定めをしない限り、管理委員の過半数の承認を得た時に財団の資金から支払われるものとする。

第9節 管理委員会は理事会の承認を得て、財団管理のために彼等が必要又は適当と考える規則や規定を採用することができる。これらの規則や規定は、違法であるか贈与者又は遺贈者が特に明示した意思に反するか或は国際ロータリーの定款及び細則と矛盾する場合を除き、信託の規定条件となるものとする。

第10節 管理委員は信託の忠実なる履行に対し保証を提供するよう要求さ

れることはないものとする。法律の規定によって要求されるこのような保証もこれを免除されるものとする。

*第21条 改正

第1節 時 本細則第6条第2節に規定する非常事態の場合を除き、本細則は偶数年に開催される国際大会の一部分である規定審議会によってのみ改正することができる。但し本細則を改正しようとする制定案に対する審議会の決定に異議を唱えるクラブの投票が十分な票数に達した場合は、本細則第9条第8節(1)項の規定によって大会の決定を必要とするのであるが、その場合本細則は、当該修正案が大会に提出される時に出席している選挙人の投票の過半数を以て、奇数年の大会によって改正することができる。

第2節 提案者 本細則に対する改正案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの理事会又は大会、規定審議会、

* 1970年(アトランタ)大会において改正。

又は理事会によってのみ提案することができる。

第3節 手続 本細則を改正しようとする提案はすべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日までに事務総長に提出されなければならない。

国際ロータリー事務総長はその提案の写しを、規定審議会の開かれるロータリー年度の11月1日までに各クラブに郵送しなければならない。

事務総長は、適法に提案された改正案をすべて直接審議会に移譲しなければならない。

審議会は、これらの適法に提案された改正案及び申し出のあったその修正案をそれぞれ審議し採決しなければならない。

第4節 財務事項の変更 会費としてクラブが支払う金額の変更を行なう改正は、その改正の制定直後の1月1日までは効力を発生しないものとする。

標準ロータリー・クラブ定款

275 頁—285 頁

標準ロータリー・クラブ定款

| 条 | 題 目 | 頁 |
|----|-----------------|-----|
| 1 | 名 称 | 275 |
| 2 | 区 域 限 界 | 275 |
| 3 | 綱 領 | 275 |
| 4 | 会 合 | 275 |
| 5 | 会 員 | 275 |
| 6 | 役員及び理事 | 278 |
| 7 | 入会金及び会費 | 279 |
| 8 | 会員身分の持続 | 279 |
| 9 | 地域社会、国家及び国際問題 | 283 |
| 10 | 公式出版物 | 283 |
| 11 | 綱領の受諾と定款及び細則の遵守 | 284 |
| 12 | 仲 裁 | 284 |
| 13 | 細 則 | 284 |
| 14 | 改 正 | 284 |

ロータリー・クラブ定款† (改訳)

第1条 名 称

本会の名称は、_____ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第2条 区 域 限 界

第1節 本クラブの区域限界は次の通りとする。

第3条 綱 領

ロータリーの綱領は有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成するにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを拓めること；

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであると言う認識を深めること；そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

† 国際ロータリー細則は、1922年6月6日後に国際ロータリーへ加盟を承認されたロータリー・クラブはいずれもこの標準クラブ定款を採用しなければならないと規定している。

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第4条 会 合

第1節 本クラブは毎週1回、細則に定められた日及び時間に定例の会合を開かなければならない。但し非常の場合又は正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は例会を同じ週の他の日又は定例日の他の時間、又は他の場所に変更し、或は例会日が法定休日に当たる場合、もしくは本クラブ会長の死去又は全地域社会に亘る流行病又は災害の故を以て例会を取消することができる。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は本クラブ細則の定める所に従い毎年3月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない。

第5条 会 員

第1節 種類 会員に四種類ある、即ち正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員、及び名誉会員である。

*第2節 正会員 各正会員は善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者でなければならない。そして更に次の各項のいずれかに該当することを要する：

* 1970年(アトランタ)国際大会において改正。

(イ) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者(パートナー)、法人役員、又は支配人であるか;

(ロ) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか;

(ハ) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代表者を勤めているか;

そして、以上いずれの場合も、彼が本クラブにおいて分類される職業に、自ら親しく且つ現実にたずさわっており、そしてその事業場又はその住居が本クラブの区域限界内にあることを要する。但し、他の1クラブ又は数クラブより譲渡された区域内に結成されたクラブの正会員に関し、本定款第8条第2節(イ)項にこれと異なる規定をしている場合を除く。

第3節 職業分類 (イ)本クラブの各正会員はその職業に従って分類されるものとする。

(ロ) 各正会員の職業分類は彼の所属する商社、会社又は団体の主要、且つ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。又、もし彼が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は彼の主たる且つ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(ハ) 修正 理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって在籍中の会員の職業分類を是正又は修正することができる。かかる是正又は修正の提案に就ては当該会員に対

して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員はこれに対して弁明の機会を与えられなければならない。

第4節 制限 正会員は各職業分類から1名ずつとする。但し本条第5節及び第6節に定める新聞と宗教の両職業分類及びアディショナル正会員はこの限りでない。

第5節 アディショナル正会員 (イ)本クラブの正会員は誰でも自分の所属する会社又は事業から自分と同じ職業分類の下にもう1人を正会員に推薦することができる。本クラブはそれを正会員に選ぶことができる。このようなアディショナル正会員の資格条件は正会員のそれと同じである。本節の上述の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は彼を推薦した正会員の正会員身分終結と同時に自動的に終結するもので、この点を除けばアディショナル正会員はすべての点において正会員である。

(ロ) 本クラブは、当該職業分類保持者の承諾を条件として、曾ていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたずさわっている事業の場所が本クラブの区域限界内にあり、且つ他の会員たるべき資格条件が備わっている者をアディショナル正会員に選ぶことができる。但し次に示す諸条件にかなうことを要する：

(1) いかなる場合でも、一つの職業分類に就て本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1人を超えてはならない。そして

(2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、曾て属していたクラブを

退会した理由が、彼がそのクラブの区域限界内で、そのクラブにおいて彼が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。そして

(3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になった時には会員身分を失う。但しその職業分類が再び充填された時は彼は再度選ばれることができる。(しかし、この但し書規定は、その職業分類保持者が本節(イ)項に基いてアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。)

第6節 宗教及び新聞の職業分類 二つ以上の異なった宗派の各代表者及び本クラブの区域限界内で発行されている二つ以上の新聞の各代表者は同一職業分類の下に正会員となる資格を認められる。但しいずれもその他の資格条件を備えていることを前提とする。

第7節 公職者 一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者は、当該公職の職業分類の下で本クラブの正会員となる資格がない。これは学校、大学又はその他の教育施設に奉職する者には適用されない。

一定の任期を以て公職に選挙又は任命された本クラブの正会員は、当該公職に在る中、その選挙又は任命される直前に彼が本クラブにおいて代表していた職業分類の下に本クラブの会員たることを続けることができる。

第8節 地方優先 本クラブの区域限界内に仕事の本拠を持つ適当な、会員たるにふさわしい人がいる場合は、他所の会社の地方代理人又は支店代表者に正会員になる資格を認めることは

できない。

***第9節 シニア・アクティブ会員** (イ)次の各項のいずれかに該当する正会員は、自分の自由意思で、書面を以て幹事に通告することによってシニア・アクティブ会員になることができる：

(1) 本クラブ又は他のクラブにおいて通算15年以上正会員であった者、又は

(2) 現在60才以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上正会員であった者、又は

(3) 現在国際ロータリーの役員であるか、曾て国際ロータリーの役員であった者。

尚曾て本クラブの正会員であった本クラブのバスター・サービス会員で、正会員でなくなった時点において上に示されたシニア・アクティブ会員たる資格条件を備えていた者もまた同様に自分の意思でシニア・アクティブ会員になることができる。

(ロ) 現在65才以上で、一つ又は幾つかのクラブにおいて通算5年以上正会員であったクラブの正会員はすべて自動的にシニア・アクティブ会員となるものとする。

(ハ) 本クラブ及び他のロータリー・クラブで通算15年以上、正会員並にバスター・サービス会員であったバスター・サービス会員は、自動的に、シニア・アクティブ会員となるものとする。

(ニ) 本クラブは、本クラブの意思によって、曾てどこかのクラブの正会員であった者で正会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員になれ

* 1970年(アトランタ)国際大会において改正。

る条件を備えていた者を本クラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但しその元会員は本クラブの区域限界内又はその周辺の地域に居住していることを要する。

(ホ) シニア・アクティブ会員は次に示す2項を除きすべて正会員の持つ権利、特典及び責任を持つものとする：

(1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表するものではない、そして

(2) アディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

本クラブはシニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に有資格者を入会させることができる。

第10節 パスト・サービス会員 (イ) 現職から隠退したために正会員身分を喪失した曾てのロータリー・クラブ会員は、本クラブのpast・サービス会員に選ばれることができる。但しそのためには彼が一つ又は幾つかのクラブにおいて通算5年以上正会員であったことを必要とする。このような元会員はpast・サービス会員たるべき他のすべての資格条件を備えている限り、彼が正会員でなくなった時以後いつでもpast・サービス会員に選ばれることができる。もし現職からの隠退がロータリー・クラブの会員でなくなった後に起ったとすれば、彼はpast・サービス会員になる資格を認められない。彼は本クラブの区域限界内又はその周辺の地域に住んでいることが必要であり、引続きそこに住むことが要求される。但し本クラブの正会員であった者の場合は、彼が本クラブの正会員でなくなった時に住んでいた地域に住んでいてもよいし、引続きその地域に

住み続けても差支えない。

(ロ) past・サービス会員は次の各項を除き、正会員の持つすべての権利、特典及び責任を有するものとする：

(1) past・サービス会員は職業分類を代表するものではない、

(2) past・サービス会員はその自由意思によってシニア・アクティブ会員となることはできない(但し、本条第9節(イ)項に定むる場合はこの限りでない)、

(3) past・サービス会員はアディショナル正会員を推薦する権利を有しない。

第11節 名誉会員 (イ) 本クラブの区域限界内に住んでいる、或は曾て住んでいたことのある男子で、同地域又は他の地域においてロータリーの理想推進のために有力なる奉仕をした者は本クラブの名誉会員に選ばれることができる。

(ロ) 名誉会員は入会金及び会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。クラブの如何なる役職にも就くことができない。クラブの如何なる財産に対しても何等の権利も有しない。職業分類を代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享有することができる。本クラブの名誉会員は他のクラブにおける権利や特典には一切あざからない。

第6条 役員及び理事

第1節 本クラブの管理主体は本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員及び全委員会に対して総合的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合はそのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員決定及びあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についてもクラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の投票の3分の2によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少くとも5日前に当該提訴の予告が幹事により本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

第3節 本クラブの役員は会長、1名又は数名の副会長、幹事、会計、及び会場監督とする。このうち、会長及び副会長は全員理事でなければならない。また、幹事、会計及び会場監督は本クラブ細則の定めるところに従って、その全員又は一部が理事会のメンバーであってもよいし、そうでなくてもよい。

第4節 各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙され且つ適格となるまで在任するものとする。

各役員及び各理事はいずれも本クラブの無瑕疵の正会員(アディショナル正会員を含む)、シニア・アクティブ会員、又はpast・サービス会員のいずれか

でなければならない。

第7条 入会金及び会費

第1節 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、及びpast・サービス会員はすべて入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員又はpast・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第8条 会員身分の持続

第1節 期間 会員身分は次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存続期間中持続するものとする。

***第2節 終結する場合** (イ) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、或はその属していた事業関係を離脱するか、いずれかの場合には、正会員身分は自動的に終結する。但し次の場合はこの限りではない。即ち正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、本クラブ理事会の承認があれば、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになって貰うために1ヵ年を超えない期間を限って特別賜暇を与えて貰うことができる。但しこの場合彼は引続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており且

* 1970年(アトランタ)国際大会において改正。

つ引続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を充たしていることが前提である。彼の会員身分終結は許された賜暇期間終了後初めて発効するものとする。

他の1クラブ又は数クラブが譲渡した区域内に結成されたクラブで、5年以上正会員であった者は、そのクラブの区域限界内にその事業場又は住居を持たなくなった場合でも、彼の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内にあれば、その正会員の身分を保持することができる。

(四) (1) 本定款第5条第5節(イ)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、彼を推薦した正会員の会員身分終結の時又は同正会員が本クラブのシニア・アクティブ会員になった場合に自動的に終結する。もしかかるアディショナル正会員が直ちに本クラブの正会員に再び選ばれた場合は彼は2度目の入会金を納入することを要しない。

(2) 第5条第5節(四)項によって選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席となった時に会員でなくなる。但しその職業分類が再び充填された時は再度選ばれることができる。(しかし、この規定はその職業分類の保持者が本定款第5条第5節(イ)項によってアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。)

(ハ) 選挙によってシニア・アクティブ会員になった者の会員身分は、本クラブの区域限界内又はその周辺の地域に居住しなくなればその時自動的に終結する。この規定は自動的に、或は自分の意思でシニア・アクティブ会員になっ

た者には適用されない。

(ニ) パスト・サービス会員の会員身分はパスト・サービス会員が再び現実職業活動に復帰した場合又は彼が本クラブの区域限界内又はその周辺の地域に居住しなくなった場合、又は本定款第5条第9節(イ)項の規定によりシニア・アクティブ会員となった場合は自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は本クラブの正会員からパスト・サービス会員になった者には適用されない。このような会員は彼が正会員でなくなった当時居住していた地域に引続き居住することができる。

(ホ) 名誉会員の会員身分は、彼が選挙された日の直後の6月30日を以て自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により決議を以て、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。このような名誉会員身分は、たとえ選ばれた当人が本クラブの区域限界内に居住しなくなった後も継続するよう理事会が決定することができる。

第3節 再入会 正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、彼は同じ職業分類又は別の職業分類の下に新たに入会申込みをすることができる。本定款第5条第5節(イ)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員のこのような申込みは、他のいかなる申込みにも先立って、申込みを示された職業分類の下に選考されなければならない。もし彼が会員に選ばれた場合、彼は2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結—会費不払 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会

員に対しては、そのわかっている最新の宛先に幹事が書面を以て催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員はその嘆願があり且つクラブに対する彼のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量を以て会員身分に復帰させることができる。但し彼の以前の職業分類が既に充填されている場合は如何なる元会員も正会員に復帰させることはできない。

***第5節 終結—欠席** (イ) 連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填(メイクアップ)するか又は理事会が正当且つ十分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前6日間のうちのどの日か、欠席した当日又は欠席した日の直後6日間のうちのどの日か他にどのかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して本クラブにおける出席として完全に認められることができる。但しこのような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員が他クラブの例会に出席の目的を以てその

* 1970年(アトランタ)国際大会において改正。

クラブの例会定刻に定例会場に赴いた時、当該クラブがその週の例会を休会とし、繰り延べ、或はその時間又は場所を変更していた場合には、当該会員は、仮に当該例会が定例の日時及び場所で開催したとしたり当然与えられたであろうその週の本クラブ例会欠席補填の効力が与えられるものとする。但しそのような事情の説明が訪問先のクラブ幹事から本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員で、国際ロータリーの役員、又は国際ロータリーの委員会委員、又は地区ガバナーの特別代表、又は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため本クラブの例会に欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力を与えられるものとする。但しそのような事情については当該会員は本クラブに通告しなければならない。

国際ロータリー国際大会、国際協議会、国際ロータリー元並に現役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとで開催される地区会合、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会出席のため適切な直行日程を以てする往復の途次本クラブの例会に欠席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員は、当該例会に出

席したと同様の資格を認められる。但しそのような事情について当該会員は本クラブに通告しなければならない。

本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員で、欠席した日の直前6日間のうちのどの日か、欠席した当日、又は欠席した日の直後6日間のうちのどの日か、に、国際ロータリー国際大会、国際協議会、国際ロータリー元並に現役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催される地区会合、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席した者は本クラブの当該例会に出席したと同様の資格を認められる。但しそのような出席を当該会員が本クラブに通告しなければならない。

(四) このあとに規定されているところを除き、クラブ年度前半の6ヵ月間又は後半の6ヵ月間における出席率が60パーセントに達しない正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員の会員身分は、正当且つ充分な理由によって理事会が許さない限り自動的に終結する。

(五) 長期に亘る健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実には不可能なシニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して出席に関する諸条件を充たすことを免除されることができる。そして彼の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(六) 一つ又はいくつかのロータリ

ー・クラブで、通算20年以上会員であって65才に達したシニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、出席規定の適用を免除されたい希望を書面を以て幹事に通告することができる。もし理事会によって承認されれば、その会員の出席又は欠席は本クラブの出席記録に算入されないものとする。

第6節 他の原因による終結 (イ) 会員は誰でも会員としての資格条件に欠けるようになったならば、特にその目的のために召集された理事会の会合において理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によってその会員身分を終結せしめることができる。

(ロ) いかなる会員の会員身分も、理事会が充分と認める理由があれば、特にその目的のために召集された理事会の会合において理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって終結せしめることができる。

(ハ) 前項(イ)又は(ロ)のいずれの場合も当該会員はかかる懸案案件について少くとも10日間の予告を書面によって与えられて理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。彼はまた理事会に出頭して自分の立場を陳弁する権利を持つものとする。かかる予告の通達は対人配達便又は書留郵便によって、わかっている彼の最新の宛先あてに行なわなければならない。

(ニ) 会員身分を終結させる決定が行なわれた場合、幹事は理事会決定後7日以内にその理事会の決定を書面を以て当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対して書面を以

て、本クラブに提訴するか、或は本定款第12条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。彼が提訴する場合は提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行なわれるべき本クラブの例会において当該提訴の聴聞を行なうために理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会及びその例会で行なう特別案件について少くとも5日間の予告が書面を以て本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(ホ) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があればこれに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定又は仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(ヘ) もしクラブに対する提訴も行なわれず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行なわれた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退会 いかなる会員も本クラブからの退会申出では書面を以て行ない(会長又は幹事宛)理事会によって受理されなければならない。但し当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権—その放棄 いかなる理由によるにせよ本クラブの会員身分を終結した者はすべて、本クラ

ブに属するいかなる資金その他の財産に対してもあらゆる関与権を喪失するものとする。

第9条

地域社会、国家及び国際問題

***第1節 地域社会、国家及び世界の一般福祉は本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正且つ理知的研究及び討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは如何なる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。**

第2節 本クラブは公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。又本クラブは如何なるクラブ会合においてもかかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。

***第3節 (イ) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して、決議乃至見解を採択したり、配布したりしてはならない。又これに関して団体行動を起してはならない。**

(ロ) **本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。又書状、演説、提案を配布してはならない。**

第10条 公式出版物

第1節 本クラブの正会員、シニア・アクティブ、又はパスト・サービス会員

* 1970年(アトランタ)国際大会において改正。

たることを承諾することによって、当該会員は自発的に国際ロータリーの月刊出版物の購読者となる。彼の購読は6ヵ月を1期として取扱われ、彼が本クラブ会員である限り継続し、期中途中で会員でなくなった場合はその期の終りまで継続するものとする。

第2節 購読料は、半年毎に前払いとして、各クラブによって各会員から取立てられるものとする。幹事はかかる購読予約数と取立てられた金額を特別購読料勘定に記帳して、国際ロータリーに送金しなければならない。

第3節 国際ロータリー理事会は、米国及びカナダ以外のクラブの使用に供するために本条を含まない標準クラブ定款を規定することができる。

第11条

綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は入会金と会費を支払うことによって綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを承諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ会員は本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も定款・細則の印刷物を受取らなかつたことを理由として定款・細則の遵守を免れることはできない。

第12条 仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、或は会員のクラブからの追放に関連して、或はその他何事によらず、これらの場合のために規定

されている手続によっては満足に解決できない論争が、会員又は元会員と本クラブ又は本クラブの役員又は理事会との間に起つた場合は、その係争問題は仲裁によって解決さるべきものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人又は仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲裁人によって到達された決定、もしくは、両仲裁人が一致点に達し得なかつた場合は裁定人による決定が最終であつて当事者すべてを拘束するものとする。

第13条 細 則

第1節 本クラブは、国際ロータリーの定款・細則(及び、地域管理が認められている場合には、地域管理の手続規則)及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は本クラブの管理のために更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従つて時々改正することができる。

第14条 改 正

***第1節 時 本定款は**、国際ロータリー細則第6条第2節に定められた非常事態の場合、及び本条第4節に定められた場合を除き、偶数年の国際大会の一部として開かれる規定審議会の決定によってのみ改正することができる。但し、本定款を改正するための制

* 1970年(アトランタ)国際大会において改正。

定款に関する審議会の決定に対し、国際ロータリー細則第9条第8節(ト)項に定められている十分な数のクラブ反対投票により、国際大会による決定を要求する意見が表明された場合、本定款は奇数年の国際大会において、かかる改正案が付議される国際大会における出席選挙人の投票の過半数によって改正することができる。

第2節 提案者 本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R. I. B. I.の理事会又は大会、規定審議会、又は国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

***第3節 手続** 本定款を改正しようとする提案はすべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に国際ロータリー事務総長の手許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長はその写しを規定審議会並に国際大会が開かれ

* 1970年(アトランタ)国際大会において改正。

るロータリー年度の11月1日までに各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。

審議会はかかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていればそれをも、一つ一つ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節 本定款の第1条(名称)及び第2条(区域限界)は、本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって改正することができる。但し当該改正案の通告がこれを議する例会の少くとも10日前に各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

推奨クラブ細則

289 頁—297 頁

推奨クラブ細則

| 条 題 目 | 頁 |
|---------------------|-----|
| 1.....理事及び役員選挙..... | 289 |
| 2.....理 事 会..... | 289 |
| 3.....役員の仕事..... | 290 |
| 4.....会 合..... | 290 |
| 5.....入会金及び会費..... | 291 |
| 6.....採決の方法..... | 291 |
| 7.....委 員 会..... | 291 |
| 8.....委員会の仕事..... | 292 |
| 9.....賜 暇..... | 294 |
| 10.....財 政..... | 294 |
| 11.....会員選挙の方法..... | 294 |
| 12.....決 議..... | 297 |
| 13.....議事の順序..... | 297 |
| 14.....改 正..... | 297 |

(注)：本細則は単に推奨されるに過ぎない。従ってロータリー・クラブは、クラブ定款又は国際ロータリー定款・細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を国際ロータリー事務総長に提出して国際ロータリー理事会の審議を乞わなければならない。(本細則に案が示されているものに就ては、クラブは案の中一つだけを採用すべきものとする。採用されなかった方の案は抹消されなければならない。)

→ _____ ロータリー・クラブ細則 (改訳)

第1条

理事及び役員選挙*

第1節 役員を選挙する会合の1ヵ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した、_____名の候補者を以て当選者とする。

第2節 選挙された理事は年次総会后1週間以内に会合して、会長及び1名又は数名の副会長を互選しなければならない。その同じ会合において、選挙された理事は幹事、会計、及び会場監督を選挙しなければならない。そしてその全部又はそのうちの何名かが理事であってもよいし、そうでなくてもよい。しかしながら、理事でない場合、幹事及び会計はその職に選ばれた時を以て職務上の理事となる。その理事としての責任及び権限は理事会の決定するところによる。

(注。次に掲げる二つの節は上掲二つの節の代りに採用することのできる案として掲げたものである。採用しない方の二つの節を抹消すること。)

* 役員及び理事の選挙手続については、理事会に継続性を持たせるための規定を設けることができる。

第1条 案

第1節 役員を選挙すべき会合の1ヵ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、会計及び_____名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところによって指名委員会又は出席全員のいづれか一方又は双方によって行なうことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って任命されなければならない。適法に行なわれた指名は各役職毎にアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せらるべきものとする。投票の過半数を獲得した、会長、副会長、幹事及び会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるべきものとする。投票の過半数を得た_____名の理事候補者が理事に当選したものと宣言されるべきものとする。

第2節 選挙された役員及び理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙後選ばれた理事は1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を勤める者を選任しなければならない。

第3節 理事会又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会員の決定によって補填すべきものとする。

第4節 任期未達の被選役員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会員の決定によって補填すべきものとする。

第2条 理 事 会

第1節 本クラブの管理主体は本細則第1条第1節に基づいて選挙された理事会とする。

(注。もし第1条の案が採用されている場合は、本条は次に示す案を採用することを要する。採用されなかった方の本節は抹消すること。)

第2条 案

第1節 本クラブの管理主体は本クラブの会員____名より成る理事会とする。即ち本細則第1条第1節に基づいて選挙された____名の理事、会長、副会長、幹事、会計及び直前会長である。

第3条 役員
役員の任務

第1節 会長 本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

第2節 副会長 会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。

第3節 幹事 幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在を以て国際ロータリー事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行なうべき会員異動報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならないクラブ例会の月次出席報告、を含む諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行ない、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行なうにある。

第4節 会計 会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及び

その他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、そのほかその職に付随する任務を行なうにある。その職を去るに当っては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

第5節 会場監督 会場監督の任務は通常その職に付随する任務、及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会* 本クラブの年次総会は毎年____

に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

(注。もし第1条に案が採用されている場合は、次の案を採用することを要する。)

第4条 案

第1節 年次総会*。本クラブの年次総会は毎年____

に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員及び理事の選挙を行なわなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は____曜日____時に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然

* 標準クラブ定款第4条第2節は、「本クラブの役員を選挙するための年次総会は本クラブ細則の定めるところに従って毎年3月31日以前に開催されなければならない」と規定している。

べく通告されなければならない。

第3節 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月____

に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認められた時又は理事2名の要求ある時、会長によって召集さるべきものとする。但しその場合然るべき予告が行なわれなければならない。

第5節 理事総数の過半数を以て理事会の定足数とする。

第5条 入会金及び会費

第1節 入会金は____とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会費は年額____とし、各半年毎の支払額の中1ドル25セントは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日及び1月1日に納入すべきものとする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、投票による役員及び理事の選挙を除き、口頭による採決を以て処理さるべきものとする。

第7条 委員会

第1節 (イ) 会長は理事会の承認の

下に次の常任委員会を任命しなければならない。

- 社会奉仕委員会
- 国際奉仕委員会
- 職業奉仕委員会

(ロ) 会長はまた、理事会の承認の下に、社会奉仕、国際奉仕及び職業奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を任命するものとする。

(ハ) 社会奉仕委員会、国際奉仕委員会及び職業奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長及び少くとも2名以上の他の委員から成るものとする。

** (ニ) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を任命するものとする。

- 出席委員会
- 親睦活動委員会
- 雑誌委員会
- 会員選考委員会
- 会員増強委員会
- プログラム委員会
- 広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

- 職業分類委員会
- ロータリー情報委員会

その他、会長はクラブ内の諸事項管理のため必要と考える委員会を任命するものとする。

(ホ) クラブ諸委員会の任命について、可能且つ実際的である限り、1名又は数名の委員を再任するか又は1名又は数名の委員を2ヵ年の任期を以て任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設くべきものとする。

** 1970-71年度国際ロータリー理事会によって改正さる。

いかなる委員も、本細則に別段の規定ある場合を除き、連続2年を超えて同一委員会の委員となることはできない。

(v) 職業分類委員会及びロータリー情報委員会は、各々3名の委員を以て構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期を以て任命するものとする。

本規定に基く最初の任命は次の如く行なうものとする：3名の委員を任命：その中1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期を以て、それぞれ任命する。

(t) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集及び地元新聞又は広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

(j) 会長はまた、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持つ理事を1名任命しなければならない。この理事は、クラブ奉仕の各特定分野について任命されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

(i) 会長は、職務上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(x) 各委員会は本細則によって付託された職務及び更にこれに加えて会長又は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

第8条 委員会の任務

第1節 社会奉仕委員会 この委員

会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第2節 国際奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 職業奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

***第4節 (i) 出席委員会** この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会及び国際大会への出席も含まれる——を奨励する方法を考案するもの

* 1969—70 年度国際ロータリー理事会によって改正される。

とする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

(ii) **職業分類委員会** この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行なわなければならない。その調査から、職業分類指針を用いて、充填及び未充填職業分類表を作成しなければならない。必要の場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

**** (i) 親睦活動委員会** この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーション及び社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長又は理事会が課する任務を果たすものとする。

(ii) **雑誌委員会** この委員会は、ロータリー誌及び／又はレビスタ・ロータリアに対する読者の関心を喚起し；雑誌週間を主催し；クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並にその他の特別購読を取計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方

法によって雑誌を本クラブ会員及びロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(iii) **会員選考委員会** この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上及び社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(iv) **会員増強委員会** この委員会は、絶えず本クラブの充填及び未充填職業分類表を検討し、そして開放された職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的につとめなければならない。

(v) **プログラム委員会** この委員会は、本クラブの例会及び臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(vi) **広報委員会** この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

(vii) **ロータリー情報委員会** この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新入会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

第9条

賜 暇

理事会に対し書面を以て、正当且つ充分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間を限り本クラブの例会出席義務を免除する賜暇が与えられる。

(注:このような賜暇は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様に見なすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準クラブ定款第8条第5節(ハ)又は(ニ)の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。)

第10条

財 政

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基き、会計の署名する小切手を以てのみ支払われるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第3節 資金を預り或はこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求することあるべき保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリー

に対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日及び1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわれるべきものとする。

(注:半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は国際ロータリー事務局からの仕切状に基づいて支払われるものとする。)

第5節 各会計年度の始めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第11条

会員選挙の方法

***第1節 正会員(アディショナル正会員を含む)**

(1) 理事会は時々職業分類委員会の作成した充填及び未充填職業分類表を検討し、もし未充填職業分類の中に推薦のために開放すべきものがあればそれを開放すべきかを決定し、どの職業分類が推薦に対して開放されたかを会員に通告しなければならない。

(2) 開放された職業分類を充填すべき正会員候補者の氏名が、会員増強委員会又は瑕疵なき*正会員、シニア・アクティブ会員、或はパスト・サービス会員から推薦されたならば、その氏名は所定の推薦カードに記入して幹事を通して先ず理事会に提出されなければならない。

(注: member in good standing はこの場合、会費滞納などのない会員という意味である。これに“瑕疵なき”という表現を用いた。)

* 1969—70年度国際ロータリー理事会によって改正される。

(3) 次に理事会はこれを職業分類委員会に回付する。同委員会は推薦された候補者の適格性を職業分類の見地から検討して提案された職業分類の適正又は不適正を決定し、その旨を付記して推薦カードを理事会に戻す。その職業分類が適正と認められた場合、理事会は次にこれを会員選考委員会に回付する。

(4) 推薦された候補者の人格、職業上及び社会的地位、並に一般的適格性について必要な調査を行なった後、会員選考委員会は投票を行なわなければならない。もし同委員会の投票で反対投票が1票を超えない場合は推薦された候補者を入会適格と見なしその旨理事会に勧告すべきものとする。次いで会員選考委員会は委員会の行なった決定を理事会に報告しなければならない。

(5) 次いで理事会は職業分類委員会及び会員選考委員会の決定を検討して、委員会の決定を支持或は拒否し、もしくはこれを両委員会に差し戻して再検討せしむるものとする。

もし職業分類及び会員選考両委員会が新会員に推薦された候補者に対して反対の報告をなし、理事会がこれを支持した場合は、推薦者はその旨幹事によって通告されるものとする。

(6) もし職業分類及び会員選考両委員会が会員に推薦された候補者に対して賛成の報告をなし、理事会がこれを支持した場合は、幹事は推薦者にその旨通告するものとする。

(7) 推薦者は本クラブのロータリー情報委員会の委員1名又は数名を同伴して被推薦者に対してロータリー・ク

ラブ会員の特典と責務を十分に説明しなければならない。そしてその被推薦者から、その氏名を本クラブの全会員に発表してもよろしいという承諾を口頭又は書面を以て取り付けなければならない。

(8) 前項の承諾が被推薦者によって与えられたならば幹事は、その氏名、その所属する会社(又はその他の事業体)、及びその推薦されている職業分類を記した書面を以て、本クラブの各会員に通告しなければならない。

(9) 前項の通告が発せられたならば10日間の猶予期間を置き、その期間中に、被推薦者の選挙に異議ある会員は、異議申立の理由を付して書面を以て理事会に通告しなければならない。

(10) 前項の期間中に異議申立を受け取らない場合は、被推薦者は会員資格を認められたものとする。

もしも異議が申立てられた場合は、理事会は定例理事会又は臨時理事会においてこれを審議し、その被推薦者について投票を行なわなければならない。もしも当該定例又は臨時理事会出席理事の反対投票が $\frac{1}{2}$ 票を超えない時は、その被推薦者は会員資格を認められたものとする。

(11) 幹事は推薦者及び被推薦者に対して、会員資格獲得の旨を通告し、被推薦者が本クラブ会員となる申込をするよう要請するものとする。

(12) 被推薦者が所定の申込用紙に記入し、これに署名して幹事に提出し、会員としての責務を諒承しこれを受諾することを表明し、併せて第5条に定める入会金を納入した時、正式に会員に選挙されたものと認められるものと

する。

(3) 所定の通り記入及び署名された申込書及び入会金の納入を受理したならば、幹事は新たに選挙された会員に対して会員身分証明書を発行するものとする。

(4) 幹事は新たに選挙された会員について新会員報告用紙に記入し、それを国際ロータリー事務総長に送達しなければならない。

被推薦者が推薦を拒否された場合は、その推薦者はその旨幹事によって通告されるものとする。

第2節 シニア・アクティブ、パスト・サービス、及び名誉会員 これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面を以て理事会に提出されなければならない。そしてその選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法を以て行なわなければならない。但しこれら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例又は臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行なうことができる。その定例又は臨時理事会に出席する理事の投ずる反対投票が、票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員で本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員の資格条件をすべて備えている者、又は本クラブのパスト・サービス会員で、曾て本クラブの正会員であり且つ本クラブの正会員でなくなった時点において、本クラブ定款に定められたシニア・アク

ティブ会員の資格を備えていた者は、その希望により書面を以て、その意思を幹事に通告することによって本クラブのシニア・アクティブ会員となることができる。その場合、このようなシニア・アクティブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

第3節 元アディショナル正会員の再選 (1) 国際ロータリー細則第3条第2節(イ)の規定に基づいて本クラブのアディショナル正会員に選挙され、そして本クラブ定款第8条第2節(ウ)(1)の規定によってその会員身分が終了した本クラブの元アディショナル正会員の入会申込は理事会によって速やかに審議され、そして同一又は他の職業分類の下になされる他の如何なる申込又は推薦にも優先して取り上げられなければならない。

(2) 本クラブ定款第5条第5節(ウ)の規定に基づいて選挙されたアディショナル正会員の会員身分が、その職業分類が空席となったために終了した場合は、その職業分類が再び充填された時彼は再び選挙されることができる。(その場合、その職業分類の保持者が定款第5条第5節(イ)の規定に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は侵害されることはない。)

(3) 理事会は、その裁量によって、いかなる推薦をも職業分類委員会及び会員選考委員会に付託することができる。そして理事会は、被推薦者の選挙に異議のある会員をして異議の理由を具して書面を以て理事会に通告せしむべき10日間の期間を設定することができる。理事会は、定例又は臨時理事会において——職業分類委員会、会員

選考委員会からの報告及び異議申立の提出のいずれか若しくは全部がなされている場合はこれを参酌して——入会申込を投票に付するものとする。その定例又は臨時理事会に出席する理事の投ずる反対票が、票を超えない場合は、その元アディショナル正会員は正式に会員に選挙されたものと認められるべきものとし、幹事によってその旨通告されるべきものとする。申込が拒否された場合は、幹事はその旨申込者に通告すべきものとする。

(注:理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員又は名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但しこの場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない。)

第12条 決 議

第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付するこ

となく理事会に付託しなければならない。

第13条 議事の順序

開会宣言
来訪ロータリアンの紹介
来信及び告示事項
委員会報告(もしあれば)
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第14条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但しかかる改正案の予告は当該例会の少くとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

語 彙

(Glossary)

ロータリー用語

Acting District Governor—地区ガバナー
事務取扱— 地区ガバナーが空席になった場合、新ガバナーが国際大会に於て又は国際ロータリー理事会に依って選挙されるまで、その事務を執行するために、国際ロータリー会長が指名したもの。

Active Member—正会員— 職業分類の下にクラブ会員として選ばれ、国際ロータリーの定款及び細則に定められた会員としての総ての義務、責任、及び特典を有するクラブ会員。

Additional Active Member—アディショナル正会員— (1)クラブの正会員によりその所属する事業所の同僚幹部の中より推薦され、推薦者と同一の職業分類の下にそのクラブの会員として選挙された者、又は(2)曾ていづれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、そのクラブの区域限界内でクラブで分類されていた職業に現実に従事しなくなったために退会し、別のあるクラブによって、そのクラブの当該職業分類保持者の承諾を得て同一職業分類の下に会員として選挙された者。クラブが(2)項によってアディショナル正会員を選挙した場合、当該正会員は(1)項によってアディショナル正会員を推薦する権利を失わない。アディショナル正会員は正会員であり、正会員と同一の義務、責任及び特典を有する。但し同一職業分類を保持する正会員が正会員身分を失ったとき、又はクラブに於ける当該職業分類が空席となった場合はその会員身分を失う。

Administrative Adviser—管理顧問— 会長の指名により、国際ロータリー代表としての名誉職の資格に於て、無地区クラブの集団

に接触し、これを監督して国際ロータリー理事会に助力するロータリアン。

Admission Fee—入会金— クラブ入会申込者がクラブに支払う料金。料金の額は均一でない。各クラブがその細則に規定する所によって異なる。

Advisers of Revista Rotaria—(153 頁参照)

Alternate (delegate)—(代議員)補欠者— 何れのクラブでも国際大会にその代議員を選出するに当り、代議員各1名毎に補欠者1名を選ぶことができる。この補欠者は当該代議員不在の場合国際大会に於て投票する権利を有する。

ANZAO—アンザオー— オーストラリア、ニュージーランド、アフリカ(地中海に面する諸国、諸地域を除く)及びその他の地方で他の地域群(即ち USCB, SACAMA, G.B. & I. CENAEM 又はアジア)に含まれない地方を包含する地域群。

Attendance Report (Club)—出席報告(クラブ)— 国際ロータリー細則に基き、各クラブがその例会に於ける出席につき、地区ガバナーに対し毎月提出すべき報告。クラブが地区に所属しないときは国際ロータリー事務総長に提出する。

Attendance Report (Governor)—出席報告(ガバナー)— 所管地区内のクラブから受取った月例出席報告の一覧表。ガバナーはその写を国際ロータリー事務総長に送付する。

Balanced Membership—均衡のとれた会員構成— 職業的に片寄らないクラブの会員構成。

Bd.—国際ロータリー理事会の略語— この

略語につづいて記す数字は年度を表わす。例えば Bd. 44—45 は 1944—1945 年度の理事会の略語である。

Birthplace of Rotary—ロータリーの発祥地— 第一番目のロータリー・クラブが設立された米国イリノイ州シカゴ市。

Board of Directors (Club)—クラブ理事会— クラブ細則の規定により構成されたクラブの管理主体。

Board of Directors (R.I.)—国際ロータリー理事会— (8 頁参照)

Boys and Girls Week—少年少女週間— 少年少女，“人づくり”運動及び少年少女の福祉機関全般について，一般社会の関心を喚起するための行事を計画すべき週間。

Brief Report of the Convention—国際大会略報— 国際大会終了後直ちに全加盟クラブに送付される大会記録の要約。

CENAEM—セナエム— 大陸ヨーロッパ，北アフリカ及び東地中海地域の略語。

Central Office (C.O.)—中央事務局— 米国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリー中央事務局。

Certificate of Nomination of District Governor—地区ガバナー指名証明書— ロータリアンが地区内クラブに依り正式に地区ガバナーの職に指名された事を証明する地区ガバナー及び必要ある時は併せて地区大会幹事に依り署名された証明書。

Charter Fee—加盟金— 国際ロータリーに加盟を承認された各クラブが，国際ロータリー細則により国際ロータリーに納付すべき料金額，米貨 100 弗。

Charter Member—創立会員— ロータリー・クラブの創立会員，即ち国際ロータリー加盟前に選ばれた会員。

Classification—職業分類— 地域社会に貢献する別個の且つ明確な実業又は専門職業活動を表示する字句。用語としては，正会員の所属する商社，会社又は団体の主要且つ一般

世間がそのように認めている活動を最も正確に表示する字句である。

Classification Roster—職業分類表— 地域社会に於ける実業及び専門職業活動のすべてを含む一覧表で，クラブで既に充填されているもの，未充填のものを区別したものの。

Club Assembly—クラブ協議会— クラブの計画及び活動について協議する目的のため，クラブ役員，理事及び委員長全員の会合。

Club Review Checklist—クラブ実態照合表— クラブ役員がクラブの実態を検討し，又クラブの慣行及び動向についてガバナーと協議する準備のため用意される照合表。

C.O.—中央事務局— 米国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリー中央事務局の略語。

Commission on Rotary International Administration (C.R.I.A.)—国際ロータリー管理調査委員会— 1934 年度(デトロイト)大会に於て採択された決議に基づき，1935 年 1 月国際ロータリー理事会が依嘱した委員会で，地方管理に影響を及ぼす現行の運営手続を検討し，改正を提案し，更に或は，地方管理の形態乃至は地域的或は国家単位の管理方式について，検討し，委員会の最適と考える代案を提案し，或は部分的変更を立案し，又は現行方式の再確認を求めることを目的としたもの。同委員会は 1935 年，1936 年及び 1937 年度国際大会に報告を提出し，1937 年度大会に於て正式に解嘱された。

Considered as Withdrawn—撤回と看做す— 規定審議会及び国際大会に於ける提出議案の取扱に関連してロータリーで発達した議事採決の方法。選挙体として採択に賛成出来ないが，大会に於て否決と議事録に残したくないものは“撤回と看做される”。この議決法は，採決を延ばしその間に更に議題を研究したい場合に時々用いられる。

Convention—国際大会— (49—58 頁参照)

Convention Proceedings Book—国際大会報告書— 国際大会終了直後毎年国際ロータリーが印刷発行する写真入り大会報告書。

Conv. Res. (Convention Resolution)—国際大会決議の略語。

Council of Past Presidents—元会長審議会— (12 頁参照)

Council on Legislation—規定審議会— (8 頁参照)

Countries and Geographical Regions—国及び地理的地域— ロータリーの存在する世界各地域に関連して用いられる慣用語。

C.R.I.A.—国際ロータリー管理調査委員会の略語。

Delegate—代議員— 名誉会員を除き，各クラブはその会員最初の 50 名まで 1 名，それを超える 50 名毎又は 26 名以上の端数につき 1 名の代議員を何れの国際大会にも送る権利を有する。

Delegate-at-Large—特別代議員— 国際ロータリーの各役員及び現にクラブ正会員，シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を有する国際ロータリー元会長は，国際ロータリーの定款及び細則により国際大会に於ける特別代議員と認められ，各議題につき一票の議決権を有する。

District—地区— 国際ロータリーの管理上定められたクラブ群の所在する一定地域に与えられた名称。

District Assembly—地区協議会— (13 頁参照)

District Committee—地区委員会— (67 頁参照)

District Conference—地区大会— (13 頁参照)

District Conference Report—地区大会報告書— 地区大会決議事項，出席クラブ数，ガバナー被指名者名その他を記載し，ガバナー及び地区大会幹事より国際ロータリーに提出さるべき報告書。

District Funds—地区資金— 種々の目的のため(主として地区大会開催費の全部又は一部を賄うため多くの地区で設定している資金。)この資金に対する分担は地区によりその額を異にするが，斯様な資金の設定については何ら特定の権限は与えられていないから，分担は任意に行なわらるべきであって，ロータリアン個人又はクラブに対して課せらるべき人頭分相金の如き性質のものであってはならない。

District Governor—地区ガバナー— (11 頁参照)

District Governor Ad Interim—暫定地区ガバナー— 国際大会で選挙されたガバナーがその地区外に於て就任期までに帰着出来ない場合にはその帰着までの期間，直前ガバナーが暫定地区ガバナーとしてその職務を執行する。

Dues and Fees—年会費及び入会金— 各正会員，シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員はそのクラブの細則に定める入会金及び年会費をクラブに支払う。その金額は国際ロータリー加盟各クラブ間に於て一定していない。

Elector—選挙人— 選挙人は正当に選ばれた代議員，委任状所持者及び特別代議員を言い国際大会の選挙体を構成する。

Enactment—規則制定— 国際ロータリーの定款及び細則又は標準クラブ定款を改正する国際大会の立法。

ENAEM—エナエム— ヨーロッパ，北アフリカ及び東地中海地域の略語。

Exchange of Youth—青少年交換— 或る程度実務の経験を有する青少年に他国で短期間同一職種の実験を得る機会を，学生に対しては他国の学校で勉強する経験を，又休暇中の青少年に他国を訪問滞在する機会を与えることを目的とする各国間相互の青少年交換。

Executive Committee—執行委員会— (8 頁参照)

Extension Aide—拡大補佐— 特別代表がその割当てられた地域に於けるロータリー・クラブの設立を単独で完遂出来ないと思われ、又ガバナー自身必要な援助を供与出来ない場合には、特別代表の近くに住むロータリアンでロータリー・クラブ設立に経験を有する者が特別代表を援助すべくガバナーから指名される。これを拡大補佐といい、事情によっては自らクラブ設立に当ることを可とする場合もある。

Extension Within the Club—クラブの内部拡大— クラブの区域内で得られる適格な職業分類代表者を洩れなく入会させてクラブ会員数を増加すること。

Extension Work—拡大活動— ロータリーが存在しないところにロータリー・クラブを設立してロータリーを拡める活動。この活動は、地区に於てはガバナーと事務局の協力によって行なわれその他の地域に於ては特に指名された代理者が事務局の協力を得て行なうことを通例とする。

Founder of Rotary—ロータリー創始者— 1905年シカゴに最初のロータリー・クラブを創立したポール P. ハリスを指す用語。ポール P. ハリスは 1947年1月27日死去した。

Four Avenues of Rotary Service—ロータリー奉仕の四大部門— クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、及び国際奉仕を指す用語。

G.B. & I.—ジー・ビー・エンド・アイ— グレート・ブリテン及びアイルランドの略語。

General Council (R.I.B.I.)—R.I.B.I. 審議会— グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの管理機関で、R.I.B.I.の役員(会長、直前会長、副会長、名誉会計及び幹事)とグレート・ブリテン及びアイルランド内の地区に於ける地区ガバナーを以て構成する。グレート・ブリテン及びアイルランド選出の国際ロータリー理事は職権上本審議会の構成員である。

General Officers of R.I.—国際ロータリー

中央役員—国際ロータリーの会長、第1、第2、及び第3副会長、その他の理事10名、被選会長、事務総長並に財務長。

General Secretary's Letter to R.I. Officials—国際ロータリー役員に対する事務総長の書簡— 国際ロータリーの役員、委員その他に対し、時に応じて国際ロータリー事務総長が発送する書簡。経費の都合で謄写印刷されてはいるが、上記役職に在る人々にとって重要な情報が記載されており、各受取人に対する私信と解すべきものである。

Governor's Monthly Letter—ガバナー月信— 所管地区内の各クラブの会長及び幹事に対して毎月ガバナーから発送される親書的な公文書で特に関心を求むべき重要事項を記載する。

Group Representatives—分区代理— 地区内で予め区分された地域内のクラブの役員に助力するため、経験あるロータリアンの中からガバナーが指名する非公式代理。ガバナーはその任務を何人にも委譲する権限を持たないのでこの代理は非公式で権限を持つものではない。

"He Profits Most Who Serves Best"—“最もよく奉仕する者、最も多く報いられる”ロータリーの文献その他に用いられる標語。

Honorary Member—名誉会員— (227頁参照)

Ibero America—イベロ・アメリカ— イベロ・アメリカはヨーロッパのイベリア半島出身のスペイン人及びポルトガル人によって開拓されたアメリカ大陸諸国を言う。国際ロータリー理事会の構成については国際ロータリー細則は、イベロ・アメリカは南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ及び西印度諸島を含むと規定している。(国際ロータリー理事候補推薦に関してはポルトリコはイベロ・アメリカから除外されている。)

Intercountry Committee—国際共同委員会— 夫々の所管ガバナーにより又はその承

認を得て組織される、2ヵ国以上のロータリアン、ロータリー・クラブ又は地区により構成される委員会、関係国のクラブ及びロータリアン間の交友を奨励し、それによって各国民の間に理解を増進し友好を促進することを目的とする。

International Assembly—国際協議会— (12頁参照)

International Officers—国際ロータリー・役員— 項参照。

Lapel Button—襟章— ロータリー・クラブの会員の襟章で、金地に紺のエナメルを以て作られたロータリーの徽章。

Member Club—加盟クラブ— 国際ロータリーに正式に加盟を認められたロータリー・クラブ。

Membership Application Card—入会申込カード— 会員として推薦された者が入会申込の際用いるカード。

Membership Identification Card—会員証— 国際ロータリーが全クラブにその使用を奨めている一定様式の小型会員証。国際ロータリー事務総長の複写印刷署名の他、会員名、所属クラブ名、職業分類、納入した会費の期限、クラブ幹事の署名及び当人の署名のための空欄が設けてある。

Membership Proposal Card—会員推薦カード— クラブ会員がクラブに会員を推薦するときに用いるカード。

Membership Report Card—会員報告カード— クラブ幹事が国際ロータリー事務総長に対して、新会員、退会者及び会員の住所、職業分類等の変更を報告する書式として、国際ロータリーが供給する三様式のカード。

Memo of Official Visit of District Governor—ガバナー公式訪問報告書— ガバナーが所管地区の各クラブを公式訪問した際に記入し、(クラブ計画及び目標の要約と共に)、最寄りの国際ロータリー事務局に送付する報告用紙。この報告は、国際ロータリー

一に対し各クラブが如何にロータリーの計画を実行しているかについて情報を提供し、且つ国際ロータリーがクラブに対してサービスする上の参考に供することを目的とする。

Non-Districted Club—無地区クラブ— 国際ロータリーの地区に属せず、国際ロータリー理事会の直轄下にあるクラブ。

Object of Rotary—ロータリーの綱領— 国際ロータリー定款第3条及び標準クラブ定款第3条に規定するロータリーの綱領。(綱領文は 215頁参照)

Occupational Book Shelf—職業参考書棚— ロータリー・クラブがその土地の公共図書館や学校の図書館に会員各々の職業に関連する参考書を寄附して設ける書棚。

Officers, Club—クラブ役員— クラブの役員は会長、副会長1名又は数名、幹事、会計及び会場監督である。

Officers, R.I.—国際ロータリー役員— 国際ロータリーの役員は、会長、第1、第2及び第3副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、直前会長、副会長並に名誉会計である。

Official Directory—公式名簿— (154頁参照)

Past Service Member—バスト・サービス会員 (226頁参照)

Per Capita Dues—人頭分担金— 各クラブが、国際ロータリーに対して、7月1日及び1月1日現在の正会員、シニア・アクティブ会員及びバスト・サービス会員在籍数に応じて、半年毎に支払う人頭分担金。

Provisional Rotary Club—仮ロータリー・クラブ— 20名以上の創立会員によって、国際ロータリー加盟の正式申込がなされ、国際ロータリー事務局によってその受領が確認されてから、加盟承認に到るまでを仮ロータリー・クラブという。

Purposes of Rotary International—国

際ロータリーの目的— (イ)全世界に亘って、ロータリーを奨励し、助長し、拡大しそして管理すること; (ロ)国際ロータリーの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。(国際ロータリー定款第2条)

Region—地域— 地域という用語は、境界が不定又は限定されているクラブ集団を表示するときに用いられる。

Regional Conference—地域大会— (13頁参照)

Regional Rotary Institute—地域的ロータリー研究会— 国際ロータリー理事会の承認を得て、或る地域乃至ゾーン在住の1名又は数名の国際ロータリー理事が招集する会合、これは、当該地域又はゾーンにおけるロータリーの方針並にプログラムに関する諸問題の非公式討論と検討; 国際ロータリー理事会よりの提案事項の検討; 当該地域又はゾーンにおける国際ロータリーの綱領並に原理適用の研究; 及びロータリーの拡大の可能性研究のため国際ロータリーの現在、元及び次期役員を集めることを目的とする。

Registration Fee, Convention—登録料— 国際大会— 国際大会に出席を登録する満十六歳以上の参加者が国際ロータリーに支払う料金。登録料はその都度国際ロータリー理事会が決定する。選挙人は登録料の支払を了えるまで選挙権を与えられない。

Resolution—決議— 規定審議会又は国際ロータリー大会の議決行為で、意見を表明し、或は国際ロータリー定款細則或は標準クラブ定款を改正することなしに、方針或は手続を設定又は廃止するもの。

Resolution 34—決議第34号— 国際ロータリーの社会奉仕に対する方針の声明で、1923年(セントルイス)大会で決議第34号として採択され、その後の大会で改正されたもの。(全文39—41頁参照)

Revista Rotaria—レビスタ・ロータリア— 国際ロータリーのスペイン語版機関雑誌。

R.I.—国際ロータリーの略語。

R.I.B.I.—グレート・ブリテン及びアイルランドに於ける国際ロータリーの略語。 (15頁参照)

R.I. News—国際ロータリー・ニュース— (154頁参照)

Rotary—ロータリー— ロータリーはロータリー・クラブ及びロータリアンによって構成される組織、彼等を鼓舞する精神、彼等を指導する原理実践及び慣例、そして彼等が達成を期する目的及び綱領を示す言葉として用いられる。

Rotary Education—ロータリー教育— (イ)ロータリーの綱領、原理に関し、又ロータリーとその四大奉仕部門の発達過程を会員に周知させること。(ロ)各ロータリアンにロータリーの理想に対する個人的献身及び奉仕に関する責任と理解の念を喚起助長すること。

Rotary Foundation, The—ロータリー財団— (189; 218; 268頁参照)

Rotary Foundation Educational Awards—ロータリー財団教育補助金— (196頁参照)

Rotary Institute for Present and Past Officers of R.I.—国際ロータリー現在及び元役員ロータリー研究会— 国際協議会と場所と日時を同じくして別に開催され、ロータリーの企画及び管理上の問題を非公式にとり上げる研究会。現及び元国際ロータリー役員、委員及びR.I.B.I. 現及び元役員、及び任期末の地区ガバナーで国際協議会に参加しない者が招待される。

Rotary International in Great Britain & Ireland (R.I.B.I.)—グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー— グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島に於けるロータリー・クラブ連合会の呼称。(15頁参照)

Rotary Wheel—ロータリーの歯車— ロータリーの徽章につき時として用いられる呼

称。

R.R. (Revista Rotaria)—(レビスタ・ロータリア)の略語。

SACAMA—サカマ— 南米、中米、メキシコ及びアンチル諸島の略語。

Secretariat—事務局— (11頁参照)

Semiannual Report—半期報告— 毎年7月1日及び1月1日現在を以て各クラブが国際ロータリー理事会に対して行なう会員数の報告。報告はクラブ会長及び幹事の署名を要し、中央事務局所定の用紙を用いて、国際ロータリー事務総長に送付する。この報告に基づき、クラブは国際ロータリーの人頭分担金を支払う。

Senior Active Member—シニア・アクティブ会員— (225頁参照)

“Service Above Self”—超我の奉仕— ロータリーの文献その他で用いられるモットー。

Similar Organizations—類似団体— 国際ロータリーと類似した目的及び組織を持つ奉仕クラブ。

Special Assemblies—特別協議会— 国際大会に於て1ヵ国又は数ヵ国のロータリアンが合同して開催するもので相互の理解と友愛を深め、その国又は国々に特に関連した問題を討議することを目的とする。

Special Representative—特別代表— ガバナーの指名により、ガバナーに代ってクラブ結成の手続一切を行なうロータリアン。通常、スポンサー・クラブの会員の中から指名される。

Sponsor Club—スポンサー・クラブ— 新クラブの結成に際して助力し、結成後も国際ロータリーの一員として速やかに成長するよう指導の責任を引受けたクラブ。新クラブの結成に当りガバナーに協力する特別代表の所属クラブがスポンサー・クラブになるのが普通である。

Staff—職員— 国際ロータリーの事務総長

の配下の職員で、国際ロータリーの活動を推進するため国際ロータリーの中央役員、ガバナー、国際ロータリーの委員会及び加盟クラブに協力する。

Standard Club Constitution—標準クラブ定款— 国際大会により採択された、1922年6月6日後の全加盟クラブが採用すべきクラブ定款。

Student Loan Funds—学生貸付資金— 学資不足のため上級学校に進学出来ない優秀な青年男女のために、クラブが設定する貸付資金。

Summary of Club Plans and Objectives—クラブ計画及び目標の要約— 地区ガバナーの公式訪問に際してクラブが提出する概要報告で、ガバナー及び国際ロータリー事務局宛に当該年度に於けるクラブ計画及び目標を簡潔に記載したもの。

Terms of Reference—委任事項— 委員会及び類似機構の権限及び任務の解説定義。

Territorial Limits of a Rotary Club—ロータリー・クラブの区域限界— クラブ定款に示された区域。クラブの正会員に選ばれるためには、その事業場又は住居がクラブの区域内になければならない。

Territorial Unit—地域別単位— 1922年(ロスアンゼルス)大会で採択された加盟クラブの管理方式。1927年(オステンド)大会は地域別単位による管理を廃止したが、当時既存の地域別単位に関しては、その権利、特典、権限、義務又は任務は全面的に効力を持続すると確認した。(15頁参照)

The Four-Way Test—四つのテスト— (208頁参照)

The Rotarian—ロータリアン誌— 国際ロータリーの公式機関雑誌の英語版。

USCB—ユー・エス・シー・ビー— 米国、カナダ、バーミューダの略語。

Visiting Rotarian Report Card—ビジター—出席カード— 他クラブからの来訪ロータ

リアンの出席をその所属クラブに通知し、有効出席を確認するため、クラブ幹事が用いる通知カード。

Vocational Craft Assemblies—職業別協議会— 通常国際大会又は地区大会に於て開催され、それら大会に出席したロータリアンが他地域からの同業者と意見を交換し、職業奉仕問題を協議するための職業別集会。

Voting Delegate's Card—投票代議員カード— クラブ幹事がその投票代議員に対して

交付するカードで、国際大会に於ける信任状委員会による確認を要する。このカードは保持者の投票権を立証する他、投票代議員として大会に出席する資格を示すものである。

Zurich Office (略語 Z.O.)—チューリッヒ事務所— スイス、チューリッヒにある中央事務局の事務所。大陸ヨーロッパ、北アフリカ及び東地中海にあるクラブの他、その地方在住のガバナー、国際ロータリー理事及び委員のための事務を取扱う。

索引

参照頁中 215—297 頁までは全部国際ロータリー定款・細則又はロータリー・クラブ定款・細則の規定である。

| | | | |
|--------------------------|------------------------|---------------|---------------------|
| | | 理事指名のためのゾーン | 246 |
| ア | | イ | |
| 愛 称 | 127 | 意義ある業績賞 | 149~150 |
| アディショナル正会員 | 120, 123, 128 | 色、ロータリー | 133, 135, 138 |
| シニア・アクティブ会員に変更 | 123 | ロータリー徽章に使用 | 133, 135, 138 |
| 創立会員 | 83 | 委員会、国際ロータリー | 12, 37, 38, 262~264 |
| 選 挙 | 224~225, 276, 294, 299 | (各個委員会も併せ参照) | |
| 資 格 | 123, 128, 224~225, 276 | アド・ホック | 38, 262 |
| 再 選 | 225, 277, 280, 296 | 諮 問 | 12, 263 |
| 正会員がシニア・アクティブ会員になった場合の身分 | 123, 225, 280 | 任 命 | 12, 38, 262 |
| 終 結 | 225, 276~277, 280, 299 | 権 限 | 12, 264 |
| アド・ホック委員会 | 38, 262 | 委員長 | 12, 263 |
| 任 務 | 38, 262 | 統御及び監督 | 227 |
| アメリカ合衆国 | | 職務上の委員 | 263 |
| カナダ及びアメリカ合衆国のクラブ、投票 | 25 | 経 費 | 91, 94 |
| 財団寄付金の所得税より控除 | 191 | 他団体の会合にて | 91 |
| よりの理事 | 8, 244 | 合 会 | 37 |
| R. I. 理事ノミニール候補者選挙手続 | 243~244, 245~254 | 委員の資格 | 264 |
| 学校におけるスペイン語教育奨励 | 109 | 定足数 | 264 |
| R. I. 会長指名委員会に代表 | 239 | 報 告 | 37 |
| 理事指名のためのゾーン | 243 | 検討、執行委員会による | 22 |
| アメリカ合衆国カナダ及英国以外の国 | | 委員候補者リストの要請 | 38 |
| R. I. 会長指名委員会に代表 | 239, 240~241 | 理事会の検討 | 38 |
| 亜細亜 | | 幹 事 | 264 |
| よりの理事 | 8, 244 | 規模及び機能 | 37 |
| R. I. 理事ノミニール候補者選挙手続 | 243~244, 245~254 | 特 別 | 12, 38, 262 |
| R. I. 会長指名委員会に代表 | 239 | 常 任 | 12, 38, 262 |
| R. I., 国際ロータリーの略語 | 304 | 定款及び細則 | 12, 262, 263 |
| R. I. B. I. の解釈 | 15, 304 | 国際大会 | 12, 50, 262, 263 |
| R. I. B. I. 審議会 | 11, 16, 17, 217 | 地区編成 | 12, 59~61, 262, 263 |
| R. I. NEWS | 154 | 財 務 | 12, 89, 262, 263 |
| RR の解釈 | 304 | 企 画 | 12, 262, 264 |
| 安全増進 | 43 | 出版物 | 12, 262, 264 |
| ANZAO | | 広 報 | 12, 262, 264 |
| 解 釈 | 299 | 委員代理 | 38 |
| よりの理事 | 8, 246 | 任 期 | 38, 263 |
| R. I. 理事候補者選挙手続 | 243~244, 245~254 | 通信による事務処理 | 37, 264 |
| R. I. 会長指名委員会に代表 | 239 | 欠 員 | 12, 263 |
| | | 通信による投票 | 37 |
| | | 委員会、ロータリー・クラブ | 35, 36, 291~293 |

(各個委員会も併せ参照)

| | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 権限 | 292 |
| 委員長 | 291 |
| 国際ロータリー文献郵送 | 149 |
| 中央事務局との接触 | 149 |
| 管理, 監督 | 279 |
| 任務 | 292, 293 |
| 職務上の委員 | 292 |
| 報告 | 292 |
| 特別 | |
| 出席 | 291, 292 |
| 職業分類 | 291, 293 |
| 親睦活動 | 291, 293 |
| 雑誌 | 291, 293, 294 |
| 会員選考 | 291, 293 |
| 継続性 | 125 |
| 会員増強 | 36, 125~126, 291, 293 |
| プログラム | 291, 293 |
| 広報 | 158, 291, 293 |
| ロータリー情報 | 36, 126, 291, 293 |
| 常任 | 291 |
| 社会奉仕 | 291, 292 |
| 国際奉仕 | 291, 292 |
| 職業奉仕 | 291, 292 |
| 位置, クラブの | 80, 84~86, 215, 223 |
| 大都市にアドレシヨナル・クラブ | 84~86, 223 |
| 「移籍会員」 | 121 |
| 遺贈, ロータリー財団に | 203, 218, 268 |
| ENAFM 解釈 | 301 |
| イベロ・アメリカ | 302 |
| よりの理事 | 8, 245 |
| よりの理事候補 | 246 |
| R.I. 理事候補選択手続 | 243, 244, 246~254 |
| R.I. 会長指名委員会に代表 | 239 |
| 理事指名のためのゾーン | 244~246 |
| 委任事項, 解釈 | 305 |
| 委任状による代理者 | |
| 国際大会 | 7, 52, 218, 232 |
| 地区大会 | 257 |
| 一般役員, 国際ロータリー, 国際ロータリー理事 会参照 | |
| インターアクト委員会 | 178~181 |
| 地区 | 179~181 |
| インターアクト・クラブ | 177~181, 201 |
| 徽章 | 134, 178, 179 |
| ガバナー, 選挙及任務 | 180 |
| 会合 | 179, 180 |
| 会員 | 178, 179 |
| 資格 | 178, 179 |

| | |
|---------------------------------------|-------------------|
| 名称 | 134, 177, 179 |
| 結成方針 | 178~181 |
| プログラム, 経費 | 180 |
| 目的 | 177 |
| 解散 | 179 |
| エ | |
| 英国ロータリー・クラブ協会 | 15 |
| 営利化, ロータリーの | 138 |
| SACAMA 解釈 | 305 |
| 襟章, ロータリー徽章 | 133 |
| オ | |
| 欧州大陸北アフリカ及び東部地中海地域 | |
| 略字 | 300 |
| 加盟, クラブの | 86 |
| 出席優勝牌 | 20 |
| よりの理事 | 8, 245 |
| クラブの名簿 | 154 |
| 青少年交換 | 106 |
| 国際共同委員会 | 110 |
| 国家間連合会 | 109 |
| 新クラブ結成, 費用 | 93 |
| R.I. 理事候補者選択手続 | 243~245~254 |
| R.I. 会長指名委員会へ代表 | 239 |
| 理事指名のためのゾーン | 245 |
| 「オノラリー・フェロー」ロータリー財団の | 204 |
| カ | |
| 会員選考委員会, ロータリー・クラブ | 291, 293 |
| 会員身分, ロータリー・クラブ | 119~131, 275, 279 |
| (特定の会員の種類も併せ参照) | |
| 正会員と名誉会員, 同一クラブで | 122 |
| 入会金 | 84, 279, 291, 301 |
| 会員の年齢 | 83, 129 |
| 入会申込 | 294~296 |
| 均衡のとれた組織 | 29, 126~127, 299 |
| 支店代表者 | 215, 276 |
| 職業の代表 | 28, 126 |
| ロータリアン同士の商売関係 | 36, 139 |
| カード | |
| 会員証明 | 21, 131, 202, 303 |
| 訪問会員による提示 | 21, 131 |
| 推薦 | 303 |
| 創立会員 | 30, 83, 300 |
| クラブ区域内に事業場を有する会員数の割合は 50パーセント, を推奨 | 80, 83 |
| 職業分類, 大見出し職業分類参照 | |
| 委員会 | 291, 293 |

| | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 継続 | 125 |
| 構成 | 215~216, 275~278 |
| 名工 | 121 |
| 増強「5名で1名」計画 | 125~126 |
| 外交官 | 120 |
| 二重 | 119, 122, 226 |
| 会費 | 84, 279, 291, 299, 301 |
| 期間 | 279 |
| 選挙 | 294~297 |
| 公職保持者の被選資格 | 227 |
| 国際ロータリー従業員 | 227 |
| 拡大 | 125 |
| 若い人に対する | 83, 129 |
| アドレシヨナル・ロータリー・クラブにおいて | |
| | 120 |
| 一つのクラブのみに | 119, 226 |
| 個人的で商社のものではない | 119 |
| 種類 | 119, 216 |
| 賜暇 | 18~19 |
| 制限 | 276 |
| 名簿 | 140 |
| 地元新聞社の代表 | 36, 158, 216, 227, 276 |
| 選挙方法 | 294~297 |
| 最少会員数 | 124 |
| 諸民族からの会員 | 121 |
| 無差別 | 121~122 |
| 特典 | 218, 226, 266, 278, 283 |
| 推薦カード | 303 |
| 推薦 | 293, 294~297, 303 |
| 公職保持者 | 120, 227 |
| 身分 | 119, 127, 215~216, 275~276 |
| ロータリー・クラブ区域限界内に事業場又は住 居 | 119 |
| 定足数 | 291 |
| 記録及び報告 | 18, 265, 267, 290, 299, 303 |
| 再選挙 | 280 |
| 復帰 | 280 |
| 報告書式 | 303 |
| 退会 | 283 |
| 責任 | 284 |
| ロータリー財団奨学金学友 | 122 |
| 半期報告 | 265, 290, 305 |
| 不本意な元ロータリアンの地位 | 129 |
| 学生 | 131 |
| 終結 | 280~283 |
| 名称 | 218 |
| 転居 | 121 |
| 婦人は無資格 | 129 |
| 会員証明票 | 21, 131, 202, 303 |

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 訪問ロータリアンによる提出 | 21, 131 |
| 会員増強委員会, ロータリー・クラブ | 36, 125~126, 291, 293 |
| 会員名簿の使用, 商用の目的で | 140, 154 |
| 海外, 篤志家ロータリアン | 104 |
| 海外奉仕篤志家, ロータリー | 104 |
| 海外旅行 | |
| ロータリー関係の青少年の | 108 |
| 会議, 解釈 | 173 |
| 会議運営手続規則 | 167~173, 267 |
| 会計監査 | |
| ロータリー・クラブ | 294 |
| 国際ロータリー | 266 |
| 報告 | 93 |
| ロータリー財団 | 195 |
| 会計事項 | 264~266 |
| 会計年度 | |
| ロータリー・クラブ | 294 |
| 国際ロータリー | 90, 264 |
| ロータリー財団 | 194 |
| 会合 | |
| R.C. 理事会 | 33, 85, 289, 291 |
| R.I. 理事会 | 227 |
| R.I. 委員会 | 37 |
| 地区 | |
| 協議会 | 72, 255 |
| 大会 | 13, 72~75, 256 |
| 数地区合同 | 75 |
| 日程 | 75, 256 |
| 立案案検討のため | 74, 115 |
| 国境善隣 | 111 |
| ロータリー・クラブ | 82, 275, 290 |
| 休会 | 19, 34, 275, 290 |
| 欠席 | 18~19, 290 |
| 酒類飲用の可否 | 35 |
| 年次総会 | 275, 290 |
| 出席, 大見出し例会出席参照 | |
| 取消し | 19, 34, 275, 290 |
| 2週間に1度 | 82 |
| 非公式の会合 | 20 |
| 都市連合会, 出席成績 | 19 |
| 国家間 | 109 |
| 祈禱 | 34 |
| 他の奉仕クラブと連合 | 34, 42 |
| 変更通知 | 290 |
| 議事の順序 | 33, 297 |
| 場所 | 34 |
| プログラム | 33 |
| 有望会員の出席 | 128 |

| | | | |
|----------------------|------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 船上 | 20 | 任期 | 12, 230 |
| 学生, 来賓として | 108 | 欠員 | 230, 242 |
| 例会の取消し | 19, 34, 275, 290 | 会長ノミニー, 国際ロータリー | 24, 241~243 |
| 他の奉仕クラブと | 34, 41 | 経費 | 91 |
| 外国政府代表者をクラブに | 120 | 会長, ロータリー・クラブ | 279 |
| 回章, クラブ又はロータリアンに | 139~140 | 1年前に選出 | 33 |
| 改正(大見出し規則制定も併せ参照) | | 任務 | 32~33, 290 |
| R. C. 細則 | 46, 284, 297 | 次期, 地区協議会出席 | 13, 32, 72, 255 |
| R. I. 細則 | 45, 113, 219, 270 | 委員会の職務上の委員 | 292 |
| R. C. 定款 | 45, 113, 223, 285 | 指名及び選挙 | 289 |
| R. I. 定款 | 45, 113, 219 | 資格 | 32, 279 |
| 会場監督, 国際ロータリー大会 | 232 | 任期 | 279 |
| 会場監督, ロータリー・クラブ | 279, 289, 290 | 会費, 国際ロータリー, 大見出し人頭分担金参照 | |
| 会長, 国際ロータリー | | 会費, ロータリー・クラブ | 84, 223, 279, 291, 301 |
| 理事会に代って行なう権限 | 38 | 徴収 | 290 |
| 理事会議長 | 8, 10, 216 | 最低 | 84 |
| 地域大会の委員長 | 161 | 不払 | 280 |
| 任務 | 10, 230 | 学生 | |
| 選挙 | 10, 217, 229, 239, 254 | バッジにロータリー徽章 | 137 |
| 職務上の | | 青少年の交換 | 105, 106, 107, 301 |
| 諸委員会委員 | 10, 263 | クラブ会合のお客 | 108, 131 |
| 元会長審議会議員 | 12, 267 | 紹介状 | 106, 131 |
| 経費 | 93 | 貸費資金 | 305 |
| 地理的選択 | 10 | ロータリー・クラブにおける資格 | 131 |
| 理事会会員 | 8, 216 | 国際間理解増進 | 105 |
| 指名(大見出し会長指名委員会を併せ参照) | | 拡大補助者 | 79, 81, 88, 302 |
| クラブによる | 10, 23, 24, 239 | 経費 | 82, 92 |
| 委員会による | 10, 13, 23, 24, 239 | 学友, 教育補助金受領者, クラブ及び, 地区集會出席 | 198 |
| 任期 | 12, 230 | 「各ロータリアンは青少年の模範」標語 | 176 |
| 理事としての | 12, 230 | 貸切飛行機, 団体旅行用 | 97 |
| 旅行 | 23 | 活動の同格部門 3点 | 72 |
| 欠員 | 230 | 活動 | |
| 会長指名委員会 | 10, 12, 23~24, 239~241 | ロータリー地区提唱の | 76 |
| 補欠委員 | 24, 240 | ロータリー財団 | 196 |
| 権限 | 12, 264 | カナダ | |
| 構成 | 23, 239~241 | より理事 | 8, 245 |
| 会合 | 24, 241 | 集団, 理事指名のため | 245 |
| 決定に対する外部の影響 | 24 | R. I. 理事候補者選択手続 | 244, 245~254 |
| 手続 | 23~24, 239~241 | R. I. 会長指名委員会に代表 | 239 |
| 定足数 | 241 | カナダ一合衆国クラブ, 投票 | 25 |
| 報告 | 23~24, 241 | ガバナー, 大見出し地区ガバナー参照 | |
| 任期 | 240 | 過半数投票, 解釈 | 173 |
| 同点得票 | 240 | 加盟金 | 84, 223, 300 |
| 欠員 | 240~241 | 再結成クラブ | 86~87, 224 |
| 会長エレクト, 国際ロータリー | | 加盟, 国際ロータリーへ | 86~87, 223 |
| 任務 | 230 | 加盟金 | 84, 223, 300 |
| 経費 | 91, 93 | 再結成クラブ | 86~87, 224 |
| 理事会会員 | 8, 216, 230 | 加盟, クラブ | 84, 88 |

| | | | |
|------------------------------------|-----------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 申込 | 87, 223 | 襟章 | 133 |
| 取消し | 224 | 免許料 | 135~136 |
| 言語 | 87 | 国際ロータリー役員 | 133 |
| 伝達 | 87 | 正しい, 不正な | 136~137 |
| R. I. B. I. | 87 | 仮クラブ | 137 |
| 引渡し | 224 | 制限 | 266 |
| 加盟クラブ, 解釈 | 303 | ローターアクト・クラブ会員 | 182 |
| 仮ロータリー・クラブ | 82, 137, 303 | 使用料手続 | 135~136 |
| 地方名 | 82 | 商標 | 134 |
| 結成 | 82, 86 | 婦人 | 136 |
| 徽章の使用 | 137 | 「貴地域社会に移動するロータリアンに関する通知」用紙利用を強調 | 126 |
| 管理, 国際ロータリー | 7~14 | 規則制定 | 113, 116, 231~232, 237~238 |
| 地域 | 15~17, 217, 255 | (大見出し決議も併せ参照) | |
| 管理調査委員会 | 300 | 非常事態 | 114, 231 |
| 地区 | 59~78 | 提案の様式及び方法 | 116~117 |
| 国又は地域別単位 | | 国際大会における投票 | 52 |
| R. I. B. I. | 15~17 | 規定審議会 | 8, 115, 171~172 |
| 無地区クラブ | 14 | 議長 | 8, 172, 235 |
| 中央事務局による事務 | 9~10 | 任命 | 235 |
| 管理, ロータリー・クラブ大見出しクラブ, ロータリーの管理の項参照 | | 任務 | 235~236 |
| 管理顧問 | | 構成 | 235 |
| 解釈 | 299 | 信任状 | 172, 237 |
| 任務 | 14 | 起草委員会 | 172, 237 |
| 経費 | 14 | 地区代表者の選挙 | 236 |
| 管理事務 | 9~10 | 非常立法 | 114, 231 |
| 管理主体, 国際ロータリー | 8, 22, 216, 227 | 特別代議員 | |
| 管理上の集団 | 254 | 任命 | 235 |
| 管理上の単位 | 255 | 任務 | 236 |
| | | メンバー | 8, 115, 235 |
| | | 郵便投票による指名 | 236~237 |
| | | 役員 | 235 |
| | | 議事進行の手続 | 172 |
| | | 議事 | 115, 172 |
| | | 定足数 | 172, 237 |
| | | 議事録 | 115, 172 |
| | | 報告, クラブへ | 172, 238 |
| | | 報告, 国際大会へ | 172, 238 |
| | | 会議運営手続規則 | 115, 167~173, 237~239 |
| | | 幹事 | 235 |
| | | 時期及び場所 | 8, 113, 218, 237 |
| | | 会員への通知 | 237 |
| | | 規定と条件, 免許料及び使用料手続に関する | 135~136 |
| | | 祈禱, 例会における | 34 |
| | | 記念品, ロータリー・クラブ, 大見出しバナー, ロータリー・クラブ参照 | |
| | | 規範, 正しい服務水準の | 210 |
| | | 寄付, 国際ロータリー資金よりの | 98 |

| | | | |
|---------------------------|-------------------|--------------------------|------------------|
| 地方的行事 | 42 | 文房具、ロータリー徽章の使用 | 136 |
| 救助、戦災者 | 165 | 「業務を通じての奉仕」 | 207 |
| 災害時 | 165, 166 | 均衡のとれた会員組織、ロータリー・クラブにおける | 29, 126~127, 299 |
| 救済事業 | 165~166 | 銀行勘定 | |
| 寄付 | 165~166 | ロータリー・クラブ | 294 |
| 財団の一目標として | 165 | 国際ロータリー | 10 |
| 方針 | 166 | 旅行資金に利用 | 96 |
| 災害時における | 165, 166 | ロータリー財団 | 195 |
| 戦災者 | 165 | | |
| 救済資金 | 165 | | |
| 休日、例会 | 19, 34, 275 | | |
| 休会になった例会 | 19, 34, 275, 290 | | |
| 教育 | | | |
| 成人 | 43 | | |
| 国際理解推進に学校と協力 | 108 | | |
| 職業参考書棚 | 303 | | |
| 有望な新婦化人 | 145 | | |
| ロータリー | 35, 147, 293, 304 | | |
| 教育補助金受領者、学友 | | | |
| クラブ及び地区大会出席 | 198 | | |
| 教育補助金受領者 | | | |
| のための顧問 | 198 | | |
| 教育補助金 | 159, 196~198 | | |
| 大学院課程奨学生のための | 196, 197, 198 | | |
| 専門的訓練のための | 196, 197, 198 | | |
| 大学課程奨学生のための | 196, 197, 198 | | |
| の延期 | 198 | | |
| 候補者選考手続 | 197~198 | | |
| 目的 | 196 | | |
| 資格 | 196, 197 | | |
| 協議会、協議会名参照 | | | |
| 業績賞、有意義な | 149~150 | | |
| 競争、出席 | | | |
| クラブ | 18~21 | | |
| 地区 | 20, 71 | | |
| 業務 | | | |
| ロータリアンに助言及援助、委員会 | 36 | | |
| カード、ロータリー徽章の使用 | 136 | | |
| 解釈、職業分類目的に | 27 | | |
| 順序 | | | |
| クラブ例会における | 33 | | |
| ロバート式議事規則 | 267 | | |
| クラブ所在都市の行政区域内に住居を持つロータリアン | 120, 216 | | |
| クラブの区域限界内に住居を持つロータリアン | 119 | | |
| 関係、ロータリアン間の | 36, 139 | | |
| 職業連絡会議 | 209 | | |
| 水準 | 207, 210 | | |

| | | | |
|------------------------|---------------|--|------------------------|
| 中央事務局による管理事務 | 9~10 | 役員、大見出し役員、ロータリー・クラブ参照 | |
| 創立記念日遵奉、ロータリー | 33, 159 | 議事順序 | 33, 297 |
| 年次総会 | 275, 290 | 支払、人頭分担金、大見出し人頭分担金参照 | |
| 資金募集 | 43 | プログラム | 33 |
| 富くじ | 35 | 仮の、大見出し仮ロータリー・クラブ参照 | |
| 政治的性質の国際問題解決のための嘆願 | 283 | 出版物 | 137 |
| 国際大会出席、会員の | 7, 52, 217 | 地域又は区分集団 | 9 |
| 会計監査 | 294 | 青少年への奉仕諸団体との関係 | 176~177 |
| 立法議案に対する投票 | 238 | 再結成 | 86, 224 |
| 銀行預金 | 294 | 報告 | |
| バナー | 36 | 地区ガバナーに | 20, 266, 290, 299 |
| 予算 | 294 | 国際ロータリーに | 18, 265, 267, 290, 299 |
| 名称、変更 | 186, 285 | 国際大会へ代表 | 7, 52, 217 |
| 加盟認証状、加盟、クラブ参照 | | 内部に代表的会員 | 28, 29, 127, 299 |
| 配布 | 139 | 脱会、国際ロータリー加盟を | 224 |
| 職業分類、職業分類参照 | | 国際理解に関する責任 | 100 |
| 社会奉仕活動 | 39~44, 292 | 決議 | 297 |
| 構成 | 7, 215 | 役員選択 | 33 |
| 定款の権限、限界 | 48 | 青少年奉仕 | 174~185 |
| 団体行動 | 39, 100, 144 | 講演者への謝礼 | 33 |
| 解散、会員の地位 | 130~131 | 構成 | 13 |
| 懲戒 | 224 | 学生招待 | 108, 131 |
| 論争 | 284 | 計画及び目標の要約、報告 | 305 |
| 青少年交換 | 105, 106, 301 | 監督 | 8, 11, 63, 217, 254 |
| 拡大、クラブ内 | 125, 302 | 終結、国際ロータリー加盟 | 224 |
| 機能の不履行 | 224 | 区域限界 | 80, 186~188, 223, 305 |
| 財政、財政ロータリー・クラブ参照 | | 変更 | 85 |
| 会計年度 | 294 | 農村 | 187 |
| 募金、財政ロータリー・クラブ参照 | | 訪問、大見出しロータリー・クラブ訪問参照 | |
| 管理主体 | 289 | 職業奉仕活動 | 207~211 |
| 区分管理 | 67, 302 | 投票 | 25, 218, 238, 291 |
| 聴問 | 279, 291 | クラブの区分監督 | 67, 302 |
| 収入 | 47 | グループ、元ロータリアン | 129~130 |
| 法人化 | 99 | グループ別地区協議会 | 75, 266 |
| 国際奉仕活動 | 80, 215 | グレート・ブリテン及びアイルランド、大見出し国際ロータリー、グレート・ブリテン及びアイルランド内参照 | |
| 位置 | 84, 85, 223 | | |
| 大都市における | | | |
| 会合、大見出し会合のロータリークラブの項参照 | | | |
| 会員身分、会員身分、ロータリー・クラブ参照 | | | |
| 他団体に加入 | 34, 48 | | |
| 採決の方法 | 291 | | |
| 最少会員数 | 124 | | |
| 新、大見出し新クラブ参照 | | | |
| 無地区 | | | |
| 管理 | 14 | | |
| 監督 | 14 | | |
| 数 | | | |
| 国際ロータリー加盟の | 7 | | |
| 地区内の | 59, 71 | | |

財団管理委員会 192, 269
 欠員, ロータリー・クラブ役職に 289
 決議, 国際ロータリー大会(大見出し, 規則制定を併せ参照) 113, 231, 237, 304
 非常事態 114, 231
 提案様式及び方法 116
 現状, 1910年より1942年に採用された決議 117
 調査 117
 国際大会の投票 52
 決議 No. 23-34 39, 304
 決議, ロータリー・クラブ 297
 決議案, 大見出し決議参照
 決定に提訴
 ロータリー・クラブ理事会の 279, 283
 国際ロータリー理事会の 224, 227, 228
 研究会, 青少年 175
 研究会, 地域的研究会及びロータリー研究会参照
 研究グループ交換 199
 言語
 研究に学校と協力 108
 公式, 国際ロータリー 87, 155
 スペイン語教育, アメリカ合衆国の学校にて 109
 研究集団 109
 原子力使用に関する提案 101
 建築計画, ロータリーの名称使用 138

コ

語彙 299~306
 講演者
 ロータリー・クラブにて, 謝礼 33
 外国クラブとの交換 110
 クラブにて後援された討論会 148
 学校へ提供, クラブにより 108
 交換
 バナー 36
 講演者 110
 青年 105
 交歓の家 51
 交換レート 90, 265
 工業的活動, 職業分類設定のための, 解釈 28
 公共問題 283
 公式言語, 国際ロータリーの 87, 155
 公式名簿 139, 154
 版権 154
 非ロータリアンへの配布 155
 商用 139, 155
 ホテル一覧表 154
 功績賞, 青年 176
 交通安全 43

合同インターアクト委員会 179
 合同ローターアクト委員会 183
 広報 158~159
 ロータリーに人々の注意を引くことによって 159
 委員会, R. C. 158
 委員会, R. I. 12, 262, 264
 広報によってロータリーに人々の注意を引くこと 159
 候補者
 理事
 選択手続 243~254
 地区ガバナー
 指名委員会 259
 郵便投票による指名 260
 会長
 指名委員会手続, 選択のための 23~24, 239
 クラブによる指名 24
 公務員
 会員被選資格 119, 227, 277
 候補者の支持 283
 国際協議会
 ガバナー・ノミニーの出席 63, 65, 92
 旅費の前渡 95
 構成 12, 266
 資料の配布 12
 経費 92
 前渡金, 旅行のための 95
 位置 92, 266
 プログラム
 ロータリー拡大問題を上程 88
 ロータリーに関する広報の増進 159
 責任 22
 目的 12, 266
 時期 12, 266
 国際交換
 バナー 36
 講演者 110
 青少年 105
 プログラム, ロータリー提唱の 106
 国際学生交換
 クラブ・レベルでの 105
 地区レベルでの 105
 委員会 105
 国際懇親宴会 55
 国際赤十字, 協力 166
 国際大会, 国際ロータリー 7, 49~58, 217, 232
 管理経費 50~51
 出席 50, 57~58
 委員 91

理事 91
 ガバナー・ノミニー 63
 増進 51
 統計 57~58
 バッジ, 元役員用 55
 投票準備委員会 52, 248, 254
 簡単な報告 300
 招集 232
 委員会 12, 50, 262, 263
 任務 50, 263
 報告 263
 任期 263
 契約 49~50
 規定審議会, 大見出し参照
 信任状 52, 233
 委員会 52, 233
 日付 7, 49, 217, 232
 過去の大会 57~58
 討論 233
 代議員 7, 52, 217, 232, 301
 補欠者 52, 232, 299
 特別代議員 7, 52, 218, 233, 301
 委任状による代理者 7, 52, 218, 232
 資格 232
 定足数 233
 座席 235
 投票 52, 114, 218, 234, 254
 選挙人 25, 52, 218, 254
 非常立法
 規則制定, 大見出し規則制定参照
 接待 51
 経費 50, 91
 管理 50, 91
 出席
 委員会 91
 理事 91
 歓待 51, 92
 懇親宴会, 国際 55
 財政的準備 50~51
 聴問 224, 228
 主催クラブ 49, 50, 51
 ホテル割当 54
 交歓の家 51
 招致 49
 立法, 大見出し立法参照
 立法機関 7, 113, 172, 218
 位置 7, 49, 217, 232
 アメリカ合衆国以外 49
 過去の国際大会 57~58

会場 50
 役員 232
 議事日程 50
 元役員会 12, 55
 場所 7, 49, 217, 232
 方針 50~51
 準備 49
 議長 10, 230
 議事録 55
 版権 56, 156
 プログラム 50
 委任状による代理者 7, 52, 218, 232
 宣伝 50, 159
 目的 7
 定足数 223
 登録
 委員会 51
 登録料 54
 クラブの代表 7, 52, 217
 決議, 大見出し決議参照
 会議運営手続規則 167~173
 着座 55, 235
 会場監督 232
 中央事務局の仕事 51
 ソング・リーダー 50
 特別 217
 特別協議会 55, 235, 305
 時期 7, 49, 217, 232
 輸送 51, 52
 委員会 51
 職業別協議会 306
 投票 52~53, 114, 218, 234
 投票用紙に順に記載すべき候補者氏名 24~25, 54
 手続 53, 218, 233
 単一移議式投票 25, 53~54
 国際大会決議の成文化 116~117
 国際奉仕 99~112
 委員会, クラブ 291, 292
 ロータリー文献中に強調 157
 青少年の交換 105~108, 301
 プログラム, ロータリー提唱の 106
 教育機関における 108
 財団の目的 192
 国際ロータリーの方針 99
 ロータリー海外奉仕篤志家 104
 小企業相談所 103
 研究集団 109
 世界社会奉仕 102
 同一職業分類の人々の国際的交換 104

| | | | |
|--------------------------------|---------------|-----------------------------|------------------------|
| 資産関与権—その放棄 | 283 | 委員会 | 162 |
| 支局, 事務局の | 10 | ロータリー財団 | 194 |
| 支出報告 | 94 | 保証金 | 230 |
| 慈善資金, 大見出し資金に対する懇請参照 | | 任期 | 229 |
| 執行委員会 | | 欠員 | 230 |
| 理事会, 国際ロータリー | 8, 22, 228 | 指名, 国際ロータリー役員の | 239~254 |
| 郵便投票による決定 | 22 | 理事会 | 24~25 |
| ロータリー財団管理委員の実行委員会 | 192 | 国際大会において | 246~247 |
| 支店代表者 | 213, 276 | 郵便投票 | 248~249 |
| 自動車責任保険 | 97 | 指名委員会手続 | 249 |
| シニア・アクティブ会員 | | 招集者, 大会における選挙人会合の | 25 |
| 120, 123~124, 225~226, 277~278 | | 選択方法 | 24~25, 243 |
| 入会金 | 279 | 宣伝 | 25 |
| 創立会員として | 83 | 同点投票 | 249 |
| 出席要求 | 281~282 | 地区ガバナー | 11, 13, 259~262 |
| バッジに職業分類 | 124 | 郵便投票 | 11, 260 |
| 選挙方法 | 225, 277, 296 | 証明書 | 300 |
| 新クラブにおける | 83 | 委員会 | 259 |
| 再建されたクラブにおける | 124 | 会長 | 23~24, 239~243 |
| 特典 | 226, 278 | クラブによる | 23~24, 239, 241 |
| 資格 | 123, 225, 277 | 指名委員会による | 10, 13, 23~24, 239~243 |
| R.I.B.I. | 124 | 指名, ロータリー・クラブ役員の | 289 |
| 終結 | 226, 280 | 諮問委員会 | 12, 13, 263 |
| 事務局, 国際ロータリー | 9~10, 11, 305 | 地区 | 67, 70, 263 |
| 管理事務, ガバナー及びクラブに対する | 9 | 地域 | 12, 13, 263 |
| 支局 | 10 | 社会奉仕 | 39~44 |
| クラブ及びクラブ委員会との接触 | 149 | 活動, クラブ | 39, 44 |
| 経費 | 93 | 委員会, クラブ | 291, 292 |
| 奉仕 | | 協力, 他団体との | 41~42 |
| 如何なる国のクラブ | 9 | 会議手続規則 | 41~42 |
| 国際大会 | 51 | 参加, 国際ロータリーの | 42 |
| 職員 | 11, 305 | 宣伝 | 40 |
| クラブにおける会員身分 | 227 | 決議 23—34 号 | 39 |
| 事務総長, 国際ロータリー | 11, 217, 230 | 世界 | 102 |
| 年次報告 | 11, 230 | 州議会への出席, クラブ例会欠席理由として | 20 |
| 理事会代行権限 | 38 | 住居, 解釈 | 119 |
| 法人印の捺印権限 | 47 | 宗教, ロータリーとの関係 | 34, 144 |
| 報酬 | 230 | 出席委員会, ロータリー・クラブ | 291, 292 |
| 任務 | 9, 11, 230 | 出席競争 | 18~21 |
| 国際大会に関する | 50~51 | 地区 | 20, 71 |
| 地域大会に関する | 162 | 規定 | 18~20 |
| 選挙 | 11, 229 | 出席競争規定 | 18~20 |
| R.I. 役員への書簡 | 302 | 出席投票議員, 解釈 | 173 |
| 事務長乃至幹事 | | 出席トロフィー | 20 |
| 理事会 | 216 | 出版物 | |
| 委員会 | 264 | クラブ | 140 |
| 規定審議会 | 235 | 地区 | 78, 155 |
| 元会長審議会 | 267 | 各国に関する文献 | 112 |
| 地域大会 | 161 | 出版物, 国際ロータリー(大見出し文献, ロータリー; | |

| | | | |
|------------------------------------|----------------------|-----------------------------|------------------------|
| 雑誌, 国際ロータリー: 「レピスタ・ロータリア」も併せ参照) | 151~157 | 合併会社 | 30 |
| 「奉仕の冒険」 | 156 | 最少限, 新クラブ | 30 |
| 版権 | 156 | 新聞代表 | 36, 159, 216, 227, 277 |
| 「国際大会議事録」大見出し国際大会, 国際ロータリーの議事録の項参照 | | シニア・アクティブ又はバスター・サービス会員のバッジに | 124 |
| 版権 | 55, 156 | 単種工業地 | 28, 30 |
| 雑誌, 国際ロータリー, 大見出し雑誌, 国際ロータリー参照 | | 原則固守 | 30 |
| 「手続要覧」 | 157 | 公職 | 227, 277 |
| 「公式名簿」, 大見出し公式名簿参照 | | 宗教代表 | 216, 227, 277 |
| 出版方針 | 156 | ロスター | 27, 28, 127, 293, 300 |
| 国際連合に関する | 101 | 企業内の独立部門 | 28 |
| 「レピスタ・ロータリア」大見出し「レピスタ・ロータリア」参照 | | 「60 %」勧告 | 29 |
| 「国際ロータリー・ニュース」大見出し「国際ロータリー・ニュース」参照 | | 調査 | 27, 28, 127, 293 |
| 出版物委員会, 国際ロータリー | 12, 151, 262, 264 | 「10 %」代表 | 29 |
| 任務 | 151 | 用語 | 27 |
| 紹介状, 非ロータリアン | 106, 131 | 職業分類指針, 国際ロータリー | 27~31 |
| 奨学金, ロータリー財団 | 196~198 | 職業分類に基づくクラブ, 婦人 | 140 |
| 奨学生, ロータリー財団学友 | 122 | 職業奉仕 | 207~211 |
| 小企業相談所 | 103, 210 | 道徳律, ロータリー | 210 |
| 商業会議所, ロータリーとの関係 | 42 | 委員会, クラブ | 291, 292 |
| 商業的活動, 職業分類設定のための, 解釈 | 28 | 職業参考書棚 | 303 |
| 常任委員会, 国際ロータリー | 12, 38, 262~264 | 企画 | 210 |
| 少年事業, 青少年への奉仕を見よ | | 正しき服務水準 | 210 |
| 少年少女週間 | 175, 300 | 声明 | |
| 商標 | | 「四つのテスト」 | 207 |
| ロータリー徽章の使用 | 134, 266 | 「業務を通じての奉仕」 | 207 |
| ロータリーの名称使用 | 134, 266 | 所得税, 財団寄付控除 | 191 |
| 情報, ロータリー | 35, 146, 147, 304 | 諸民族, クラブに代表 | 121 |
| 情報委員会, ロータリー・クラブ | 35, 126, 291, 293 | 新会員 | |
| 職業連絡会議 | 209 | ロータリーに関する教育 | 35, 293 |
| 職業参考書棚 | 303 | 入会式 | 128 |
| 職業指導 | 210 | 選挙方法 | 294 |
| 職業上の正しい服務の水準 | 210 | 人頭分担金の支払 | 90 |
| 職業別協議会, 解釈 | 306 | 推薦カード | 294, 303 |
| 職業分類 | 27~31, 223, 276, 300 | 資格 | 119 |
| 活動又は奉仕一地位ではない | 28 | 新婦人, 教育を強調 | 145 |
| 創立会員 | 30, 83 | 新クラブ | |
| 委員会, クラブ | 291, 293 | スポンサー・クラブの援助 | 84 |
| 外国の同一職業分類の人との接触 | 104 | 職業分類の最低数 | 30, 83 |
| 修正 | 276 | 出席競争参加 | 20 |
| 産業の区分 | 28 | 人頭分担金 | 90, 265 |
| 同一職業分類に 2 名の代表 | 225, 276 | 結成の問題を国際協議会に上程 | 88 |
| 指針 | 27~31 | プログラム | 84 |
| 制限 | 276 | 結成方針 | 79 |
| 一覧表, ロータリアンの | 140 | 訪問 | 71 |
| | | 新クラブの結成, 大見出しロータリー拡大参照 | |
| | | 身体障害児童の救済事業 | 43 |
| | | 人頭分担金 | 90, 218, 265, 303 |
| | | 変更 | 271 |

| | | | | | | | |
|-------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|----------------|---------------------------|----------------------|
| 地区連合会 | 109 | 公式訪問報告書 | 303 | 発表 | 72 | 時期及び場所 | 13, 72, 73, 256 |
| 国家間に跨る | 59, 61 | マンズリー・レター | 63, 65, 71, 259, 302 | 新会員の入会式 | 128 | 投票 | 256 |
| 集会 | | 指名 | 11, 13, 62, 259 | 雑誌 | 153 | 地区大会における会長代理 | 74 |
| 立法案検討のため | 74, 115 | 郵便投票による | 11, 260 | シニア・アクティブ会員 | 123 | 経費 | 93 |
| 数地区合同 | 75 | 証明書 | 300 | ロータリーに関する一般情報の増進 | 159 | 地区の後援, 活動 | 76 |
| 日程 | 75, 255~256 | 委員会 | 259 | 執行委員会推奨の | 22 | 地区編成 | 59~61 |
| クラブ数 | 59, 61 | クラブ公式訪問 | 63, 65, 71, 159, 258 | 目的 | 13, 72, 255 | 委員会 | 12, 59~61, 262, 263 |
| 地区数 | 8 | 元, 大見出し元役員, 国際ロータリー参照 | | 日程 | 75, 256 | 地区連合青少年委員会資金 | 77 |
| 組織 | 9, 59, 69 | 資格 | 63, 257 | 部分的 | 75, 266 | 「地方」用語解釈 | 80, 186 |
| 数地区合同 | 69 | 記録 | 70 | プログラム, 執行委員会推奨の | 22 | 中央事務局, 大見出し事務局, 国際ロータリー参照 | |
| 出版物 | 78 | 解任 | 261 | 放棄, 会合の | 72 | 仲裁 | 284 |
| 幹事 | 69 | 報告 | | 地区再編成, 大見出し地区編成参照 | | 忠実, 国家及びその宗教に対するロータリアンの | 144 |
| 大きさ | 59, 61 | 出席 | 18, 20, 64 | 地区編成の日程 | 75, 256 | チューリッヒ事務所 | 306 |
| 監督 | 8, 217, 255 | 公式訪問報告書 | 303 | 地区大会 | 13, 72~75, 256 | 「超我の奉仕」 | 39, 143, 201, 305 |
| 地区委員会 | | 半期 | 70 | 出席 | | 調査 | |
| 諮問 | 67, 263 | クラブの集団監督分代理 | 67, 302 | 元教育補助金受領者 | 198 | 管理事務費 | 10 |
| 拡大 | 79 | 特別選挙 | 261 | 奨励 | 73 | 職業分類 | 27, 28, 125 |
| 財政 | 77 | 特別代表 | 81, 92, 305 | 委員会 | 73 | 青少年のレクリエーション及び文化的活動のため | 175 |
| インターアクト | 179 | 身分 | 62 | 開催日 | 13, 72 | の地域社会の施設 | 175 |
| 国際共同 | 110 | 任期 | 12, 63, 230 | 期間 | 73 | 国際大会決議 | 117 |
| 地区連合青少年 | 77 | 活動の同格部門 3 点 | 72 | 選挙人 | 256 | ロータリーの拡大 | 81 |
| 会員増強 | 125 | 旅費 | 65, 67, 68, 92, 94~96 | 接待 | 74 | 地域社会内の事業 | 125 |
| 指名 | 259 | 欠員 | 230 | 展示 | 74 | 聴聞 | |
| 広報 | 159 | クラブ訪問 | 63, 65, 71, 159, 258 | 費用 | 73 | 理事会, 国際ロータリー | 224, 227 |
| レクリエーション活動 | 138 | 宣伝 | 157 | 地区ガバナー | 65, 68, 91 | クラブ | 282~283 |
| ローターアクト | 184 | 地区ガバナー公式訪問報告書 | 303 | 会長代理 | 93 | 国際大会 | 224, 227 |
| 世界社会奉仕 | 102 | 地区ガバナー事務取扱 | 262, 299 | 機能 | 256 | 直前ガバナー, クラブ訪問 | 71 |
| 青少年交換 | 106 | 地区ガバナー指名委員会 | 257 | 連合 | 73, 256 | 地理的集団 | |
| 地区ガバナー | 11, 17, 61~65 | 地区ガバナー指名証明書 | 300 | 位置 | 13, 72, 73 | 理事 | 24~25, 243~246 |
| ロータリー事務によるクラブ例会欠席 | 19 | 「地区ガバナー諮問委員会」 | 70 | 地区の区域外 | 256 | R. I. 会長指名委員会に代表 | 239 |
| 事務取扱 | 262, 299 | 「地区ガバナー諮問機関」 | 70 | 理事会に対する建議案 | 117 | | |
| 暫定 | 301 | 地区ガバナー・ノミネー | | 元役員会 | 74 | ツ | |
| 職務管理 | 66 | 出席 | | 会長代理 | 74 | 国際ロータリー組織 | 6 |
| 管理補助者 | 254 | 国際大会に | 63 | 経費 | 93 | | |
| 管理事務, 事務局による | 9 | 国際協議会に | 63, 65, 92 | 贈物 | 75 | テ | |
| 自動車旅行 | 97 | 旅費の前渡 | 96 | 司会者 | 63, 66, 258 | 定款, 国際ロータリー | |
| 事務 | 68, 91 | 選択の資格 | 63, 64, 65, 257 | プログラム | 73 | 受諾, 承認, クラブによる | 45, 216 |
| 任務 | 11, 63, 66, 68, 258 | 地区協議会 | 13, 72, 255 | 会長代理講演 | 75 | 改正 (大見出し規則制定も併せ参照) | 45, 113, 216 |
| 選挙 | 11, 62, 256 | 出席 | | ガバナーによる管理 | 73 | 採択日 | 45 |
| 経費 | 65, 68, 91, 94~97 | 次期クラブ会長, 幹事の | 13, 32, 72, 75, 255 | 発表 | | クラブによる承認 | 43, 216 |
| 国際協議会出席 | 65, 92 | 次期地区ガバナーの | 13, 72 | 国際大会立法 | 74 | 本文 | 215~219 |
| 支出報告 | 94 | 開催日 | 13, 72 | 雑誌 | 153 | 定款及び細則, 国際ロータリー | 12, 262, 263 |
| 旅行費 | 65, 68, 91, 92, 93, 94~97 | 接待 | 72 | 執行委員会推奨の | 22 | 定款及び細則, グレート・ブリテン及びアイルランド | 15~17, 46 |
| 拡大補助者 | 82, 88, 302 | 経費 | | 委任状による代理者 | 257 | 改正 | 16, 17, 118 |
| 経費 | 82, 92 | 地区ガバナー | 65 | 目的 | 13 | 定款, ロータリー・クラブ | 45, 275~285 |
| 分代理 | 67, 302 | 次期クラブ会長, 幹事 | 72 | 報告 | 256, 301 | 承諾, 会員による | 284 |
| 名譽 | 78 | グループ | 75, 266 | 採択決議 | 75, 256 | 採択, 標準 | 13, 46, 82, 223, 275 |
| 直前, クラブ訪問 | 71 | 司会者 | 63, 66, 72, 258 | 日程 | 73, 256 | | |
| 次期, 地区協議会出席 | 13, 72 | プログラム | | 幹事 | 256 | | |

| | | | |
|--------------------------------------|------------------------|------------------------------------|-------------------|
| 改正 (大見出し規則制定を併せ参照) | 45, 113, 223, 284 | 特色 | 99~100 |
| 変更, 国の法律に従う | 45, 223 | ロータリアンの | 146 |
| 権限の限界 | 48 | ロータリーの | 173 |
| 標準 | 13, 46, 82, 223, 275 | 特典に関する質疑, 解釈 | 12, 38, 262 |
| 除外例 | 45, 223 | 特別委員会, 国際ロータリー | 38, 262 |
| 本文 | 275~285 | 任期 | 55, 235, 266, 305 |
| 定款に関する事項 | 45~48 | 特別協議会 | 217 |
| 定款の辞句解釈 | 113 | 特別国際大会 | 235 |
| 提訴, 決定に対する | | 特別代議員, 規定審議会 | 81, 92, 305 |
| ロータリー・クラブ理事会の | 279, 282, 283 | 特別代表 | 19 |
| 国際ロータリー理事会の | 224, 227, 228 | ロータリー用務に従事するためクラブ例会欠席 | 200 |
| 定足数 | | 特別補助金 | 43 |
| 理事会, ロータリー・クラブ | 291 | ロータリー財団の目的に添う活動への | 303 |
| 理事会, 国際ロータリー | 228 | 都市農村関係増進 | 264 |
| クラブ会員 | 291 | 図書館, 職業参考書棚 | 148 |
| 委員会, 国際ロータリー | 264 | 都市連合 | 19 |
| 国際大会 | 233 | ゼネラル・フォーラム | 23 |
| 規定審議会 | 172, 237 | 会合, 出席承認 | 24 |
| 会長指名委員会 | 241 | 国際ロータリー会長及び理事の訪問 | 25 |
| 「撤回と見做す」, 解釈 | 300 | 特許権, 大見出し規定と条件, 免許料及び使用料手続に関する, 参照 | 35, 43 |
| 手続規則 | 167~173, 233 | 富籤類 | 19, 34 |
| 社会奉仕会議の | 41 | 取消し, ロータリー・クラブ例会 | |
| 展示品 | | | |
| 地区大会において | 74 | | |
| | | ナ | |
| | | 名呼びの習慣 | 128 |
| | | ニ | |
| 同業組合, 参加に対する勧告 | 210 | 二重会員 | 119, 122, 226 |
| 投資 | 89, 195 | 2週間に1度の例会 | 82 |
| 同点得票 | 240, 249 | 日程, 解釈 | 173 |
| 道徳律 | 210, 266 | 入会申込 | |
| 投票 | | ロータリー・クラブに | 294, 295 |
| 通信による | 22, 37, 228 | 国際ロータリーに | 86, 223 |
| クラブ内 | 25, 217, 238, 291 | 任期 | |
| カナダ及びアメリカ合衆国の両国の会員から成る | 25 | 国際ロータリー委員会 | 38, 262 |
| クラブ | | 会長指名委員会 | 240 |
| 国際大会, (大見出し国際大会, 国際ロータリーの代議員の項も併せ参照) | 52, 114, 217, 234, 256 | 特別 | 38, 262 |
| 地区大会 | 256 | 地区ガバナー | 12, 63, 230 |
| 方法 | 24, 52, 256, 291 | ロータリー・クラブ役員 | 33, 279 |
| 単一移議式投票 | 25, 53, 259 | 国際ロータリー役員 | 11~12, 63, 230 |
| 投票準備委員会 | 52, 249, 259 | 財団管理委員会 | 192, 269 |
| 投票代議員カード, 解釈 | 306 | | |
| 道標 | 44, 136 | | |
| 登録委員会, 大見出し国際大会, 国際ロータリーの登録, 委員会の項参照 | | ネ | |
| 登録料, 大見出し国際大会, 国際ロータリーの登録, 登録料の項参照 | | 年次総会, クラブ | 279, 290 |
| 討論, 国際大会 | 172, 233 | 年次報告 | 93 |
| | | 会計監査報告 | 230 |
| | | 国際ロータリー役員 | |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 農村区域 | 187 |
| 納付金, 大見出しロータリー・クラブ入会金及びロータリー・クラブ会費参照 | |

| | |
|------------------|---------------|
| ハ | |
| 陪審員の職務, 例会欠席の理由に | 20 |
| 発祥地, ロータリーの | 300 |
| バスト・サービス会員 | 226, 278 |
| 入会金 | 226, 278 |
| 出席要求 | 281 |
| バッジに職業分類 | 124 |
| 選挙方法 | 226, 278, 296 |
| 再建クラブにおける | 124 |
| 特典 | 226, 278 |
| 資格 | 226, 278 |
| 終結 | 278, 281 |

| | |
|--------|-----|
| 旗 | |
| ロータリーの | 138 |
| 国際連合の | 102 |

| | |
|-------------|----------|
| バッジ | |
| 襟章 | 133, 303 |
| 国際大会における元役員 | 55 |
| 徽章の使用 | 136~137 |
| 認可 | 135 |
| 役員 (R. I.) | 133 |
| 学生 | 137 |
| 制限事項 | 266 |

| | |
|---------------------|------------------|
| バーミュエダ | |
| よりの理事 | 8, 244 |
| R. I. 理事ノミニエ候補者選択手続 | 243~245, 246~254 |

| | |
|------------------------|-------------------|
| R. I. 会長指名委員会に代表 | 239 |
| 理事指名のためのゾーン | 244 |
| ハリス, ボール, P., ロータリー創始者 | 302 |
| 半期報告 | 70, 265, 290, 305 |
| 半期会費支払 | 90, 265, 296 |

| | |
|---------------|---------|
| 版権 | |
| 「奉仕の冒険」 | 156 |
| 「国際大会議事録」 | 55, 156 |
| 「国際ロータリー機関雑誌」 | 156 |
| 「公式名簿」 | 156 |
| 「レピスタ・ロータリア」 | 156 |
| 「四つのテスト」 | 208 |

| | |
|---------------|--------------|
| 版權所有出版物 | 55, 156 |
| パンフレット | 155 |
| 国際ロータリー許可を有する | 155 |
| 配布 | 12, 155, 156 |

| | |
|--------|---------|
| 国際主義強調 | 157 |
| 翻訳 | 155 |
| 各国に関する | 10, 112 |

ヒ

| | |
|---------------------|-----------------------------|
| Bd. 説明 | 299 |
| 非公式会合, ロータリアンの | 20 |
| 非公式な友好グループ, ロータリアンの | 138 |
| 避難者 | |
| 救済資金 | 165~166 |
| 不本意解散後の会員の地位 | 130 |
| 標語, ロータリー | 39, 142, 176, 201, 302, 305 |

フ

| | |
|------------------|---------------|
| プエルト・リコ | 254 |
| よりの理事 | 8 |
| R. I. 会長指名委員会に代表 | 239 |
| フォーラム | |
| クラブ | 36, 148 |
| 都市連合 | 148 |
| 副会長 | |
| ロータリー・クラブ | 279, 281, 282 |
| 国際ロータリー | 10, 229 |
| 選挙 | 10, 229 |
| 順番, 欠員の場合 | 10 |
| 会長の職に | 230 |

| | |
|----------------|---------|
| 婦人 | |
| ロータリー・クラブの補助団体 | 141 |
| 職業分類クラブ | 140 |
| ロータリーにおける会員資格 | 129 |
| ロータリー徽章の使用 | 136~142 |
| 会長代理夫人の経費 | 93 |
| 部分的協議会 | 75, 266 |

| | |
|-------------------|--------------|
| プログラム | |
| 国際大会, 国際ロータリー | 49, 233 |
| 国際青少年交換, ロータリー提唱の | 105 |
| プログラム, クラブ | 33, 293 |
| 事務局よりの材料 | 143~150 |
| 新クラブ | 84 |
| 「ロータリアン誌」の利用 | 151 |
| プログラム委員会, クラブ | 291, 293 |
| 文献, ロータリー | 151~157 |
| 国際ロータリーの出版認可表示のある | 155 |
| 配布 | 12, 154, 157 |
| 国際主義強調 | 157 |
| 各国に関する | 10, 112 |
| 翻訳 | 155 |
| 分区代理 | 67, 302 |

| | |
|---------------------------------|------------------|
| ホ | |
| 「奉仕活動」ロータリアンの参加 | 41 |
| 奉仕, 世界社会 | 102 |
| 奉仕の理想 | 39, 99, 146, 275 |
| 褒賞 | |
| 意義ある業績賞 | 149 |
| 青年功績賞 | 176 |
| 法人印 | 47 |
| 法人化, クラブの | 47 |
| 法人化, クラブ活動の | 47 |
| 方針声明, ロータリーと他の団体 | 146 |
| 訪問ロータリアン報告カード, 解釈 | 305 |
| 法律, 国々の | |
| 批判 | 102 |
| クラブ定款に及ぼす影響 | 45, 223 |
| 募金, 大見出し資金募集活動, クラブによる参照 | |
| 保険 | |
| 自動車 | 97 |
| 責任 | 97 |
| 旅行 | 97 |
| 保証金 | |
| 財団職員 | 195 |
| 財団管理委員 | 270 |
| 事務総長及び財務長, 国際ロータリー | 230, 231 |
| 役員, ロータリー・クラブ | 294 |
| 補助金, 財団 | |
| 教育 | 159, 196~198 |
| 大学院課程奨学金 | 196 |
| 専門的訓練 | 196 |
| 大学課程奨学金 | 196 |
| 延期 | 198 |
| 候補者選考手続 | 197 |
| 目的 | 196 |
| 資格 | 196~197 |
| 研究グループ交換 | 199 |
| 無資格者 | 201 |
| 特別補助金 | 200 |
| 補助金, ロータリー財団の目的に添う活動への | 200 |
| 補助団体, 婦人の | 141 |
| ホテル一覧表 | 154 |
| 「ポール・ハリス準フェロー」 | 204 |
| 「ポール・ハリス・フェロー」 | 204 |
| 本部, 国際ロータリー, 大見出し事務局, 国際ロータリー参照 | |
| ム | |
| 無学, 成人 | 43 |
| 無地区クラブ | 8, 303 |

| | |
|----------------------------------|--------------------|
| の集団, 管理 | 14 |
| 規定審議会代表者 | 8 |
| 監督 | 8, 14 |
| メ | |
| 名称, 国際ロータリー | 132, 138 |
| 名称, グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー | 16 |
| 名称, ロータリアン | 132, 218 |
| 使用 | 135, 218 |
| 元ロータリアンによる | 129 |
| クラブ出版物名として | 137 |
| 名称, ロータリー | 132~143, 304 |
| 歴史 | 132 |
| 保護 | 134 |
| 使用 | |
| 少年クラブ | 142 |
| 建築関係 | 138 |
| 元ロータリアンによる | 129 |
| ロータリアンの非公式な友好グループ | 138 |
| 正, 不正な | 136 |
| 仮ロータリー・クラブ | 137 |
| 使用制限 | 266 |
| 商標 | 134, 266 |
| 公認されない | 137, 266 |
| 婦人の補助団体及び職業分類クラブ | 140~141 |
| 名称, ロータリー・クラブ | 82, 132, 275 |
| 変更 | 186, 285 |
| 脱会 | 224 |
| 名簿, 大見出し公式名簿参照 | |
| 名誉会員 | 120, 122, 227, 278 |
| 同時に正会員, 同一クラブ内 | 122 |
| 期間 | 280 |
| 選挙方法 | 227, 278, 296 |
| 外国政府代表者のための | 120 |
| ロータリー財団学友に対する | 122 |
| 特典 | 122, 227, 278 |
| 資格 | 227, 278 |
| 住所 | 227, 278 |
| ロータリー財団奨学生のための | 122 |
| 終結 | 280 |
| 名譽地区ガバナー | 78 |
| メモリアル・コントリビューター | 204 |
| モ | |
| 元会長審議会 | 12, 267 |
| 元会長, 国際ロータリー | |
| ロータリー財団管理委員として | 192, 269 |
| 審議会 | 12, 267 |

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 構成員, 規定審議会 | 8, 235 |
| 元役員, 国際ロータリー | |
| バッジ, 国際大会 | 55 |
| 会合 | |
| 国際大会における | 55 |
| 地区大会における | 74 |
| 国際大会における予約席 | 55 |
| 奉仕の利用 | 69 |
| クラブ訪問 | 71, 88 |
| 費用 | 34, 93 |
| 元ロータリアン, 不本意解散後 | 129 |
| 地位 | 129 |
| 元ロータリアンのグループ | 129 |
| 「最もよく奉仕する者, 最も多く報いられる」 | |
| 郵送名簿 | 39, 142, 302 |
| ヤ | |
| 役員, 国際ロータリー | 10, 216, 229, 303 |
| ロータリー事務上クラブ例会欠席 | 19 |
| 理事会に代って行なう権限 | 22 |
| バッジ | 133 |
| 候補者に関する宣伝 | 25 |
| 報酬 | 230 |
| 統御と管理 | 8, 227 |
| 理事, 大見出し理事会, 国際ロータリー参照 | |
| 地区ガバナー, 大見出し地区ガバナー参照 | |
| 任務 | 227, 230 |
| 選挙 | 52, 217, 229, 254 |
| 経費 | 88~95, 96~97 |
| 指名, 大見出し指名, 国際ロータリー役員参照 | |
| 昇任順序 | 10 |
| 会長 (大見出し会長, 国際ロータリー参照) | |
| 資格 | 229, 254 |
| 罷免 | 227 |
| 報告 | 10, 11, 148, 230 |
| 保証金 | 230, 231 |
| 任期 | 11~12, 63, 230 |
| 名称 | 216 |
| 他団体に関連しての | 26, 136, 145 |
| ロータリー徽章の使用 | 133 |
| 欠員 | 230 |
| クラブ訪問, 大見出しロータリー・クラブ訪問参照 | |
| 役員, ロータリー・クラブ | 278, 289, 303 |
| バッジ | 133 |
| 任務 | 290 |
| 選挙 | 289 |
| 次期会長, 地区協議会に出席 | 13, 32, 72, 255 |
| 会合 | 34, 289 |

| | |
|----------------------------------|--------------------|
| 指名 | 289 |
| 資格 | 279 |
| 再選 | 33 |
| 選択 | 33 |
| 保証金 | 294 |
| 任期 | 33, 279 |
| 欠員 | 289 |
| 雇主-使用人関係 | 209 |
| ユ | |
| “Yours Rotarily” 字句の使用 | 139 |
| USCB, 解釈 | 305 |
| 友好グループ, 非公式の | 138 |
| 優賞牌, クラブ例会出席 | 20 |
| 郵送名簿 | |
| ロータリアンの | 140 |
| 公式名簿の使用 | 139, 154 |
| 郵便投票 | |
| 国際ロータリー理事会 | 22, 244 |
| クラブによる理事ノミニー選択方法 | 24~25 |
| 執行委員会 | 22 |
| 立法, クラブによる | 238~239 |
| 指名 | |
| 理事会 | 247~249 |
| 規定審議会 | 236 |
| 地区ガバナー | 260 |
| ロータリー財団管理委員会 | 194 |
| 有望会員, クラブ例会に招待 | 128 |
| 輸送委員会, 大見出し国際大会, 国際ロータリーの輸送委員会参照 | |
| ヨ | |
| 予算, 国際ロータリー | 89, 264, 266 |
| 作成, 財務委員会による | 89, 264 |
| 予算, ロータリー・クラブ | 294 |
| 「四つのテスト」 | 151, 208 |
| ヨーロッパ, 北アフリカ及び東地中海地域 | 301 |
| クラブ名簿 | 154 |
| 国際共同委員会 | 110 |
| ラ | |
| ラテン・アメリカ, 大見出しイペロ・アメリカ参照 | |
| ラテン語, ロータリー標語 | 143 |
| リ | |
| 理事, 大見出し理事会参照 | |
| 理事指名委員会 | 24, 25~26, 249~253 |
| 構成 | 249 |
| 会合 | 251 |

| | | | |
|-----------------|-------------------------|------------------------------|-------------------|
| 決定に対する外部の影響 | 26 | 欠員 | 11, 228 |
| 手続 | 249~253 | 投票, 通信による | 22, 228, 229 |
| 定足数 | 252 | 夫人の経費 | 93, 96 |
| 報告 | 252 | 理事会, ロータリー・クラブ | 278, 289, 300 |
| 任期 | 249 | 提訴, 決定に対し | 279 |
| 同点得票 | 249 | 選挙 | 289 |
| 欠員 | 251 | 採決の方法 | 291 |
| 理事指名のためのゾーン | | 職務上の理事会員 | 289 |
| ANZAO | 246 | 聴問 | 279, 281 |
| バーミューダ | 244 | 会合 | 34, 35, 289, 291 |
| CENAEM | 245 | 指名 | 289 |
| イペロ・アメリカ | 245 | 定足数 | 291 |
| アメリカ合衆国 | 244 | 任期 | 33, 279 |
| 理事会, 国際ロータリー | 8, 22~26, 216, 227, 300 | 欠員 | 289 |
| 提訴, 決定に対し | 224, 227, 228 | 理事会に対する建議案 | 117 |
| 郵便投票 | 22, 244 | 立法(大見出し規定審議会, 規則制定, 決議も併せ参照) | 113~118 |
| 議長 | 8, 10, 216 | クラブの投票 | 238~239 |
| 報酬 | 230 | 「撤回と見做す」 | 300 |
| 構成 | 3, 216 | 非常事態 | 114, 231 |
| 統御と管理 | 8, 216, 227 | 提出 | |
| 決定 | 22 | 小冊子 | 114 |
| 任務 | 8, 216, 227 | 提出の様式と方法 | 116~117, 218, 231 |
| 理事エレクト, 暫定理事会にて | 10, 228 | 理事会の方針 | 23 |
| 選挙 | 8, 11, 229, 254 | 地区大会における発表 | 74 |
| 執行委員会 | 8, 22, 228 | 立法案集 | 114 |
| 経費 | 91 | 立法案提出方法 | 116~117 |
| ノミニー | 91 | 立法案提出様式 | 116 |
| 支出報告 | 94 | 立法機関, 国際ロータリーの | 7, 113, 171, 218 |
| 聴聞会 | 224, 227 | 立法手続 | 231 |
| 決定権限 | 228 | 旅行, 貸切飛行機, 団体用 | 97 |
| 会合 | 227 | 旅行, 海外, ロータリー関係の青少年による | 108 |
| 建議案 | 117 | 旅行, 国際ロータリー会長及び理事の | 23 |
| 指名 | 24~25, 243~253 | 旅費 | |
| 国際大会において | 246~247 | 航空 | 95 |
| 郵便投票 | 24, 248 | 自動車 | 95 |
| 指名委員会手続 | 249 | バス | 95 |
| ゾーン | 24~25 | 方針 | 94 |
| ノミニー, 選択方法 | 24~25, 26, 243~253 | 鉄道 | 95 |
| 権限 | 216, 227, 228 | 国際ロータリー資金 | 96 |
| 委任 | 8, 22 | 特別代表, CENAEM | 93 |
| 立法案に関する方針 | 23 | 船 | 95 |
| 資格 | 229, 254 | 銀行預金の使用 | 96 |
| 定足数 | 228 | | |
| ロータリー財団との関係 | 193 | | |
| 幹事 | 216 | | |
| 任期 | 11, 12, 228~229 | ル | |
| 委員会に関する検討 | 38 | | |
| 旅費 | 91 | レ | |
| 旅行 | 23 | 例会欠席 | 18~21, 294 |

| | | | |
|---------------|---------------------------|--|------------------------|
| 州議会への強制的出席のため | 20 | 特色 | 146 |
| 陪審員の職務 | 20 | 道徳律 | 210, 266 |
| 賜暇 | 21, 294 | 色 | 133, 138 |
| 病気又は傷害による | 282 | ロータリー徽章に使用 | 133, 138 |
| 例会出席 | 18~21, 281~282, 292, 299 | 営利化 | 138 |
| 欠席 | | 社会奉仕活動の方針 | 39~41 |
| 州議会への強制的出席のため | 20 | 解釈(大見出し名称, ロータリーを併せ参照) | 304 |
| 陪審員の職務等のため | 20 | 地区における諸活動 | 76 |
| 訪問ロータリアンの | 21 | 教育 | 35, 146, 147, 304 |
| 競争 | 18~20 | 徽章, 大見出し徽章参照 | |
| 非公式の会合, 出席不承認 | 20 | 拡大, 大見出しロータリー拡大参照 | |
| 賜暇 | 21, 294 | 旗 | 138 |
| 他クラブにて補填 | 18~19 | 創始者 | 302 |
| 欠席 | 281 | ロータリー奉仕4部門 | 302 |
| 報告 | 18, 19, 20, 265, 290, 299 | 基本的特色 | 82, 146 |
| 60%規定 | 18, 282 | 奉仕の理想 | 39, 99, 100, 101 |
| 例会の取消し | 19, 34, 275, 290 | 情報 | 35, 146, 147, 304 |
| 例会における酒類飲用の可否 | 35 | 委員会, 大見出し委員会, ロータリー・クラブ特に, ロータリー情報委員会, ロータリー・クラブ参照 | |
| 「レビスタ・ロータリア」 | 151, 304 | 国際青少年交換プログラム | 105 |
| 略字 | 304 | 文献, 大見出し文献, 国際ロータリー参照 | |
| 顧問 | 153, 299 | 標語 | 39, 142, 201, 302, 305 |
| 経費 | 93 | 名称, 大見出し名称, ロータリー参照 | |
| 予約購読 | 91, 153 | 綱領 | 7, 146, 158, 215, 275 |
| 連合地区大会 | 73, 256 | 後援者 | 78 |
| 連合奉仕クラブ会合 | 34, 42 | 計画, 大見出しロータリーの計画参照 | |
| | | 一般社会に周知 | 159 |
| | | 関係 | |
| | | 商業会議所との | 42 |
| | | 政治問題に対する | 99~100, 144 |
| | | 宗教との | 34, 144 |
| | | 歯車, 解釈(大見出し徽章も併せ参照のこと) | 304 |
| | | 「ロータリー」解釈(大見出し名称, ロータリーも併せ参照) | 304 |
| | | 「ロータリアン」 | |
| | | 解釈 | 132 |
| | | 名称の使用 | 135, 137 |
| | | ロータリアン, 母国との関係 | 102, 144 |
| | | ロータリアンの一覧表, 商用のための | 140, 154 |
| | | 「ロータリアン誌」, 大見出し雑誌, 国際ロータリー参照 | |
| | | ロータリアンの子女 | |
| | | 親切に | 108 |
| | | 資格証明書を | 106, 131 |
| | | ロータリーの基本的特色 | 82, 146 |
| | | ロータリアンの住居又は事業場がクラブ区域境界内 | 119 |
| | | 発祥地 | 300 |

ロータリアンの住居又は事業場がクラブの存在する
市の行政区域内 120, 216
ロータリアンの特質 99~100
ロータリー以外の企画承認、支持
ロータリー・クラブによる 40, 47, 144, 283
国際ロータリーによる 42, 141
ロータリー以外の奉仕クラブ、大見出し他の団体参
照
ロータリー海外奉仕篤志家プログラム 104
ロータリー流大 79~88, 302
大都市にアディショナル・クラブ 84, 223
クラブ加盟承認委員会 86
地区ガバナー補助者 81, 85, 92, 302
委員会 79
他の団体のある地域社会 86
ロータリー・クラブなき国又は地理的地域 79
地区ガバナーによる 71, 79
経 費 82, 92
国際協議会にて 88
方 針 79
有望地方 80
似クラブ 82, 86
特別代表 81, 88, 305
スポンサー・クラブ 81, 82, 84, 305
調 査
クラブ内 125
ロータリー記念日、遵奉、クラブによる 33
ロータリー研究会
解 釈 304
地域的 147, 304
ロータリー・クラブ会費 84, 223, 279, 291, 299, 301
徴 収 294
最 低 84
不 払 280
ロータリー・クラブ入会金 84, 279, 291, 299, 301
徴 収 294
最 低 84
再入会 279, 280
ロータリー・クラブ訪問
地区ガバナーの 63, 65, 71, 159
教育補助金学友の 198
直前ガバナーの 71
詐欺師の 21
現及び元国際ロータリー役員の 71, 88
経 費 33
国際ロータリー会長及び理事の 23
来訪ロータリアンの 21
競 争 18
国家間の 110

食事費支払 21
会員証明カード提出 21, 131
自クラブへの報告 19, 21, 305
新クラブへ 71
ロータリー・クラブの構成 13
ロータリー財団 189~206, 218, 268~270, 304
活 動 196
管 理 193~196, 268~270
予 算 194
規 定 193~196
会計監査 195
補助金
教 育 159, 196~198, 304
大学院課程奨学金 196, 197, 198
専門的訓練 196, 197, 198
大学課程奨学金 196, 197, 198
延 期 198
候補者選考手続 197~198
日 的 196
資 格 196, 197
研究グループ交換 199~200
無資格 201
特別補助金 200~201
銀行預金 195
遺 贈 203, 218, 268
募金運動 201
財団管理委員会の委員会 192~193
寄 付 202
所得税の免除 191
入会申込又は会員証明カード等に 131, 202
表 彰 203~204
信託の宣言 189~190
地区委員会 204~206
教育補助金学友
クラブ及び地区大会出席 198
教育補助金受領者
顧 問 198
資金支出の目的 190
基本財産からの支出 191
奨学金学友
クラブの名誉会員 122
財 政 194~196
投資する権限 195
会計年度 194
贈 与 203, 218, 268
大学院課程奨学金 196, 197, 198
補助金
目的に添う活動のための 200~201
ロータリー文献発行のための 157

研究グループ交換 199~200
収入及び支出 194
資金の投資 195
法的地位 189
目 的 192
クラブ及び地区のパーセンテージ順位 203
資金支出目的 190
資金募集 201
戦災者の救助 165
奨学金 196~198
大学課程の勉強のための 196, 197, 198
事務長 194
財務報告 195
の目的に添う活動への特別補助金 200
保証金 195
職 員 270
管理委員 270
専門的訓練補助金 196, 197, 198
救済資金の流用 165
会 計 194
副会計 196, 197, 198
大学課程奨学金 204
週 間 192, 268~270
ロータリー財団管理委員会 193
年次総会 192, 269
任 命 194
郵便による投票 269
委員長 192
委員の任命 192
管理委員が構成する委員会 194
会 合 269
報 酬 192
実行委員会 193
財務及び投資委員会 193
財団プログラム委員会 194
会 合 193
ロータリー財団との関係 195
報 告

責 任 193
保証金 270
任 期 192, 269
欠 員 192, 269
「ロータリー財団のオノラリー・フェロー」 204
「ロータリー財団の友」 203
「ロータリー財団のポール・ハリス・フェロー」 204
「ロータリー財団の目的」 192
ロータリー情報委員会、ロータリー・クラブ 35, 126, 291, 293
ロータリー道徳律 210, 266
ロータリーに関する一般情報（大見出し広報を併せ
参照） 159
ロータリーの営利化 138
ロータリーの計画 146~150
推 進
雑誌ロータリアンによる 151
ロータリーの後援者 78
ロータリーの後援者としての王族 78
ロータリーの綱領（大見出しロータリーの計画も併
せ参照） 7, 146, 158, 213, 275, 303
会員による承諾 284
ロータリーの雑誌週間 153
ロータリーの創始者、解釈 302
ロータリーの街車、解釈 304
ロータリー標語 39, 142, 201, 302, 305
ロータリー文献の翻訳 155
ロータリー奉仕の四大部門 302
ロータリー類似の団体、大見出し他の団体参照
ロバートの議事規則 267
論争、クラブ 284
論争問題 100, 144, 210, 284

ワ
若い人
入会勧誘を強調 127
ロータリー・クラブの会員に 129

| |
|---------|
| 00.12 |
| |
| ロタリー資料室 |

1190

